平成23年第3回志布志市議会定例会

目 次

第 1	号(9月9	9日)		頁
1.	議事日程・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	14
2.	出席議員氏	5名・・・・・・・・・		15
3.	欠席議員日	6名・・・・・・・・・	•••••	15
4.	地方自治法	法第121条の規	定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5.	議会事務局	岛職員出席者 •		15
6.	開会・開	議		16
7.	日程第1	会議録署名詞	養員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
8.	日程第2			16
9.	日程第3	報告		16
10.	日程第4	議案第51号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・	16
11.	日程第5	議案第52号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について・・・・	17
12.	日程第6	議案第58号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
13.	日程第7	議案第59号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
14.	日程第8	議案第53号	志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する	
			条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
15.	日程第9	議案第55号	志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
16.	日程第10	議案第54号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部	
			を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
17.	日程第11	議案第56号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
18.	日程第12	議案第57号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につい	
			T	67
19.	日程第13	議案第60号	損害賠償の額を定め、和解することについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
20.	日程第14	議案第61号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
21.	日程第15	議案第62号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算	
			(第 1 号) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
22.	日程第16	議案第63号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算	
			(第1号)	84
23.	日程第17	議案第64号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)・・・・	85
24.	日程第18	議案第65号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)・・	85
25.	日程第19		平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)・・・・	86
26.	散 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	87

	2号(9月12日)	
1.	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
2.	The state of the s	86
3.	欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
5.		86
6.	開 議	90
7.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
8.	日程第 2 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	鶴迫 京子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	坂元 修一郎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	西江園 明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9.	延 会	151
	3号(9月13日)	
1.	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	The state of the s	
3.		
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.	議会事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
6.	開 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8.	日程第 2 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	小野 広嗣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	立山 静幸 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	岩根 賢二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	小園 義行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9.	散 会	224
	1号(9月14日)	
	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.	出席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226
3	欠席議員氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	226

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・ 226

			••••••	
6.	開 議•••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		227
7.	日程第1	会議録署名詞	議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
8.	日程第2	一般質問・・・		227
		福重 彰史・		227
		下平 晴行・		246
9.	散 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		256
年 6	5号(9月3	00)		
				257
2.				
3.				
4.			定により出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5.				
6.				
7.	日程第1		議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8.	日程第2	議案第51号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・	
9.	日程第3	議案第52号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について・・・・	
10.	日程第4	議案第58号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	271
11.	日程第5	議案第59号	財産の無償貸付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12.	日程第6	議案第53号	志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する	
			条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	274
13.	日程第7	議案第55号	志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	275
14.	日程第8	議案第54号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部	
			を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	276
15.	日程第9	議案第57号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につい	
			T	277
16.	日程第10	議案第60号	損害賠償の額を定め、和解することについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	278
17.	日程第11	議案第61号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	279
18.	日程第12	議案第62号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算	
			(第1号)	289
19.	日程第13	議案第63号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算	
			(第1号)	290
20.	日程第14	議案第64号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)・・・・	291
21	日程第15	議室第65号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)・・・	292

22.	日程第16	議案第66号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号) ••••	293
23.	日程第17	陳情第6号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書・・・・	294
24.	日程第18	陳情第7号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書・・・・	294
25.	日程第19	発議第8号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する意見書の	
			提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	296
26.	日程第20	報告第3号	平成22年度志布志市健全化判断比率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	297
27.	日程第21	報告第4号	平成22年度志布志市資金不足比率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	298
28.	日程第22	認定第1号	平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・	299
29.	日程第23	認定第2号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	
			について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	308
30.	日程第24	認定第3号	平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ	
			<i>い</i> て······	308
31.	日程第25	認定第4号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	308
32.	日程第26	認定第5号	平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ	
			いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	308
33.	日程第27	認定第6号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に	
			ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	308
34.	日程第28	認定第7号	平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歲入歲出決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	308
35.	日程第29	認定第8号	平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ	
			<i>い</i> て······	308
36.	日程第30	認定第9号	平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について・・	308
37.	日程第31	議案第67号	平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	313
38.	日程第32	閉会中の継続	長審査申し出について	
		(産業建設常	名任委員長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	313
39.	日程第33	閉会中の継続	売調査申し出について	
		(総務常任委	受員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営	
		委員長)・		314
40.	閉 会…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		314

平成23年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

1. 云别口住			
月日	曜日	種別	内容
9月 9日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	本会議	一般質問
13日	火	本会議	一般質問
14日	水	本会議	一般質問
15日	木	休 会	
16日	金	休 会	
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	(敬老の日)
20日	火	委員会	(各常任委員会)
2 1 日	水	休 会	(文教厚生常任委員会)
22日	木	休 会	
2 3 日	金	休 会	(秋分の日)
24日	土	休 会	
2 5 日	日	休 会	
26日	月	休 会	
27日	火	休 会	
28日	水	休 会	
29日	木	休 会	
30日	金	本会議	委員長報告・採決 平成22年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

名 番号 事 件 議案第51号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第52号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第53号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい 7 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 議案第54号 制定について 志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について 議案第55号 議案第56号 工事請負契約の締結について 議案第57号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 議案第58号 財産の無償譲渡について 財産の無償貸付けについて 議案第59号 損害賠償の額を定め、和解することについて 議案第60号 議案第61号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号) 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第62号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第63号 議案第64号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号) 議案第65号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号) 議案第66号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号) 議案第67号 平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について 大型牧場みらいファーム建設反対に関する陳情書 陳情第5号 陳情第6号 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書 陳情第7号 発議第8号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉参加反対に関する意見書の提出について 報告第3号 平成22年度志布志市健全化判断比率について 報告第4号 平成22年度志布志市資金不足比率について 認定第1号 平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第3号 平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 認定第4号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について 認定第7号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について 認定第8号

認定第9号 平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について 閉会中の継続審査申し出について

(産業建設常任委員長)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3.一般質問

質問者	件	名	要	公田	質	問	の
貝 円 石	11	11	女	Ħ	相	手	方
1鶴迫京子	1 さゆり保っ	育所の	(1) さゆり保育所の平成20	年以降の経緯につい	市		長
	民間移管に	ついて	て、平成21年度は移管作	業を見送り、平成22			
			年度は城南保育所の民間	移管の状況を保護者			
			に見てもらう意味で作業	を進めなかったとい			
			うことである。平成22年	度の城南保育所の検			
			証を保護者アンケートを	取る等、市として実			
			施したか。1年間待った	結果は。			
			(2) 平成23年7月27日、み	どり・さゆり合同意			
			見交換会が城南保育園保	護者会も交え実施さ			
			れているが、その状況、	結果は。			
			(3) 7月29日のさゆり保育	所保護者会に対する			
			受託希望の4法人・1個	人のプレゼンテーシ			
			ョンの状況、結果は。				
			(4) 8月4日、10日の選考す	委員会の構成委員は。			
			また、8月4日配布の関	係資料の中身は。			
			さらに、4法人・1個	人の提出書類の中身			
			は。				
			選考委員が公平・公正	に議論できるよう熟			
			読する期間があったと考	えるか。			
			(5) 8月8日、さゆり保育	所保護者会主催によ			
			る受託希望者との意見交	換会の内容を示せ。			
			(6) 8月10日、4法人・1	個人のプレゼンテー			
			ションの質疑・応答の状	況は。			
			(7) 選考委員中、保護者代	表が2名である。こ			
			の2名のほかの保護者の	意見も十分に反映さ			
			れたと考えているか。選	考方法は投票か、起			
			立採決か。具体的に決定	までの内容を示せ。			
			(8) 社会福祉法人、医療法	人、団体、会社では			
			なく今回初めて1個人に	移管先が決定した。			
			決定に至った理由は。				
			(9) 1個人で良とすれば、	なぜ市民を対象に広			
			く公募しなかったのか。	公募の在り方に問題			
			はなかったと考えるか。				

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1鶴迫京子	1 さゆり保育所の	(10) 移管先の受託募集広告は、平成20年10月10	市長
	民間移管について	日から24日までの公告と違いがあるのか。あれば内容の違いを示せ。	
		(11) 今回、公告どおりの選考、決定が実施でき	
		たと考えているか。	
		(12) 財産の無償貸付け、無償譲渡まで半年間し	市長
		かないが、保育園の経験や実績がない1個人	
		で引き受けて民間移管の目的が達成でき、大	
		事な乳幼児期の保育が十分にできると考えて	
		いるか。	
2 坂元修一郎	1 地域産業振興に	(1) 東北での原発事故は安心・安全をもとに行	
	ついて	ってきた日本の生産基盤を大きく崩そうとし	
		ている。農業を主幹とする本市が取り組むべ	
		き施策と方向性について問う。	
		①原発事故に伴う放射能汚染と流通による汚	市長
		染が全国に広がり、風評被害による国内消	教育委員長
		費や海外輸出に大きな影響が出ているが、	
		本市への影響と農業生産の取り組み、また	
		学校給食の食材の安全性について問う。	
		②被災した東日本を補うべき責務が西日本に	市長
		はあり、港開発や道路の整備に伴い、本市	
		の担う役目はますます大きくなる。これか	
		らの日本の食糧基地として地域産業の連携	
		と活性化をどう進めていくか。	
		③これまでの国策において雇用の場や若者の	市長
		流出など地方が失ってきたものは多いが、	
		本市には過疎化を打開すべき恵まれた環境	
		が整いつつある。地域の有利性を生かした	
		雇用の創出と定住促進のための方策はある	
		か。	

質問者	件名	要旨	質相	 問 手	の方
3 西江園 明	1 地域情報通信基	(1) 裁判になった経緯をいつ、広報誌に掲載す	市	,	長
	盤整備推進事業に	るのか。			
	ついて	(2) 端末機を企業などに設置はしないのか。			
		(3) 弁護士費用について			
		①報償費について			
		②議会への説明はいつしたのか。			
		(4) 現弁護士と契約に至った経緯を問う。			
		(5) 3月までの申請漏れの人に対しての申請書			
		様式について			
4小野広嗣	1 議案上程の姿勢	(1) 本田市政5年8か月の間に、上程した議案	市		長
	について	の撤回をはじめ、反対多数や全会一致による			
		議案の否決などが多々あった。今回も保育園			
		の民間移管に関する議案など、疑義を呈せざ			
		るを得ない提案がなされている。そこで議会			
		への議案上程に関する市長の姿勢について問			
		う。			
	2 公的不動産の有	(1) 今後の地方自治体は、財政の健全化に向け、	市		長
	効活用について	公的不動産を経営的な観点から捉え、賃貸運			
		用や売却などを含めた有効活用や最適化を図			
		っていく必要がある。本市でも地方公共団体			
		における公的不動産の適切なマネジメント			
		(PRE戦略)を導入すべきではないか。			
	3 高齢者福祉につ	(1) 本市では、一人暮らし高齢者の実態や、認	市		長
	いて	知症患者の実態についてどのような認識を持			
		ち、施策を講じようとしているのか。			
		(2) 今後、認知症高齢者の増加に伴い、はいか			
		い高齢者も増加することが予測される。はい			
		かいによる事故を未然に防止するための対策			
		について問う。			
		(3) 厳しい雇用情勢の中、高齢者の就労はます			
		ます困難になってきている。市として新たな			
		高齢者の雇用を創出する取り組みを検討すべ			
		きではないか。			

質問者	件名	要旨	質 問 の 相 手 方
4小野広嗣	4 防災対策について	(1) 東日本大震災を受けて、文部科学省は全国 の学校施設を地域の防災拠点として整備して いく方針を打ち出した。本市の学校施設の防 災機能強化に向けた今後の取り組みについて 問う。	教育委員長
5立山静幸	 畜産振興について 	(1) 全国和牛能力共進会が、平成24年10月長崎県で開催される。市では平成22年度から和牛五輪に向けた取り組みを実施しているが、現在までの取り組みと、今後の取り組みはどうなっているか。①第7区の種牛群「鉄平号」の産子候補と肉牛群の産子候補の選考状況はどうなっているか。②平成22年度予算に計上され実施済みである全共出品強化対策事業における「鉄平号」の人工授精支援の実績を問う。 ③平成23年度予算に計上している全共出品強化対策事業の「鉄平号」及び県有牛「金幸福号」の全共出品候補牛について、畜産農家の購入意欲を問う。	市
	2 農業振興について	(1) かんしょ新品種への早急な普及拡大を図る ため、でんぷん用「こなみずき」と焼酎用「サ ツママサリ」の種芋の確保はどうなっている か。	市長
6岩根賢二	1 墓地の管理運営 について	(1) 市営墓地の管理運営はどのように行われているか。 民間の共同墓地では、合併後、特に水道料 金が高負担になっているが、料金体系を見直 す考えはないか。	市長
	2 道路行政について	(1) 市道604号(吉村・牧ノ内1号線)と市道654 号(野吉東・吉村線)及び県道(志布志有明線) が交わる所(慰霊塔下付近)は変則的な交差 点になっており、歩行者、車両とも通行しに くい状態である。これを改良する考えはない か。	市長教育委員長

質問者	件名	要旨	質 問 の 相 手 方
6岩根賢二	2 道路行政につい て	(2) 市道8号(昭和・弓場ヶ尾線)の上昭和地区は、歩道改良が中断しているようだが、今後の見通しはどうか。 (3) 市道18号(大黒・吹上線)の文化会館付近の道路改良をして、駐車場を一体化する考えはないか。	市長教育委員長
7小園義行	1 職員適正化計画について	(1) 目的に財政上の問題が述べられているが、 その事に対する考え方と、自治体の在り方の 思いを問う。(2) 嘱託職員の待遇改善はどう検討されたの か。(3) 嘱託職員の障害者雇用は検討されているの か。	市長教育委員長
	 児童福祉について 	(1) 保育所の民間移管について問う。 (2) 新システムの導入が計画されている。公的 責任を含め考え方を問う。	市長教育委員長
	3 国保税について	(1) 納税の猶予や減免について問う。	市 長
	4 健康増進法について	(1) それぞれの施設についての対応はどうか。(2) 市民や職員への啓発についてどう対応されているか。	市長教育委員長
8福重彰史	1 道路行政につい て	(1) 都城志布志道路及び東九州自動車道の進捗 状況と今後の見通しを示せ。(2) 県道柿ノ木・志布志線、弓場ヶ尾地区の整 備計画の見通しを示せ。	市長
	2 防災と節電につ いて	(1) 避難所(施設)の安全確保は大丈夫か。 (2) 公的施設の節電対策を示せ。	市 長
	3 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 行政告知放送の内容について、どのように考えているか。また時報についての考え方を問う。(2) BTVの全ての加入契約者に対して設置がなされているか。	市 長

6F BB →	[th	要	質	問	0)
質問者	件 名	要	相	手	方
9下平晴行	1 地下水保全条例	(1) 市民生活にとってかけがえのない資源であ	市		長
	の制定について	る地下水を将来にわたって享受できるよう、			
		水質・水量の両面から地下水の保全を図るこ			
		とにより、飲料水その他市民生活に必要な水			
		を確保するために地下水保全条例の制定はで			
		きないか。			
	2 開発公社が販売	(1) 分譲地が陥没したために、住宅が傾いたり、	市		長
	した分譲地の陥没	外壁等にひびが入ったりして住民に大変な不			
	対策について	安と迷惑を掛けている。現在ボーリングをし			
		て調査中であるが今後どのような対策をして			
		いくのか。			
		(2) 他の分譲地ではこのような事案はないか。			
	3 支所の業務の在	(1) 市民の要求を早急に解決するため、建設課	市		長
	り方について	と産業振興室を産業振興課に統合すべきであ			
		るがどうか。			
	4 携帯電話の難聴	(1) 四浦校区の携帯電話の難聴地区について問	市		長
	地区について	う。			

平成23年第3回志布志市議会定例会(第1号)

期 日:平成23年9月9日(金曜日)午前10時09分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第51号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第52号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第58号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 議案第59号 財産の無償貸付けについて
- 日程第8 議案第53号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第9 議案第55号 志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第54号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第57号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第13 議案第60号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第14 議案第61号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第62号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第63号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第64号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第65号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第66号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番藤後昇一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇 作

18番 東 宏 二

20番 上 村 環

2 2 番 丸 﨑 幹 男

24番 野 村 公 -

欠席議員氏名(0名)

-0-

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

 情報管理課長
 徳 満 裕 幸

 財 務 課 長
 野 村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史

畜産課長 山田勝大

 松山支所長
 溝口
 敏久

 水道
 課長
 木佐貫
 一也

農業委員会事務局長堀苑智之

学校教育課長 金 久 三 男

副市長総務課長

清溝

藤修

溝 口 猛

企画政策課長 武石裕二

港湾商工課長 萩 本 昌一郎

税務課長 小辻一海

保健課長 若松光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長中迫哲郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事務局長

今 井 善 文

調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長

仮 重 良 一

議事係

武 田 賢一郎

午前10時09分 開会 開議

〇議長(上村 環君) ただいまから、平成23年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(上村 環君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの22日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの22日間に決定しました。

日程第3 報告

〇議長(上村 環君) 日程第3、報告を申し上げます。

昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第5号、 陳情第6号及び陳情第7号につきましては、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人志布志市農業公社から平成22年度 事業報告及び決算書、平成23年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育の教育行政の組織及び 運営に関する法律第27条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委 員会点検・評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。 参考にしていただきたいと思います。

日程第4 議案第51号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上村 環君) 日程第4、議案第51号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例 の延長、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の 貸家住宅に係る固定資産税の減額措置の延長等の措置が講じられたため、これらの措置に関する 規定を改正するものであります。

内容につきましては、附則第8条の改正が、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行った上、その適用期限を平成27年度まで延長することとされたため、「平成24年度」の字句を「平成27年度」に改めるとともに引用条項を改めるもの、附則第10条の2の改正が、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで延長することとされたため、同法の引用箇所を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成23年10月20日から施行し、一部の規定は 平成25年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **○19番(小園義行君)** 第8条のここに該当する事業者が本市でどれぐらいあるのかですね、教えていただきたい。

そして、第10条、この高齢者向けのこうした登録されてる住宅が本市でどれぐらいあるのかですね、ちょっと教えてください。

○税務課長(小辻一海君) お答えいたします。

この今の改正に当たります畜産農家は、本市に当たりましては、該当するところは今のところ ありません。

それと、住宅の方についても今のところないということでございます。

以上でございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会へ付託いたします。

日程第5 議案第52号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第5、議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。 本案は、さゆり保育所の民間移管に伴い、同保育所の市立保育所としての供用を廃止するもの であります。

内容につきましては、第2条の表、さゆり保育所の項を削るものであります。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、小野広嗣君から発言通告書が提出されておりますので、まず小野広嗣君の質疑を許可します。

O13番(小野広嗣君) ただいま議長より発言許可がありましたので、ただいま市長より提案されました議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正するこの条例の制定について、質疑をしてまいりたいと思います。

今回の民間移管に当たりましては、さゆり保育所の役員や保護者の皆さんもそれぞれの立場で、 一生懸命このことに当たってこられたと思います。

また、議会人の立場としては、この議案を可とするも否とするも今後その責任をずっと問われるわけでありまして、そういった観点からも疑義を感ずることに関しては、その疑義が晴れるまでしっかりと質疑を展開して、そして、そのことを参考にしながら賛否を決めたいというふうに思っております。

そういった観点から今回の提案理由が、「さゆり保育所の民間移管に伴い、同保育所の市立保育所としての供用を廃止する必要がある」となっておりますので、当然、移管先に関する質疑も含まれますが、それも含めて議長の許可を得ておりますので、以下10点にわたって質疑をいたします。

一つ目、今回のさゆり保育所の民間移管に関する選考委員会の結果を受けて、市長はそれをどのように受け止めて今回の議案上程となったのか。

二つ目、5か所からの応募のうち社会福祉協議会と個人が参加していることに関しまして、市 長、また選考委員長である副市長の率直な感想を述べていただきたい。

三つ目、本年3月まで福祉課長として民間移管にも関係し、多くの情報を得ていた人が、3年を残して突然退職し、さらにはすぐに今回の公告に応募をし、その結果、その人に決定を見たという今回の結果には、皆一同驚いております。

議案上程により、更に大きなハレーションが起こることを市長は想定しなかったのか、お聞きをしたいと思います。

四つ目、市が平成23年度保育所民間移管に伴う保護者説明会資料としてQ&Aを作っております。そのQ&Aの6では、新しい運営先と保護者との話し合いの時期について、このまま民間移管を進めた場合、12月議会で議決が得られた時点で引き受け法人が決定するので、来年1月頃に市を交えた三者で説明会を開催する運びとなると、そういったことを想定をいたしております。

これは4月時点での想定であります。なぜ、当局からも保護者からも、窮屈なスケジュールの中で進めていくことになるという発言がなされておりますが、今回どのような経緯でそういった

運びとなったかお示しをいただきたい。

5点目、平成23年7月11日に開催された保護者説明会の質疑の中でも、「急ぎすぎるのではないか」と、「4月の説明を受けてからこれまでの間で、誠に急で驚いている」との発言もあり、保護者とまた保護者役員の皆さんとの意見の相違も見られるようであります。

また、その後の質疑で、その時点までの情報として当局は、「引き受け手は2か所であり、個人 も入っています」と述べています。実はこの個人の参入に便宜を図るために当局はスケジュール を前倒しして急いだのではないかと、そのことに対して答弁を求めます。

6点目、私どもに添付された平成23年度保育所民間移管に伴う保護者説明会資料によりますと、受託先法人の候補・決定について、市としても最大限の努力をし、また、可能法人への働き掛け等も今後進めていくとしていますけれども、その後、法人へどのように最大限の努力を払い、どのような働き掛けを行ったのかお示しをください。

七つ目、新たに応募枠を個人にまで広げるのであれば、応募期間をもう少し長くとり、広く市 民にも周知が行き届くようにもっと丁寧に公告をするべきではなかったのか、この件もお示しを ください。

八つ目、4団体と1個人が今回応募をして、今回の決定に至ったその最大の要因は何だったのか。今回の選考基準や応募者のプレゼンの内容も議会は知らされずに、選考委員会の結果だけで議会に議決を求めるのは、誠に判断材料不足であります。議会軽視ではないかと思います。これまでの議会での議論を市長はどのように受け止めて今回の提案となったのか、お答えを求めます。

九つ目、民間移管の一つの方向性として、保育行政に関する多様な住民ニーズに対応するためには、民間の活力、ノウハウ、経験が必要とされておりますが、今回の応募者はあくまでも個人であり、経験は未知数であるようであります。これはあくまでも添付された資料による判断であります。

そして、社会福祉法人格を取得予定と議案に付記してありますが、予定はあくまでも予定であって、そのような予定とした議案で議会に議決を求めるのは、議会軽視もはなはだしいのではないか。このような議案では審議ができない、そのように思いますが、市長のお考えを求めます。

最後になりますが、10点目、先のQ&Aの14では、保護者の意見は選考委員会に報告され、法人選考に反映されるとして、その上でさゆり保育所父母の会の会長が、父母の会会員に配付した文書では、民間移管に関しては、父母の会の意見が最大限に反映されると記されております。確かに父母の会の意見を尊重することも大切ではありますが、しがらみに影響されない大所高所からの判断が選考委員会には求められるのではないでしょうか。何のために選考基準が策定されているのか。その点もお示しをください。

以上であります。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

まず1番目の御質問に対する答弁でございます。

選考委員会の結果を受けて、私がどのようなふうに受け止め今回の上程になったかということ

でございます。

お答えいたします。

松山地区の公立保育所2園、みどり、さゆりの民間移管につきまして、22年度中に移管された 城南保育園の状況を保護者の方々に見ていただいて、考えてもらう意味合いで考えてもらい、本 年度より保護者の方々との移管に向けた協議を開始するよう指示をしたところでございます。

それを受けまして、さゆり保育所保護者会から、24年4月移管スタートの希望がある旨の報告を受け、7月から移管先公募、プレゼン、選考委員会と、短期間ではございましたが、これまでの移管作業と何ら変わらない作業日程の経過を経て、今回議案上程に至ったところであります。

次に、2番目の御質問で、社会福祉協議会と個人が参加したことに対しての私の率直な感想ということでございますが、社会福祉協議会につきましては、市の補助団体でもあり、理事会の議 決を経て今回の申し込みをされたようでございます。

今回、社会福祉協議会が新規参入として保育所運営に乗り出すということにつきましては、法 人として経営拡大ということを考えられて、非常に積極的に前向きに考えられたのではないかな というふうに思ったところでございます。

個人につきましては、本年3月まで本市職員でありましたが、今回の移管申し出に関しましては、本人が、このような意志があったということにつきましては、そのとき初めて知りまして、 私自身も驚いたところでございます。

次に、3番目の御質問でございます。

23年3月まで本市職員であったということにつきましては、先ほど述べたところでございますが、その後におきまして、本人がどのような形であれ今回の移管申し出に応募しましたことにつきましては、私自身が知る由のないところでございます。この個人に決定になったことにつきましては、保護者に対するプレゼンテーションから選考委員会を経ての最終決定になったということであります。

また、議案上程に際しまして、議会に大きなハレーションを起こすということにつきましては、 一市民である個人の強い意志、熱意からそのような結果になったということでございますので、 そのような事態というものは想定はしておりませんでした。

次に、4番目の質問に対するお答えです。

Q&A6につきましては、こちらから示しております設定時期につきまして、保護者会説明会の中で、12月議会での議決を9月議会での議決と、来年1月頃の三者での説明会を10月頃の三者での説明会にということで、説明会当日、このことについては修正をお願いしたところでございます。

今回上程しておりますさゆり保育所の移管でございますが、説明会の中で、事務局としまして も保護者の皆様の考えを十分にお聞きして、スケジュールにつきましても保護者全員の総意で決 定をしていただくようお願いし、当日、保護者会での協議をしていただいた結果、24年4月移管 スタートを選択され、連絡いただきましたので、このようなスケジュールになるということが事 務局から説明がありましたので、保護者会も同意の上で進めてまいったところでございます。 次に、次の御質問でございます。

23年7月に開催された説明会の中で、「急ぎすぎじゃないか」というようなお話もあったということでございますが、そしてまた、そのときの説明の中で、「引き受け手は2か所であり、個人も入ってる」と当局は述べているというような御質問でございます。そのことについてお答えします。

説明会の中で、平成20年の苦い経験がございましたので、保護者の方からも、移管に賛成して も移管先がまた無いのではないかという不安視する意見もございました。確かに議員が言われる 発言もございましたが、その時点で、当局に対しての問い合わせ等の照会がありました。2か所 程度はあるのではないかという回答はいたしました。

しかし、その時点での個人の問い合わせはございませんでしたので、その段階での個人も入っているというような私どもの発言はございませんでした。

今回、個人が参入してきたから便宜を図るためとのことですが、応募要件にありますとおり、 その者が応募した場合、来年4月1日の移管スタートとなると、社会福祉法人格の資格手続期間 を考慮しますと、スケジュール的に9月議会の議決がタイムリミットでございます。県の審査が 毎年11月に開催されるということから、前回も同様の手続きを行い議決をいただいているところ でございます。

したがいまして、個人であろうとその他の法人でありましても、今議会に諮らざるを得ない状況であるということは、同じであったというふうに考えているところでございます。

次に、次の御質問でございます。

添付された平成23年度保育所民間移管に伴う保護者説明会資料によると、移管先法人の候補・ 決定として、最大限の努力ということをするというふうにしてあるが、最大限の努力をどうした かということでございます。

お答えいたします。

我々といたしましてもできる限り市内の事業所にという気持ちは、ずっとこの民間移管を始めてから考えておりました。そこで、保育事業者等連絡協議会も開催し、公募のお願い等を行いました。

また、21年度に、社会福祉法人格を有しないその他の法人の方に対して、保育所経営をするに当たっての法人格取得の説明会を開催した際に、参加いただいたその他の法人の方にも、今回の募集公告について説明をさせていただき、受託申出書等を個別に送付させていただき、その結果、今回の受託申し出の件数になったところではないかというふうに思っております。

次の御質問でございます。

改めて応募枠を個人まで広げるんだったら、応募期間をもう少し長くとるべきではなかったか、 ということの御質問にお答えいたします。

新たに応募枠を個人にまで広げてということではなく、平成20年度からの募集内容から、個人

でも申し込みが可能であるという募集内容でございました。これまでも受託申し出についての問い合わせも数件電話等で受けており、その際も個人での申し込みも可能である旨の説明をしております。

ただ、前回まで個人での受託申し込みまではなかったということでございます。今回の公募に際しまして、改めて個人での申し込みが正式に受理されたところでございます。

応募期間についてでございますが、保護者会からの24年4月移管スタートのスケジュールを決めた段階で、これまで実施してまいりました移管先公募期間につきましては、同じ期間での公募としているところでございます。

また、周知方法につきましても、従来どおり掲示板の掲示に加え、市のホームページで周知したところでございます。

次の御質問でございます。

選考委員会の結果だけで議会に議決を求めるということについてのお尋ねでございます。 お答えいたします。

さゆり保育所に対する熱意が、他の方々と少し違いがあったのではないかというふうに思います。選考委員会の中でも保護者代表の委員からも、保護者会全体意見として、「個人ではあるが、他の方よりもさゆり保育所に対する熱意を感じた。ぜひ個人に頑張っていただきたい」との意見もあったと聞いております。選考委員会でも最終的にそのようなことが判断材料になったのではないかと思います。

その決定を受けまして、今回の議案上程という形は、これまでの進め方と何ら変わってないと ころでございます。以前より、議会からの様々な御指摘、関係課とも十分に協議をいたしながら、 前回の判断材料等が少ない等の意見から、今回、皆様方に、議会の皆様方にこれまでの経緯、保 護者説明会資料等を事前に配付もさせていただいたところでございます。

次に、民間移管の一つの方向性として、保育行政に関する多様な住民ニーズに対応するために、 経験が必要とされるということでございます。そして、そのことについて、個人というのは未知 数であるということについての御質問でございます。

そしてまた、社会福祉法人格を取得予定と議案には付記してあると。このことについてのお尋ねでございますので、お答えいたします。

今回、民間移管先に挙げている個人につきまして、議員がおっしゃるとおり個人ではございますが、23年3月まで本市の福祉課長として公立保育所の運営の責任者として在籍しており、保育所のノウハウや経験が全くないとは考えておりません。

また、21年に議決いただいたNPO法人についても、当時、社会福祉法人格は持たず、議決後に県への申請で法人格を取得され、現在保育所経営されていることからも、当時においても法人格取得予定であり、今回の個人と何ら変わることはないと考えております。

今回の議案のように法人化を要する案件で、相手方が法人化していない場合は、設立予定の仮称を用いる形式か、又は、法人化が確定した時点で議決の変更をいただくことを前提に、個人名

を用いる形式のいずれかをとるのが通例であります。

しかしながら、現時点で相手方が個人であるのか、法人格のない任意団体、いわゆる権利能力なき団体であるのか、社会福祉法人以外の法人格を有する団体であるのかが、議案書上では判別できないことから、個人名を用いる方がより現状を把握しやすく、議案の内容が分かりやすいと思いますので、訂正させていただきたいと思います。

最後の御質問でございます。

選考委員会の姿勢についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

父母の会の会長から父母の会会員への文書に、民間移管に際しては、父母の会の意見が最大限に反映されるとのことですが、通告後、保護者会に依頼し文書を確認しましたところ、その文面の後に、「選考委員会には他の選考委員の意見もあり、父母の会の意見と異なる結果になる場合も可能性は低いですが考えられます」というふうにあります。父母の会だけの意見だけではなく、他方面から招集いただいた選考委員の方々でございますので、選考基準に当てはめ、皆様方十分に議論していただき意見をぶつけていただいた結果が、今回の結論であったと私は思っております。

以上でございます。

〇副市長(清藤 修君) 2番目の質問の中で、選考委員長である副市長の率直な感想を述べよ ということがございましたので、それにつきましてお答え申し上げたいと思います。

今回、市内の既存の保育事業者以外に社会福祉法人もしくは学校法人の認可を受けている者、 その他の法人、NPO法人とかでございますが、それと意欲のある個人まで含めて募集があった というふうに聞いたところでございます。その時点で委員会の委員という立場においては、公平 公正そういった審査を行わなければならないなというようなことを感じたところでございます。 以上でございます。

○議長(上村 環君) ここで休憩します。



〇議長(上村 環君) 先程、議案第58号及び議案第59号につきましては、市長より訂正の申し出がありました。

議案上程前でありますので、議長の許可ということになっています。訂正の申し出につきましては、これを許可します。

質疑を続行します。

O13番(小野広嗣君) 発言通告を出しまして、そして、いわゆる予定の議案に対しては、議会 として議論はできないということを申し上げているわけでありますが、ただいま一つの事件の訂 正ということで差し替えが行われました。

私の方から考えると、やっと今回議論する相手の実態が出てきたなというのが実感ですよ。旧 志布志町と同じだったと、同じように進めてるんだという話を当局は、議長にも私どもにも伝え てきたようでありますけれども、全く違いますよ。

旧志布志町時代、確かに法人格を取る予定という形も入っておりますけれども、そこには現に 大原保育園、また、愛ゆみ幼育園を経営されてる当事者の名前が出てるんです。その当事者は、 22年の実績ですよ。もう一方は30年の実績。

今回、冒頭で出てきたのは、もうこれあんまり議論しませんけどね、差し替えになりましたので、全く予定だけの方、幽霊ですよ、ある意味では。やっと差し替えられてこの個人という形、 元福祉課長という前提の下に議論ができるわけですよね。これはそれでいいですね、市長。

では、そういう理解の下に先ほどの10項目の中で、答弁を聞きながら疑問に思ったことも含めて質疑をしていきたいというふうに思います。

選考委員会の時点でもですよ、そして、今議会中においてもいわゆるただいまの事件の訂正、こういったものが明らかになったわけですね。そして、個人名ということで選考委員会で決まった。その個人名が前面に出てきて、そこで我々は議論をするということになるわけですが、この方の活動実態というものは全く現時点ではないですね。将来的な展望としてはあるのかもしれませんが、現時点ではない。その活動実態がこれまでにないその方に、いわゆる一尾野見地区のさゆり保育園という財産ではなくて、合併しまして志布志市全体の市民の財産というふうに考えたときに、その市民の財産を無償譲渡する。そして、無償貸付けをする。その相手方の個人が、現段階で実態がない。そういった実態のないところに選考委員会も含めて、いわゆる予定者、あくまでも予定者ですからね、候補者、候補者として議案を上げてきた。このことについて、市長のお考えを再度お聞きします。

ちゃんと聞いとってくださいね、多岐にわたって質疑しますから。

そして2点目、これは先ほどの市長の答弁で理解は多少したんですが、社会福祉協議会と個人 が参加していることに関しての思いです。これ、副市長にも答弁していただきました。

市長は、いわゆる社会福祉協議会が、いわゆる理事会等の決議を経て、手を挙げて意欲を持って臨んでこられたと。そういったことを評価するみたいな発言になってましたね。これまでも社会福祉協議会は、実際に手を挙げなくても説明会等には参加をされております。

実はですね、そういうことを指示が出て、理事会の決定も経てるのかもしれませんけれども、いわゆる僕が聞いた話によりますと、直接聞いてるんですよ。いわゆるそういう説明会の方に出なさいと、出ないと立場が悪いと、体裁が取れないんだということで、説明会には来たんだというのがこれまでの経緯ですよ。そして今回、実際は手を挙げられた。このことに関して市長、言えば市長、これまで今の会長を交代するまで市長が会長だったわけですよね。この件について何の連携も取らずに、市長との何の連携もなくて社会福祉協議会は手を挙げたんですか。公告以前、公告に応募する以前に、こういった話は市長とはなかったですか。その点をお聞きをしたいとい

うふうに思います。

個人については、全く公告に対して応募があるまでは知らなかったと。公告があるというより も、その福祉課が、その個人が参加したいという意向であるというのをつかむまでは、知らなか ったという理解でいいですよね。それはそれで結構だと思います。

3点目の議案上程によって、更に大きなハレーションを起こすということを想定しなかったのかというふうに市長に問いましたね。実はこういう、違えば違うでいいんですよ。これから述べる件も疑惑として、疑惑を生んでるんですが、今回のこの個人と市長は、縁続きに当たるんだという話がちまたで飛び交っております。そうなのかそうでないのか。そうであるとすれば、選考委員会においてそのことは、委員の方々は知っていらっしゃったのかどうなのかという確認をとらせてください。

そして、その上でハレーションはなかった。そういうことは想定しなかったって市長は言ってらっしゃいますけれども、いわゆる今回の件で市民の中にはですよ、行政がこれまで3月まで職員であった福祉課長に対して、第二の就職先を用意してやったんじゃないかと。そういう声が上がる。確かに御本人は、児童福祉に対して熱意を持って、志を持って今回応募されたのかもしれませんけれども、傍らから見たら、あれは天下りじゃないのかと、そういった声まで上がってくるんですよ。ハレーションを想定していなかったなんていうのはとんでもない発言ですよ。もう1回答弁ください、この件について。

4番目、窮屈なスケジュールになったんじゃないかということ。これはですよ、議会の方に示されてる中身の中で、市長が申されたように、確かに20年度の件もあって、そして手を挙げるところはなかったと。市としても一生懸命頑張ったんだろうけども、結果的にそうなったから、いわゆる市当局に対して、保護者の皆さんも不信感を持っていたと。そういう流れがあって、いわゆる応募要項等もどんどん変えていったという流れがありますね。そして、一生懸命市としても取り組んできたんだというのがあります。

そして、保護者会の中では、もう明年4月でいいよと。そして、あと市長の方で持ち帰って、市長に持ち帰って、いわゆるスケジュールを組んでくれというふうに言ったと。その流れにのっとって市長はやったというんでしょう。これまでと同じって、同じじゃないじゃないですか。9月にやったところもあれば12月、そして4月においては、12月に議会に議案が上がってくる。そして1月に父母の会の皆さんの意見を尊重するために三者で協議しますよというのは、当局の考え方だったんじゃないですか。

そういう流れの中に乗っかってたら12月でよかったはずですよ。にもかかわらず、窮屈なスケジュールになるのに9月議会に上程させるという方向に変わったというのは、この個人の参加をみたからでしょう。この個人が有資格になるためには、9月議会の議決を経て、半年かけて社会福祉法人格を取らなければいけない。当初は半年から1年と言われてた。何とか半年で間に合うんじゃないかということで前倒ししたんじゃないですか。そこを答弁お願いいたします。

そして、6月27日の市がやはり用意しておりますQ&Aの1では、「誰が経営することになるの

か」というその資料がありますね。これはあくまでも4月の時点ですよ、あります。現在、志布志市内で、そこで、現在志布志市内で保育所、保育園又は幼稚園を経営している者、社会福祉法人、学校法人の認可を受けている者、並びにNPO法人や医療法人で、保育所経営を希望される方を考えているとして、全く個人の参入をここでは想定してない。この文書の中に貼ってありますから、想定していない。

だから、今回の個人の参加の動きが出てから、市長と協議してスケジュールを決めていく。そのことによって前倒しをしたのではないかと。先ほど質疑をしたその裏付けです。どうですか。

5点目、こう言われましたね。引き受け手が、いわゆる7月の説明会で引き受け手があるのか という問いに対して、実際つかんでるのは、法人一つと個人一つが参加したいと思われてるとい うことをつかんでおりますということが、やり取りがなされてるんですね。

そして、本当にそうなのかと。保護者の方の中には、今、現段階で二者があるんだなあということで、前々回がゼロであったということを考えると、驚きをもって受け止められたような状況であったと思いますが、そのことを契機として、いわゆる契機として市当局に持ち帰って、スケジュールの前倒しになったんじゃないかということを僕は再三聞いてるんです。そこをもう1回お願いいたします。

あと、これすごく大事なところで、ちょっと長くなりますけれども述べさせていただきたいというふうに思うんですが、7月27日付けで、父母の会の会長名で父母の会各位に出された、さゆり保育所民間移管についてという、さゆり保育所の民間移管についてという文書があります。

これは日付け的には、その二日後になる29日のさゆり保育所保護者に対する受託希望法人・個人によるプレゼンが行われる。これはすごく大事なプレゼンになりますね。できるだけ保護者夫婦そろっての参加を呼び掛けた文書であります。

その文書の終わりの方に大変気になることが書かれておりました。民間移管に際して、2点アドバイスを受けたというふうに書いてあるんですね。そして、そのことが記載されているんですが、最後の方に2点記載されてます。

一つが、選択肢があるうちに移管した方がよいと、数年後に民間移管が強制的に行われる可能性もあって、その際に父母の会の好まない法人に移管される可能性もあるという一つ目のアドバイス。

二つ目、経験豊富な法人の場合、その法人の運営方針が色濃く反映されるため、父母の会の意見が反映され難いと。できれば、ここですよ、できれば保育所運営の浅い、又は新規の法人の方の方が、父母の会の意見が反映されやすいとのことでしたというふうに文書にうたってあります。 一体誰がですね、こういった誘導的とも思えるようなアドバイスをしたのか。私は不思議でならないわけです。

私も旧志布志町時代に当時の文教厚生委員長として民間移管に携わってまいりました。そして、 民間移管した後の検証が大事ですので、しっかり委員の皆さんと一緒になって保育園をお尋ねし、 また保育園側の意見、そして保護者側の意見等を旧志布志町内の移管先を全部回って検証をして、 そのほとんどが満足しているという回答でありました。

そして、今回さゆり保育園の保護者の方も城南保育園の保護者との意見交換会、先ほど言いました7月27日に行かれています。そして、そこでも城南保育園の保護者が移管の1年後にアンケートをとって移管してよかったという声が90%超であったと、そしてもう細かくは言いませんけど、四、五点にわたって良かったことが、その文書でうたわれてるわけですから、先のようなアドバイス、そういったことにはならないんですよ。なぜそういったアドバイスが出てくるのか。当局がやったんじゃないか。あるいは当局に関係する人がそういうふうに誘導できるようにしたんじゃないかと、僕は保護者の会とか言ってませんよ。保護者の会は聞いた側ですから、聞いてそのことを書かれたわけですからね。それを読んだらどう思います。その点についての市長の考え方を述べてください。

そして、もっと言えばですね、Q&Aの11にも法人が決まったら必要に応じて保護者は、これはもうそのとおりですよね。保護者そして市、そして法人、三者にわたって父母の会の意見が尊重されるように何回となく協議ができるような場が設置されるということもちゃんとうたってあるわけですね。先のようなみんなを心配させるようなアドバイスが出てくることがおかしいんです、現実に。控えとってくださいね。そして、保護者代表の方々はもう選考委員会に参加される保護者代表の方々はもう状況的には8月8日、ここで意見交換会をやってますので、個々の意を受けて参加されております。そして、こういう文書も見られるわけですので、ここは別として、それ以外の選考委員の方々はそういったことがあって、あったという事実を知って選考委員会に臨んでいるのか、これ、大事なことですよ。副市長、全然違ってきますよ、これで。

そしてまた、保護者会の中には、僕は直接ですね、保護者の方にも会って聞いてるんですが、 そうあってはならないなと思いながらもお話を聞いてまいりました。保護者会の中には市役所職 員が入ってますね。市役所職員、こういった大事なことが議論される場合は立場上、公平・中立 でなければならないと思います。

そして、保護者に意見を求められても答えてはならないと思いますよ、自分の考えを。同じ保護者というよりは市役所職員の考え方って、そういうふうに保護者は受け止めていきます。そういった方が自分の考え、そういったものを仮に述べたとすれば影響を与えるのは必至です。結果的に誘導していくということにもつながっていくわけです。厳に慎まなければいけない行為、こういったことがあったんではないでしょうね、市長。福祉課も含めて。

次、6番目、法人への最大限の働き掛けをどのようにやったのかということですが、市長はできる限り市内事業者、そして育成も含めてですね、取り組んだということですが、じゃあそれは福祉課の職員が回って言ったのかと、市長自身がさゆり保育園の保護者の不安を本当に解消するためにですよ、市内を駆けずり回って良好な事業者の参入を求めて働いたのかと、そこに対しての答弁を求めておきたい思います。

7番目、新たに応募枠を個人にまで広げたと、ホームページ等でもいわゆる案内をしたと。だけれども何回となくこれまでも議論して学習能力が全く発揮されてないと思いますけど、ホーム

ページを見る人は一部ですよ、大事な部分ですよ、ホームページにも掲載しなければいけない。 そして、事業者には保育業者には説明会をやっていますよ、事前に。市内の保育業者は十何者集 まって説明会に参加してますね。

そして、それ以外の個人が知るっていうのはホームページしかないじゃないですか、そしたらほとんど、広報とですね。

だから、今回のように社会福祉協議会であるとか、一部のこれまで、3月まで民間移管に関係あるところで仕事をしていた一部の個人でしか、これつかめない。個人まで広げるんであれば、全市民、そういったところまで配慮をして、そういった市民の中には多少の財産があって、資産があって、そして児童福祉に頑張ってみようかな、また自分の身内の方に保育担当がいて、一緒に頑張ってみようかなという方もいらっしゃったかもしれないわけですね。そういったところまで声が届かないような公告をしている。どちらが有利なんですか、情報を知ってる人、知ってない人と。そこもお答えください。

そして、4団体と1個人が応募して今回の結果に至った最大の要因は何だったのかとして、るる聞きました。そして、熱意が少し違ったと、個人ではあるがほかの人たちより熱意があったと、それが総合評価だと、市長は述べられましたね。選考基準は細やかにありますよ、そこに参考意見として保護者代表、あるいは父母の会の意見も尊重はされるべきです。しかし、最大というふうに文書で、違うでしょう。参考にはさせていただきながらというのが当たり前でしょう。何でこういう表現を文書でうたわれるようになったのか。これは福祉課をはじめ当局、あるいは当局に近い人たちがそういう話を父母会の皆さんにしてるんでしょう。選考委員会というのが最終候補者決定機関、その候補者に対して、こうやって決まりましたというのを最終議決するのが議会ですよ。

冒頭に言ったように、父母の会の皆さんの思いと、議会の思いとは角度から見たら違うところがある。どうしても可とするか、否とするか。どういう立場をとったにしても議会はその責任をずっと問われるんです。だからこそこういう疑義を呈して質疑を繰り返さなきゃいけない。そういった状況の中で当局が父母の会の皆さんに「最大限に皆さんの思いを反映させます」って言えば父母の会の皆さんは自分たちの思いがそのまま通るって思われるでしょうが、そういう誤解を招かせるような発言をしているんですよ。そこに対しての答弁を求めておきたいと思います。

9番目、この件に関しては、予定に対して議案を出してきたと。そのことに対してはもう訂正 がなされましたので、ここではもう質疑はいたしません。

10番目、ただ、市長、言っておきますけれども、一般質問の中で、こういうこともあり得るなという思いで、私の一般質問の第1番目に、市長の議会に対する今回の議案上程と、これまでの議案上程の姿勢についてということで問うておりますので、そこでこの続きはやりたいというふうに思っております。

最後、10番目になりますが、市長は21年9月にですね、会議録を僕読んでまとめてきたんですが、21年の9月の議案上程の際にこう言ってるんですね。「今回は市内の様々な法人まで公募範囲

を広げた関係で、20年の選考基準を見直しを行い、この基準によりまして選考をしていただいた」 と述べてるんですよ。

そして、そうであれば、この選考基準を今回見直した部分があるのか。あるとすればどうなのか、どこなのか、そこをお示しください。

そしてまた、選考委員会のメンバーは、この松山地区の民生委員、児童委員の代表者、教育委員長、松山地区公民館連絡協議会の代表者、そして子育て支援の利用者、税理士、保護者代表2名の10名程度の代表となっているというのが4月の質疑での中身であります。ここまでは私もつかんでおりますが、であれば、そのうち松山町の方は何人なのか、そして校区と言いましょうか、尾野見地区の方々がそこに何人いらっしゃるのかお示しをください。

以上であります。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど答弁、基本的には先ほど答弁した内容になるかと思いますが、2回目の質疑に対しましてお答えしたいと思います。

まずはじめに、個人であるということで、大丈夫かということでございます。

私どもとしましては、今回の募集につきましては、個人の方も可というような姿勢でとっておりましたので、個人の方が応募されたということでございます。

そして、そのことに基づきまして内容について審査を深めてきたと、そしてまた、保護者の方々のプレゼンテーション等を通じて理解をしていただく形の場を提供していったということでございます。

それから、社協について、2番目のお尋ねでございますが、社協が応募するということにつきましては、理事長の方からそのような内容についての報告はあったところでございます。

私自身としましては、私自身が理事をしていたときには、そのようなことについて取り組むというな議論は全然なかったところでございまして、今回このような経緯になったと、結果になったということのお話があったところでございます。

そしてまた、次にお尋ねの■■■氏と私との縁戚関係でございますが、私とふたいとこの関係になります。ということでありますが、このことで何ら便宜を図るというようなことはしてないということでございます。当然そのような形で縁戚にある者に特別の便宜を図ったということになるとなれば、このことについては、いずれどなたかが知ることになり、私は更に厳しい形でこのことについて問われるということになろうかと思いますので、常々私自身は公平・公正というような形をもってしておりますので、このことについて、特段そのような形での御心配されるようなことについてはしていなかったということでございます。

そしてまた、このことが、当時福祉課長という立場で退職した、その退職した者が次年度において応募者として手を上げてきたことが天下り先を確保されているということになるんじゃないかというような御指摘でございますが、先ほども答弁いたしましたように、私ども自身も個人で応募されるということについては、全く認識していなかったということでございます。

そしてまた、そのような中で今回の経緯になったということでございますので、天下り先というものの確保じゃないと。そしてまた、この天下り先というと、いかにも手続き的に簡単に、そしてまた、居心地のいい第二の職場というような感じになるかと思いますが、決してこのさゆり保育所の移管については、そのような生易しいものではないと、ただいまこうして各方面からの議論がされているということでございますので、そのようなことを覚悟した上での御自身の身の処し方ということになっているんではないかなというふうに思うところでございます。

それから、9月議会として提案したのはなぜかということでございますが、このことにつきましては、先ほども申しましたように、保護者会の方々が24年4月の移管でいいですよというような同意をいただきましたので、これに基づいて準備を重ねてきたということでございます。

それと、社会福祉法人格の取得につきましては、11月に県の方で審査があるということでございますので、そのことに基づいて6か月ほどの期間が必要ということで、これは個人、これから社会福祉法人の資格を得てない団体についても必要な期間であるということでございます。

次にお尋ねの法人、個人、2か所ほどですね、応募があるということを私どもの当方の職員が 説明しているということにつきましては、先ほども申しましたように、この時点では個人が申し 出をしているというようなことは確認はしておりませんでしたので、そのようなことの発言はさ れていなかったということでございます。

次のお尋ねについてでございます。

さゆり保育所の保護者会の皆さんが、プレゼンテーションの参加依頼の文書の中で、私どもが、 当局が指導したような内容が書いてあるということについてのお尋ねございますが、そのことに つきましては、話はしていないということでございます。

当然、このさゆり保育所の保護者会の皆さん方は、今までの民間移管の流れの中で、御自身が本当に今回応募先があったということで、そのことを十分受け止めて、その上でじゃあどうしようかというような考えに基づいて、このような形の保護者会の文書があったのではないかなというふうに思うところでございます。その文書については、私自身が確認しておりませんで、そのようなことがあったのではないかなというようなふうにお答えさせていただければというふうに思います。

次に、保護者会の中に市役所職員がいるのではないかと、この者については公平な立場で臨む べきだというようなお尋ねでございます。

当然保護者会の中に職員がおります。その職員もこの中に一緒になって協議はされていると思いますが、多分保護者としての立場、そしてまた、市役所の職員としての立場について発言されたかどうかちょっと確認できないところでございますが、そのことについては、十分真摯な態度で接していたのではないかというふうに考えるところでございます。

それから、募集につきまして最大限の募集をするということについてのお尋ねでございますが、 私自身がそのような関係される事業者の方に対して直接的に話をしたということはございません でした。ただ、担当職員の方から常々このことについては報告を受けておりましたので、その進 捗について確認をしながら進めてきたということでございます。

それから、今回の応募について、個人も応募が可能ということについて、その募集要項についてもっと広く市民にも知らしめるべきでなかったかということについてでございますが、このことにつきましては、先程来お話しますように、20年度の募集の際からこのことにつきまして、個人も応募が可能というような形の募集をしておりましたので、今回もそのような形をとらさせていただいたということでございます。

そして、今回5者応募があったということでございますので、募集のやり方としては十分対応 はできていたというふうに考えるところでございます。

それから、選考委員会の中で保護者の方の意見というものについては、先ほども述べましたように、この保護者会の方々の意見というものが最大限尊重されるということはあるかもしれませんが、否決される可能性もあるということについては、述べているということでございますので、このことについても十分保護者会の方々はそのような認識で臨まれたのではないかなというふうに思います。

それから、選考委員会の委員のメンバー構成でございますが、松山の方が6名、そしてそのう ち尾野見の方が3名でございます。

○副市長(清藤 修君) まず、いろいろなこと、個人についてのことについて、委員が選考委員の方がどれぐらい知っていたかというようなお尋ねだったと思います。

まず、選定委員会に当たる前に、事前に、選定委員会2回あったんですけれども、2回目が選定を行ったということ、その前に1回、保護者の代表を除いた委員で1回集まっていると。その段階で当然保護者の方々は、選定委員会に臨まれるときに保護者の意見を集約してこられるだろうというような御意見がございました。その中で選定委員会はそれじゃあ何を審査するのかというような議論もございました。その上で保護者の代表の方々の意見というのは、保護者の代表の意見ということでお聞きしましょうと、ただし、それ以外の委員につきましては、それは尊重はするけども、ただそれを全て信じるとかそういうことではなくて、それぞれの立場でちゃんと、例えば税理士さんであれば税務の税理士さんもいらっしゃいますので、税務の内容とかそういったものをしっかり見ていきましょうと、ほかの委員についてもそれぞれの立場で保護者の意見だけを聞くのではなくて、それぞれの立場で意見を出し合っていきましょうという申し合わせをしております。

したがいまして、たとえいろいろなことが委員が分かっていたかという意味で言いますと、分かってる方もいらっしゃったかもしれないし、私自身議員がおっしゃるようなことを全て知っていたかと言われますと、全て知ってたとは言いきれないということでございます。ただし、そういうことを含めまして保護者の意見ということでお聞きしております。そういうことがあったのであれば、それも含めて保護者会の意見というふうに私は受け止めて、その上でそれ以外のことにつきまして、例えば保育の考え方ですとか、法人と園との関係ですとか、そういったことを中心に私の方ではお聞きしましたし、ほかの委員からは、税理士さんであれば財務内容とかそうい

ったものを中心に聞かれたというふうに認識しておりますので、そこは知ってたか、知ってなかったかと言われますと、私は知らない部分が多かったということしか言えないと思います。

それと、熱意のところでいろいろと選考基準の関係の絡みがございましたので、確かに熱意というところが最終的には委員会の中でも合意を得たところだと、総意としてなったとこだと思います。

ただ、それ以外については、個別にいろいろと総合的に審査をしておりますが、ここのこの場でどこが良かったの、悪かったのというのはなかなかちょっと言いづらいのかなと思いますが、 最終的にどこが良かった悪かったということではなくて、どこがより良いかというような形で最終的には、熱意のところをかったというような形だと思います。

選考基準につきましては、平成20年度ですかね、その時点で変えられたというふうに私も聞いております。その変更基準につきましては、今回は6項目ありましたけれども、それについては、その時と同じだというふうに私は聞いておりますので、20年度と同じだというふうに私は理解しておりました。

以上です。

O13番(小野広嗣君) 今副市長の答弁に関してちょっと、まずそれを冒頭にお聞きしたい。

変更はなかったということで理解します。そして、前回市長がですね、広く門戸を広げるために選考基準を変えたわけですよ。そして、なかんずく今回今も話があったように6項目の視点で見ていったということであります。そういうふうに見ていった時に、最終的に言えることは熱意が感じられたと。私たちはその熱意は分からないですよ、本当に分からない。最終議決をする議会が分からないような答弁をしちゃいかんよ、本当に。6項目にわたってこの点はこうだ、この点はこうだと。だから、順位を言う必要はないんですよ。大体分かっていますけどね。いいですよ、それは。どうせここだけで決まるわけじゃないです。今後一般質問も含め、文教委員会に付託をされて詳細な質疑がなされます。だから、そういった場にですね、議会が判断材料ができないような提案をしちゃいかんと、もっともっと出せるものは出すと、隠しちゃいかんですよ。そのことだけは申し上げて元へ戻りたいと思います。

市長、お聞きをして、少しずつ質疑することも絞られてくるわけですけれども、市長は縁続き、ふたいとこだと、そのことによって配慮した覚えはないと。そして公平、中立を保ったんだというふうに言われます。それはもうこの場で市長がそう言われるわけですから、僕はもうそれ以上申し上げることもないです。ただやはり、そのことと、そのこととですよ、3月まで福祉課長をしていたという、その人がすぐ手を上げた、そして第二の就職先、つながってくるんですよ。そういう関係があって、普通はやり得ないようなことが起こったんじゃないかと思う人は思うということですね。そういったことが市内の中にも、松山地区の尾野見地区で一生懸命されてる、その世界がそういうことは生まれないのかもしれない。だけれども端から見ていれば、そういったふうに捉える方々がいっぱいいらっしゃるということですよ。

この件が8月の頭の段階ぐらいから情報が入ってきました、10日過ぎにですね。我々のところ

にも情報が入ってきていろいろ調べていく。今度はベテランの議員の方々とも話をしていく。そうしていくと、こうやって批判、干渉していく議会人であったり、行政に関わっている者であれば、10人が10人、この議案には首をかしげるなとみんな思いますよ。そのことに関して、市長がそういったハレーションも想定していなかったと、否定されたそれはそれでいいんです。だけれども、端から見たらそうではないというふうに動いてしまうというのは、本田市政にとってもマイナスだし、我々そこと一緒にせっさたくましていく議会の立場としても不幸なことなんです。そういったことが進まないように配慮をしながら、もしそうであればやっていかなきゃいけなかった。

ところが、先程来僕が言ってるように、4月の段階で12月を想定してるんです。それも、あくまでも明年の4月ですよ、明年の4月を想定しても12月ということを当局は4月の段階で言ってるんですよ。何回もかみ合わないなと思うんだけれども、にも関わらず保護者会の方から来年4月で結構ですと、あとはそちらでスケジュールを決めてくださいといったときに12月でよかったんじゃないですか。当初の4月の段階の保護者説明会資料で、それを9月に前倒しをしたのは、その個人が手を上げてるという状況が分かって、社会福祉法人格を取るのに半年かかるから前倒しをする必要があるという当局の判断の下にスケジュールを組んだんじゃないですかって言ってるんですよ。組まないとその人は駄目なんですよ、はじき出されるんですよ。そこの答弁を再度お願いしますよ。

そして、その縁続きがどうだこうだとか、第二のうんぬんとかような、もうここは述べませんからね。だけれども、そのスケジュールに対して前倒しをしたんじゃないかというより疑念は払えないということです。社会福祉法人うんぬんはもういいでしょう。

この福祉課長が手を挙げられたということは、再三市長の方も当初はびっくりしたと、想定もしてなかったということなんでしょう。でも一方では、個人にまで21年度から枠を広げてるわけですから、福祉課長はそのことを一番知ってたんですよ。一般の市民は分かりません。21年度も同じだったと、そういう経緯をとってやったと。だから先ほどの公告のところでも不都合はなかったと言いますけれどもそうじゃない。3月まで民間移管に関していろんな情報を握ってた。そしていろんな人が問い合わせに来る、今年の3月までに電話をしたりする。そのたんびに対応をその福祉課長がしている。そして、22年度はしないというようなやり取りをした。22年度でも本当はよかったんです。城南保育に行って半年間見てどうなのかと、見に行ってればいいんです。そして、どうだったのかという判断をその段階でもしてもよかった。そういうこともなされてない。そういった中で、こうやって前倒しでやったということに関しては、疑念が払えないですね、今のところは。払えるようにしてほしいですよ。

市長は、12月議会で議決が得られた時点で引き受け法人が決定するので、来年1月がうんぬんという僕の最初の質問に対して、結局窮屈なスケジュールになるかもしれんけれども、修正をしたと言いますね、スケジュールに対して修正したってはっきりさっき述べられましたよね。だから関係する、なぜそこまでして修正したのか。個人に配慮してるんですよ、やっぱり。そして個

人が入って競争原理が働いて、それは僕はそのことを否定するんじゃないです。配慮してスケジュールを組んだんですよ、やっぱり。修正したって言ってますがね、当初の計画を。当初の計画はさゆり保育園の方々は、民間移管には反対じゃないですよ、これまでの経緯も。

そして、4月でもいいけれども、我々の考え方はこうだから、後は当局スケジュールを組んでくださいねって言った。そのスケジュールを組む段階で12月でもよかったのに6月に組んで窮屈なスケジュールとしたのはなぜかって聞いてるんです。

そしてもう一つ、これ答えてくださいね、今の分。

そして、市長、これまでも民間移管に関しては、この場は特別委員会だとか、いろんな場で議論をしましたよね。そして、その陳謝じゃないけれども、提案の仕方にしてもやはり進め方に対してもまずかった面があるって、何回もお詫びをされてますよ。会議録見れば分かりますよ。

だからこそ議会には、慎重に議案を提案しなきゃいけない。もっと言えばですよ、3月の当初が済んで、4月それ以降当局の動き、今我々は分かっていますよ。この日に議案を見て分かるんですよ、実際は。本来ならば6月議会スケジュールですよ。民間移管を進めていく流れの中で6月議会、もしくはそこで間に合わなかったんだったら、7月も臨時会組んであるんじゃないですか。臨時会のときでも途中経過として、今さゆり保育所と民間移管についてこうやって進めてるんだということをなぜ議会に報告しないんですか。1回もないですよ。唐突に上がってきているんですよ、これは議会には。そこを答弁してください。

そしてまた、先ほど選考委員会の件、副市長答えてないから、知らなかったという中に含まれているのかもしれませんけれども、保護者会の中で2点にわたって全く考えられないようなアドバイスが掲載されている。それを父母の会の皆さんに、あるいは代表者の役員の方々に語った人がいるんですよ、間違いなく。だからそういう文書が出来上がってるんでしょう。そうでなかったら意図的にそういう文書が作られたんですか。僕はそうだと思わないんです。語ってる人がいたはずなんです。そういった文書が配付されて保護者会は、それを読んでるんですよ。読んで最後の8月8日、いろいろな投票なんかして決めてるんですよ。

その経緯を知ってるのと知ってないのは全然違うんですよ、選考委員会が。知ってたんですかって聞いてるんです、だから。市長は知らなかったと言われるんです。全然違うんですよ、これ経緯が、すごく判断材料に影響するんですよ。保護者会の皆さんの判断材料として。悪意はないと思います。全然悪意はないと思います。しかし、結果的にはそういう文書を僕らから目にすると、「何なのこれは」ってなるんですよ。

また、そういった保護者会で配られた文書もこういう議案を提案するときに詳細にわたって収集して臨むのが当たり前じゃないですか。なぜこちらが持っていて、そちらが持ってないという状況になるんですか。持ってますか。いやいや今はいいですよ、一般質問と違うから。そういうことですね。

それで、先ほどの市役所職員の件です。

市長が真摯な態度で臨んだんじゃないかというように最後はくくられたわけですね、保護者と

して、そして、市役所職員としての立場をわきまえて行動したと思う。そうであればそれが一番いいですよ。しかし、私は直接保護者の方々から聞いてそのようなことがあったと、裏を取って話をしておりますけれども、この件に関してはガタガタもう言いません。言わないけれども、こういったことが先ほども市長も言われたように、この後そういったことがあったよということががんがん出てきたらどうするんですか。これは、その本人が、本人はまだ未熟だと思います。もしそうであったとすればですよ、あったとすれば。だけど、それを管轄する市役所、市長は責任重いですよ。もうこれ以上ガタガタ言わないけれども、今後のこととしても、全体感に立ってこういうことがあったとすれば大変なことであるからということで、市役所職員に対して、やはりそういった服務規程ではありませんけれども、そういったものが遵守されるようにですよ、取り組んでいってください。これ以上はもう言いません。いろんなことが将来性も含めてあるでしょうからね。

市長は、法人等に努力を払ったというところで、結局自分としては動かなかったという話になるんですね。

だからですよ、市長、選考委員会で選定されたときには、その人の熱意を感じて選考しましたって一方では言ってるんですよ。市長がこの民間移管、特にさゆり保育所は、そして保護者の方々はこれまでもいろんな経緯があって悩んだ、苦しまれた。移管先が無かったりしたわけですから、手を上げたところが無かったわけですよ。そういった状況で苦しんでる中で、最大限の努力をして動くと、声掛けをしていくんだっというふうに言うんであれば、これ職員が動いて回るのと、市長が動いてお願いするのとは全然違いますよ、影響力が。全く動いてないということは一体どういうことですか。市長だっていろんな人間関係があって、そういった人にこういう状況だと、思い切って頑張ってもらえませんかとか、最終決定は選考委員会ですけれども、という流れの中でなぜ動いてないんですか。そこをお示しください。

だから、公告に関してもですよ、これまでの流れを少し申し上げますと、これまでの民間移管の経緯からいくと、社会福祉法人はもとより、実態のある保育所経営者、NPO法人、全て選考委員会の時点と議会に上がってきたときですね、何らかの、必ず何らかの活動実態があった。旧志布志町もそうですよ、22年の経験者、30年の経験者。そして、なかんずく保育園を経営されていると、名前までしっかり議案に出ている。

そして、それは旧志布志町、僕は旧志布志町時代のことはあんまり議論しようと思いません。 議会ごとですし、市長が、そのときのトップは慶田町長ですからね。本田市政になってからも活動実態のないところに民間移管、市の財産の無償譲渡、貸し付けというのは1回もやってません。 昨年も似たようだと言いますけれども、昨年の場合は、過去に10年の実績がある。そして、移管を選考委員会でしたときには、NPO法人傾聴会という団体で福祉活動にいそしんでるんですよ。 全然違うんですよ、今回の個人とは。認識が全然違いますよ。そこに貸し付けをするということ、 みんなびっくりするというのはそういうことを言ってるんですよ。

公告があって一部の人だけがその情報を知り得て事が進んでいくとしたら、もう問題です、市

民から見たら。なぜ多くの市民、個人にですね、今回の情報が伝わらなかったのか、伝わってないんです。だからいろんな声が僕らに届くんです。不公平じゃないのかと、情報の上でと。

そして、市民の皆さんからも「資金が多少あって、児童福祉に頑張りたいというんであれば誰でもでくっとやがなと」、そういう話にもなっちゃうんです。「いや、そういうことではないんだよ」という話をしながらも、「そういうことやがな」というふうに言われれば、なかなか我々も答えられない。そういう部分がある、そういう責任を議会は負うんですよ。市長も同じように負わなきゃいけない。慎重に4月以降議論をしてこうやったからと言うけど、どんだけ私どもから見て不備がありますか。議案上程の文書の差し替え、冒頭よりそうですけれども、もうこれはいいです。

だから、そういうふうに市民がとると、さっきのハレーションにかかわりますけど、そういう 認識が我々議会人と市長とは違ってる。ここの感触をお願いしたいと思います。

もう一つ大事な点ですが、3回目の質疑ですので漏れがないようにしたいと思うんですが、私どもに提出された付議案件資料があります。そのスケジュールの中に選考委員会の二日前、8月8日に、さゆり保育所保護者会主催による受託希望者との意見交換会が持たれたとだけ記載されてるんです。我々はこれだけ見ると、これだけ見るとですよ、この意見交換会に受託希望者との意見交換会と書いてありますから、5者が来たと思いますがね、4法人・1個人が来たと思いますがね、そうじゃないですか、当局が出した資料ですよ。このままいくと、そう思いながら議員は判断していくんですよ。実際は、受託希望者全てではなくて、1法人・1個人の参加であったんじゃないかというふうに思います。そうであれば、そこに至った経緯、経過、その日の進行状況を詳細に述べてくださいよ。他の法人はですよ、選考委員長は特にですからね。他の法人はそのことを全く知らずに、声も掛からずに二日後の選考委員会に臨んだということになるんですよ。大変なことですよ。その二日前のことを知ってて臨むのと、知らないで臨むのとはもう全然違います。天地雲泥の差があります。そして、臨んでプレゼンを行い、質疑、応答を行い、一生懸命やったはずなんですよ。その10日は出発点から違ってますよ。しっかり答えてくださいよ。

もう質疑の最後になってくると思いますが、選考委員が松山6名、そして3名が尾野見の方だということ。委員会の3分2とまではいかないですけど、そういった状況を占めていると。市長がかねがね言われるように、やはり市内の有識者という観点から見たときに、やはりそこに情実が働かない、しがらみが働かない。小さな地域ですからね、いろんな情報が飛び交うんですよ。そういったときは、必ず大所高所から冷静に見極める識見のある方をより多く配置してやっていく、そのことによって選考委員会の透明性が担保されるんですよ。そのことが我々に入ってくると、今回のようなことには多少は逃れられることができるのではないかという気がするんですけどね。そこが今回配慮されてないなというふうに思います。そのことに対して答弁。

そしてまたですね、これ選考委員長も当局に対してもですが、今回一般質問で同僚議員の方が 質問をされるようになっていますので、詳しくはもう触れるわけにはいきませんけれども、子ど も・子育て支援システムというのがあります。 そして、これは今民主党が取り組んで、25年4月に向けて実施しようとしております。これはですね、財源の一元化を図っていって、もう簡単に言いますよ、詳しくは一般質問であるでしょうから。財源の一般化を図って、それが交付金化されて子供のための手当となっていくと。そうなってくると、いわゆる財政の苦しいところは交付金ですから、なかなか保育所経営、そういったところに手厚い手当てができないという問題も出てきます。そして、保護者が契約をするという流れ、幼保一元化の問題。そういったものを民主党は急速に推し進めております。おいしいところだけを言っておりますけれども、まずい面がいっぱいあって、これが進んでいくと、もうすぐですよ。もし通っていったら、すぐですよ、いわゆる財政的に弱い、今の社会福祉法人、今保育園をいっぱいやっていらっしゃるところ。こういったところも苛烈な競争がある。財源のあるところは間違いなく強くなる。しっかりとした保育をやりながら、財源があるところは強くなっていく。そうすると、そうでないところは倒れていくんですよ。そういった情報も当局、選考委員長、市長、こういったことも踏まえて選考に当たったのか。そういったことを知ってて個人を選んだのか、答弁をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、個人の形で応募になったということにつきましては、私どもは本人が応募されるまで覚知してなかったと、認知してなかったという内容でございまして、23年度の保育園の民間移管を開始する際に、さゆり、みどり保育所に説明会を4月当初に開始した折にはこのことについては、個人の方が応募するということについては全く知っていなかったということでございます。

そして、そのことをそれぞれ保護者会の中で今年度の民間移管について、どのような形で進めればいいのか、保護者会の意向というものを十分尊重させていただきながら進めたいということで、今年度の事業を開始したところでございます。その前提となるのは、22年度に城南保育所が民間移管になったということの背景がございますので、松山地区の方々にとりましても民間の事業者がいかなるものかということについて、十分認識されたということがあるんではなかろうかということで、今回の4月の当初の説明会になったところであります。その中で、さまざまなことがお話がもたれて結果的にさゆり保育所については、24年4月に移管ということで進めていいという結論をいただきましたので、それに基づいて進めてきたということでございまして、最終的に個人が参加するからこのことについて、スケジュールを前倒しにしたということはないということでございます。

そして、12月議会ということについての議会の議決ということについても、4月の当初の保護 者会の中で訂正をさせていただいているところでございます。

次に、保護者会の方々が選考委員会に臨まれる際に、保護者の方々に集まっていただく文書の中に、私どもの方で何らかの形で保護者をリードするような表現があったのではないかと、そしてまた、そのようなことをした者がいたんではないかというような御指摘でございますが、私どもは先ほども申しましたように、今回のさゆり保育所の民間移管につきましては、長年にわたる民間移管のことを当事者の方々は十分認識されておられて、そのことに対して御懸念、心配され

て、そのような形の文書の表現になったのではないかというふうに思うところでございます。

それから、職員がその保護者会の中に参加しているんではないかということでございますが、 当然先ほども申しましたように、職員としての地位、立場、そして保護者としての地位、立場と いうのがありますので、真摯な形で対応をしたのではないかというように述べたところでござい ますが、その席に今回参加しておるところでございますが、今後そのようなときにいかに対応す べきかということにつきましては、市の職員として、市はどういったことを考えているの、どう いったふうに進めようとしているのということを聞かれる立場でもあるのではないかというふう に思います。そのことについては、このような方向に進めようとしているその事業については、 このような考えのものであるということについての説明は職員としてあるべきだというふうに思 います。

しかしながら、皆さんの考え方はそれぞれ判断していただければという形で、中立の立場をとるというようなことにすればよろしいのではなかろうかいうふうに思うところでございます。

それから、私自身が関係する応募の見込みの方々に自ら働き掛けをすべきではなかったかということについての再度のお尋ねでございますが、私自身がある方に「どうぞ」ということになるとなれば、私が案内しなかった方に対して、そのような形で責められる立場になるんじゃないかなというふうに思うところでございます。ということで、公平な形でこのことが案内されるとなるとなれば、市役所の機関として、このことの公募がされるべきだというようなふうに思うところでございます。

それから、旧志布志町の場合においても純然たる個人で民間移管したということはないんだというようなお話でございます。確かに、そういうことだと思います。今回の場合は、純然たる個人ということではございますが、市の福祉の課長を長年務めております、7年以上務めておりまして、市の保育所の管理・運営の担当課長であったと、そしてまた、この各種の事例に精通していると、そしてまた、国の保育についても十分熟知していると、そしてまた、地元の出身でもあるというようなこともありますので、本人が意欲を持ってこのことについて取り組もうというような決意をされた後に、こういった行動になったのではないかなというふうに思うところでございます。

次に、保護者の会の方々と受託希望される方々との会合が持たれたということでございます。 このことにつきましては、保護者会の方々が、このようにもう少し詳しく意見を聞いてみたい ということを考えになられて、そして、このことが開催されたというふうに認識しているところ でございます。

それから次に、委員の構成が松山中心ではないかというような御指摘でございます。

私どもとしましては、このことにつきまして、当然市全域でそのような立場で御意見をしていただける方に、見識、格式のある方ということで、その各団体の方々の名簿を見ながらこのようなふうに決定させていただいたということでございます。

結果的には、そのような松山の方が多いということになるわけでございますが、この事業につ

きましては、今回の事業につきましては、この松山の保育園が対象となっておりますので、そのようなふうにさせていただいたと。これは、今までのほかの保育園についても選考委員会の構成については、そのような方向で構成をさせていただいているということでございます。

それから、国の新しい方針が今後示されるところでございます。しかし、この新しい方針につきましては、いまだ明確な形でいつから開始するということについては示されていないということでございますが、私どもも志布志市立の幼稚園も抱えておりますので、こちらとの関係をどうするかということについては、協議をしているところでございます。

○副市長(清藤 修君) 選考委員会の中でいろんな情報を知っている者と知らない者とで違うんじゃないかというような話でございました。

先ほど申し上げましたとおり選考委員会では、保護者会の方々の意見というのをお聞きしました。ただし、それを全てを拾うということではなくて、保護者会の意見は保護者会の意見として聞きますけれども、それ以外の委員はそれぞれの立場で総合的に判断するということを確認しておりますので、例えば臨まれる前にいろいろなことがあって保護者の代表の方々がどういう考えを持ってこられたのか分かりませんが、そういったところを含めまして保護者会の意見をそのまま選考委員会のところで結果に反映させたというようなことではございませんので、同じようなことが全てに言えるんですが、8月、選考委員会の前に保護者会の方々がお話を聞く機会を持たれたというのも、それについてもそういうのがあったというのは報告を受けていますけれども、その内容についてどうだったからということで、それをもって保護者会の方々が意見を述べられたわけですけれども、それについて、それはそれということで、ほかの委員についてはそれぞれの立場から判断、審査をしたというふうに考えております。

それとあと、子どもシステム、新しいシステムのことを考えていたのかということでございますが、今の段階でそこまで考えれたかといいますと、正直言いますと、そこまでは考えておりませんでした。

というのは、なぜかと申しますと、そこを考えた上で選考するとなりますと、そこの意見を聞かないといけないということになります。新しいシステムが入った場合に、その受ける方はどういうふうに考えますかということになりますが、それについては選考基準の中で、どれでやるかということになろうかと思いますが、移管後の保育所運営というのがありますので、ここで聞くのかなとは思いますが、ちょっとそこまでは考えおよびませんでした。

ただ、新しいシステムにつきましては、市内の全ての保育所に言えることですので、選考段階での話なのか、それとも全て市内の保育所を通して統一した形でどういうふうに導入するのか、それが公立であろうと私立であろうと、そこを差をつけるのかというのはあり得ないと思いますので、そういうような、もうちょっとほかの議論が必要なのではないかなというふうには思います。

ただ、その選考委員会の段階で新しいシステムについて、お聞きしたということはございません。

以上です。

[小野広嗣君「議長、確認2点」と呼ぶ]

- ○議長(上村 環君) 特に許可します。
- O13番(小野広嗣君) もう多岐にわたっておりますので2点、3点になると思います。

少しやっぱり理解できないんですよ。実は、我々に示されている流れの中でも6月ですよね。 父母会の役員の皆さんと決めて、父母会の皆さんと協議したときに、民間移管については来年の 4月でお願いしますと、あとのスケジュールを考えて、市当局で考えてくださいと、それを持ち 帰って市長と協議をしたという流れがありますね。

ところが、ところがですよ、その以降にスケジュールが変わってるんであればいいけれども、なぜ、今聞いてびっくりしたんですけど、保護者説明会資料で12月と想定していたものを、その6月の話を聞く前にですよ、役員会の話を聞く前になぜ修正したんですか、訂正したんですか。そのままでいいわけでしょう。保護者会説明資料としてのタイムスケジュールで考えていた12月でよかったわけでしょう。6月にやってるんですよ、その意見は聞いてるんですよ、父母の会から。なぜそういう答弁になるんですか市長、すごくさっきからなぜ6月にしたのか、本来は9月でよかったんじゃないか、それでよかったはずなんです。4月の段階でも一番スムーズにいくのは9月ですよ、無理なタイムスケジュール組まなくてもできるのは、それをなぜ前倒しにしたのかというのが6月に父母の会と語った。その段階でもう12月でよかったんです。ただ、個人というものがそこで見えてくると、12月では間に合わないから6月ということになるんですよ、それが1点。

そしてですよ、選考委員会にはですよ、さまざまな書類を提出されますね。まあいいでしょう。 選考委員会にいろんな提出が求められます。これ法人であるところが出す選考委員会にですよ、 出す書類の量と個人が出す量というのは全然違いますね、個人は活動実態がないんだから。とこ ろが法人は経営状態から含めて、運営状況から含めてあらゆる角度からチェックを受けますよ。 そして、事前に活動実態があるから活動実態のあるところまでは調査にいきますよ。そういうふ うにうたっていますよ。そういった厳しいチェックも個人は受けないんですよ。そういった状況 の中で、六つの選考基準から選んで、そこに決まったと言われてもなかなか理解し難い、こんだ け差があるんですよ、チェック機能においても。最後にそこをお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回さゆり保育所の民間移管につきましては、年度当初から保護者の方々と説明会、あるいは 県の聴取というようなことを通じまして進めてきたところでございますが、7月11日の保護者会 の中で、改めてこのスケジュールの変更をさせていただいたということでございます。先ほど、 私の方が4月の当初の説明会で変更させていただいたということについては、7月11日であった というふうにございましたので、訂正させてください。

この後、私どもは7月15日から法人の募集を公告しております。そして、結果的に25日で締め切り5法人があったところでございます。

私どもはこの期間に初めて個人の方が応募されたということを知りまして、びっくりしたところでございますが、この12日の時点で変更させた時点では、個人の方が応募されるから変更させていただきたいということで変更させていただいたということではなく、先程来言いますように、来年の4月に向けて設立ということになるとなれば法人格、社会福祉法人格がないとなれば、そのことについて県の審査があるので、それに合うような形ですればこの者についても対応できるということが、そのこともあって、そのことだけでなく、他のことについても、スケジュールにつきましても9月議会で議決をいただいた方がさまざまな準備がスムーズにいくということで、改めてそのスケジュールの変更をお願いしたところであります。

〇副市長(清藤 修君) 先ほど添付書類について、差があるんではないかというような話です。 実際、公告を見ていただいても分かると思います。例えば、指導監査資料ですとか、現在経営 する施設の概要が分かる資料、こういったものについては、現に保育所又は保育園、幼稚園を経 営している者のみ提出することというような形で、当然ここに差が出てくるというのは認識して

ただ、それはそれで実際やっていらっしゃる方の状況を見るためには必要なことではないかと 思います。

実際、それ以外の今回五つ出てきて、それ以外の四つについては、そういう言えば、経営を初めてされるところでしたので、そういうような保育所の状況というのは分からない。ただ、その四つのうち三つは法人組織を持ってましたので、そういった意味で決算ですとか、そういったものはあると、そこでまた差が出てくるんではないかということだと思います。

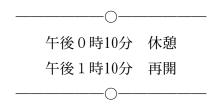
個人の方について言えば、当然法人組織ではないですので決算もない。あるいは何と言うんですかね、特に決算ですね、ないということで、それでは駄目じゃないかというようなことだと思います。

こういったのは、選考委員会の中でも出まして、少なくともその方の資産、どれぐらいあるかというぐらいというのは把握すべきだということで、資産証明は取りました。それと、それ以外で取れるものについて出していただいております。ただ、どうしても出せなかったのが決算状況ですとか、あるいは法人の定款とかですね、そういったものは今の時点でないということで、この後作る案みたいなのはあったと思いますけど、そこまでは求めておりませんけれども、そこまでは提出をいただいておりません。ただ、そういったのも含めてですね、総合的に審査したということになろうかと思います。

以上です。

おります。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。



○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

O19番(小園義行君) 52号について質疑をしたいと思います。

今回、条例改正ということで、さゆり保育所をなくしますよということで提案です。

日本一の子育て支援を掲げている本市が、今回さゆり保育所、いわゆる公立の保育所をなくす ということで、民間移管をこれまでしてきた結果をどのように評価をして、今回の提案になった のか、1点目です。

2点目に、このさゆり保育所は、これまで過去6回も公募をされております。平成19年6月5日をはじめとして、今回の23年7月15日、過去6回ほどされているわけですね、午前も少しやり取りがありました。この中身を見ますと、当初は志布志市において保育所うんぬん、幼稚園を経営している者、社会福祉法人、学校法人の認可を受けている者ということでございます。6月5日、19年。

次に、19年7月10日。これはなぜか志布志市を除いてですね、曽於市、大崎町において保育所を運営しているので、社会福祉法人の認可を受けている者。3回目に、これが7月10日です、19年7月10日。

19年7月24日、これも志布志市の者、そういう方ではなくて、曽於市大崎町において保育所を経営している。社会福祉法人の認可を受けている者。

4回目がですね、19年8月6日です。同じですね。

そして、20年10月10日に公告がされております。今度は逆に、志布志市において保育所、幼稚園を経営している者、そしてそのほかに社会福祉法人又は学校法人の認可を受けている者。又は、その他の社会福祉法人、その他の学校法人、NPO法人、医療法人、保育所経営に意欲のある者。ここで初めてNPO法人等が出てくるわけですね、意欲のある者。

そして、今回の6回目が、23年7月15日に、資格要件ですよ、「現に志布志市において保育所(園)若しくは幼稚園を経営している者で、社会福祉法人若しくは学校法人の認可を受けている者又はその他社会福祉法人、その他学校法人、NPO法人、医療法人等保育所運営に意欲のある者」というふうに資格要件がなっております。この間、2回ほど変わってるというふうに僕は少し見たわけですが、なぜかと言いますと、4回目のNPO法人が新たに加わったとき、これは新たにそれなりの人がちゃんと受けられております。

そして今回、「医療法人等保育所運営に意欲のある者」というふうにこうなっているわけですが、ここにですね、20年10月10日の関係でいきますと、こういうふうになっております。「その他の学校法人、NPO法人、医療法人など」、ここで一旦区切られるんですね、「保育所経営に意欲のあるもの」というふうになってるんです。

そして、今回のやつはそれがNPO法人「、(てん)」ですね、医療法人等保育所運営に意欲のある者、これを日本語として正しく理解をするならば、私は個人の参加はないというふうに理解をするわけですよ。NPO法人「、」句読点ですね、医療法人等保育所運営に意欲のある者。これ

は現にそういう資格を持っておられる方で、その他広げられまして、「、(てん)」が変わったんですね、今回。

医療法人等保育所運営に意欲のある、いわゆる法人格を持っている人、そういうふうに理解をしたところですが、この中身について、個人が参加資格があるというふうにこれは理解ができるものなのかどうか、過去20年10月10日のやつと比べて再度ここに、提案に当たって、今回個人ってなっていますが、この資格要件に該当するのか、そのことをお願いをします。

そして、3点目に、今回の選考委員会の任命、それはいつだったのかお願いをします。

そして、4点目に、今回皆さん方が提案がありましたね。ここにいただいていますけれども、 民間の活力を導入し、という目的がそこにうたわれております。民間と、その考え方を少しどう いうことで私たちが民間と公と違うのか、そこの違いをお願いをいたします。

5点目に、提出書類、ここにこれも午前中少しありましたが、提出書類は1から9まであります。そして、8と9については、現に保育所又は幼稚園を経営している者のみ提出してくださいということで、理解をするところです。7については、現在保育所又は幼稚園を経営していない者にあっては、案を提出することということであります。

それで、この1から求められているものが全て提案がされてきちんとあるのかどうか、そのことをまず確認をさせてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成19年以来民間移管について、取り組みをしてきたところでございますが、今回さゆり保育園の提案ということになったところでございます。

そのことで、「子育て日本一のまちづくり」ということを標ぼうして市政運営に取り組んできた ところでございます。この民間移管についても、そのようなことを十分移管を受けられた法人に ついては、考慮していただきまして経営努力をされているというふうに認識しているところでご ざいます。

そして、さゆり保育所は、今回提案ということになったところでございますが、私どもが募集の要件としております個人の資格要件ということにつきましては、今回の募集につきましても、その要件を満たす個人についても満たすというふうに思うところでございます。さまざまな要件の変更に募集、応募の要件の変更につきましては、その時その時々の対象者等を想定いたしましては、このような形での公募の要件の変更をしてきたというところでございます。

そして、民間と公との違いということでございますが、私どもはこの保育園の民間移管につきましては、行財政改革の中で取り組みをしてきたということでございます。ということで、民間でできる事業については民間の方々にお願いした中で、その事業の充実を図っていこうというようなこと。そしてまた、職員の適正化計画というものもございましたので、そのことに基づいて、民間の方々に民間でできる事業についての委託をするというようなことの方向性をとってきたところでございます。

先ほども申しましたように、このことにつきましては、委託を受けられた業者の方々が十分そ

のことについて理解され、更なる事業の充実を図られてきているというふうに思うところでございます。

〇副市長(清藤 修君) 書類が全て出ているかということでございました。

募集の際の公告の中に、現在経営している施設の場合と、そうでない場合との違いも書いてございます。提出書類でいきますと1番から6番ですね、1番から6番につきましては、出すということになっておりますが、ただし個人の方につきましては、決算状況、財産目録、登記事項証明、定款というのがございませんので、そこは出されておりませんが、それに変わるものが必要なのではないかと、実際法人ではないので、それであっても変わるものが必要なのではないかというのが最初の委員会の中でございまして、資産証明書ですとか、税関係の申告書等を取ったところでございます。

それと、7番目の就業規則、給与については、案を出すということになっておりますが、これについては、全ての法人、個人で出されております。ですから、書類等については調っているものというふうに我々としては考えたところでございます。

以上です。

- ○議長(上村 環君) 副市長、資格要件に該当するかについて。
- **〇副市長(清藤 修君)** 移管にあたっての資格要件ということで、現に志布志市においてうんぬん、現に受けている者。その他社会福祉法人、その他学校法人、NPO法人、医療法人等保育所運営に意欲のある者というところで、「、(てん)」の位置でどうかということだと思います。

確かに、前回21年7月9日のものを見ますと、法人等の後に「、(てん)」がございます。今回はその位置が抜けております。これをもって読めないのではないかというような御質問かと思います。私としては、「者等」のところで読んだつもりでございます。その上で、意欲のある者というところで個人も含まれるのではないかという判断をしたところではございます。

以上です。

[小園義行君「議長、この3番、答弁してない」と呼ぶ]

〇副市長(清藤 修君) すみません。

第1回の選考委員会が23年8月4日に開催されております。この時点で、私どもは委嘱状というものをいただいております。

以上です。

○19番(小園義行君) 今市長の方から質疑に対する答弁があったんですが、これはあくまで質疑ですので、一般質問等もありますからね。詳しくそのときやりますが、今、どう評価をして今回の提案になったといったら、経営努力をしているという認識だということでありますが、これまで過去に民間移管をして受けられたところが現実にどういう状況があったのかと、そこの認識の仕方が市長と現実に起こっていることと少し違います。

そこで、再度この質疑をしたいと思います。

これまで、旧志布志町時代も民間移管を受けて、その際に約束事と言いますか、約束事ですよ

ね。園は閉じませんよと、無認可であったその園も閉じませんという約束をちゃんとしながら、 法人の移管を受けてやられてるところが現に分園という形にして、例えば田之浦保育所、ここ今、 分園方式で休園ということになっております。大原保育園、ここは無認可保育所としてずっとや っていきますというふうに約束があって議会もそのことを前提に了として進みましたけれども、 もう閉じております。

そして、愛ゆみ幼育園、ここは今度は形が変わって無認可であったものが分園方式ということで、これを市長がおっしゃる経営努力と言えばそうでしょう。そういう形で形が変わってきている。こういうふうにですね、私たちが判断をするときに出されるそういったものと比べたときに、後ではどうなってもいいよみたいなことが起きてる。ここがあなた方が私たちに示している指導に従うこととありますけれども、そういう状況になっていないと、住民要求からしたらそういうことがないということが現実に起こっている。そのことをどう評価をして、今回の提案になったのか、再度そういった現実を受け止めて、事実そういうことになっていると状況を受け止めて、どう評価をして今回のこの民間移管というふうになったのか、再度お願いをします。

公募の中身の問題ですが、これ私は大学を出ておりませんけれども、日本語を正しく、これをするとですね、平成20年10月10日のこれだったら個人が私は参加資格があると思うんですよ。NPO法人、医療法人など、「、(てん)」ですよね、保育所経営に意欲のある者。まあ基本的には保育所を経営するのに意欲がない人は大体駄目なんですから、こんなの加える必要がまずないわけですよ、本来は。ここだったらまあ百歩譲ってそうかなと。

でも、今回のこの公募はですね、「NPO法人、医療法人等保育所運営に意欲のある者」。これはあくまでもその現在法人として資格を持ち、いろんなものを運営している、そういう人にしか、僕は日本語を正しく読み、文章からとるとできないというふうに僕は思うんですよ。これ、私国語学者でもないですので、副市長は広島大学教育学部じゃなかったですかね、経済の方でしたか。そういう最高学府を出られた方からしてですね、このことについて、私はこの文章を正しく読んだら個人は難しいと。20年の10月10日のこれだったら、私は個人が参加資格があるというふうに理解をするんですよ。この非常にこれは公文ですからね。そのことについて、再度もう1回お願いします。

僕は、これは少し難しいのではないかと、今回のこの提案はというふうに思います。

そして、今回の選考委員会の任命が、23年8月4日というふうにありました。ここに志布志市 保育所移管先選考委員会設置要綱というのがあります。これは、委員の任期は2年とすると、た だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするということで第3条にあります。

そこでですね、21年7月9日に公告がされて、城南保育所、有明保育所、蓬原保育所、ここを選定をしなきゃいけなかったんですね。その時に、この時に任命をされた選考委員会の方々の任期はいつまでだったんですかね。当初、これできたときはですね、「この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする」。これは最初の方々は、20年3月31日で終わってるんですよ。その後ですね、時が流れて城南保育所、有

明保育所、蓬原保育所を選定をする際の選考委員、これは最終的にこの時点、いつなったか分かりませんよ。この時だったらですね、おそらくこの8月4日に委嘱を受けたのは、副市長が前の井手副市長から変わったから、その残任期間というふうに僕は理解をしたんですけど、全ての委員の方が8月4日、そうであれば、この移管先選考委員会の設置要綱、要綱はおたくたちがどうでも変えられるわけですから、そういうことになるのかなと。でも私は、この2年というこのことはすごく今回の提案と関係があると思って質疑をしているところです。この21年7月9日に公告されて、3保育所が民間移管になりました。この時の選考委員の方々の任期はいつまでであったのか。

そして、今回新たにその8月4日に全て変わっているということであれば、私はこの要綱に対してどういうことなのかというふうに思うわけです。そこについて、自分のことだけ8月4日おっしゃったのかね。それとも保護者会の役員の方は変わりますので、それは理解しますよ。それ以前に、この7月9日に21年のこの三つの保育所をやった時の、その方々の任期はいつまでだったのかと、最終的にですよ。いつ任命されて、いつまでたったのかということをお願いをします。

そして、4点目の民間の考え方ですね。これ午前も小野議員の方と市長のやり取りを聞いていまして、私たちが考える民間というのは、今回のこの民間移管の目的ということで、民間活力の導入により多様で柔軟な保育サービスの拡充うんぬんということで、民間活力の導入をうたわれているわけですが、3月31日までは役場の職員であって、4月1日からは確かに職員を辞職されていますから、民間だと言えば民間でしょう、それ。

でも、普通に私たちが考える民間というのは、そういったものなのかなと、もしそれで市長が 了とすれば、今後どういうことでもなりますよ、これ。民間と公の違いというのはですよ、少し そこは考えていただかないと、この最初に私たちに民間活力の導入でこうやるんだと言ったこと と、少し僕は離れてきて、先ほど午前のやり取りでもあったようなそういうことを思われても仕 方がないということになっていくんじゃないですかね。

私は、李(り)下に冠を正さず、渇しても盗泉の水を飲まずと、これぐらいのですよ、心を持ってないといけないじゃないですかね。ただでさえ公務員の皆さんというのは批判の対象ですよ。そういったことで、こういう先輩方がこういうが起こってくると非常に現職の職員の人たち仕事をする際に大変じゃないかなと、そういう思いがして、公と民間の違いというのをお聞きをしたところですが、確かに31日で辞めればこれは一市民でしょう。でもそういうわけに、これ、事がいかないんじゃないですかね。

そして、小野さんの質疑の中で市長とふたいとこだと、いわゆる縁戚関係であるならばなおのこと、私はちゃんと排除していくと言うと、言葉は悪いですけど、まあやめてくれよということも含めてですね、私はあってもよかったのかなという気がします。

もう1回ですね、先ほどの答弁では公と民間の考え方、ここが少し私には理解ができません。 再度お願いします。

そして、この提出の種類ですが、今副市長の方からありましたね。法人の経営をされている方々

については、もう全部出てるんですよ。それ以外の今回の■■■■氏においては、3番、4番、 5番、6番、全くない、そういうことですね。そして、7については案としているということで、 8と9はそういうことで案とかいうことで出てるんでしょう。そういうことで判断をされた。

そこでお聞きしますね。これ役職の名簿は、案としてどういうふうになってるんですか。この 理事長は誰になるんですかね、この先にいろいろ考えられてこの案としてあるでしょう、そこに 出てるんでしょう。そういったものが、これ理事長は誰になってるんですか、その案としてです よ。

そして、ここにありますね、職員の体制、ここで案ですよ、この職員の方々をですね、一つ一つ見ると、施設長、専任の施設長を置くということですよ、これ。そして、そこにいろいろ書いてありますね。こういった方を果たして新しく確保できるということが確約された上での選考委員会の中での選考の議論と、そのそ上にのぼった上で■■■■氏になったのかですね、そこについてきちんと2点ほど、そこについてはお願いをします。

とりあえず、2回目、そういうことでお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今まで公立の保育園について、旧志布志町時代、そして市になってから民間移管を重ねてきた ところでございます。

その中で、ただいま御指摘があったような形で、移管の時に審議していただいた内容と違う形で現在経営がなされているということについては、十分認識して承知しているところでございます。

このことにつきましては、私どもと十分話をさせていただきまして、その内容の変更について協議の上、このような形をとらさせていただいているということでございますが、地域の子供たちが、その当時と違いまして人数の変更があったりして、園の運営については、形態を変えたいということの申し出に基づきされているものというふうに考えるところでございます。

そして、総体として見てみれば、公立で保育園児として預かっていた時からすると、充実した 形で保育事業がされているというふうに認識するところでございます。

そして、■■■氏は、3月に退職された市の職員であったところでございますが、先程来この方が個人として応募されるということにつきましては、募集があった段階で初めて、締め切りがあった段階で初めて知ったということでございますので、私どもとしましては、このことについては受け付けて、保護者の方々にも説明会に参加していただいたということとしたところでございます。

民間という民間の経営者ということではなかったわけでございますが、一民間人となられ、今までの公立の保育園の在り方、そして担当者として、民間と公立の運営の仕方の違いというものについては十分認識された上、民間移管を受けた形で保育園事業をやりたいというような意欲の下に応募されたというふうに考えるところでございます。

そして、このことにつきましては、地域の保護者の方も十分理解されたものではないかと、そ

してまた、本人自身もその地域の出身ということもありますので、地域の活性化という面からも 自らが手を上げられたというものではないかなというふうに考えるところでございます。

〇副市長(清藤 修君) まず公告の「等」の取り扱い、取り扱いというか読み方の件ですが、確かに書き方が違います。読み方、行政的なことを言いますと、この「等」でどこまで読むかということだと思います。「医療法人等」と言ったときに、法人のみを指すのか、そこに個人まで含まれるかというのは「等」で読めると私は思います。

すみません。「等」はこれは、「法人等」ですね、その後の「意欲のある者」、「意欲の方」というふうに私は解釈しました。ですので、「、(てん)」の位置が若干違いますが、同じようなことを言っているものだというふうに私は理解いたしております。

次に、前回の委員の任期の御質問でございますが、先ほど議員おっしゃったように、前回が21年7月だというふうにお聞きしました。それでいきますと任期が2年でございますので、すみません。

すみません、ちょっとお待ちください。

失礼いたしました。

前回から2年間この委員会が開かれておりませんので、改めて今回委員を任命したということになろうかと思います。日付けにつきましては、私、先程いただいたのは8月の委員会の時だと申しましたが、日付けといたしましては、8月1日付けでもらったように記憶しております。もらっておるということです。

それと最後の、役職の名簿の御質問でございますが、いただいております役職員名簿を見ましたところ、役職名といたしまして理事というのが入っております。そこで、お名前が入っているのが■■■さんが入っていますが、これは今の段階では理事ということで、理事のお一人ということで役職名としてはいただいております。ちなみに理事長という職は、この段階では誰がなるというふうには書いてございません。それ以外に具体的な名前は入っておりませんが、地域の方にお願いしようというようなお話でございます。

それと、保育士です。園の職員の話がございましたけれども、例えば主任保育士ですとか、あるいは保育士ですとかというのが、委員会に出された資料の中にございましたけれども、その中には現在の職員を引き継いでいただくというような形で書類としては出されております。

以上です。

〇19番(小園義行君) 3回目です。あと委員会、一般質問もありますのでね。でも、今日少し納得いかないといいますか、理解が非常に私の不勉強かもしれませんがありますので、最後させてくださいね。

この民間移管をするに当たって、子供たちに不安な気持ちを与える、そして保護者の方々、お 父様お母様方含めてですね、地域の方々に不安な気持ちを与える、そういったことのないように 今後進めていくというのが皆さん方がこれまでの経過を踏まえて提案がずっとあったところです。 でも今回、このもうさゆり保育所6回目ですよ。本当にきちんとやらないと、これ、子供たち を含めてですね、お父様お母様、それはもちろん地域の方々からしても、行政に対する不信、そして議会に対する不信、こういうことが起こっても仕方ないような状況がありますよ、これ。これはやはり市長、旧松山町の行政の進め方、そして議会の方々、地域の方々がどんな思いであそこに保育所を残しちゃんとやってきたかと、その思いをいつもちゃんと含んだ上で、こういうことがなされれば私はいいですよ。もう本当にあっちいきこっちいきのこの不安をあおるようなことをして提案がされる。私たちは、あくまで提案されたものに対してイエスかノーかしか言えないんですよ。

そういった中で、こんなにね、6回も公告をかけて、しかもまた、今回私たちが本当に大丈夫 かなと思うようなこういう提案の仕方と、これは僕は非常に向こうの地域の方々に対しても、お 父さんお母さん方に対しても、僕はもちろん子供に対しても、大変な不安をあおっていると思い ます。

そういった意味でね、こういうこれまでの請けられた方々が、変なことをやっているというふ うには一言も私は思っておりません。みんな努力されていると思うんですよ。

そういった中で、そういうことをしっかり踏まえた上で、あなた方が不安のないような提案の 仕方をする。そういったことが必要だったのではないかというふうな思いがしております。

先ほどの答弁を聞いていまして、本当にそういうことを十分、お父さんお母さん、そして地域の方々の心情をくんだ上での提案になっているのかといったら、僕は少し疑問があるから質疑をさせていただいているところです。本当にそういったものに対して、今回の提案で何も起きてないというふうに市長が考えておられるのかですね、今回の提案に対してお願いします。

それと、この副市長の答弁ですけれども、20年10月10日のこのこれね、私は「、(てん)」が打たれる、どこに打たれるかで、例えばですよ、今回もあるじゃないですか。条例改正、字句の整理、いろいろありますね。この「、(てん)」の打ち方ひとつすごく大事ですよ。いいかげんなものじゃないでしょう、これ。整理されたりして出ていますよ。10月10日、20年の10月10日のこれだったら「医療法人など、保育所経営に意欲のあるもの」分けていますよ。これだったら、私は個人の参加可能だというふうに僕は思います。

でも、今回のこれについてはね、そういう「NPO法人、医療法人等保育所運営に意欲のある者」、「、(てん)」がないんです。なぜここが「、(てん)」がなかったのかなというのは、僕が本当に今回一番これを見て思ったことです。公が出す公文というのは大事ですよ。間違ってましたとかね、そんな副市長、さっき言ってるけど、そういうことじゃないでしょう、これ。そのことの意味を問われたらきちんと答弁ができないといかんじゃないですか。これを正しく読んだら、ここにおられる教育長にお伺いしますけど、本当に教育者ですからね。これ国語専門でしょう。これ、後で参考でもいいですが、こういった文章、国語を主に教えられて、そして学校教育の現場におられた方として、これは私が言っているのは間違ってますかね、どうですか。参考程度に後で聞かせてください。

私は、これ、市長、大事な問題ですよ、今回のこれ。間違ってこのことがなされるようであれ

ば、瑕疵(かし)ある判断を私たちは間違ったり、いろんなことをやんなきゃいけないということになりますのでね。そこについては、よく考えて答弁を再度してください。

それから、選考委員のこれ、副市長、だったじゃいけないんですよ。ここ議会はね、明確にしないといかんですよ。21年7月9日、公募かけて選考委員会開かれましたね、任命を受けて。これを三つの保育所を選定された人の任期はいつまでですか、ということを先ほど聞いたんですよ。その人の任期がいつまでだったのか教えてください。7月9日じゃないですからね、これね。おそらくずっと流れてあとですよ、これ。実際の任命されたのはいつですかと、新しくですよ、21年7月、この三つの保育所をやる際の方々ですよ。それは残任期間とかいろいろあるでしょう。それをもう1回明確に教えてください。仮にですね、これが私はきちんとしていないと、今回のこのさゆり保育所の選定委員会の委員の方々、大変申し訳ないけれども、当局によって間違ってこれ任命受けたりですよ、もともと受けられている人たちが選定しなきゃいけないのに、できなかったという。この要綱に基づいて考えたらおかしなことが起きませんかと。2年としてするってなってるんですよ、これ、任期を1回したらね。そのことについて、21年7月9日公募があった3保育所の選定委員の方々の任期は、いつ任命されて、いつまでだったのかと、そのことを教えてくださいというふうに先ほど聞いていますが、出ておりませんので、再度お願いをします。

そして、提出の書類の全てについては、ほとんど出てない中で、選定委員会がそれで了とされているということにさっきから答弁を聞いてまして、非常にそれでいいのかなのという気がします。なぜかと言いますと、これ理事会を構成しなきゃいけないわけでしょう。今から議会が通ったら、じゃあそれをしましょうということなのかね。そういうことでは本当に意欲があるというふうに、僕はならんじゃないですか、案としてでもそれがないと。

しかもこれ、理事長になるとまた違うんですよ。ただの理事、施設長いろいろありますけど、 理事長と施設長、立場が全然違いますので、そういったものもない中でね、僕は選考委員会の中 が本当にこの人を了としたそのことを大丈夫かなという気がするものですから、そういった一つ 一つについて真剣になぜ出ていないのかということを含めてあります。

最後です。

あと1点はですね、この21年7月9日に公告があって蓬原保育所、城南保育所、有明保育所三つの施設があって、選定委員会が開かれて、それぞれの法人の方が受けられて議会の議決を経てやってるんですね。

今回いただいたこの資料の中で、応募法人が5法人あります。その中にですね、21年7月9日 にお受けになった社会福祉法人傾聴福祉会、ここも手を上げておられるわけですね。この時は21年7月の選定委員会では、当時NPO法人でしたけれども、それで資格があるから応募されてそこはオッケーになってんですね。

その後、社会福祉法人格を取らなきゃ駄目だよということで、新たに取られたわけですね。そこで了とされたものが、今回なぜこの選考委員会の中では、ついこの前はよかったのに今回は駄目だという非常に、天に唾するようなことになるんじゃないですか。そういう気がしてなりませ

んけど、この前はよかったけれども、今度は駄目だという。そして、しかもその駄目って言われているところは、現に志布志市立の保育所を請けられてちゃんと立派にやられてるって、先ほど市長が答弁されたばっかりじゃないですか。そういうところが今回の選定委員会では駄目だってなったと。すごくここは非常に僕は、どういうふうに理解したらいいのかなと思うんですね。

だから、そういう整合性をよく考えたら、手を上げられる法人に対してもいろいろ問い掛けは あるでしょう。そういったことも含めて、みんなが不安にならないようなものにしないと、一番 の被害者はあそこに通ってる子供たち、そしてお父様お母様、地域の方々ですよ。

本当に安心して保育園に預けてガタガタしないでやってほしいと、この思いに応えるような提案を当局はしないといかんでしょう。この手を上げられた社会福祉法人傾聴福祉会が、この前の選定委員会では了とされたけど、今回駄目ってなったと。そのことを何で駄目だったのかと、お聞きをしたいと、そのために先ほど言いましたこの21年7月9日の公告に当たって任命をされた委員の方々の任命されたのはいつで、いつまで任期があったのかと、そのことについて明確に答弁をしていただきたい。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回のさゆり保育所の提案につきましては、ただいま議員がお話でありますように、何回も何 回も保護者の方々に、地域の方々に、御心配をお掛けした案件でございました。ということで、 私どもはこのことにつきましては、慎重に慎重に対応を重ねてきたところであります。

そして、何をおいても保護者の方々の御意見が整った段階で前に進むということを大前提としてまいったところでございます。そのようなことで、今回選考委員会を経て議会に提案ということになったところでございますが、ただいま様々な点から御指摘のとおり、まだまだ理解がいただけてないところがあるのかなというふうには思うところでございますが、はじめに申しましたように、慎重に提案いたしまして、地域の方々の思い、そして私どもの思いというものが整ったという段階になったということで、御提案をさせていただいているということを御理解いただければというふうに思います。

○副市長(清藤 修君) 公告におきます表現についてでございますけれども、資格要件のところの「意欲のある者」というところで、私は読めるというふうに理解しておりますが、そのように理解しております。

委員の任期の御質問でございます。

私もこの当時、この当時の経緯はあまり分かりませんけれども、20年に選考委員会があったということで、その時の任期は20年、ですから20年の10月。

「何事か呼ぶ者あり〕

○副市長(清藤 修君) すみません。20年の選考委員会の方の任期というのが、22年10月31日 までということでございます。ですので、21年の7月のお話がございましたが、そのときは任期 の途中であったということになろうかと思います。

それと、■■氏の理事会の関係の御質問がございました。

理事につきましては名簿案によりますと、6名の理事をお願いするというふうになっておりますが、具体的に名前が入っているのはお二人だけということになっておりまして、あとは予定というふうに書類上はなっております。

おそらくこの方々、今回の議会での御審議を踏まえて理事会というのを設置されるのではないかとは思います。そのような説明があったと思います。

あと最後に、御経験のある前回とられました法人の方が今回も応募されて、その時は選考をされて、今回はなぜ駄目だったのかというような御質問だったと思います。

決してどこが悪かった、駄目だったということではございません。基本的に五つ応募があったわけですので、その審議の中で、その中で、まずいくつかをピックアップしたという形になります。実際には、消去法的な形で最終的に三つを委員会の中では選んでおります。審議の中でです。その三つの中には、今おっしゃった法人の方も入っております。その後は、特に個人の方でしたので経営的に不安な面もあるんではないかとか、その一方で経営実績という意味では確かに、実際には運営はしておりませんけれども、市の職員としての知識、あるいは保育所運営に関する知識、そういったものがあるということが一つ上げられました。

もうひと方議員がおっしゃった法人についても、若干の財務面といいますか、そういった意味、 総じて運営に当たって若干の不安というものがあるというふうな意見もございました。あまり詳 しく言いますとあれですが、そういったいいところ悪いところ、それぞれがあったものですから、 詳しくは申し上げられませんが、いいところ悪いところを比較し、そして最後、総合的にどうし ましょうかということで、最終的には意見の一致を見たというのが審議の結果ではございます。 なかなかデリケートな部分がありますので、あまり詳しくは言えませんが、このぐらいでお許し いただければと思います。

- ○議長(上村 環君) 特に許可します。
- **〇19番(小園義行君)** 何回も言いますけど、今回のこの提案はですね、非常に正直言ってここにおれる課長さん方も、えって、びっくりされたんじゃないかというふうに思う、正直であります。

そこで、もう1回再度ここだけ確認させてくださいね。

21年7月9日公募されて、これはここで委嘱を受けた選考委員の方々の任期は、22年10月31日だったんですね。任期がね。今回のこの選考委員の方々は、8月4日に副市長の答弁だと委嘱を受けたというふうに答弁されましたね、さっき。全員8月4日なんですか。

〇副市長(清藤 修君) すみません。先ほど8月4日と申し上げたのは、8月4日に委嘱状を もらったということで、日付け的には8月1日になっております。それは全て8月1日付けでい ただいていると。

[「全員かどうか」と呼ぶ者あり]

〇副市長(清藤 修君) 全員8月1日でいただいていることになります。それは、22年度中にその委員会がなかったからということになります。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

これは私の個人的な見解かもしれませんので、誤解のないように申し上げます。

どちらにもとれるような表現・表記をするのがある意味では日本語の特色でもございまして、特に韻文、俳句とか短歌とかいう作品の中では、読む人が本当にこうだと思えば、Aだと思えば Aだし、Bだと思えばBだというようなところがあるのが日本語でございますが、だと思っていますが。

今、私、原文を見ておりませんのでよく分かりませんが、どうしてもそれを明確に表現するということになりますと、ちょっと思いつきで申し訳ございませんが、「A, B, Cなどで意欲のある者」とすれば、これは個人は入らないと。今度は、「AB, C及び意欲のある者」とすれば個人が入るというふうなことになるのかなと思いますが、今申し上げましたように、例えば夜の秋と言えば秋の夜ではありませんで、秋の夜と言えば秋の夜であります。そういうふうに言葉がひっくり返っただけでも場面が違うというのが文学的表現というんだろうと思いますが、どうしてもやはり両方読めると、「ABCなど意欲のある者」とこういうような言い方をすれば、読み方にとってはこれは個人も入りますよという言い方もできましょうし、それは「など」の前のABCの中の中でという意味じゃないかという解釈にもなるのかなと、そういうふうに思っております。以上でございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

O17番(岩根賢二君) 以前委員会か本会議か忘れましたけれども、私の持論を述べたことがあると思いますが、保育所の民営化に関しまして、私が保育園の経営者にお聞きしたところ、公立の保育所を移管して自分が引き受ける場合には、少なくとも半年は準備期間がいりますよと言われました。そのことで、既に法人で経営をしているところであっても、半年の期間は準備期間としているということの話を私は聞いておりましたので、こういう民間移管する場合は、少なくとも6月議会に提案をして、翌年度からという形が一番理想ではないかなと思っているところであります。

その観点からすると、私どもがいただきましたこの説明資料の中で、みどり保育所、みどり保育所は4ページから5ページにかけてこういうことが書いてあります。みどり保育所の保護者会との協議では、23年の11月に移管先の法人等の募集・公告をして、23年の12月にプレゼンを受けて、24年1月に移管先選考委員会を開いていただきたいと、そういう過程を経て、25年度から民間移管という形でお願いをしたいという、こういうことがここに掲載をされております。この考え方は、非常に私の考えと一致しているなと思っているところでありますが、そのような観点からしますと、さゆり保育所の場合は、公募が7月15日に始まって10日間あって、その後選考委員会を経て決定をしたのが8月10日ということで考えてみますと、1か月もかけないうちに、公募から決定までを行っていると、それは逆算した場合に、24年度からしなければいけないというの

が、まず最初にあってこういうタイトな日程になっていったのかなと考えるわけですが、それは 行政としては、やはりあるべき姿ではないと私は思っております。7月11日にこの説明資料によ りますと、さゆり保育所の保護者会説明会の中で、24年度と25年度とどっちがいいですかと、こ ういう投げ掛けをしています。そして、それを選択を保護者会にさせております。

私はこういう日程の中では、行政はむしろ日程がちょっと窮屈になるから、25年度からでいいのではないですかというふうな形の指導をしていくのが行政の在り方ではないかなと思っております。その点についての考え方をお聞かせください。

それと、以前からですね、みどりとさゆりに関しましては、子供さんの数も少ないということで将来的にはやはり統合か、あるいはどちらかの園を本園にして、もう一方は分園にすべきではないかなというふうな議論も多々出ていたところであります。

そのことから考えますと、この2園につきましては、やはり同一の事業者が引き受けるべきではないかなと考えていたところでございますが、今回は、突然さゆりの方だけが民間移管というふうな形で出てきております。

このことについて、執行部内では、やはり同一の事業者にしなければいけないんじゃないかと、 というような観点から、例えば同時に募集公告をすべきではないかという議論はなかったものか。 その点をお聞かせください。

それと、ちなみにみどり・さゆり、それぞれ泰野地区、尾野見地区の今後のそういう児童のですね、数の推移、これが経営的に成り立っていく保育園であるかどうかということの検討はなされていないのかということをお尋ねいたします。

それと、先ほどから副市長の答弁の中で、質疑もありましたけれども、いろんな基準に基づいて、6項目でしたか審査をしていくということでしたが、それらについては例えば点数化をして、 点数を出してここが一番得点が多いなというふうな、そういうふうな選考の仕方はしなかったものか、それをお聞きしたいと思います。

それで、先ほどから副市長は微妙なところがあるので、答弁は差し控えたいというふうな言葉 もありましたけれども、我々がこの議案を審議する場合に、その選考委員会においてどのような 議論がなされたのかということをやはり知りたいという気持ちはありますよね。ですから、その 議事録なりを議会に対して提示する考えはないのか。

以上、お聞きします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

みどり保育所、そして、さゆり保育所につきまして、今年4月から保護者の方に今年度事業として進めるとすれば、どのような形で進めればいいかということのお話し合いを重ねさせていただいたところでございます。

そして、その中でみどり保育所につきましては、まだ保護者会の方々の意見が整わなかったということで、今回の議案の提案に至らなかったところでございますが、みどり保育所につきましても、今後民間移管ということについては対応したいということで、25年4月を目標に進めさせ

てほしいというようなことで話し合いがされたところでございます。

そのようなことで、今回はただいま議員の方でお話があったような形でのみどり保育所のスケジュールとなっているところでございます。

そしてまた、旧松山町内区域において、児童数の減少というものが考えられるということでありますので、保育園の運営ということについては、私どももそのことについて十分検討を重ねてきたところでございます。

しかし、ここしばらくは、まだ現在の入所者を確保できるのではないかということで、できれば地域に一園あった方がいいということが前提でございますので、その地域で募集をするというような方向性をとらさせていただいたところでございます。ということで、将来的に分園ということになるとなれば、同一事業者がということになるわけでございますが、現段階ではそのようなことを考えていなかったと、検討の結果、そのような方向に至らなかったということでございます。

ということで、23年度から入所者の人員の見込みというものにつきましては、城南で23年が64、24年で61、25年で58、26で56人となっております。

そして、みどりにつきましては、23年度で34、24年度で33、そして25で31、26で30。

そして、さゆりにつきましては、23年度で41、24年度で39、25年度で37、28年度で36ということでございまして微減ではございますが、まだこのような形で推移するということの予測の上で、今回の民間委託の方向になったところでございます。

○副市長(清藤 修君) 選考委員会の中で点数化をしたのかというような御質問がございました。

移管先の決定につきましては、議員がおっしゃるような点数化の作業というのはしておりません。前回と同じように6項目の基準がございましたので、そういったものを参考ですね、総合的に判断をして、委員の総意で決定したというようなことになっております。

それで、そのときの議事録のようなものということだと思いますが、記録の中に例えば個人情報的なものが多分あると思うんですけれども、ある場合がございますので、そういったものをどういうふうにお出しできるのかといった観点からも、ちょっと検討が必要かとは思いますので、1回内部の方でも議会の方とも御相談させていただいて、どの程度出せるのかを検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

〇17番(岩根賢二君) 統合という形はしばらくはしなくていいんじゃないかという判断をしたということでございますが、それはちゃんと執行部内でそういう協議をされたのかどうかということを聞いているわけですね、結果としてこう出てきていますから、したのかどうかということを改めてお聞きします。

それと、この将来的な児童の数ということで、今お聞きしましたけれども、みどり保育所に関しましては、定員が60名であるのに、ここに出てきている数字は34、33、31、31ということで、

大方半分ぐらいの人数しか充足できないという形ではないかなと思います。こういう状況にありますと、保育所の定数の見直しと、定員の見直しということも考えていかなければならないんじゃないかなと思います。そうしますと、その定員に応じまして、また保育単価というのもまた変わってくるというふうなことで、いろんな問題をはらんでいるんじゃないかと思っておりますが、その辺の検討はなされていたのかどうか。

それと、議事録の提出については検討をさせてもらいたいということでしたので、開示ができるというふうな方向でぜひ協議をしていただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先程来お話します民間移管について、松山地区につきましては、児童数の推移を見まして、今後しばらくは、それぞれの地域で校区であるべきだと、存続ができるというようなことの協議は したところでございます。

そしてまた、今お話がありますように充足率からみますと、例えばさゆりでありますと、今23年度41名ということですが、もう17年、ただいま手元にある資料では17年で48名、そして26年で36名と、そして、みどりに至りましては、17年で40名、26年で30名という予測で漸減というようなことの数字になっているようでございます。当然こうなれば、見直しというものも含めて検討は必要ではなかろうかということについては、協議はしているところでございます。

○副市長(清藤 修君) 開示ができる方向でというようなお話でございましたが、開示ができるかできないかも含めて検討させていただきたいと思うんですが、含めた上で検討した上で、その上で開示ができるようであれば開示できるものを出すというような形になろうかと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

O24番(野村公一君) 同僚議員からいろいろ疑問点は出ました。さほど難しい議案ではなかろうという判断をされて御提案をされたであろうというふうに思います。今ことがここになって、これは大変だなと思われておるのかなというふうに思いますが、率直に言って認められない議案であると、先程来選考委員長の副市長さんの答弁を聞いておりまして、全くやる気のない答弁、この人志布志で何をするんだろうと、今私は思っていました。せっかく鹿児島から来られて、あなたは志布志の福祉行政へ何たるかが全く分かっていない。私が任命権者であれば、すぐ帰らせるとこですが、そうもいかんでしょうけれども。

私は、この議案の一番大事なことは何かというと、こんなにことはもめて一番かわいそうなのは、先ほども小園議員が言われた子供ですよ。

この議論の一番中心にあるのは何かというと、志布志の保育行政がどうあるべきかというのが 問われているんです。親御さんがみんな忙しいと、したがって私が保育をするような保育をどこ かにかお願いをしたい。であれば公の機関が一番信頼があるだろうと、そういうことで公の機関 に保育を依頼されるんです。その公の機関が今日の情勢の中で移管をしていこうと、民間に移管 をしていこうという流れができて、じゃあどういうところに移管をしていこうかとなったときに、 本市の保育行政をしっかりやっていただける機関でないといかん。でしょう。その議論が全然なされていない。保育行政をここなら大丈夫だろうといって移管をするには何が一番必要かというと、過去の経験ですよ。事業家としての経営状況、そのことが一番大事なことじゃないですか。だとすれば、過去の経験だとか、保育の状況だとかというのを知ろうとすれば、新しい人が分かりますか、それが。いくら福祉課の課長さんだったとしても、保育所の経営までは見てませんよ、何も。福祉課の課長さんがすごくいいんだというのはあんたたちだけだ、分かるのは、役所の人たち役人だけ。誰もそんなことは思ってませんよ。

今まで合併をして6年間、次々と民間移管をしてきましたよ。みんな保育所の経験、福祉法人ですよ。それはその会社、その法人をしっかりと、これなら自分たちが考える保育をしていただけるだろうということで移管をしてきたんじゃないですか。何で今回個人なの。父兄の方も来ておられる。尾野見の保育はどげんでんいいんですか。民間移管を誰せえかわたせえせかすれば、あとはいいんですね。もうちょっとしっかり議論をしてくださいよ、ねえ副市長。あんたは2年間志布志におるんだろうけれども、2年間おる間はしっかりと命をかけてくださいよ、ねえ。どっかの団体でそういう意見も出たでしょう。私は2年したら帰るから、帰ることを前提にして事をしてもらったら困る。

そういう私が今言ったようなことを考えると、この五つ希望が出た。この中でどういうところが民間移管をしても我々行政が考える保育をしてくれるか。当然分かるじゃないですか。それが 選考の基準ですよ。

先ほど言われました、市長にとっては初めて個人が入ったからどうのこうのて答弁をされましたけどね。李(り)下に冠を正さず、世の中はな、道理と常識がしっかりと歩いていかんないかん。私らだけじゃないと思いますよ、常識は。21年度まで移管をしてきた、22年度に何で移管をしないのかと聞くと、この1年間しっかり過去を清算をしたいと、その1年間です。当の■■課長が答弁しているんです。その■■課長が退職して3か月目にはこの仕事になっている。しかも、あなたの親戚だ。まだ法人もできていない個人です。民間移管を議会で議決をしてもらってから県に申請をします。県にはまだ申請書も出てませんよ。これが常識ですか。みんな思うんですよ。市長はないごっじゃろいかい、身内じゃっじあげなこつしやったとやろかい。3年も残けっせ早々と退職しやった、どしてんそげな話があったとやろうな、みんな言っていますよ。

あなたがそうでないときには、こういう申請が出てきたとなれば、おいちょっと都合が悪いがよと、ふたいとこやれば語りますがね。遠慮してくれんかと、それが優しさです本人に対しても。 こんなところでテーブルの上に乗らされて踊らされてな。それが私は人に対する優しさだと思いますよ。

そこで、ちょっと聞いておきますがね、この公募、先ほど教育長が文章力のあるところで説明をされました。私はこれをどうしても個人としては受け取れません。少なくとも法人を指しておると。あなたたちの都合のいい解釈で個人を参入させたと私は思ってるんですよ。

この5者で選定委員長が5者を面談をされて、それぞれどういう保育をされようとしているの

がよかったのか。あなたがこの移管先の選考に当たってお考えになられたことをひとつ教えてください。それが1点。

それから2点目です。こういうもめ事はすぐ広がるもので、昨日のうちに当の本人にもこの状況がいっております。そして、この本人から昨日市長に取り下げの話がきたはずです。ところが、あなたはそれを追い返している。どういういきさつがあったのか、ひとつしっかりとつまびらかにしてほしい。

次に3点目です。保護者の意見が大変重要な場面があります。しかし、選考委員会として保護者の意見というのは、私は参考にすべきだろうと、あくまでも本市の保育行政はこうあるべきだということをもって移管をしていかなければならんというふうに思いますが、保育所の意見を十分踏まえて、公平に判断をしたという答弁をいただいておりますが、そこを委員長としてどうお考えになっているのか。3点お伺いをしておきます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の議案提案の後に、私のもとに■■氏が訪れられたところであります。

そして、今お話がありましたように取り下げをしたいと、選考委員会の選考結果について辞退 したいというようなお話があったところでございます。

しかしながら、私、そのことにつきましてお話をお伺いしながら、そのことについて協議をさせていただいた結果、もう一度考え直して、またこのことについては保護者の方々にもお話をしながら選考の結果を受けた形にしたいというようなことのお話になったところでございます。

私自身としましては、今回のこの提案につきましては、先ほど議員の方が御指摘がありましたように、親戚ということもあり、いささかまた退職職員が応募したということもあり、いささかびっくりしたところでございますが、個人として意欲を示し、そしてまた経験、知識があり、そしてまた地域の方にお話をしたところ、地域の方、保護者会の方もそのことを良しとしているというような状況ということをお伺いしましたので、改めてそのことについては、辞退について考え直すようにというようなことのお話を申し上げたところでございます。

何回もお話しますように、この尾野見のさゆり保育所の民間移管につきましては、非常に地域の方々が心配されておられた事項ということでございますので、そのことについては慎重に対応を進めてきたところでございます。

そしてその中で、こうして提案できる内容になったということについて、本当に有り難く思い、 改めてそのことでこのような結果を、このような形の提案となっているということでございます。 私自身としましては、親戚だから私の立場を考えて辞退しろということは言えなかったという ことでございます。

〇副市長(清藤 修君) まず、選考委員会での面談の結果の御質問だったと思います。

保育方針がどこがよかったのかというような御質問だったと思いますが、それぞれどういった 保育園としたいですかという質問を全ての保育園にしております。いずれも今までの保育園の状 況というのはそのまま、言えばあまり変えないというような言い方をされました。その上で、保 護者の方々と一緒になって、新しい民間の形での保育所をつくっていきたいというようなことを ほとんどの全ての保育所の応募者の方が言ってらっしゃいました。ですから、その意味におきま して、それほどその中で、どうやっていきたいかという意味においては、五つの5者の中での違 いはあまりなかったのかなというふうに委員会の中では私は感じました。

それと最後の方で、保護者の意見は参考ではないかという御指摘がございました。確かに選考に当たりましては、保護者会において集約された意見というのは、最大限尊重しますよという中で、保護者代表者以外の選考委員というのは、それぞれの立場から意見を出し合いましょうというような話をしております。

そういったことで審査をしたところでございます。ただ、審査基準の中に6項目あるというふうに言っております。これはもう以前から同じですけれども、現在の法人の運営状況、それから保育所経営に対する習熟度、運営体制の整備計画、保育方針及び保育目標、それと移管後の保育所運営、これにつきましては、保育所をどうやって動かしていくのかというようなところもございます。

そして、6番目の基準の項目として、保護者の意見というのがございます。したがいまして、 参考ではありますが、参考ではないかというお話ではございますが、基準の中にはあるというふ うに理解しております。

したがいまして、お話の中に、経験のある法人がいいんではないかというようなお話もありま したが、実際その2番目の項目でございます保育所経営に対する習熟度、この観点でいえば点数 はつけておりませんが、点数的には高い所に位置するんではなかろうかと思います。

そういったふうに一つ一つを見ていきますと、五つの5者ございましたので、それぞれがいいところ悪いところというのをそれぞれの委員が判断された上で、先ほども若干お答えしましたけれども、5から三つに絞ったところでございます。絞ったところにつきましては、その習熟度ですとか運営状況ですとか、そういったものを見ますとこっちはいいけど、こっちはちょっとね、というところはございましたので、最終的には保護者の意見というのを尊重したというような形になったのが結果でございまして、決して先ほど2年というお話もございましたけれども、別に2年というのは言われている、とりあえず2年と言われているだけですので、そういったことではなくて、私なりに一生懸命この委員会の中で意見を取りまとめようと思った中でとった結果が、今回の結果ということでございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

O24番(野村公一君) 助役、理解ができないから質問をしている。あなたをよく理解しとれば、 あなたに質問はしません。あなたが分からないから質問をしている。

5者希望者があったと、その5者の中にあなたが、これは志布志の保育行政を任せられるに足る者ではないと、5者ともそう思われるんだったら何も移管する必要はないんですよ。きいがどっか移管をせんなならんということじゃない。それだけあなたの責任は重いということです。ただ、どっからかまわってきた役職じゃないの。あなたの判断が志布志の保育行政を左右するんで

す。その認識があるかどうかということを私は聞いてるんですよ。

これから委員会で審議がされるでしょうが、この五つの団体、個人が提案をされた実績と保育 行政の指針たるものをコピーでひとつ議員に配付をお願いを申し上げたいということが一つ。

それから、市長に再度お伺いをしておきますが、人間の情というのは私はそんなものじゃないと思うんですよ。私の身がうんぬんだから遠慮をしてくれっていうんではない。あなたは個人じゃないんですよ、政治家。政治家である以上、人から何々じゃらせんだろうかという指を指されるような行動は絶対しちゃならん。そこはよけて通るのが為政者の姿というものです。それをそっと当事者に納得をさせるのが優しさです。今回でなくても1年間しっかりそのことを学んで、しっかりその土台をつくってくれと、そしてまた来年組織ができた段階で申し込めと、そういう指導をしなきゃならないのに、彼が一番悲しいんですよ、さらし首にされて。政治をする者はもっと優しくないといかん。

今回、結論がどのような結論になるか、委員会の状況を見てまいりたいと思いますが、決して 好ましい議案じゃないということだけは付け加えておきます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

季(り)下に冠を正さずということのみでなく、優しさをもって指導せないかんというようなお話であるようでございます。そういう意味でいえば、少し欠けたのかなということは思うところであります。ただ、私自身としましては、先程来申しますように、今回のさゆりの保育所の民間移管については、本当に地域の方に御心配をお掛けしているということの思いがございましたので、今回5者の応募があったということについては、本当によかったなということのあんどはしたところでございます。

その中で、個人で■■氏の名前があったということについては、びっくりしたということでございますが、お話を聞いていくうちに本人のその熱意、そしてまた知識、そしてまた地域の方とのお話し合いの中での意思の統一。そしてまた、本人自身が地域に対する思いというものが感じられたので、そのことについて、ただいま議員御指摘のような形の優しさは発揮できなかったというふうに思うところでございます。

今後は、そのような点も十分考慮しながら市政運営に努めてまいりたいと思います。

O副市長(清藤 修君) 資料の提出についてありましたけれども、我々の方にある資料の中で出せるものがあれば出したいと思いますが、その中身を精査と、出せるものかどうかというのはちょっと精査をさせていただきたいと思います。なるべく出す方向で考えていきたいと思います。 O24番(野村公一君) あの副市長、何も難しいこと考える必要はない。申請書の中に、こういう保育を目指したいとあるはずですよ。その部分と各こういうことをしてきましたと、実績あるでしょう。それだけ、何も問題じゃないから、それは。

ひとつ、あなたたちの選考の基準になった資料ですのでね、ぜひ出していただきたいと思います。

〇副市長(清藤 修君) そのような方向で進めたいと思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第58号 財産の無償譲渡について

日程第7 議案第59号 財産の無償貸付けについて

○議長(上村 環君) 日程第6、議案第58号及び日程第7、議案第59号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第58号、財産の無償譲渡について説明申し上げます。

本案は、さゆり保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産 を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号、財産の無償貸付けについて説明申し上げます。

本案は、さゆり保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産 を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長(木屋成久君) それでは、議案第58号、財産の無償譲渡について、議案第59号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明申し上げます。

議案の説明に入ります前に、お手元の説明資料40ページをお開きください。

この資料につきましては、保育所の建物評価に関する資料でございます。こちらから、まず先 に説明申し上げます。

評価額の算出につきましては、減価償却資産の計算方法に基づき算出いたしております。保育 所などの公有建物等につきましては、税務課等の評価価格がない関係で、公営企業の場合の償却 資産の計算方法に倣いまして、定額法によって評価額を算出いたしたところでございます。

耐用年数につきましては、昭和40年大蔵省令に定める償却資産の耐用年数表によるものでございます。鉄筋コンクリート造りにつきましては、耐用年数47年、モルタル造りにつきましては、耐用年数38年となっているところでございます。

また、下の表は、保育所を有償譲渡した場合の国庫補助、県補助金の返納額でございます。

米印の部分につきましては、平成19年度税制改正により減価償却制度が一部改正されたもので、 その改正された内容を記しているところでございます。

それでは、議案第58号、財産の無償譲渡について、さゆり保育所分でございます。

所在地は志布志市松山町尾野見41番地1、種別は建物、数量は鉄筋コンクリート造りで、平屋

建て2棟526.30㎡で、評価額は39万9,150円であります。この評価額につきましては、先ほど御説明いたしました説明資料の方法により算出した額でございます。

相手方につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■でございます。

なお、譲渡の条件として、譲り受けた人は、譲り受けた建物を児童福祉施設として使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還するという条件を付してあります。

続きまして、議案59号、財産の無償貸付けでございます。

土地の所在地ですが、志布志市松山町尾野見字中原41番、12,560.21㎡であります。

貸し付けの目的は、児童福祉施設(保育所)用地として限定するものであります。

貸し付けの期間としましては、平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間とするものであります。

相手方につきましては、建物と同様、■■■■でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

申し訳ありませんでした。

先ほどの議案第59号の財産の無償貸付けでございますが、土地の所在地で、地番と面積の誤りがありましたので、訂正をよろしくお願いいたします。

土地の所在ですが、志布志市松山町尾野見字中原41番1でございます。2,560.21㎡であります。 申し訳ありませんでした。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- O13番 (小野広嗣君) 1 点のみお聞かせをください。

今も説明がありましたけれども、耐用年数に対して経過年数がそれを超えているわけですね。 そういった意味では、みどりの方は改修等も行われておるようでありますが、これはこのまま無 償譲渡をした後、いわゆる即改築をしなければいけないというような状況に迫られるわけですね。 そういった状況下の下、本年6月に補正を組んで1か所は改築、そしてもう1か所は改修という ことで一般財源からも持ち出しをしまして、県、そして市、事業者3者によってそれを賄ってい くという議案が出されたわけですね。

そういった経緯からしたときに、そういった事業というのは、いわゆるずっと続くわけではないと、ですね、いわゆる国の方から県に権限移譲があって、それを県が賄いながら今やっていくという流れですね。これをどうするかというのは県にも関わってくるという問題であります。

そういったときに、今回の4法人プラス1個人に対して、当然こういったことも含めての情報 提供、そして今年度まではこういうふうに移管後、移管先の人と協議をして対応をしていると、 そういった情報の提供というものもあってここまで進んできたのかお示しをください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

御指摘のとおり、この保育所の建物につきましては、建築から大分経っておりまして、古くなってきております。

しかし、現在の段階では鉄筋コンクリート造りということで、現状のままで民間移管可能とい

うようなことでございます。

そして、平成21年度に合併処理浄化槽の整備も完成いたしておりますので、その都度その都度 修繕や備品については、市の予算を投じて適切に管理しているということについて、今回応募さ れた方については現地を確認されたり、そして私どものプレゼンテーションないしは説明会等で、 そのようなことについても十分認識がされていたものと考えるところでございます。

O13番(小野広嗣君) その件に関してはですよ、当然そういう認識をされていると思いますね。 そして、何回となく足を運んで見ていらっしゃると、もう施設は老朽化している。そして、トイレ等も散々たる状況ということがありますね。そういった中で、それでも受けたいという話であるわけですが、先ほど述べました本年6月のいわゆる有明保育園、これは全面改築、そして、のがみ保育園の改修工事、ここに県、市として助成をしているわけですね。そういったことを行っているということを4法人1個人、多分御存じだったんだろうと思うんですが、当事者ですからね。こういったことに関して、情報をしっかりお流ししたのかということです。

そして、市としてもこのままで移管するけれども、あくまでも無償譲渡で建物、ものごと、そのまま出すけれども老朽化している。そして、改築あるいは改修に当たっては、こういう事業がある。あるいは、それがはずれても市としてしっかり対応していきますということを述べたのかということです。これは6月、議論しているんですよ、僕は。市長は、ちゃんと答弁をされているんですよ。そういうのをちゃんとお伝えしているのかということです。

〇福祉課長(木屋成久君) お答えいたします。

事前にそのような情報は流しております。

また、前回の保育園のときにもそのような情報は流して、また修理をした経緯もあるということで何っております。

- ○議長(上村 環君) ほかにありませんか。
- O19番(小園義行君) ちょっと教えてください。

この今回無償譲渡されるこのさゆり保育所ってここだけですかね、下のこの児童館とか娯楽センターというのはそれぞれ役割があったんでしょうが、ここも一緒に今回されるということですか。

○福祉課長(木屋成久君) 今、小園議員がおっしゃられたさゆり保育所の36年建築から2番目の旧尾野見娯楽センターですけれども、これについては、名前は尾野見児童館と娯楽センターとなっておりますが、旧松山町時代にさゆり保育所の方に移管されたということで、名前がこのような旧の方で載っているということで、これも全部移管の対象になっているということであります。

○議長(上村 環君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号及び議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託いたし

ます。

ここで、3時20分まで休憩いたします。

午後3時05分 休憩 午後3時20分 再開

日程第8 議案第53号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第53号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 説明を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡充する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれ もが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡当時その者と同居 し、又は生計を同じくしていた者を加え、併せて、字句を整理するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第9 議案第55号 志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第9、議案第55号、志布志市スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、市町村に、スポーツ振興審議会に替えて、スポーツ推進審議会を置くことができることとする措置が講じられたため、 志布志市スポーツ振興審議会に替えて志布志市スポーツ推進審議会を設置することとし、その所 掌事務、組織等に関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で志布志市スポーツ推進審議会の設置、第2条で所掌事務、第3条で組織、第4条で委員の任期、第5条で会長及び副会長、第6条で会議、第7条で庶務、第8条で委任を定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第54号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

-()-

〇議長(上村 環君) 日程第10、議案第54号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制 定について説明を申し上げます。

本案は、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、市町村に、スポーツ振興審議会に替えてスポーツ推進審議会を置くことができることとし、及び体育指導委員に替えてスポーツ推進委員を置くこととする措置が講じられたため、当該非常勤職員の職を改めるものであります。

内容につきましては、別表中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

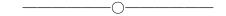
ただいま議題となっています議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

〇議長(上村 環君) お諮りします。

日程第11、議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第11 議案第56号 工事請負契約の締結について

- **〇議長(上村 環君)** 日程第11、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
- 〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、志布志消防署建設工事(庁舎建築本体外工事)の請負契約を締結するに当たり、地方 自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関 する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志消防署建設工事(庁舎建築本体外工事)のため、一般競争入札により2億4,045万円で鹿児島県志布志市志布志町志布志2638番地の株式会社内山組と工事請負契約を締結するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇17番(岩根賢二君)** ちょっと一般競争入札ということで今説明がありましたけれども、一般競争入札とした場合は、ここに今私どもは今朝、また資料をいただきましたけれども、入札執行調書というのをいただきましたが、可能性としてはこの4社以外にも参加する資格はあったんですか。そのことを確認します。
- ○総務課長(溝口 猛君) 一般競争入札での執行でございますが、これは本市の一般競争入札につきましては、あくまでも条件付一般競争入札という内容になっておりまして、したがいまして、本市に建築工事のAランク、この4社が実質的には参加要件ということになっております。
- **〇17番(岩根賢二君)** そういう場合に形は一般競争ですけれども、指名競争でもよかったんじゃないかなという気がするんですが、その違いをちょっと教えていただけますか。
- ○総務課長(溝口 猛君) 指名競争と一般競争入札の一番の大きな違いでございますが、指名競争入札につきましては、市の方から業者を指名して入札を行うと、一般競争入札につきましては、あくまでも参加につきましては業者の意思によるものでありまして、したがいまして、対象は4社でございましたが、場合によっては3社参加ということも考えられるところでございます。

- **O17番(岩根賢二君)** そういう中にあって、あえて一般入札という形にしたのはなぜかというのをお聞きします。
- ○総務課長(溝口 猛君) 本市の建設工事におきましては、入札制度の改革を以前いたしまして、指名競争入札から、建設工事におきましては一般競争入札という制度改革をいたしました。 そういう流れの下で、工事請負に該当する部分、旧指名競争入札に該当する工事につきましては全て一般競争入札という方式で今執行しております。
- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

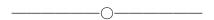
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、可決されました。



日程第12 議案第57号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

〇議長(上村 環君) 日程第12、議案第57号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を申し上げます。

本案は、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の期間を延長し、及び事業費を増額するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇企画政策課長(武石裕二君) 議案第57号につきまして、補足して説明を申し上げます。

上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、平成20年3月議会で承認の議 決をいただき、年次的に整備を進めているところでございます。

今回は、計画路線において、民地にある山林の伐採等がなされ斜面があらわになり、危険な場所等が発生をしたため、安全性を確保する意味から改良舗装をする道路を延長しようとするもので、計画期間を1年延ばすこととし、事業費の増額をお願いするものであります。

議案説明資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

総合整備計画書でありますが、アンダーラインの部分が変更前、括弧書きの部分が変更後になります。

第3項の公共的施設の整備計画で、最終年度を「平成24年度」から「平成25年度」とし、期間を「5年間」から「6年間」に変更いたします。

表中の事業費、財源内訳の一般財源の欄の金額を「8,000万円」から「1億1,233万4,000円」に 改め、一般財源のうち辺地対象事業債の予定額の欄を「8,000万円」から「1億1,200万円」に改 めるものであります。

以上で、議案第57号の補足説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **○3番(西江園 明君)** 今数字的なやつについては理解しましたけど、端数を除いて100%を起債対象、辺地債に充てるということで、この辺地債の場合は、交付税対象は幾らなんですか。事業費の対象は100%ですけど、交付税としての返ってくる額は今のところの率は幾らですか。
- **〇企画政策課長(武石裕二君)** 辺地対策債につきましては、充当につきましては原則100%充当 ということで、そのうち起債充当率の中で元利償還金の80%が交付税措置をされるということで ございます。
- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第60号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長(上村 環君) 日程第13、議案第60号、損害賠償の額を定め、和解することについてを 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、施設の構造上の欠陥及び管理瑕疵(かし)に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年6月15日午後2時30分頃、有明総合体育館の車寄せ部分が、当該車寄せの下に駐車していた■■■■の■■■氏の所有していた普通乗用車の上部に崩落し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、市の施設に構造上の欠陥があり、かつ、老朽化した施設の維持管理が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、同氏が0%として、同氏の所有していた普通乗用車の

全損時の時価相当額及び代替車両借り上げに要した費用23万6,470円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、平野栄作君から発言通告書が提出されておりますので、まず平 野栄作君の質疑を許可します。

○1番(平野栄作君) この指定管理なんですけれども、非常に責任分担があやふやというかですね、リスク分担とかいろいろと契約書等にはつづられていると思っておりますが、今回出されている中でですね、施設の維持管理が不十分ということでありますけれども、これは施設の維持管理自体は指定管理者が行うものではないのかなというのがあります。

そういう面でですね、日常管理を行っている指定管理者側から改修要請があったと、それにも 関わらず市が対応していなかったから、まず発生したものなのかということ。

それと2点目が、体育施設条例第4条3号では、指定管理者が施設及び設備の維持管理を行う と規定されていますが、指定管理者側に責任はなかったのかどうか。

3点目が、他の施設においても老朽化が進んでいる現状がありますが、今後も同様の事案が発生する可能性が高いと思われますが、今後の施設維持管理をどのように指定管理者側と行って、 そのリスク分担をどのように市はやっていくのか、その3点だけお願いします。

〇生涯学習課長(米元史郎君) 事前に発言通告をいただいておりましたので、回答をさせていただきます。

まずはじめに、施設の維持管理が不十分とあるが、日常管理を行っている指定管理者側から改修要請があったにも関わらず、市が対応を怠り発生したものかという御質問についてでございます。

お答えをいたします。

教育委員会といたしましては、今回の事故の発生原因として、大きく二つのことが重なって発生したものと考えております。

一つ目は、当該施設が築後30年経過した老朽化した施設でもあり、広い面積のわりに排水口の 勾配が緩い水のたまりやすい構造であったということの上に、飲み口付近に火山灰が集中的に堆 積をして排水口が小さくなってしまっていたということでございます。

二つ目は、当日の雨量が13時から14時にかけまして、連続時間雨量84ミリという記録的なゲリラ豪雨が降りましたことで、排水が対応できずに雨水をためてしまって荷重をかけたということでございます。

この二つの要素が重なりあって、今回の事故が発生したものと考えております。

今回このような事故が発生したことに関しましては、指定管理者に、水がたまりやすい構造であることを十分説明した上での具体的な維持管理方法の指示、指導が不十分であったため、事故を想定することができずに発生してしまったというふうに考えております。

教育委員会といたしましても、今後はこのようなことのないよう指定管理者ともより一層の綿密な連携を図り、市民の方に安心して御利用いただけるよう、施設の管理運営に努めていかなければならないと考えているところでございます。

また、この件に関しまして、指定管理者から改修要請があったのかについてでございますが、 指定管理者からの業務完了報告書などにも確認をさせていただきましたが、そのような要請はご ざいませんでした。

次に、有明体育施設条例第4条第3号では、指定管理者が施設及び設備の維持管理を行うと規 定されているが、指定管理者側の責任はなかったのかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、有明体育施設条例第4条第3号では、指定管理者が施設及び設備の維持 管理を行うと規定をされております。

今回の事故につきましては、指定管理者へ施設の管理を委託する際、具体的に体育館車寄せ部分の構造や維持管理の方法について説明不足があったこと、老朽化や予想を超える雨量など複数の原因が重なったことによって発生した事故と考え、そのようなことから今回の事故につきましては、指定管理者は、事故の発生を想定することができなかった不可抗力の事故だったと考えております。

指定管理基本協定書第24条にリスク分担表がございます。豪雨等に伴う経費の一環と捉えて不可抗力だということで、市が負担するということが、リスク分担表に定められているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後このようなことのないよう、指定管理者へは施設の構造、維持管理構想等具体的にかつ十分に説明して、市民の方々が安心して利用していただけるよう、 指定管理者に指導をしてまいりたいと思っております。

御質問の三つ目でございますが、他の施設においても老朽化が進んでいる現状にあり、今後も同様の事案が発生する可能性が高いと思われるが、今後の施設維持管理をどのように行っていくのかという御質問でございます。

御承知のとおり教育委員会では、学校施設をはじめとしまして公民館や文化施設、体育施設など数多くの施設を所管しており、日常的な維持管理も行っているところでございます。

それぞれの施設管理につきましても、普段から市民の方々に安全で楽しく施設利用をしていた だけるよう心掛けてきたつもりでございますが、今回の有明体育館ひさしの落下事故につきまし ては、まだまだ私どもの努力が足りなかったものと深く反省しているところでございます。

今後、このようなことを起こさないよう、更に気を引き締めて施設の維持管理に努めてまいり たいと思っているところでございます。

老朽化している施設もたくさんございますので、今回の事故以降、指定管理の委託施設につきましては、指定管理者へ普段の施設点検の重要性を十分に説明しまして、日常的な点検の徹底を要請しているところでございます。

また、指定管理していない施設につきましても、担当の係による定期的な巡回点検を徹底する

よう指導をしているところでございます。

特に梅雨、台風時期の直前には、二度と今回のような事案が発生しないよう、指定管理のいかんを問わず施設防災点検の日を設けまして、パトロールと詳細点検を実施したいと考えているところでございます。

また、これらの点検によって改善が必要な箇所が発見されました場合には、緊急性のある場合 を除きまして、市長部局と相談しながら年次的計画的に改修を進めてまいりたいと思っていると ころでございます。

以上でございます。

〇市長(本田修一君) ただいま教育委員会の方から答弁がございましたが、市長部局の方でも 指定管理の物件があるということでお答えいたします。

議員御指摘のとおり、他の施設につきましても、老朽化の進んでいる建物等がたくさんあります。

指定管理をお願いしている施設につきましては、老朽化等も踏まえた上で、日常的な施設管理 を特に注意深く行っていただくよう各所管の担当に指導いたします。

また、それ以外の施設につきましても、職員に公共施設の定期巡回等、日常的な維持管理を怠らないよう指導を徹底してまいりたいと思います。

教育委員会の方で、施設防災点検の日を設けるということでございますので、市長部局の方も このような形の対応をしてまいりたいと考えます。

特に梅雨どきや台風前と、施設の維持管理つきましては、より一層の注意を促したいというふうに考えるところでございます。

そしてまた、それらの点検活動によりまして、改修が必要な部分が発見された場合には、できるだけ早急に対応を図らせてまいりたいと考えております。

○1番(平野栄作君) 市の方は国家賠償法に基づいてですね、災害があったときは補償しないといけないと。今回は1年を超える期間がかかっているということで、非常にこの■■さんは難儀をされたのかなという考えがあります。

それともう1点、非常にですね、自分も実際やっていて感じるんですけれども、100%当たり前のものをそのまま新しいものをそのまま引き継ぐんであれば、指定管理者も非常にやりやすいと思っておりますが、耐用年数の相当経過したものをば引き継いでいくと、その中でリスク分担表とかそういうものの中で割り振りはされておりますけれども、どこまでを指定管理者が点検するのか。

今、市の方でも点検をするというようなことですが、特に体育館の屋根、降灰等による排水不備とかいうのが前もあって、漏水、雨漏りを起こしたというような事案もありましたが、そこ辺りをですね、もうちょっと詰めていかないと、指定管理をされる方も大変なのかなと思っております。

それともう1点が、指定管理者側からは非常に要望が上がってきていると思うんですが、それ

は本当100%対応できているのかどうか。予算がないからということでおいておかれるケースも前はあったと思っております。

今後もですね、人命に関わる、今回は物損で済んでおりますが、ああいう施設というのは多数 の人々が来られますので、人命に関わることになりかねないようにですね、そういう要望には各 人対応していただいていると思いますが、そこら辺りはどうでしょうか。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今御指摘のとおり、老朽化している建物が大変多ございますので、これを指定管理にお願いするときに今回の場合もそうですが、私どもの言えば管理責任がうんぬんというよりも、説明が十分でなかったと。この建物はここがこうですから、ここはこういうところですから十分に気をつけてくださいとか。ここは近々修理する予定ですとか、そういうことをきちんと説明してから、やっぱり管理をお願いするところはしないと、やはり管理される指定管理の方もつい手を抜かれると言いますかね、気が付かなかったというようなことがありそうでございますので、今回のことを教訓にいたしまして、次々また指定管理をお願いするときは、その施設の特色というか、あるいはその老朽化の程度とかそういうこともきちんと説明をして、そしてお願いをすると。

そしてまた、なおかつ今御指摘のように、特に人命に関わるような危険箇所等については、部局とも相談をいたしまして、早めに対応し、安心・安全に市民の皆様方に使っていただくように努力していただきたいと、このように考えております。

○議長(上村 環君) 要望への取り組み。

○教育長(坪田勝秀君) 申し訳ございません。

また、そういう指定管理者の要望がありましたら、適宜その中身を私どもはできる分、それからまた担当課に相談して、ちょっと大掛かりになったりするようなこともあるかもしれませんので、十分指定管理者の方々と詰めながら遺漏のないように、そして、早めに対応できるようにということを心掛けながら要望についてはお答えしていきたいと、このように考えております。

○1番(平野栄作君) そのようにしていただきたいと思いますが。

もう一つは、責任がなかなかこの指定管理の場合と市と分担が分からないというのがあります。 求償権というのがあるみたいで、ある程度指定管理者側にも責任の一端がある場合については、 求償権が認められると。今回の事案でも1年以上かかるというのは、ちょっとおかしいんではな いかなと。事故が発生した時点で、確かに施設の不備はありますけれども、やはり指定管理者側 についても100%本当に責任はなかったのかどうか、そこら辺りもやはり今後考えて、早期の対策、 解決のを図るという意味からもですね、やはりそこら辺りの在り方についても指定管理者と協議 をしていくのがベターではないかというふうに考えますが、そこら辺りはいかがでしょうか。

○教育長(坪田勝秀君) 議員御指摘のとおりだと思います。

今回の場合はですね、ひとつ私どもが保険会社との関係等々で、弁護士の方にも相談をもちろんしましたですね。そのときに弁護士の方から、この状況が果たして100対 0 なのかということもお聞きしましたら、今回のこの事案は、指定管理者の責任は基本的に問えないという言葉もいた

だきましたので、やっぱりこれはこちらの方でみていかなければいけないのかなということであったところでございます。

時間がかかりましたのは、和解の内容について御納得いただかなかったこともありましたが、 しかし、最終的には保険会社との話し合いでよろしいということで和解が成立いたしましたので、 やや長くかかってしまいました。

以上でございます。

- ○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇11番(本田孝志君)** 今教育長の方からも話がございましたがですね、私もこのことにつきまして、去年の22年6月15日ですが、私たちがこの本会議中に事故がございました。

それから約1年3か月経っていますが、何で一向に和解の議案が出てこんなということで心配しておりました。この■■さんにおいてですよ、ただいま教育長の方が話がございましたが、首が長かったと思いますよね。代車代を含めて23万6,000円ですか、無責任ですよね。100%、過失割合100%であるのに1年3か月もほったらかしにおいて、まあいろいろとあったと思うんですが、大概のところではですよ、手を打ってもらわんな、やりきれんですよね。100%自分は何も悪いことはないのに、天から品物が降ってきて、あとは保険会社とか弁護士がどうであるから、どうであるからということで、1年3か月も引っ張ってもらったらですよ、普通の市民は国民はもてませんよね。

ですから、市長、あなたはどう考えますか。■■さんに謝りましたか、教育長もですが。人情的にどうですかね、どうだったですかね、そこら辺をもう一遍お願いします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

私どもは一応法的に照らしまして、私どもがどの程度の分担ができるものなのかということを 法テラス等とも相談いたしまして話をしたんですが、その結果をこういうことでございますとい うその度に、ずっとるる日にちをおかずに■■さん御本人には報告もし、こういうことですがい かがでしょうかということの繰り返しを何回も何回もやってまいりました。

そして、保険会社の方もまた長引くと、これ以上のことはもうとてもできないということだったのだろうと思いますが、金額に幾らかの上乗せができたように聞いておりますので、それを■ さんが御納得いただいたということでございましたので、これ終わりましたから、あとはいろいろと本当に御迷惑をおかけしましたということは、私どもも十分お話をしてお願いをしたところでございます。

今後ともこういう事案が発生したときの保険会社との対応ということが、非常に私も個人的にも勉強になりましたので、今後は施設設備の安全とともに、万が一そういう事案等が発生したときの迅速な対応方法をどうあるべきかということは、今後は十分大事な市民の財産に関わること、ましては生命に関わるようなことがありましたら大変でございますので、そういう最悪の事態が発生しないようにと、もしあったら早急に対応、議員御指摘のとおり本当に長い間御心配をお掛けしましたので、対応できるように教育委員会としても考えてまいりたいと、このように考えて

おります。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

この件につきましては、御本人の御納得が得られずに、教育委員会の方で何回も何回も納得が 得られる道を探って交渉を重ねてきたところでした。

私自身も■■さんに何とかできないですかということのお願いにも参ったことがございます。 そのことがようやくこうして1年3か月かかって、御提案できる段階までになったということに ついては、ほっとしているところでございますが、本当に長期間にわたって御心配をお掛けした ということについては思っているところでございます。

今後、お会いしてそのことについては、今回のことについて、御理解いただいたことについて お礼を申し上げたいと思います。

○議長(上村 環君) ほかにありませんか。

〇2番(下平晴行君) 話を聞いていますと、通常ですよ、2週間以内ぐらいでこの示談成立しますよね、普通は。ところが今までの和解についても3か月とか4か月かかっているわけです。なぜ保険会社が借上料を2週間以内と、2週間は認めるが、それ以上は認めないというのは、やはりその間早く成立させ、民間であるとそういう条件にのっとったやり方を進めるわけです。

市長が今おっしゃった、長い間かかったというのは、やはり行政のいわゆる私は怠慢じゃないかというふうに思うんですよ。もうちょっとこのことを早くちゃんと処理しておけば、いわゆる3か月■■さんは借りていると、車を借り上げしているのに2週間分しか出してないわけですよ、これ、調べてみますと。

ですから、やはりその人の身になって対応をすれば、これは2週間で済むことをほったらかしていたということじゃないんですか、その辺はどうですか。

〇教育長(坪田勝秀君) 私は、ここにその経緯をまとめた文書を持っておりますけれども、事故発生からですね、ずっと保険会社、あるいは先ほど全国自治協会建物災害共済等で、できないのかとか、あらゆる手を尽くしてみたんですね。

そして、お願いもし、話もしたんですが、■■さんと保険金の額について時間をいただきたい旨伝えたり、そしてまた、しばらく考えさせてくれというようなこともあったりいたしまして、なかなか両方が歩み寄るというんでしょうか、そういうことが難しかったものですから長引いてしまって、そして、本日この前の全協でも申しましたように7月の末頃にはもう決まっていたんですが、一応全協で御説明申し上げましたとおり、9月議会で提案いたしますのでと、よろしくお願いしますということだったんですが、やはりいろいろなお考えがあったり、あるいは保険会社としても、もうこれ以上は出せないというようなことがあったりしたようでございますが、また、両者の話し合い等々で私どもも橋渡しはいたしまして、ようやく御納得いただいたということでございました。

怠慢と言われれば確かに怠慢かもしれませんが、精一杯こちらは両者の間に挟まりながら一生 懸命橋渡しはしたつもりでございました。 今後とも、こういう事案が決して起きないように、また起きたら今御指摘のようにスムーズに 対応できることを努力したいと、このように考えております。

○2番(下平晴行君) 過程についてはよく分かりました。

しかし、市長、この和解については、私も再三質疑をしているわけでありますけれども、もうちょっとやはり先ほども言いましたように、真剣に相手の立場に立ってですね、やはりちゃんと取り組みをしていただきたい。■■さんからは私も2か月、事故が起きてから確か2か月ぐらい過ぎてからですかね、ちょっとお話があったところであるわけですが、その時もやはり当局側が誠意に聞いてくれないみたいなことをその時も言っておりました。

教育長がちゃんとしたと、誠意を持ってしたとおっしゃいますけれども、もうちょっと真剣に 今後取り組みをして、相手の身になって対応していただきたいというふうに思います。どうです か。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、この件につきましては、教育委員会は本当に懇切丁寧に■■さんの意向に添える形はどういったものがあるかということについては対応をしていたというふうに、私自身は思っているところでございます。

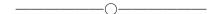
そして、ようやくお互い納得できる形で提案できる形になったということについては、本当によかったなと。そしてまた、期間がかかったことについては、本当にお詫び申し上げたいということでございますが、今ほどありましたように和解につきましては、当事者で本当に速やかに解決できるような取り組みということは、私どもは真摯に取り組んでいるつもりでございますので、どうぞそのことについては御理解いただければというふうに思います。

○議長(上村 環君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第61号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)

〇議長(上村 環君) 日程第14、議案第61号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、プレミアム商品券発行事業、災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願

い申し上げます。

○財務課長(野村不二生君) それでは、議案第61号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第 5号)について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に 4 億425万4,000円を追加し、予算の総額を192億9,508万円と しております。

予算書の7ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、追加は、8月豪雨により被害を受けました農林水産業施設に係る災害復旧事業を220万円追加しております。

変更は、過疎対策事業で大隅中央地域農用地総合整備事業負担金に充当予定でありました農道整備事業分、7,100万円を減額しております。

まちあるき観光拠点事業実施に伴い、総合観光案内事業を1,630万円増額、借入額の決定に伴い、 臨時財政対策債を5,090万円減額しております。総額で1億560万円減額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入の9款、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い584万9,000円減額しております。

11ページの10款、地方交付税は、普通交付税の交付額は対前年度比9,478万2,000円、1.3%減の70億4,221万1,000円に決定したことに伴いまして、9,221万1,000円増額しております。

12ページの12款、分担金及び負担金は、農林水産業施設災害復旧事業に係る分担金を10万5,000円計上しております。

13ページの14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、次世代育成支援対策交付金を140万円減額、子ども手当の制度改正に係る電算システム改修事業補助金を300万円計上しております。

15ページの15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、蓬の郷親水公園改修 事業に係る地域振興推進事業を600万円計上。

4 目、農林水産業費県補助金は、環境保全型農業直接支払事業を51万4,000円、大隅地域大規模 産地育成支援事業を500万円計上しております。

8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を518万5,000円計上。

10目、商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を272万円計上しております。

17ページの16款、財産収入、2項、財産売払収入は、天神地域ふれあいセンターに隣接します土地等の売り払い収入を1,345万4,000円計上しております。

18ページの17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を122万4,000円増額しております。

19ページの18款、繰入金、1項、基金繰入金は、香月小学校管理教室棟階段・便所改修事業に係る施設整備事業基金繰入金を700万円、蓬の郷親水公園改修事業に係る蓬の郷振興基金繰入金を100万円増額しております。

20ページの2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴いまして、国民健康

保険特別会計繰入金等を総額で1,172万8,000円増額しております。

21ページの19款、繰越金は、前年度からの繰越額が決定いたしましたので、2億4,595万円増額しております。

22ページの20款、諸収入は、志布志ちりめん太鼓の太鼓購入に係るコミュニティ助成事業補助金を250万円、議案第60号に係る事故保険金を23万7,000円、プレミアム商品券売上金を2億円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金を503万4,000円、プレミアム商品券発行事業に係る口蹄(てい)疫対策地域活性化事業助成金を1,000万円、全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金を20万円計上しております。

23ページの21款、市債は、1億340万円減額し、総額で23億2,460万円としております。

次に、歳出予算の主なものを説明申し上げます。

24ページをお開きください。

1款、議会費は、議場へのテレビモニター設置に要する経費等を125万4,000円計上しております。

25ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、財政調整基金積立金を6,020万3,000円増額しております。

4目、企画費は、コミュニティ放送活動事業に係る委託料を63万円、森山住宅団地排水施設整備事業に係る経費を200万円、ふるさと志基金積立金を122万4,000円、7目、自治振興費は、志布志ちりめん太鼓の太鼓購入に係るコミュニティ助成事業補助金を250万円計上しております。

26ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、22年度の中国残留邦人支援事業の遺族及び留守家族等援護支援事務委託費精算に伴います返還金として、15万1,000円計上。出産育児一時金の国庫補助激変緩和措置に係る交付税措置の減額分として、国民健康保険特別会計繰出金を46万7,000円減額しております。

2目、障害福祉総務費は、障害者自立支援法改正に伴うシステム改修委託料を50万4,000円、3 目、自立支援費は、22年度の障害程度区分認定審査会負担金が確定したことに伴い、負担金を14 万5,000円減額しております。

4目、老人福祉費は、22年度の実績割りの確定に伴い、曽於地区介護保険組合負担金を53万4,000円増額、老人医療費精算に伴う返還金を28万6,000円計上しております。

27ページの2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、子ども手当の制度改正に係る電算システム改修費用として、300万円計上。

4目、保育所費は、今年度の一時保育事業実施が見込めないことから280万円減額しております。 28ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、曽於郡医師会夜間急 病センター負担金の確定に伴い、77万8,000円減額しております。

2目、予防費は、これまで19歳未満65歳以上の市民の方に助成をしておりましたインフルエンザワクチン接種事業につきまして、新たに全市民に1回当たり2,000円を助成することや、予防啓発を推進するための経費として、1,242万8,000円増額しております。

29ページの2項、清掃費は、下水道管理特別会計繰出金を322万5,000円減額しております。

30ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費は、農家台帳システム導入に伴う入力作業等に係る経費を31万7,000円増額。

3目、農業振興費は、環境保全型農業実践者への直接支払事業を102万8,000円計上。

4目、園芸振興費は、ハウス暖房用のヒートポンプを導入した農家に対する支援策として、施設園芸先進的加温技術導入促進事業を636万4,000円計上。事業実施要望者の増加に伴い、農業生産対策事業を924万4,000円増額しております。輸送コスト低減用コンテナ購入経費を助成する大隅地域大規模産地育成支援事業を500万円計上しております。

6目、畜産業費は、ブランド牛構築のための畜産技術員に係る人件費を142万2,000円計上しております。

8目、農地整備費は、広域農道等の舗装修繕に係る経費を578万5,000円計上しております。

32ページの2項、林業費、3目、林道整備費は、林道中川内27号支線の整備に係る原材料として、249万3,000円計上しております。

33ページの7款、商工費、2目、商工業振興費は、プレミアム商品券発行事業の経費として、2億2,129万4,000円、志布志市商店街グルメ普及・拡大事業に係る経費を272万円計上しております。

3目、観光費は、まちあるき観光拠点事業を実施するための用地取得費等を1,820万円計上。普 現堂湧水源付近の池の改修等を実施するための蓬の郷親水公園改修事業を700万円増額しており ます。

34ページの8款、土木費、2項、道路橋梁費は、市道香月線延伸計画に係る予備設計業務委託料を200万円計上しております。

35ページの5項、都市計画費は、危険廃屋解体撤去事業を300万円増額しております。

36ページの9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は、津波訓練実施に係る経費として、102万8,000円計上。東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費支払いの安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、掛け金の額が引き上げられたことに伴う経費として、1,094万4,000円増額しております。

37ページの10款、教育費、1項、教育総務費は、教師用指導書の変更に伴う購入経費を234万4,000円増額しております。

38ページの2項、小学校費は、香月小学校管理室棟階段・便所改修事業を700万円計上しております。

41ページの6項、保健体育費は、議案60号に係る賠償金を23万7,000円計上しております。

42ページの11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を800万円計上。単独災害復旧事業を223万円増額しております。

以上が補正第5号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照 ください。 よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇10番(立平利男君)** 2点ほどお伺いいたしますが、このプレミアム商品券の発行ですが、売り出しが11月1日から12月28日までということで、使用期限が1月31日、非常に短い気がしますが、これについてどういうふうに検討を行ったのか。

もう一つは、スポーツ合宿誘致の事業ですが、350万円増額ということで、地域のサッカー熱が 非常に高くなった。そういう状況もあろうかと思いますが、青少年の技術力向上も大きく図られ たと思っております。

港湾商工課も担当でございますので、当然、経済効果等も算出されておると思いますが、経済 効果がどれほどあったのかお伺いいたします。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) まずプレミアム商品券でございますけれども、今回のプレミアム商品券の発行事業につきましては、財団法人かごしま産業支援センターが実施します口てい疫対策事業の一環で1,000万円助成をいただいておりますので、私どもが実施するものでございます。

この財団法人かごしま産業支援センターにおきましては、県の方から県の基金の方から、産業支援センターの方に資金がいきまして、それを市町村の方に助成というような形になっておりまして、産業支援センターの方でも3月末をもって事業の精算をして県の方に報告と、そういった関係がございますので、1月31日までの使用期限とさせていただきまして、そのことをもって私ども産業支援センターの方に報告をして、それから産業支援センターの方は県の方に報告をされるという。そういった日程的なこともございまして、今回は1月31日が使用期限ということにしたところでございます。

恐らく御心配のように購入をされた方がですね、換金されずにそのまま持っていらっしゃるような、そういう懸念をされていると思いますけれども、そういうことにつきましては、周知、PRを徹底させていただきまして、そのようなことがないように市民の方については、徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、スポーツ合宿誘致等の事業で、今回350万円増額補正をお願いをしているところでございますが、今年におきましては、特にスポーツ合宿等につきましては、こういった制度等を御承認いただきまして、非常に志布志は大変好調でございます。春先のU-15のサッカーフェスティバル、それから夏のサッカーフェスティバルにつきましても、昨年度は実施できませんでしたが、21年度が86校だったのに対しまして、今年度は103校のですね、参加があるなど、サッカーにおきましても顕著な伸びがありました。

そのほかテニス、それからバスケット、そういったもろもろの種目におきまして、志布志への合宿が進みまして、私ども当初500万円でこの誘致の誘致事業につきましても500万円で積算しておりましたが、それがはるかに上回るような見込みとなりましたので、今回350万円というふうに補正をお願いしたところでございます。

なお、それに係る経済効果ということなんですけれども、実はまだこれまでのところ、それについてはですね、はっきりした積算はできておりません。参考までに去年、おととしになりますが、おととしのサッカーフェスティバルだけの積算で申し上げますと、86チームの参加がありまして、もろもろ宿舎、ホテルそれから弁当、そういったものを含めまして、約4,000万円のですね、効果が事業効果があったというふうに積算しております。今年度につきましてはですね、今後また積算をしまして、また御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〇10番(立平利男君) 経済効果は積算をやっていないというお話ですが、当然、当初予算で500万円組んでいるわけですよね。そういう予算の組み方の時点で大体どれぐらいの積算、そういうのも出していただきたかったなと思っております。今後、そういうふうに努力をお願いしたいと思います。

○港湾商工課長(萩本昌一郎君) はい、そのような形で努力をいたします。

なお、経済効果等の把握の方法につきましてですね、私ども詳細な方法というのをですね、今までなかなかつかめなかったわけなんですが、現在観光振興計画の策定中でございまして、業者に委託をしながらですね、こういったスポーツ合宿だけでなくそういうイベントも数多くやっておりますので、そのイベント効果等もどれぐらい上がっているのかですね、そういったことを含めましてお願いしておりますので、今申されたような形でですね、そういう効果等を早めに取り組んで、また御報告できればというふうに考えております。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○9番(毛野 了君) 関連でひとつお聞かせください。

プロサッカーチームJリーグが志布志で下見に来たというふうに聞いておりますが、点数で言うと90点だと、あと10点整備していただければ来たいという話を伺ったんですが、市長、企業誘致ですこれは一つの。プロです、プロ。担当課は聞いてませんか、それをちょっと関連で教えてください。予算が足りんのじゃない、これじゃ。

〇市長(本田修一君) Jリーグの方々の合宿については、単独であるいは少人数で、何回か志 布志に試みの形で来ておられます。

そしてまた、マネージャーの方々も毎年何人か訪れられておりまして、この地のそのような可能性については言及をされております。

しかし、JリーグがJリーグ誘致となると、今の施設ではとてもJリーグの誘致、キャンプ地の誘致ということの条件にはならないと、特に人工芝のグラウンドの設置、それから補助グラウンドでもですね、とにかく冬芝等もきちんと整備された形の整備ということについては、求められるということでございまして、その誘致のためには多額の施設整備がかかるということでありますので、その都度その都度お話を承りながら検討は重ねてきているところでございます。

現在の段階では、それらの申し出に応じた形での本市の施設の整備についてはできないと、かなり状況的に難しいということの結論としているところでございます。

〇9番(毛野 了君) 市長、さっき言ったように正式に見に来たそうですよ。そして、施設を見て点数で言うと90点だと、あと10点。これは何かと言うと、海側の方にネットを張ってくれればそれで足りるんだと、それをやってくれると来年あたりからキャンプを張りたいということです。よく調べてしっかり商工課長、取り組んでください。分かったですか課長、はい、終わります。

〇市長(本田修一君) ただいまの件につきましては、私どもの方で確認できておりませんでしたので、直ちにそのことについては情報を収集しまして確認したいと思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

〇19番(小園義行君) ごめんなさいね。この企業立地推進事業の安楽大迫工業団地の関係ですけど、今回補正でこういうことですね。これ、ここに出てきたいというような企業等々が実際現在あるのかどうかということ含めてお願いします。

そして、今回のこの特定有害物質のいろいろされるんでしょうが、ここについては当初ですね、 給食センターをここにやるんだと、合併前に志布志町、有明町でそういうことも含めていろいろ やられた経緯もあるわけですね。そういったものについて、今回また補正でやんないといけない ということになっている、新たにそういう立地したいという企業があるのかどうかということを お願いします。そしてこの中身を少しです。

それとですね、この一時保育事業、これは減額になっているわけですが、全額、ゼロですよね。 どこの事業者が今回実施をしないというふうに回答をしたのかどうか、ちょっとお願いします。 **〇港湾商工課長(萩本昌一郎君)** 企業立地の方で今回お願いしております地盤支持力、それから土壌分析の調査委託事業の75万円の件でございます。安楽大迫工業団地に伴う所の調査をするところでございます。

まず、御質問の今現在そういう企業の引き合いがきているのかということですが、東日本の大 震災等が起こりましてから、それから何か月か経っているわけなんですけれども、そこで特に最 近になりまして、問い合わせ等が多くなっているところでございます。特に、今熱心に調査なり、 あるいはされるのは3社ほどいらっしゃるわけなんですけれども、大手の企業等でございまして、 いろいろ水質も含めてでございますけれども、そういう地盤支持力、それからそういった今ここ にありますように、土壌汚染の方は大丈夫なのか、そういう問い合わせ等もあるところでござい ます。

旧志布志町が取り組まれました工業団地でございまして、今議員がおっしゃったようなそういう経過をたどってきた団地なわけなんですけれども、この平成15年に土壌汚染対策法という法律が施行されまして、もちろんこれに私どもの安楽大迫工業団地が該当するわけではございませんけれども、こういったことに基づく問い合わせ等、それと先ほど申し上げました地盤支持力、そういったこと等の問い合わせ等がございますので、今回土壌汚染対策法に基づく、私ども任意の調査になりますけれども、そういう調査をしながら正確に企業の方に情報提供をし、私ども企業誘致を有利に進めようと、併せて地盤支持力の方も調査をして、先ほど申し上げましたように企

業の方に情報提供をして、有利な形での志布志市への企業誘致を進めようと、そういうことで今回75万円ということでお願いしているところでございます。

○福祉課長(木屋成久君) お答えいたします。

この一時保育事業の280万円の減額ですけれども、これについての園は通山保育園であります。この280万円につきましては、担当保育士を置かないといけないというのが前提でありまして、児童数の増加に伴って、最低基準を満たす数が不足しているために、補助事業等になると必ず2名は置かないといけないというようなことがありまして、現在保育園といたしましては、保育士が不足しているためと、また確保が困難なために今回はもう実施しないということで減額というような形になっているところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第62号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〇議長(上村 環君) 日程第15、議案第62号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計 繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経 る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,640万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、現年度分の退職者医療療養給付費等交付金を1,953万3,000円、 過年度分の退職者医療療養給付費等交付金を272万2,000円それぞれ増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を8,336万5,000円増額するものであります。

18ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を4,149万1,000円増額するものであります。

19ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を338万8,000円増額するものであります。 よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- O10番(立平利男君) 所管ですが、市長もおいでですのでお伺いいたします。

22年度繰り越しが確定したわけですが、8,336万5,000円の補正ということで、総額で3億円を超える繰り越しになります。

この国保についても、毎年法定外繰り入れがある中で、22年度については、市長も何回もお話をされておりますが、給付費の減ということで聞いておりますが、大体22年度でどれぐらいの給付費のマイナス面があったのか、そして現在の給付費の状況をお知らせいただければ有り難いと思っております。

〇保健課長(若松光正君) 22年度でございますが、医療費の一人当たり給付費でございますが、 前年度と比較しまして、0.8%の減であります。医療給付費全体の伸びで言いますと、3.5%の減 という状況でございます。

22年度につきましては、上半期約半年間の状況が21年度と比較しまして、医療給付費が減少している状況で推移してきましたが、下半期になりまして、通常の状態に返ったと言いますか、給付費が伸びてきた状態でございます。

その結果でございますが、23年度につきましては、医療給付費が3%から、月によって違いますが、5%というような状況で推移しているところでございます。22年度がかなり低かったために対前年度と比較しますと、高い伸び率になっておりますが、21年度と23年度の2年間で比べますと大きな伸びにはなっていないというふうに思っております。

〇10番(立平利男君) 分かりました。

市長、いろんな健康づくり政策を持っておられますが、その22年度上期については、マイナスが大きかったということで、その事業効果についてはどういう認識を持っておられますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

担当課長が答弁いたしましたように、22年上半期におきましては、驚異的な数字で医療給付費が減少したところでございました。

これにおきまして、私どもは更に健康増進運動を高めようというようなことの掛け声をかけて まいったところでございますが、下半期においてその減少幅が縮まり、またプラスに転じてしま いまして、結果的には先ほどお話したような給付費の減ということで収まったところでございま す。

その原因につきましては、様々な観点から詳細に調査しているところでございますが、前年の新型インフルエンザに対する健康意識の高まりとか、そしてまた高額医療者の減少とか、そういった要因が重なった結果、そのときにそういった数字が出たのではなかろうかということでございます。

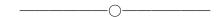
ということで、今後は更にこのような傾向が保たれるよう、健康増進運動の成果が上がるようということを考えて、特定医療の検診につきまして特に力を入れて、この受診率の向上を目指そうということ。そして、様々な取り組みを更に効果あるものに組み立て直してやっていきたいと。そして、今回始まる情報通信基盤整備事業によりますメディアを活用した形で、市民の方々にそのような意識を高めていただく取り組みをしていきながら、今後も22年度の成果が得られたようなものを目指していきたいというふうに考えるところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第63号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

〇議長(上村 環君) 日程第16、議案第63号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を 申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,550万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を50万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金は、一般会計繰出金を231万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第64号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第17、議案第64号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,177万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億286万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を4,177万3,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を3,299万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を602万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

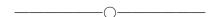
○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第65号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)

〇議長(上村 環君) 日程第18、議案第65号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、 一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決 を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を322万5,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を322万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第66号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第19、議案第66号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、

一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を52万4,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を52万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、総務常任委員会へ付託いたします。

____O

○議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。

12日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。 本日はこれで散会します。

午後4時50分 散会

平成23年第3回志布志市議会定例会(第2号)

期 日:平成23年9月12日(月曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴迫京子

坂 元 修一郎

西江園明

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番 藤 後 昇 一

10番 立 平 利 男

10街 立 十 利 为

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇 作

18番 東 宏 二

20番 上 村 環

2 2 番 丸 﨑 幹 男

24番 野村公一

欠席議員氏名(0名)

 $-\bigcirc$

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 徳 満 裕 幸 財 務 課 長 野 村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史 福 祉 課 長 木 屋 成 久

 農 政 課 長
 上 原
 登

 畜 産 課 長
 山 田 勝 大

松山支所長 溝口 敏 久

学校教育課長 金 久 三 男

副市長

総務課長

 溝口
 猛

 武石裕二

藤

修

企画政策課長 武 石 裕 二 港湾商工課長 萩 本 昌一郎

清

税務課長 小辻一海

保健課長若松光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長中迫哲郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

次長兼議事係長 議 事 係

仮 重 良 一 武 田 賢一郎

 \bigcirc -

午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と丸山一君を指名いたします。

日程第2 一般質問

〇議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番(鶴迫京子君) おはようございます。

今回より市民チャンネルのテレビ放送が始まり、議会中継も生放送と録画ができるようになりました。

今日は、一般質問のトップバッターということで、非常に緊張しております。

それでは、通告に従いまして、さゆり保育所の民間移管について質問いたします。

先般、さゆり保育所の民間移管に関する議案に対して同僚議員からいろいろな角度で質疑がされました。心身ともに成長が著しい乳幼児期を託され、健やかに育成される保育所の保育行政が市長や副市長の答弁では、さらに不透明で具体性に欠くあいまいなものとなりました。地域や保護者の方々と子供たちに不安を与えたり、市民に疑念を抱かせるような不透明な行政であってはいけない。そういう強い思いがあります。

そこで、12項目にわたり質問を行ってまいります。

まず一番目、平成20年以降のさゆり保育所の民間移管について、21年度は移管作業を見送った。 平成22年度は、城南保育所の民間移管の状況を保護者に見てもらう意味で作業を進めなかったと のことであるが、平成22年度、城南保育所が民間移管してどうだったのかという検証を保護者ア ンケートを取るなどして、市としてしっかりとして実施したのかどうか。

また、民間移管を1年間待った結果はどうであったのか。この2点についてお伺いいたします。

○市長(本田修一君) おはようございます。

鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

民間移管についてでございます。

これまでの経緯につきましては、議員御承知のとおりであります。22年4月現在、志布志市の 公立保育所は、松山地区のみどり、さゆり保育所の2か所でございました。

過去の議会との議論や御指摘を受けまして、22年度の移管に対する取り組みをどのように進めていくか協議を重ねてまいりました。

松山地区で城南保育園が民間保育園として運営を開始いたしました。十分な引き継ぎ期間を経

て、今までの保育士や調理師の方々も全員残っていただき、保育環境を急激に変えることなくスムーズなスタートだったと思っております。

移管後に市としてアンケート調査等は行っておりませんが、保護者の意見としましても「悪い方向に変わったとは感じていない。」「新しい取り組みをされるときは、事前に保護者の同意を得てやっていただいているので、いいことだと感じている。」等の意見を聞いております。児童数も以前より増加し、私としましては松山地区で滑り出しとして良かったのではないかと思っております。

なお、本年度になりまして、みどり保育所保護者会から提出のありましたアンケート集約内に 要望として、城南保育園保護者会との意見交換会開催の要望があり、さゆり保育所保護者会にも お声を掛け、合同で意見交換会を開催していただきました。多くの保護者の参加で、良い意見交 換ができたのではないかと思います。

このようなことから、昨年1年間城南保育園の状況を御覧になり、意見交換もされ、2公立保育所の保護者の方々に様々なことを考えていただいた結果が、今回の上程につながり、今後民間移管することによるメリット・デメリットを理解していただけたのではないかと思っております。 〇7番 (鶴迫京子君) ただいま城南保育所の検証はしなかったということですが、なぜしなかったのか。また、福祉課が出された平成23年度の保育所民間移管に伴う保護者説明会資料にも書いてあるんです。平成22年度は4月より民間移管された3保育所、城南・有明・蓬原の法人の運営状況や保育士または保護者会の意見などを聞き、民間移管の意義、必要性を再度整理し、まだ保護者の同意のないみどりとさゆりの2保育所の同意が得られるよう意見交換会などを行い、協議を進めていると書かれていますが、22年度有明、蓬原も、この2保育所もこの検証作業が行われたのか。それも併せてお伺いいたします。

先ほどの市長答弁によりますと、意見交換会は行ったということでありますが、ここの23年度の資料にある計画ですね、それは何らなされてないというふうに受け止めましたが、まずそれでいいのかどうか、やってないということでありますので、どうしてやらなかったのか、何かその理由があるのか。計画をしていてやらないというのは行政の怠慢ではないかと思いますが、お答え願います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたようにアンケート等の調査は、城南・有明・蓬原ということの保育 園についての調査はしておりませんが、常に私どもはその保護者会の方々の御意見をお聞きしな がら、また受託された法人の御意見をお聞きしながら状況は見つめてきたところでございます。

そのようなことで、先ほども述べましたように保護者の方々からその移管については、いい方向に向かっているというようなことの御意見をいただいておりますので、そのことでもって新しい年度の取り組みを開始したということでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 再度お聞きしますが、検証をするって、その検証というのは大変大事なことではないでしょうか。民間移管を3保育所にされました。その結果、どうであったかという

のは次の民間移管の作業にしっかりと関わってくることではないですか。何事も検証あってこそ 次があるわけじゃないですか。保護者だけの意見、それは聞こえてきます。だけど、それで市が、 当局がそれであっていいのですか。市の財産、市民の財産を民間移管して貸し付け、譲渡してい るわけですので、やはり市はそこをしっかりどうだったかというのを検証して、その結果を整理 してまとめるべきです。それは私が言うまでもなく、自分たちの計画書の中でうたってあるじゃ ないですか。それをどうしてしなかったかということをお聞きしているのであります。理由を述 べてください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども申しましたように、私どもは検証というようなデータを取るというような形ではしていなかったわけでございますが、意見の聴取は常に努めてきていたと。そしてまた、保護者会の方々ともお話を承りながら現在の保育状況についての観察は続けてきたということでございます。そのような中で、新しく受けられた方についても一部改修、あるいは改築の話も持ち上がってきているということでございますので、十分園の運営については配慮をしながら行ってきたということでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 市長の答弁でそれを良といたしまして、なぜ22年度が民間移管が中止になったかというと、移管作業の検証をするという理由であります。

さらに、今年3月まで福祉課長をしていた■■氏本人自身が、22年度は移管は中止して民間移管した城南・蓬原・有明の3保育所の状況を踏まえ、23年度に移管を行いますと言ってらっしゃいました。3月に退職して数か月足らずの7月です。市長の答弁で7月というのが分かりましたが、民間移管に自ら名乗りを上げることは誰が聞いても驚くべきことだと思います。市長は、ハレーションは予想していなかったと言われました。誰も忠告しなかったですか。それは市長、少し考えた方がいいじゃないですかとか、市長、こういうことが起こってますよというようなことは市長の耳には入らなかったですか。

また、移管済みの状況を踏まえていないのだから、本当は23年度は検証作業をして、24年度移 管作業ということでみどり保育所と一緒に25年度移管することも考えられるわけではないですか。 そういうことは考えられなかったですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

7月25日に移管先法人募集の公告を締め切ったということでございますが、この時点で■■氏が応募されたということを知ったところでございます。そしてまた、それについて別な方から何らかの忠告はなかったかということについては、ございませんでした。

私自身は、先日もお答えしましたように、このさゆり保育所の移管については、本当に地域の 方々が本当に心配されていた移管事業だったということでございまして、そのことがようやくこ ういった形で成案として提案できるような状況になっているということについて、有り難い状況 になったなというふうに思っていたところでございます。

そのようなことでございますので、その後要領に従って進めさせていただいたということでご

ざいます。25年にそのことでもって延長するということについても考えなかったところでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 元福祉課長が手を挙げたことに対する忠告はなかったという、そこら辺の状況はそれで良しとしまして、みどり保育所のことですね、このことは答弁が漏れていると思いますが、考えられなかったですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

みどり保育所につきましては、7月9日の時点で、25年4月に移管をお願いしたいという保護者会の意見の集約があったところでした。そのことを受けまして、みどり保育所については対応を進めるという方向性を決めたところでございます。

○7番 (鶴迫京子君) 市長の答弁から、大変市長は優しい方だなと思いました。地域の方が心配して今までさゆり保育所の取り手がないということで、民間の移管の相手先が決まらないということで大変心配してきた。そしてまた、保護者の方たちが心配している。だから、自分としては市長として、そういう地域の方々、保護者の方々の意をくんで、そしてさゆり保育所を民間移管できたことは有り難く思っているって。市のトップとして、それはそれでそうだと思いますが、その視点というのはある保育行政の中の1点にしかすぎないではないですか。とても保護者の意見、そういう地域の方々の意というのは大変重要です。それが基礎になろうと思います。だけど、その1点だけでそういうことを進めていいものでしょうか。やはりもろもろの公平・公正・整合性そういうようなことも鑑みて、そしてまた、今だけのことではなくて、質疑でもありました。みどり保育所の今後の推移、入園時の推移、そういうことも発表がありましたが、5年間ぐらいはあまり変わらないのではないか、だから、みどり保育所を分園することは今のところ考えてないという答弁でありました。だけど、それでいいでしょうか。いろいろなところが志布志の例をとりましても最初はオッケーだって、やりますということで最初は取り組まれます。

しかし、いろいろなことが重なって分園という形になるわけであります。だから、為政者としては、そういう深いところまで考えて、この民間移管というのは進めるべきだと思います。そういう視点が何もなかったということに、市長、今の答弁ではなります。ないんですか、そのほかの視点というのは、お聞きいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

さゆり保育所の民間移管につきましては、長年取り組んできた結果、こうして皆さんに審議をしていただけるところまでなったということでございます。このことにつきましては、当然大きな方針があるわけでございまして、市の新しい市政運営の中で行財政改革を進めなければならない。そして、民間委託できるところは民間委託しようということの中で、保育事業については全ての公立保育所についてそのような方向にもっていこうという前提があった流れの中で、現在の段階になっているところでございます。ということで、進めてきたところでございますが、それをするためには、やはり地域の方々、特に保護者の方々の理解が得られないと進められないということがかつてございましたので、そのことをまず前提にしているということでございます。そ

の前提が得られたら、次の段階に進みましょうということで、私どもは慎重にこのことについて は進めてきたということでございます。ということで、その保護者会の意見のみということで進 めてきていることでは決してないということでございまして、市全体の政策推進の中でいけば行 財政改革の中の一環でございます。

そしてまた、今後の市の振興計画の中で考えるとなれば、当然そういった統廃合というものは 考慮しなければならないところでございますが、現段階では先日も申しましたように、まだ園児 が確保できる状況であるということでございますので、そういう状況であるとなれば、当然その 地域地域にあった方が地域の方々も喜ばれる状況でございますので、そのような形での民間移管 を基本的には考えながら進めてきたということでございます。

○7番(鶴迫京子君) はい、今の状況はよく理解いたしました。

インターネット上に民営化のプロセスということで、次のように書いてありました。公営保育園の民営化と公設民営に関しては、委託先を決めるにあたって何も法的に定めはない。そして、実際の民営化のプロセスが聞く限りでは怪しい。大阪府東大阪市では、当時の市長の運営する社会福祉法人に公立保育園が委託された。また、兵庫県尼崎市では、役人の天下り先確保に公立保育園の民営化が使われている節があるようだ。保育園を私腹を肥やす道具にさせてはならない。民間移管どころか天下り移管だとありました。

市長、市長はこの二つの事例と照らし合わせて今回の件をどのように考えられますか。ハレーションは予想していなかったということでありますが、少し感想をお聞かせください。

〇市長(本田修一君) ただいまの議員がお示しになられましたインターネット上のそのような情報については、私は知っていない内容でございます。ということで、そのことが本当にそうだったかということについても私自身は確かめたい気持ちがございます。

そしてまた、今お話になったような状況があったとすれば、それはもう論外ではなかろうかな というふうに思います。

しかし、私どもが進めようとするこの事業については、今お話になったような内容では決してないということは断言できるということでございます。

そしてまた、先日も天下り先というようなお話があったところですが、天下り先と言えば本当に何もない、無事に安穏に勤められるような再就職先にいくのが天下りというのじゃないのかなという気がするんですが、このような新しい事業を起こしてするというのは、本当にやる気があって臨まなければならない事業ですので、天下り先のポストの確保というものではないというふうに認識しております。

〇7番(鶴迫京子君) 私が天下り移管って言ったわけではありません。インターネットに書いてあるんです。ただ、その感想をお聞きしただけであって、市民もたくさんいらっしゃいますのでいろんな考え方があろうかと思います。とり方もいろいろ、人間もいろいろですのでね、そういうことで、こういうことがもうインターネット上で書いてあるわけですので、こういうことは大変気を付けなければいけないことだが、市長が天下りは今回の場合はそういうことは決してな

いと断言できるということで、論外だという大事な答弁をいただきましたので、次に移ります。

2番目、平成23年7月27日、みどり・さゆり合同意見交換会が城南保育園保護者会も交え実施されていますが、その状況と結果はどうであったかお知らせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

当日3保育所の保護者の方々、多数の参加があったというふうに聞いております。

今回の意見交換会につきましては、保護者会からの要望で開催された意見交換会でございますので、日程調整につきましては当局で行い、そしてまた会の当初の進行はいたしましたが、意見交換の場では、市職員がいるということについては遠慮させていただいたということでございます。ということで、内容、そしてまた結果については確認はしていないところでございます。

○7番(鶴迫京子君) はい、よく理解しました。

次に移ります。

3番目、7月29日のさゆり保育所保護者に対する受託希望者4法人・1個人によるプレゼンテーションの状況と、その結果はどうであったかをお示しください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

各受託申込者に、案内文書の発送と同時に説明会の平等性を期すために、説明内容と説明時間 等について事前にお願いしました。

説明内容の詳細につきましては、1、自己紹介。2、現在経営している保育園の概要。3、現在経営している保育園の保育方針。4、現在経営している保育園の保育サービス。5、正式に移管先となった場合、今後の保育方針、保育サービスの実施計画、保育サービス以外の取り組み、地域との関わり、保護者会との関わり等。

なお、現在保育所を経営されていない法人等については、2の一部と3、4については省略とし、5を重点的に説明していただくようお願いしたところであります。

時間については、各法人・個人、説明に10分程度、その後に質疑、応答というスタイルでの実施でありました。

また、プレゼンテーションの順番につきましては、受託申し出書提出順にしていただいたところでございます。

状況につきましては、午後7時からの開催で、保護者26名、嘱託パート職員8名の参加でした。 各法人・個人に時間差で会場に来ていただきまして、プレゼンテーションをされない方につきま しては、別棟の部屋に待機していただきまして、前者が終了後、順次先ほど述べたような説明を していただいたところでございます。

各法人・個人ともに説明時間、質疑・応答時間も予定時間内に終えられたというところでございます。保護者からの質問としましては、特別保育の取り組みについてや移管を受けたときの保育の進め方、施設長を誰にするのか等、保護者が移管に際して興味のある質問が出されたところであります。

説明会終了は、8時40分頃でございまして、その後につきましては、保護者会のみの協議に入

られるということで、当局の職員は退室しております。 以上です。

- **〇7番(鶴迫京子君)** 一つ確認しておきますが、プレゼンテーションに参加されなかったところがあったということですが、それは特別な理由というものはないわけですよね。自分で、もう参加しませんのでということですか、確認いたします。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

7月29日のプレゼンテーションにつきましては、全者参加しております。

〇7番(鶴迫京子君) プレゼンテーションの状況とか、もろもろの状況がよく分かりました。 一応ここまでは何か公平・公正に何もなく、大変進んでいるような気がいたしますので、よく理解いたしました。

次に移ります。

4番目、まず8月4日、10日と2回行われた選考委員会の構成メンバーはどのようになっていますか。また、その構成員の方たちの出身といいますか、在籍の町別に何名なのか、また詳しく教えてください。また、どういう方々を任命されているのかをお示しください。

さらに、4日に配付された関係資料の中身と、4法人・1個人の提出された書類の中身はどういうものであったのか。

また、選考委員が公平・公正に十分議論ができるように、その提出書類や関係書類を熟読する 期間が十分にあったと考えますか、お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

志布志市保育所移管先選考委員会設置要綱に基づきまして選任しております。

まず、学識経験者としまして、1番目に教育委員代表1名、2番目に松山町地区民生委員代表1名、3番に松山地区主任児童委員代表1名、4番に松山地区公民館連絡協議会代表1名、5番目に税理士1名、6番目に一般保護者代表1名、7番目にさゆり保育所の保護者代表2名、あと市職員としまして副市長が入り、合計9名でございます。

委員の構成につきましては、選任の母体となる団体を含め、基本的な部分での変更はありません。しかしながら、公民館連絡協議会代表、民生委員代表、主任児童委員代表につきましては、 移管する保育所の所在する地区から選任しておりますので、その都度人が入れ替わっております。 なお、8月4日の選考委員会は保育所保護者代表2名を除いた会議でございます。

8月4日の選考委員会時に配付した資料につきましては、受託申込時に提出していただきました資料の複写資料であります。

内容は、1番に移管受託申し出書、2番、保育方針及び役員名簿、3番、平成21年度・平成20年度末における決算状況、法人にあっては貸借対照表、収支計算書及び損益計算書、4番目に財産目録、5番目に法人の登記事項証明書、6番目に法人の定款、7番目に就業規則及び給与規程、8番目に指導監査資料、指導監査結果報告書及び監査指導結果改善報告書、9番目に現在経営する施設の概要及び入所状況の分かる書類、以上の書類を受託申し出の段階で提出していただき、

その全てを複写して委員に配付したところであります。

委員が公平・公正に議論できるための資料の熟読期間についてでありますが、前回同様約1週間という期間でございます。委員それぞれの立場で資料を熟読していただき、8月10日の選考委員会に望まれたというふうに考えるところでございます。

選考委員の地区別でございますが、松山地区が6名、尾野見地区がそのうち3名でございます。 **〇7番(鶴迫京子君)** まず松山町出身が6名ということで大半を占めると思いますが、保育所が松山町の尾野見地域にあるということで、松山町が対象であるから、また今までもそうしてきましたということでした。保育所が移管された後、民間活力を導入した新しい運営の仕方では、評判が評判を呼んで聞きつけて有明、志布志町など他町からの園児が来るかもしれません。今保育所も全国区の時代ですね。合併したのだから同じ地域にこだわらず、バランス良く大所高所から選考できるような人。さらに公平公正に移管の在り方について客観的な立場で議論できる、また先を見通せる見識のある人を任命すべきであると考えます。こう申しますと、今回の選考委員の方がこれがないと言ってるわけではとんでもありませんが、そういうことではなくて、この任命するときにやはりここに市長の先ほども答弁されました。ある意味優しさが出て、もうやっぱり松山のことだから、松山のよく分かっている地域が分かっている熟知している方々に、しっかり決めてもらおうという意思がしっかりとここに表れていますが、やはり今のような時代が時代です。先を見据えて、そして未来ある子供たちのためにですね、いろんな角度から選考するためにも、そういう大所高所に立った選考委員というのを任命すべきだと思いますが、市長は任命責任者であります。市長のお考えをもう1回お聞かせください。先ほども聞きしました、重複しま

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

すが、もう1回お聞かせください。

委員の方々は松山地区、そしてまたその中でも尾野見地区の方々が多数いらっしゃるということでございます。

先ほども申しましたように、この民間移管につきましては、やはり地域の方、保護者会の方々がどういった思いでこのことに臨まれるかということがかなり大きなウエイトと申しますか、そのことが前提とされているということでございますので、松山全体と、あるいは尾野見全体というようなことで考えたときに、こういった前回に倣いまして、こういった委員構成をしたところでございます。このような形で選ばれた方々というのは、議員もおっしゃいますように、見識も深く客観性にもって臨まれる方ということでございますので、そのようなことの判断はされたのではないかというふうに思います。

今お話がありましたように、本市には様々なタイプの保育園があるところでございます。そして、全国的に注目されている保育園もあるということでございまして、このことは本当に喜ばしい状況だというふうに私自身は思っているところでございます。

しかし、それがどの保育園もそういったことを目指しておられるかというと決してそうではない。私どもは地域密着型でいくんだよというところもあるんではないかなというふうに思うとこ

ろでございます。そのようなことで、それぞれの保育園が保育所がそれぞれの特色ある運営をしていただければよろしいというふうに思うところでございます。

そのようなことで、このことについてはこの議会でもそのような形での方向性が望ましいというようなことで、私自身も何回も皆様方にお話をさせていただいているところでございます。

○7番(鶴迫京子君) 市長の想いは大変よく理解いたします。

客観的な第三者的立場という点を捉えますと、この選考委員の方々は松山の何かしら保護者とか、そして今回松山町の方が受託希望者に2名入っていらっしゃいますね。その方々との何らかのおつき合いなり関係があるのではないかと思います。そういう苦しい立場でありながら選考委員になるというのも、先ほど市長がおっしゃるように公平・公正な方たちですと、見識もありますということで、そういうことにはとらわれない人を選んだとおっしゃるわけですので、ちょっと議論がかみ合わなくなるかもしれませんが、私が最後ですけど言いたいのは、やっぱりバランス感覚ですね、やはりそこにバランスという点でですね、そこも少しは配慮してほしかったなという思いがあります。苦しいことはなかったんですかね、選考委員の方たちが、自分の地域の方で二人手を挙げていらしてということはないとは思いますが、まあこれはいいでしょう。

では、次ですが、熟読期間は十分にあったと理解いたしますが、先ほど関係書類とか、配付書類ですが、個人と法人の違いですね、項目でたくさん述べられて書いてましたが、もう書ききれなくなりましたのであれですが、一つ一つを数として捉えた場合、個人と法人の提出書類とか、そういう書類はどれだけの差がありましたか。

○副市長(清藤 修君) 資料の違いということでございますが、まず、現在保育事業をやっていらっしゃる事業者につきましては、先ほど市長が申しました申し出書から現在の施設の概要まで、全ての書類をいただいております。

それ以外で、まだ保育事業をやっていらっしゃらない法人につきましては、監査資料、要する に保育事業に対する県内の監査資料についての資料、あるいは現在の施設の概要というのがござ いませんので、当然それは提出されておりません。

それと法人化されていない個人の方でございますが、この方につきましては定款とかはございませんので、そういうものはいただいていません。それ以外に決算状況ですとかございますが、これにつきましても法人としての書類はございませんので、それに代わるものとして、資産証明なりを付けていただいたということになります。

〇7番(鶴迫京子君) それは前回の質疑の中でも出てきましたし、十分理解しているつもりです。数です。ただ数を報告願えたらと思っています。

〇副市長(清藤 修君) 書類としては11種類ございます。ですから、現在保育事業をやっていらっしゃる方は11種類の。

それと法人化されているところで保育所をやっていらっしゃらないところはそこからマイナス 2ですから9ですね、9種類。

それと個人の方につきましては、こちらが求めているものとしては5種類になります。ただ、

それ以外に資産証明書等、2種類いただいております。

○7番(鶴迫京子君) はい、よく分かりました。

提出書類に今の個人、法人の状況によって数が違ったということが分かりました。 では、次に移ります。

5番目、8月8日、さゆり保育所保護者会主催による受託希望者との意見交換会が行われたということであります。どんな形で行われたのか同僚議員の質疑でもありましたが、再度内容をお示しください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

1個人・4法人のプレゼンを1回目受けまして、保護者会としましても、1回の協議で意見集約はできなかったようでございます。保護者会の協議の結果、希望する保護者の多かった法人と個人について再度の意見交換会を実施することで決まったそうであります。日時の決定については、選考委員会との関係もありましたので、市と保護者会で協議し、8月8日に実施することで決定いたしまして、相手方への連絡、そしてまた質問事項の集約等につきましては、全て保護者会の方で実施されております。

〇7番(鶴迫京子君) ただいま保護者会主催により行われたということで、4法人・1個人全員ではなかったということでありますが、1法人・1個人の2か所と、さゆり保護者会との意見交換が行われたということで、これは案内のなかった方々に対して公平・公正さを欠いたやってはならない思いやりのないやり方だと考えますが、これは保護者会の方たちが、また目的とかが違いますので、意見の集約ができなかったので、また再度することになったという、そういうことで行われたわけですが。市としても、このことを選考委員会の2日前という直前ですね、2日前です選考委員会の。その中で保護者が保護者会の主催であろうと、やはりその受託希望者の全部と言ったら何も問題はないんじゃないかと思いますが、その中の一部の方と意見交換会を開くということの選考委員会委員へのまた影響とか、選考するにあたってですね。そしてまた、このことを当局は今知っていたという答弁で理解してよろしいですかね。当局は知っていたのか。

以上、3点についてお何いいたします。理由と影響と当局は知っていたのかという3点であります。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

1回目のプレゼンテーションで保護者会の方々が、意見の集約ができなかったということで再度されたということで、その中で2者ということになったようでございます。

その影響につきましては、このことにつきまして保護者会の方々が更に協議を深めるために開催されたということでございますので、保護者会の方々のそのような取り組みについては、私どもは特段そのことについて指導する立場にはない。中身について指導する立場にはなかったというふうに認識しております。

そしてまた、そのことについての結果については、当日の会に参加しておりませんので、内容 については把握はしておりません。

○7番(鶴迫京子君) 今理由も分かりました。

そして、当局は知っていたが、何ら保護者会主催によるものだから感知しないというようなことであろうかと思います。それは当然、その答弁を予想していますが。影響ですね、当局の影響ではなくて選考委員が二日後に開かれるわけですね。その影響については何も答弁がないと思いますが。

〇市長(本田修一君) 保護者会の方々が意見をまとめてこられるというのは、その選考委員会に望ましい、開催に望ましい形で参加されるんではないかなというふうには思います。

○7番 (鶴迫京子君) 市長がいつも公平・公正、のことを口に出していらっしゃる割には、そういうことに対して何も感じないとか、鈍感な気がいたしますが、やはり結局8日に1法人・1個人の2か所は意見交換会であったわけですね。案内があった方は、それなりに全然何もそこに理由はないわけでありますね。まだもうちょっと聞きたいという保護者会の熱い思いがあってのことだろうと思いますが。しかし、それをまた第三者的、客観的に見た場合どうですか。選考委員会がある前に意見交換会の保護者会と意見交換会の回数が違うわけですよ、そういうのをもし案内されなかったその立場に立ったらあんまりいい気がしないんじゃないですか。まして案内もない、そして8月10日の選考委員会、2回目の10日の選考委員会も案内は8月8日、ほかの2か所は意見交換会がある中でそういうことも知らないで、10日の案内をもらったということでありますが、この違いは何なのかなと、何も意図がないからなおさら不思議だなと思いますが、それは何かしら細かいことを言うみたいで一応を良しとしまして、中立的立場の担当課と、選考委員長はこのことを知っていたということでありますが、どのように捉えられますか。

また、そのことを知っても何も考えなかったか、指導をちょっとまた2か所入らなかったところを後日でもまたしたらどうかなというようなこともなかったわけですかね。ちょっと副市長、選考委員長のをお聞かせください、考えを。

〇副市長(清藤 修君) お答えいたします。

選考委員の方にはですね、8月4日の1回目の選考委員会の段階で集約をする、保護者の方は 集約をしようとしているというのは知っておりました。私個人も知っておりました。

ただ、それを8月8日にどのような形でするというのは知り得てなかったわけです。8月8日に保護者の方々が、これは保護者の代表が選考委員の委員を務めていらっしゃいますので、あくまで選考委員として出てくる以上、しかも保護者の代表として出てくる以上、何らかの集約が必要だったんではないかというふうに私は思っております。そういう理解で保護者代表の方がおっしゃる保護者の意見というのをお聞きしたということでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 今、副市長の答弁で保護者会の代表が選考委員会に入っているので、その10日の選考委員会の中での選考をするに当たり、集約したものを持っていくための手段だったということだろうかと思いますが、そういうことで理解いたします。

次、6番目、8月10日、4法人・1個人のプレゼンテーションの質疑、応答の状況はどうであったか。

○副市長(清藤 修君) 8月10日のプレゼンテーションにつきましては、7月に行いましたさゆり保育所保護者会へのプレゼンテーションと同様の順番、時間で開催しております。その中で委員から経営状況ですとか、財務状況ですとか、あるいは保育の考え方、あるいはこれまでの経験、それから地域との交流、そういったものをいろいろな方面から質疑がなされております。

専門的な観点から申しますと、例えば税理士の方ですと、税理士の方がいらっしゃいますので、 その方からは、経営の状況ですとか、あるいは資産の状況ですとか、そういったものを質疑をな さっておられました。

そのほかの委員からも保育についての考え方ですとか、あるいは地域との関係をどう考えるか といったようなことについて意見が出たところでございます。

○7番(鶴迫京子君) はい、よく理解いたしました。

次に移ります。

以上です。

7番目、選考委員の中、保護者代表は2名でありますが、この2名のほかの保護者の意見も十分に反映されたと考えられていますか。また、選考方法は投票だったのか、起立採決か具体的に決定までの内容を示せということで、9月9日の議案についての同僚議員の質疑に対する副市長の答弁は、4法人・1個人の5か所の中から最初は消去的方法で、まず2法人・1個人の3か所を選び、そこからは良かったところを選んだということでありました。その選び方をもう少し具体的にお伺いいたます。

○副市長(清藤 修君) 議会初日にそのような質疑がございましたので、私の方でそのようにお答えいたしました。それの詳しい内容ということですので、若干申し上げます。

まず、実績の面であるところということで、当然現にやってらっしゃるところがございましたので一つは選べると思います。それ以外で何らかその保育に対して経験を持っていらっしゃる方ということでお二つ選んだ。これはもう議論の成り行きでそういうふうになったということでございまして、最初からそういうふうに決めたわけではございません。残念ながら残りの二つにつきましては、どこがどう悪いというわけではないんですが、やはり二つ選んだところと比べますと若干まだ保育事業に対して経験値といいますか、そういったものがちょっとどうかなというような、すみません、これ以上はちょっと言えませんけれども、そういった議論もございましたので、すみません。そういうことで決定したところでございます。

〇7番(鶴迫京子君) はい、言えないところまでちょっと分かりましたのでよろしいですが、 結局議論の中で決まったということですね、投票とか起立採決とかそういうことではないわけで すね。

〇副市長(清藤 修君) 8月4日の第1回目の選定委員会の際にどういうふうにして選んでい くかというのを委員の方々とお諮りいたしております。

その際に、例えば採点するですとか、あるいは採決と言いますか、そういった形でやるのではないと、やるようなことはしないでおきましょうということで合意を得ております。

したがいまして、当日もおっしゃるような特に起立を求めるとか、そういうことは全くございませんで、全体の議論の中で総意がまとまったという状況でございます。

○7番(鶴迫京子君) はい、よく理解いたしました。

応募された5者の3人の中から選考時の事情をお聞きしたんですね。そうしたところ、こういう感想というか、その方たちもそんなに全部は何もお話できないようなこともあろうかと思いますが、私もお話されたのをとってのあれですが、選考委員会に出席したが、その時点では既に決定しており、自分たちは形式的に参加させられたのではないか。そのような空気が読み取れた。おかしいなと感じた。不思議な気がした。などとお話をされておりました。それ以上のことは、あまりお話されませんでした。こういうことで選考委員会に出席された過半数以上の人たちが、何かしら不思議だなとかそういう疑惑を持つような不透明な選考の在り方について、またこれは感想ですので、議論に値するかどうか分かりませんが、こういう不透明な選考の在り方について、市長はどのように受け止めますか、見解を求めます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今のお話を聞いておりまして、逆にそういった方々を最終の選考委員会に入れないということ になれば、これはまた大変なことになるかなと思ったところでございます。

今まで流れがありまして、いろんな状況の変化があったりしまして、その中で最終的に決めるのは選考委員会ですよということは基本的には変わらないところでございます。そういう意味で、そのようなお気持ちになられたというのは、少し不思議だなと逆に言えば、最終の選考委員会で盛り返すんだというぐらいのお気持ちであってもよかったんじゃないかなという気がしたところでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 双方の意見を取りますと、選考委員会に出席した方も不思議だな。そしてまた、市長も今度はそのことがまた不思議だなということで、これは両方不思議なことになったわけですね、今の答弁で。ということは、やはり不思議ではないという断言はできないような気がしますね、不思議な選考委員会のことがそこに少しはあったのではないかというのを変に、そういうふうには実際自分がそこの立場にいませんので、何とも申し上げられませんが、これはここいら辺に止めておきます。

次、8番目、社会福祉法人、医療法人、団体、会社ではなく、今回初めて1個人に移管先が決定いたしました。決定に至った理由は何かということで、選考委員長である副市長の答弁では、個別には判断をしているが、どこが良かった悪かったではなくて、良かったところを選んだ。ほかの応募者に比べ熱意があったと述べておられます。このことは誠に抽象的であいまいな判断基準であり、何をもって熱意があると評されるのか。具体的に熱意ということでお答えください。 〇副市長(清藤 修君) まず、選考決定理由ということでございますので、その前に、先ほど市長が申しましたように選考委員会に臨まれる方々に対して疑念を持たれるような話がございましたけれども、私も選考委員会に出席したその場にいた者として、市長が言われるように、選考委員会に来ていただいておりますので、そこでしっかりとお話しいただきたいということは最初 の段階で言っております。

プレゼンテーションは、皆さん公平に時間もとってございますので、順番も保護者会の順番と一緒です。ですので、それと同じような形で来ていただくように言ってあったということでございますので、そのような形で臨まれたというふうに私は理解しております。

それと、先ほどの決定理由について、抽象的ではないかというようなことでございます。確かに前回お答えしたときについて、若干補足で説明させていただきますと、最終的には熱意を感じたというふうにお答えしましたが、それに至る部分でございますが、今回応募されました個人の方につきましては、確かに保育所を実際に経営しているという実績はございませんが、長年保育行政に携わってきた方でございまして、また公立保育所ではございますが、運営の責任者でございました。そういうことで、実務があるというのをまず判断しております。

それ以外にプレゼンテーションの中でも、例えば資金面の不安があったわけですけれども、資金面については、個人の持てる資金を全て投じるというようなことも述べられておりました。自分自身が保育園の運営に積極的に取り組んでいくというような話、それとそれ以外にも当然長年培った知識、そういったものがございますので、そういったものあるいは保護者会の方の御理解も得られているということもございましたので、そういったもろもろのことを考えて、その中には熱意を感じた部分もありましたし、保護者会からの期待みたいなものを受け取れましたので、そういうことから委員会の総意として、そういった結論に至ったものというふうに考えております。

〇7番(鶴迫京子君) 選考委員会として、公平・公正に選考は行われたということで、副市長の選考委員長の答弁でありました。それは、実際私は参加していませんので、それを認めることといたします。

そのことについての感想は何もできないわけですが、ただそういうふうに3か所が3か所の方がそういうふうに感じた、何かしらあいまいというか、灰色みたいな感想を述べられましたので少し質問させていただきました。選考委員会としては、決定に至るまで大変な重責である。また、委員長である副市長は結果において全責任を問われます。選考委員の立場を守るためにも、方向性としては指定管理者選考と同じように選考基準項目の評価を点数化することも並行して取り入れるべきであると思います。

今回のような大変難しい保育所の民間移管ということでありますが、総体的に熱意ということで答弁されるようなことであっては、ちょっと首をかしげたくなります。熱中症だったら熱中症の計るやつがあったりしますけど、熱意計というようなものはありませんのでね、比べられないと思いますので、ぜひこの点数化制とかそういうことも、次回というか次回の選考などには考えていただきたいなという思いもあります。目に見えないものと目に見えるものの総合的な評価基準をつくり判断していく方が、公平・公正なより良い選定ができると考えるので提案しておきたいと思います。

9番目、1個人で民間移管を了とするならば、なぜ市民全員を対象に広く公募しなかったのか。

公募の在り方に問題はなかったと考えるか。

今回は、保育所経営に意欲のある者ということであれば、応募資格には関係なく無責任にも個人でも誰でも応募できて、市民全員が対象になる事案だということになります。

今経済不況の中、就職もままならない、企業を興すのにもリスクが大きくてできない。公共工事の削減で建設業も大変な状況下であります。そういう中、建設業界の方々も福祉事業に参入される方も増えてきている。そういう中にあって、市内の保育事業者など限られた人々への案内だけでなく、個人もいいということであれば、個人がほとんど見ることもないホームページに掲載して、市の広報誌にも掲載されなかったです。市の広報誌などのお知らせ欄でも広く知らせるべきではなかったですか。資金があり、保育に意欲のある方は、この本市には相当な数になるぐらいいらっしゃると思います。少なくとも私も知る限りでは二、三人そういう方も、考えの方もいらっしゃいます。狭い範囲で公募しているとしか考えられませんが、公募の中では個人もいいですよ、皆さん誰でも応募してくださいという広い意味での公募ですが、実際のやっていることというのは狭い範囲になっています。このことは、何か都合の悪いことでもあったのではないかという、またこれもまた勘ぐりたくなりますが、そういうことはどうですか。この公募の在り方に問題はなかったんですか。ないと考えられますか、見解をお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、23年度で新たに応募枠を個人まで広げたということでなく、平成20年度からの募集内容でも個人でも申し込みは可能ということでございました。

これまでも、受託申し出についての問い合わせも数件電話等で受けており、その際も個人での申し出も可能という旨の説明はしております。ただ、前回まで個人での受託の申し出までは至らなかったということでございます。

今回の公募に際しまして、初めて個人での申し込みが正式に出され、受理したところでございます。

ということで、今までと同じような形でやってきて、初めて個人の方々が申し込まれたという ことでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 市長、今、公募の在り方でホームページに掲載されましたね。それと市内の19業者でしたか、市内のそういう保育事業者とか、そういうところに案内を出されましたね、それだけですよね。ほかに応募の公募する方法として、何かほかの手段はとられなかったんですかということで、狭い範囲ではなかったですかということで質問をしてます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもとしましても、この公募につきましては、従来からの公募の方法で臨んできたと、そして今回につきましては、前回応募された方についても特別に案内したということでございます。 ということで、そのことについて同じような形でしてきたということで、例えばホームページ、 そして掲示板というようなことでございまして、別な形での周知の方法については前回もしていなかったので、今回もしていなかったということでございます。 **〇7番(鶴迫京子君)** 前回と同様に公告はしたということで、そこには今度はそれこそ熱意が感じられませんね。さゆり保育所が民間移管の委託先が決まらないので心配している。地域の方も保護者の方もっていう割には、前回と同じような公告をした。前回の公告は、また次の10番目に触れますので、またそちらの方でしますが、この9番目の質問は何回やっても同じでしょうから10番目に移ります。

10番目、移管先の受託募集公告は、平成20年10月10日から24日までの公告と違いはあるのか、あれば内容の違いを示せということと、また公告の在り方で同僚議員の質疑もありました。

そこで、専門的知識のある教育長までもが答弁に苦慮されていたように、なぜあの文の中に個人が含まれるのか。保育に意欲のある者などの分節の「等」の後の読点があるかないかで、全然違ってくるわけですね。どうしても理解し難いところがあります。副市長は、読点の位置はさわらずに答弁として、「意欲のある者」という「者」を「意欲のある方」、「意欲のある人」と読み替えるので意欲のある方となり、個人が入るとの答弁をされました。当局の言うとおり、個人というものを含めるならば、なぜはっきりと「個人を含む」または「個人」と明確な言葉で表示しなかったのですか。公告というのは、公に告げると書いてありますよね、書いて字のごとく、官庁や公共団体が広く世間に告げ知らせることであります。専門的知識のある方だけでなく、誰もが一目で内容を理解できるものでなければならず、とりようによってはどちらにもとれるような、そんなあいまいな公告を行政が出して、そして当局に都合のいい解釈をする。そのような在り方について何かおかしくありませんか。公告ですよ、あくまでも公告、公文書であります。

そして、保育園の民間移管の委託先をどうぞ応募してくださいと呼び掛けている公告であります。その公告がどちらでもとれるような、読点一つでどうかなって、個人は入らんのだな今回は。 そのような公告の出し方というものについて、本当に市長の見解を問います。しっかりお答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の公告に関しまして、句読点のお話があったところでございますが、資格要件ということで、各種法人など保育園に意欲のある者となっている末尾の「意欲のある者」ついては、文書法制上、個人及び方針を指す表現にあるということでございますので、私どもはこのことにつきましては公告に当たる文書であったというふうに理解するところでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 公告に値する文書であったと市長は述べられています。この公告に限らずいつも一般質問で出ますよね、行政のいろいろな案内とか文書、市報など出されるときに分からない、何を言っているか分からない。そういうことはもう耳にタコができるぐらい市長は聞かれています。だから、そこを改善しなさいという提案がみんなしてるじゃないですか、一般質問で。そういうことも踏まえまして、こういう分からないことが平然と公告として出るということは、本当に改善がされてないということではないですか。

先ほど、平成20年10月10日の公告と全く同じであるという答弁をされましたが、公告は同じか もしれませんが、その平成20年10月10日の公告を見ますと、そのときから個人もいいよって、今 市長はおっしゃいましたよね、そういうことですよね。だけど違いますよ、その公告をしっかり読んでいくと、結局20年10月10日は法人などもです。そして、そこに個人も含むという、この分かりにくいので、個人も含むということでとれると思います。しかし、その法人格を取得するのに半年から1年掛かります。ですので、今回は既取得団体が対象になりますって書いてあるんですよ。個人は入らないということじゃないですか、それは。それを市長は今、平成20年10月10日は個人も入りますと言う。ここに公文書の怪しさがありますよ。読めば個人は手を挙げられないんですよ、平成20年10月10日のこの公告では、違いますか、私の勘違いでしょうか。市長、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、これまで受託申し出については、平成20年から募集しておりまして、何回か募集していまして、その都度あったということで、その際個人でも可能というようなことでお話はしてきたところでございます。ということで、今回初めて個人の方が応募されたということでございます。公告の有り様については、今お話がありますように極めて分かりにくいというようなことについては、私もその都度、その文については、分かりやすい表現にするというようなことを職員にさせておりますので、今後もそのことについては更に進めてまいりたいと思います。

〇7番(鶴迫京子君) 10番目の質疑の中で、20年10月10日の公告と、今回との違いはあるのかないのかということをお聞きしましたが、結果、どういう答弁が返ってくるわけですか。

〇市長(本田修一君) 20年度につきましては、保護者の同意を得られた野神、さゆりについての公募となったところでございます。

19年度と同様、保育事業者等連絡協議会を開催しまして、市内の事業所にお願いをして、この時から市内既存の保育園・幼稚園の方、社会福祉法人、または学校法人の認可を受けている者、またはその他の社会福祉法人、その他の学校法人、NPO法人、医療法人など、保育所経営に意欲のある者として、現在の公募の対象者と同様にしてなっているところでございます。

ただ、前回21年度の募集につきましては、これまでの募集範囲に、近隣市町において保育所を 経営している者を追加して募集をしております。

〇7番(鶴迫京子君) 私、今日その公告の控えを持ってくるのをここに持ってきていませんが、しっかり頭に入れていますので言えるんですが、今市長、答弁になっていないじゃないですか。その個人が入るか入らないかということを聞いているんです。その公告を見てですね、公告を見てですよ。内容は、それは市長は個人が入ります。個人も20年10月10日から募集をしていますとおっしゃいますが、公文書の公告では、そのようには内容的に捉えられないんですよね、いかがですか。控えがありませんか。20年10月10日の公文書が、公告の注意書きに書いてあります。

〇市長(本田修一君) 先ほども答弁いたしましたとおり「意欲のある者」ということで、このことにつきましては、文書法制上、個人及び法人を指す表現であるということで公告に当たる文書になるというふうに判断するところでございます。

○議長(上村 環君) 答弁準備のため、しばらく休憩します。

午前11時25分 休憩午前11時28分 再開───────

- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **○副市長(清藤 修君)** 議会の初日でも若干議論がございましたので、私の方から答えさせていただきます。

確かに分かりにくい表現というのはあるかもしれませんが、県の方でも使っております法制用語の解説書がございます。それによりますと、「者」というような表現につきましては、個人、法人を含むというような解釈でございます。ですから、20年10月10日に出た公告で言いますと、一番最初の資格要件のとこだと思いますが、ここに書いてあります「者」というものにつきましては、個人、法人を含むということでございます。

それは、一番上、その資格要件につきましては、に入っている「者」という表現につきましては、21年度もまた今度の23年度今回の分についても同じ解釈であるということでございます。

ただ、議員がおっしゃるように注意書きのところに、今回は既取得団体のみが対象になりますというふうに書いてございます。これは裏を返せば上の方で法人と個人、団体も含めてですけれども、そこを含めた形で資格を規定しておりますが、今回20年につきましては、当然翌年の4月、21年4月からのスタートを前提としておりますので、その分につきましては注意書きの方で今回は団体の方々、団体の人だけに限らせていただきますというのを明記したというような形になると思います。

〇7番(鶴迫京子君) 一般質問の中で、こういうやり取りを何回もしないといけない。そして中断してまで答えなければいけないって、もうそこに見えていますよね。それだけ難しく書いてあるということですよ。自分たちがつくられたのでさえ、どうかなという、もう今姿が見えましたですよ。そして、内容的には個人は入らないということですよ、20年10月10日は、21年4月の民間移管に関してはですね、内容的に。文書的にここは医療法人など、ということで今答弁されました。

しかし、今同僚議員の助けもあり、ここに私が持っているのこれだったです。これをちょっと持ってきませんでしたので、同僚議員からまた助けられて、また今度は公告というので、この公告は二つあります。この公告を見ますと、またこの前の同僚議員の質疑のやり取りになりますが、違うんですよね、やはり読点の位置で全然違いますよね。今回の方はとれないって、個人は入れないような感じにとれますし、もう何回も言いますが公告の在り方がおかしいということで、しっかり個人が入るんだったら何もそういう回りくどいことを書くのではなくて、個人を含むと、個人と書くべきですよ。そういう難しくして書かなくても、私なんかはちょっと国語的に苦手ですので分かりませんので、しっかり直接その言葉を入れてもらえれば、はっきりこういう質疑も

しなくて済むわけです。

そして、もう一遍答弁をお願いします。公告は個人を募集しているが、内容は個人は入らない ということで私理解してよろしいんですか。

〇副市長(清藤 修君) お答えします。

今まで言われたことの内容を若干整理しますと、平成20年の公告につきましては、内容的には要するに最後の注意書きにおいて、団体的だけに限られるということでございます。ですから、21年7月の公告あるいは23年、今年の公告については個人も含まれるということでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 本当にしっかりしてほしいと思いますよね。公告はこうでありますが、 内容はまるで正反対というか、違う内容になる、内容と公告の違い。それを公告とは言えません。 少しは反省の気持ちはありませんか、公告の仕方に対して。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり極めて分かりづらい形での公告になったというふうに反省しております。

また、今回のこの事案に限らずさまざまな公告につきまして、そして文章につきましても、より分かりやすい形でお知らせするように努めてまいりたいと考えます。

〇7番(鶴迫京子君) 公文書とか公告は、句点、読点一つで変わってきますので、しっかりと そういう文章を作られる方もですが、最終的な段階での審査ですね。校正して最後に提出すると きに、もう一遍人数をかけて見るということを徹底してやるべきだと思います。

このさゆり保育所の民間移管というのは、先ほど市長もおっしゃったじゃないですか、地域の 方々、保護者の方々、子供たちのこと、命、そういうものが全部入ったことを議論しなければい けないことになるわけですので、この一つの字、「、(てん)」一つで変わってくるということは、 大変悲しいことですよ、これは。そんだけ重要に思ってないということですよ。

教育長、この「、(てん)」のこと、詳しいですのでちょっとどういう感想をお持ちですか。やり取りをお聞きして、公告の在り方です。市長が反省して、これからは努めるということでありますので、それでいいわけでありますが、教育的立場として見解を述べてください。

○教育長(坪田勝秀君) お答えします。

今やり取りを聞いておりまして、確かに両方に解釈できるような文章の書き方というのは、公的な文章を作るものとしては、十分気を付けなければいけないだろうと、私もそういう文章をいつも作っている立場でありますので、可能な限り精査して、そしてあらゆる角度から眺めて、そして解釈がバラバラにならないように文章を作っていくべきだなということを、今議員と執行部のやり取りを聞いてそういう感想を持ったところでございます。本当に「、(てん)」一つで意味は変わるということでございます。よく使われる例でございますが、「刑事は血まみれになって逃げる男を捕まえた」と1点、「、(てん)」を打ちなさいと、よく私も授業のとき使ったことがあります。「、(てん)」の位置で、血まみれになっているのは刑事なのか、犯人なのかというのが全然違ってまいりますので、こういう文章を例に引き出しながらやったことがありますが、本当に気

を付けていかないと市民に誤解を招くんだなということを痛感したところでございます。私も勉強させていただきたいと思います。

〇7番(鶴迫京子君) 教育長の見解を述べられましたが、そのとおりだと思いますので、これからまた行政文書は皆さんでまた気を付けて精査して、最後まで検査が合格いくところまでしっかりやってほしいと思います。

さて、今回市長は7月移管に個人が手を挙げたのを知って驚いたという答弁がありました。このことが本当だと捉えるのであれば、市長は個人が応募してくることは、全く念頭になかったと考えられますが。個人もいいですよ、どうぞっていうのでしたら、個人が応募して7月にびっくりしたということにはなりますか。

公告の文からすると、個人というのは当局の視野にはなかったのではないですか。個人は入りますよ、入りますという答弁を終始されていますが、市長が個人を募集していて、個人が入ったらびっくりしたって、そこの整合性がちょっと何か分からないんですが、簡単ですので、市長、お答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の公募につきまして、募集される方が何者かおられるというのは事前に聞いていたところでした。そのような状況の中で、結果的に個人も応募されたというのについてびっくりしたことでございます。

〇7番(鶴迫京子君) 次に移ります。

11番目、今回公告どおりの選考決定が実施できたと考えているかということでお伺いいたします。

蓬原、城南保育所の民間移管が21年度、NPO法人、傾聴福祉会に選考委員会で選定された後、 9月議会で可決され、その後社会福祉法人取得に向け県に申請され、ぎりぎりの期限である22年度3月末に認可取得された経緯があります。

今現在蓬原と城南保育所の運営にあたられています。このことと今回のさゆり保育所の民間移 管の経緯は2年しかたっていないが同じであると考えますか。

また、市長は同僚議員の質疑に対して、募集はその時、その時に合わせて公募の要件を変更してきたと答弁されました。まだ、2年しか経過していないのに資格要件にこんなにも差があっていいのか。

過去に7年間の保育所経営の経験と実績もあるNPO法人、傾聴福祉会でした。今、大変努力をされ園児の数も2園とも増えて、地域の方や保護者の方々から非常に喜ばれています。保護者会のアンケートを取ったら、90%ぐらいの保護者の方たちが「満足している」というようなアンケート結果も出たということもお聞きしています。

このことも踏まえて、今度のことと整合性はあったのか、あるのか。 4 法人と 1 個人の応募に対して、今回 1 個人に決定したことは公告どおりの選考、決定が実施できたと考えているか、市長の見解をお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) 昨年、一昨年、蓬原保育所、そして城南保育所の移管を受けられた法人については、その後順調に園の運営をされて、本当に地域にとっても保護者の方々にとっても喜んでいただける運営をされているということについては十分承知しているところでございます。

そのような中で、また改めて今回も応募されたということでございますが、その中で選考委員会の中でこのことについては、十分そのことも考慮されながら決定がされ、最終決定で今回の結論に至ったというふうに考えるところであります。

また、個人につきましても現在保育所に勤務している所長以外の保育士、調理員、そしてまた 用務員等、全ての職員をそのまま継続して一緒になって仕事をされるというような計画になって いるということでございますので、基準については全て満たしておるということで、公告どおり の選考、そしてまた決定がされたというふうに考えるところでございます。

○7番(鶴迫京子君) 4法人・1個人ということで、法人とは、人間ではないが、法律的人格を認められ社会的活動の単位となっている組織体で、権利義務の能力を持つものである。法人は、法務局に理事、監事ほか一切の役員など登記がしてあり、第三者のチェック機関が可能である。個人は個人であります。もし個人に契約して登記が移るとなりますと、最悪の場合、今回のケースということでもありませんが、一般的な話でありますが、どこにもチェック機関がなくチェックがきかないので売ることもできます。保育所というのは市の財産であります。土地も建物も市民の財産であります。市民の財産は、保育所経営上にあたりまして、市民の税金が投入されます。その市民の財産がたやすく喪失する危険性をはらんでいるということが個人にはあると思いますが、個人と法人の違い、このように大変違うわけであります。

今回その法人が四つありまして、今回個人に決定いたしました。保育所の民間移管としては社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、団体、会社、個人等もし応募があったら優先順位は原則として個人的な主観ですが、法人であると思います。それを超える個人ということになれば相当なハードルが高いと考え、資格要件も10人が10人誰もが納得できるものが必要になるのではと考えますが、市長、どのように考えられますか、見解をお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) 私自身は、今回こうして皆様方に御提案しているということでございますので、当然個人というような形でも十分そのことについては資格を満たしている。また、今後の経営に耐えうるというようなふうに考えるところでございます。

先ほどお話になられましたさまざまな危惧するような状況というのは個人、法人変わらずそのようなことになることはあるのではないかなと。また、そのことについてのチェックでございますが、当然私どもの方でも個人、法人に限らずチェックは重ねていくということになろうかと思います。

〇7番(鶴迫京子君) 個人、法人を問わずチェック機能を果たしていくという市長の答弁でありました。

次に移ります。

12番目、財産の無償貸し付けと無償譲渡まで半年間しかないが、保育園の経験や実績がない 1

個人で引き受けて民間移管の目的が達成でき、大事な乳幼児期の保育が十分にできると考えるか についてお伺いいたします。

民間移管の目的は、民間活力の導入により、多様で柔軟な保育サービスの拡充、創意工夫による保育所の効率化と個性化を推進し、保護者の利便性の向上にある。■■氏は半年前までは役所勤務であった方であります。民間活力のノウハウと経験がなくてもよいのか。民間移管の目的を達成することが十分にできるのか、半年しかありません。

これまで役所の仕事をしながら保育関係のボランティアなど何か経験、実績を積まれてきているのか。せめてあと1年後というのなら経験を積まれ、実績もできてくるので理解はできますが、 今回はあまりにも拙速すぎると考えます。

市長におかれても、今回考え直されて、来年みどり保育所と一緒に、それは可能ではないかも しれませんので、来年このさゆり保育所の民間移管の作業を応募ということで同時に進めて議案 上程を希望し、今回は白紙撤回を求めます。市長、いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市役所職員であって、そしてまた福祉の責任者で長くあったということでございまして、そのような意味合いからすれば、民間ということではないということでございますが、逆に今回こうして民間移管というような形での作業をずっと続けてきた立場ということで、民間と公の違いというものについては十分認識された上で、今後保育事業に取り組まれるんではないかというふうに考えるところであります。ということで、1市民となられ、そして思う存分見方を変えれば公立の保育事業ではできなかったやり方というものを取り組まれるというふうに思うところでございます。

今回の提案につきましては、長い期間にわたって地域の方々、保護者の方々の御理解を得た上でこうして提案できる状況までなったということについて、本当に有り難く思うところでございます。

そしてまた、私どもは今までと変わりない形で手続きは正当に進めてきたということでございますので、今回のこの議案については十分な御審議を更にお願いしたいと考えるところでございます。

○7番(鶴迫京子君) つい先週、民間移管を辞退したいという申し出が■■氏から市長にされたということでありますが、市長と協議をして考え直すようにということで、■■氏は考え直されました。

そして、保護者会へ説明したいとなった。さゆり保育所の件は地域の方々が心配していることであるので、提案できる内容になったので、大変有り難く思い提案という形になったということを先週も述べられましたが、今も述べられましたね。9日の議場で市長の答弁で、この■■氏が辞退をしたいという申し出があったということも聞いて、この同僚議員も半数以上はびっくりされたのではないかと思います。私的には情報が入ってきていましたので、それはびっくりもしなかったのでありますが、そういうことで、このことは大変重要なことであると思います。どうい

う心境の変化があったのか知る由もないですが、公告では保育に意欲のある者ということで、個人で一人だけ応募されたのです。

そして、その思いがめでたく4法人よりも一番熱意があると認められ、総体的に選考委員会の 総意で選ばれた経緯がありますね。それには本人も相当努力をされたと思います。覚悟を持って 臨まれたはずであります。あとは議会の議決を得るだけの時点で、そこまできてて辞退を申し出 る。その人の心は推し量れませんが、辞退も覚悟がいるものなら、考え直すことも覚悟だと思い ます。どちらにも相当のエネルギーが必要で、このことをとりますと執行部の当局が答えていま したように、やはり熱意のある方だとも思えます。

しかし、やはり結果オーライではなくて、土壇場で心境の変化を来す。そういうことになるわけですね。考え直されましたので、そこを省けば何ら変わらないということになるかもしれませんが、一応、私たち議員の耳に市長の本会議場での答弁で入ったわけであります。そういうことがあったということは消すことはできません。そういう土壇場で心境の変化を来して辞めようということになるということに若干の不安が残ります。不安は残りませんか。まあ説得というか協議して話し合いをされた市長ですので、内容を十分分かっていらっしゃいますので不安はないと思いますが、それを聞いた者は不安になります。保護者の方たちはどうでしょう。民間移管され乳幼児期に健やかな心の保育の実践がなされ、愛護され、安心して子供たちの命を預けられるのか。保護者にとって、子供たちの安心と安全の確保が何よりも優先されるものだと考えます。

大事な乳幼児期の保育ということで、児童福祉法第1条第2項「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」ということがうたわれています。私たちが高齢者になって私たちの未来を託すのは、今の乳幼児期の子供たち、学校に通う児童の生徒たち、児童福祉法で言えば乳幼児期から少年の方というか、子供たちです。そういう子供たちの保育に欠ける子供を保育する施設が保育所です。これも児童福祉法にうたわれています。39条です。そういうことでこの心境の変化でそういうことがあったということを踏まえまして、もう一遍市長、そのことをどうやって話し合いをして考え直しをさせ、また提案という形になったのかお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

来られたということについては事実でございます。御質問を受けましたので、その事実のとおりお答えをしたところでございます。その話の内容につきましては、ここでいろいろお話しできる内容ではないところでございますが、ただ本当に地域の方々の熱望というものを私自身は十分お話の中で感じたということで、そういったことを中心にお話をさせていただいたところでございます。そして、今回のこのような流れになったということでございます。

○7番(鶴迫京子君) 今回の件は、その■■氏の熱意によりまして、また地域のこと、保護者のことを考えられて、また心境の変化があってまたやろうということで覚悟されたと思いますが、そのことに対して市長がそこに関与したわけですね、関わったわけですね。そして話し合いをして、そしてまた考え直されたということに大変重要な視点があると思います。

市長はこのことに対しても全責任が後で問われることになります。その覚悟はもちろんおあり だと思いますが、その答弁は要りませんが。

最後になりますが、大事な乳幼児期の保育ということで、児童福祉法第1条第2項でした。「児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」ということで、また学校教育に入る前の乳幼児期は大変大事であります。後々に影響を及ぼすことになります。よく小学校の先生や中学校の先生たちが、今子供たちがこういうことで困っているとなりますと、乳幼児期の0歳から6歳までのその子供の姿はどうであったかということをいろいろ調べたりしまして、また対処されたりします。そういう意味で大変乳幼児期とまた小学校から18歳までの間、児童ですね、その児童期における教育というのも大事になります。本市にも山重幼稚園があります。今一向に進まない幼保一元化という流れもありますが、その幼保一元化に向けた流れの中で幼稚園という乳幼児期を教育の面から見た所感を教育長、お聞かせください。

〇教育長(坪田勝秀君) 本議会におきましても教育委員長から委任がありましたので、答弁させていただきます。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うという点で極めて重要であると認識しております。また、学校教育法第22条の幼稚園教育の目的を達成するために、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。遊びを通しての指導を中心として、幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすること。幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすることなどを重視して教育を展開するよう、幼稚園教育要領に定められております。

また、昨今中高校生が自ら命を絶つ事件等を鑑みまして、単なる知育・体育にのみ走ることなく、知育・徳育・体育の調和のとれた教育、中でも命を大切にする心の教育の基礎を培うよう心掛けるべきが公教育の任務であろうと、こういうふうに考えるところでございます。

先ほども御指摘がありましたように、本市唯一の公立幼稚園である山重幼稚園においても、これらの点を重視した教育課程を編成し、教育活動を展開いたしております。更には指導者の指導力向上のために研修会等へも積極的に参加いたしておりますが、今年度も8月18日に開催されました鹿児島県幼稚園教育課程研究協議会に3人の職員が出席し、幼稚園教育課程の編成及び実施の在り方について、講義や研究協議を通して研究を深めたところであります。

教育委員会といたしましては、幼稚園教育の重要性に鑑みまして、今後とも各種研修会等に積極的に参加し、職員の指導力向上を図りますとともに、小学校との連携の在り方についても怠ることのないよう適切に指導、助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇7番(鶴迫京子君) 乳幼児教育も児童教育も全て日本の将来を考えたときに教育、子供たちの教育というのが根本になろうかと思います。その教育次第で世の中も変わってくるし、自分たちの周りの環境も変わってきますので、学校教育のみならず保育園では、やはり心の保育をしてほしいということを願いまして、最後になりますが、最後に、児童福祉法第2条、「国及び地方公

共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」。また、第1条、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」。

以上、自分に課せられた議員としての責務を肝に銘じ、一般質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後 0 時02分 休憩午後 1 時10分 再開

〇議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

〇6番(坂元修一郎君) 2番目でございますが、午前中の7番議員の熱心な質問にトーンが落ちないように質問をしてまいりたいというふうに思います。

東日本を襲った3・11大災害から昨日でちょうど6か月を迎えたところでございます。あらためて犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

今回は、地域産業振興について質問をいたしますが、東日本大震災とともに発生いたしました 福島原発事故の放射能問題は、現在も収束できず、安心・安全を基本として行ってきた日本の農 業振興の基盤が今大きく崩れようとしております。

今回の災害は、決して東日本だけの問題ではなく、同じ国に住む者として、全国が協力して復興に向けて取り組んでいかなければならないだろうというふうに思うところでございます。産業の振興を大きく三つの視点から質問してまいります。

まずはじめに、原発事故に伴う放射能汚染と汚染された稲わら等の流通によりまして、汚染が全国に広がり、国内農産物への風評被害により国内消費や海外輸出に大きな影響が出ております。本市への放射能の影響と、これから将来を担う子供たちの学校給食の安全性や農業生産の取り組みについてお伺いいたします。

3・11の原発事故によりまして、被災地の東北地方に限らず放射能汚染は日本全体に影響が及んでおります。海外のメディアは、日本の農業はもう終わったとまで報道するぐらい日本の農産物の評価は落ち込んでおります。

現在の状況が続きますと、国内の食糧自給率さえも危機的状況になりかねない状態でありますが、情報が氾濫し国の施策もまだよくつかめない中で、市長は現在の国内の状況をどう捉え、どのような所見を持っておられるのか、はじめにお伺いいたしたいと思います。

○市長(本田修一君) 坂元議員の御質問にお答えいたします。

農林水産省は、平成23年4月の農林水産物の輸出額が376億円となり、前年同月比14.7%減少したと発表しております。福島第一原発事故による放射性物質の放出を受け、各国が3月下旬以降、

日本からの食品の輸入を規制したことが響いているものと考えられます。

現在も各国の輸入規制は続いており、農産物は18.5%減の214億円、粉ミルクなどの粉乳やりんごが大幅に減少し、水産物は11.7%減の150億円となっております。

国、地域別の輸出額では、厳しい輸入規制を行っている中国向けが46.9%減の26億円、欧州連合EU向けが27.1%減の17億円でした。

マイナスの要因としましては、放射能汚染によるものだけでなく風評被害により日本全国の農 林水産物が敬遠されたことによるものだと考えられます。

本市におきましても志布志港を利用した中国、台湾、香港等への農林水産物の輸出拡大に向けて取り組んでいたところであり、風評被害の影響は少なからずあるものと考えております。

○6番(坂元修一郎君) 日本国内はいまだに混乱が続いておりますけれども、実は今回の質問にあたりまして、先月の8月中旬でございましたが、香港で世界中の食品が集まるフードフェア、フードEXPOというイベント。そして同時開催でティー・フェアというイベントがございましたので、日本の輸出総額の4分の1が集まる香港から日本の状況がどう見られているのかということにつきまして、ぜひとも見ておきたいというふうに思いまして、ほんの3日間でございましたが、もちろん自己負担でありますが、勉強に行ってまいったところでございます。

海外から見た日本は小さいがゆえに東北も九州も同じ一線で見られております。原発事故につきましても、日本全体が汚染されている。そして、日本の産物に対しましても同じように全てが 汚染されている。そういった敏感な見方がされているようと、そのように感じました。

日本政府は海外に向けて国内の正確な情報を報道しながら、私たちは正しい知識を習得し、科学的数値をもって安全性が証明できるよう情報発信をしていかなければならないだろうというふうにつくづく思った次第であります。

いまだに原発事故現場では、放射能が放出されております。偏西風に乗ってハワイ諸島やアメリカ本土まで福島原発の放射能が確認されたという情報もあります。各国から示されている飛散シミュレーションというのが出ておりますけれども、それもかなり多方面へ飛散しているのではないかというような見方がされております。県内にモニタリングスポットがあるのか、本市の放射線を計測した事例があるのか。まずそこをお尋ねしたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市内では放射線を測定した事例はただいまのところございませんが、県の方で放射能測定器を 今後5台設置する計画でありまして、そのうちの1台を大隅地区に設置されるという情報を得て いるところでございますので、こちらの設置を待ちたいと考えているところでございます。

○6番(坂元修一郎君) 現在、志布志市内では計測の事例がないということでございますが、 将来的に県に5台設置するその1台は大隅ということでございましたが、これだけですね、農業 の問題、放射能の問題が騒がれている中で、いろんな証明等も必要なわけでございますけれども、 実際そういった数値が表れていないというのはですね、非常におかしいというふうに思います。 放射能物質を含んだ稲わらが飼料わらとして全国16道県に流通していますね。出荷停止や肉の販 売停止、回収が行われ問題が起こったわけでございますが、実際この地域で現在どのようなものが流通制限をされているのか分かっていればお示しをいただきたい。

また、制限されている汚染物質により、本市に影響はなかったものか回答をお願いいたします。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

汚染物質の移動も制限されておるわけでございますが、その影響についてでございます。

畜産においては、牛肉のセシウムの検出を受けまして、7月19日に東北、関東からの稲わら等の流通・使用状況に関する調査が国から県を通じまして依頼があったところでございます。これを受けまして、畜産農家、酪農家、一貫経営農家を対象に関係機関と合同で調査を行い、流通・使用がなかったということの報告をしております。

県内においても流通・使用はなく、また取扱業者に対する調査においても販売等もなかったと、 取り扱いもなかったということでございます。

8月2日付けで県より稲わらや家畜排せつ物等の当面の取り扱いについて周知依頼がありました。翌日3日に東北、関東、甲信越からの汚染の疑いのある粗飼料の導入をしないことや、原発事故後の家畜排せつ物を譲り受けないこと。また植物性堆肥原料、もみ殻等ですが、これらを譲り受けないことなどについて酪農家、肉用牛農家に通知をしたところでございます。通知した件数は、791戸でございました。

また、市内の販売店等に確認した結果、原産地、原料等の地域の確認、放射能濃度分析結果表の確認を取れるものを販売していると、そのような回答は得ているところでございますので、本市には影響はなかったものと考えております。

〇6番(坂元修一郎君) そういった目に見えないものがですね、危険物質が出回ったということでございます。それに過剰に反応してですね、物が使えなくなる。そして、物流がストップしてしまうというのも非常に危険なことでございます。この汚染稲わらの被害というものも、この国の確認が足りなかった。実際原発の近くで収穫された稲わらをですね、移動制限をさせなかったということは、これはもう完璧な人災でありますよね、そういったものが移動してこういった被害を受けたと、各県で起こったということは非常に残念であります。

次に、本市への経済的な影響について伺いますけれども、放射能につきましては、本市でほとんど認められないということであるようでございますけれども、これもですね、ないということは言えないですね、県ではないけれども、じゃあ本市でどうかということも実際数字が分からない上ではですよ、ここにはないんだということも実際は言えないわけで、いろんな形でスポット的に流通があったり稲わら等もですね、そういった影響は実際あるわけで、全国的にはそういった過剰な反応によりまして小さな数字のみが大げさに取り上げられまして実害があるように広まってしまう、いわゆる風評被害も経済に大きな影響を与えております。事実、東北で生産された産物、海産物、そういったものを購入しないという消費者が多くいらっしゃいます。東北産でなくても汚染稲わらによる風評被害があったわけでございますが、これが酪農家、そして肥育の方まで影響を受けておりますが、この風評被害によりまして和牛枝肉の価格が非常に下がりました

ね。

本市の農産物が今回の原発の事故によりまして、経済的影響というものをどのぐらい受けているものか、そういった試算があれば御回答をお願いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

放射能汚染によりまして経済的な影響についてのお尋ねでございますが、まず畜産関係でございます。この牛の枝肉につきまして、東京市場の検出前と検出後でキロ当たり最大950円下げているということでございます。またナンチクの平均価格が検出前と検出後ではキロ当たり50円下げとなっております。7月20日から基準価格の算定基礎となる東京市場の価格を除いて算出しておりまして、検出前の価格より若干現在高めになっております。和牛肥育を例にしますと、キロ50円下がった場合に1頭当たり2万3,000円の損失になるということでございますが、その後の相場が上がっていますので極端な損失は現在のところ見込まれないということでございます。

しかしながら、前年の7月と比較しますと、キロ当たり100円、1頭当たり4万5,000円の下げとなっております。セシウム問題や食中毒等による牛肉離れというものが大きな影響になっているんじゃないかなというふうに考えられております。

農産部門ですが、お茶で二番茶や三番茶以降の夏茶については放射能の問題からお茶の大産地、 静岡産から鹿児島県産さんへの取り引きが強まったと、静岡の方で汚染の観測がされたというこ とでございまして、このような流れになりました。

ということで、荒茶の価格は顕著な相場で展開しました。市内産の二番茶の荒茶の価格は前年度に比べまして約120%、三番茶は約160%となりまして、前年度を上回る実績になったということでございます。

そしてまた、もみの取引価格でございますが、2010年産の最近のもみの取引価格が前年の同時期と比較しますと150%、5割高で取り引きされているというような情報を得ております。

○6番(坂元修一郎君) 今御回答いただきましたけれども、牛肉に限ってはかなりの被害が出ているようでございます。

そして、お茶等についてはプラスに転じているということでございましたので、私もお茶を作っておりますので、若干申し添えたいと思いますけれども、実際今年の東海以北のお茶というのは非常に価格が下がっております。そして、実際現在売れているのがですね、古いお茶なんですね、お米もそうですけれども、結局災害が起こる前などのものというものは安心であるということで、結局在庫から売れているということでございます。新聞等でも出たようでございますが、神奈川の足柄茶、一番最初に放射能が検出された産地でございますが、そこが結局鹿児島のお茶と混ぜて新しいブランドとしてお茶を出している。これはもちろん当地のお茶を混ぜながらですね、放射線物質を下げるということからですね、そういったことが行われている。早く言えば本当かどうか分かりませんけれども、牛乳を結局他の産地と混ぜて売る、結局薄めるという、農家にすれば当然なんですよね。作ったものが売れない、売れないならどうするのか。本当にいろんなことを考えて薄めるということも考えるでしょうし、じゃあ我々がそれは鹿児島のお茶を勝手

に薄めてということを言えるかというとそうではないと思うんですよね、死活問題ですから。それでもそういった名前によって風評被害があって売れるかというとそれも定かではない。将来的には、そういった風評被害によって売れないから今はこの九州のお茶というのは若干高くで売れておりますが、もうお茶は危ないという形で飲まなくなると、決して今年がいいから来年もそのようにうまくいくとは限らないわけでありますので、将来的に見ると、この風評被害というものは非常に大きく影響してくるんだろうなというふうに考えます。

香港でもですね、この風評被害によりまして原発事故直後、日本からの輸入が8割も落ち込んだということでございます。いろんな何人かのバイヤーの方、そしてレストラン経営者、知人を通じまして本当に親密な話ができましたのでお伝えしているわけでございますが。中国全土にですね、500店舗ぐらいの日本食のお店があるようでございます。中国では、中国の中華料理の次に次いで日本の日本食が非常に人気があるということで、日本のお店もかなり多いようでございますが、その5万店舗のうちの200店舗がもう即座につぶれてしまったというぐらい、やはりこの風評被害というのは恐ろしいなというふうに思うところでございます。

しかしながら、その一方で、日本のこの農産物というのはこれまで安全であるという信用、そしてその品質というものは絶大な信用を誇っておりますね。果物、冷凍食品、お米、そして牛肉など高級食材としてですね、近年富裕層を中心に非常に輸入が急増しておりまして、日本産を望む声というものが非常に多いと聞いたところでございます。

また、地元のバイヤーの方からは、日本はなぜ放射線検査証明書や安全証明書の提出をしないのかという声が多く聞かれました。海外のバイヤー、受け入れ先でございますけれども、日本全土が汚染されているといったイメージを払拭するためにもですね、証明書がなければ消費者に安心や安全は理解してもらえないと言っているわけですね。ですから、本市でそういった計測の例がないというのは、私ちょっと非常におかしいのではないかというふうに感じたところでございます。事実国内でも産地表示が示されて、それによって大きく売れ行きを左右しているということでございます。産地表示というものは大きな保障となっているわけですね、原産地証明などの証明書というものは現在どのように発行されているのか。また、市単位では行っていないのか。本市はこれまで発行の要望等はなかったのかですね、お聞きいたしましす。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行については、現在各都道府 県の担当部局により証明書の発行手続きが行われております。

本市の単位では、証明書の発行はできないところでございます。また、農政サイドではこれまでに発行等の要望は寄せられてなかったということでございます。

○6番(坂元修一郎君) 市ではそういった行いをされていないということでございますが、私がここで申し上げているのは、例えば、JGAPとか、K-GAP、それとJAS認定とかですね、そういったいろんな検査があって証明を出すということではないんですね。ただ、本市の産物であるという証明でありますので、何ら難しいことはないというふうに思っております。

先ほどから申し上げておりますように、志布志産であるという証明だけでですね、やはり売れ 方が違うということでございますので、その辺はですね、やはり柔軟に取り組んでいかなければ いけないというふうに思うわけでございます。私ちょっとその方面でもですね、調べるのが手薄 でございまして、ほかの市がですね、どういうふうにやっているのかというのをちょっと存じ上 げてませんので、その辺を十分に調べられてですね、もしそういった要望があった場合には即座 に対応できるように御準備をお願いしたいと思います。

大人は安全なものと、そうでないものというものを選択できるわけでございますが、それができないのが子供たちでありますね。さらに放射能被害を受けるのは大人よりも成長期にある子供の方がかなり大きいということが問題になっております。最近の報道でも子供たちから放射性物質、セシウムが検尿から出たということでございまして、これから水稲の収穫が始まるわけでございますが、東北の学校給食での現場の話ですが、米飯給食には東北の米を使ってくれるなという父兄からの要望が多く寄せられているという話を聞いています。米だけではなく、網をくぐり抜けてですね、汚染された農産物というのが流通する可能性もあるわけです。大人はいいんでしょうけども子供たち、子を持つ親の気持ちを察するところですね、遠く離れた我が地でも心配になるんだろうなというふうに思います。

本市では、地産地消に取り組んでですね、地元の食材による給食が主体になっているというふうに思うわけでございますけれども、学校給食での食材の安全性の確認。それとまた指導、そういったものがどういったようにされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

御案内のとおり教育委員会では東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、安全性 につきましては納入業者の協力をいただきながら万全を期しているところでございます。

特に給食づくりでは、安全で栄養バランスの取れた給食を作ること。また季節の野菜や果物、 魚、豆などの使用を心掛けますとともに、地元産の食材を取り入れることを念頭に置きながら給 食を作っておりまして、野菜・果物の購入につきましては、地元産を優先的に納入していただき ますが、地元産がない場合には県内産を、県内産がない場合には国内産で検査され、かつ安全性 が確保されているものを購入しておりまして、米につきましては地元産と県内産だけを使用して いるところでございます。

さらに肉・魚の購入につきましても地元産を中心に納入してもらっておりますが、産地表示がなされて安全が確保されているものを業者にお願いして使用しているところでございます。

冷凍食品等につきましても、産地表示はもちろんのことでございますが、業者がそれぞれ検査 をしておりますが、県学校給食会が抜き打ちで細菌検査、理化学検査等をしているところでございます。

今後とも地元産を中心に、安心・安全な給食を子供たちに提供できるように努めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○6番(坂元修一郎君) 成長期の子供は放射性物質をカルシウムと勘違いするわけですね。食べたものがカルシウムだと思って骨が形成されたら、それがストロンチウムだった、セシウムだったということで体の中から被ばくしていく、いわゆる内部被ばくというふうに言われておりますけれども、その危険性というのは小学校で大人の10倍もある。さらに赤ちゃんについては、大人の100倍もの危険性があるというふうに言われております。子供を持つ母親が神経質になるぐらい安全に気を遣うのは十分理解できますし、行政も十分その要望に応えるべきだろうなというふうに考えます。

外国のメディアは、今回の原発の事故におきまして、25年前のウクライナのチェルノブイリ事故による被害よりもはるかに大きい、多い被害者が出るというふうに伝えておりますけれども、現在本市におきまして放射能を危惧するのは食材のみであろうと思いますが、子供を預かる立場のある教育長は、この現在の食の安全についてどのように感じていらっしゃるのかですね、お何いをいたします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

議員も御指摘のとおり学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものでありまして、 安全・安心な給食の提供を第一に心掛けていかなければならないと、こういうふうに考えており ます。

東北大震災を受けまして、福島第一原子力発電所の事故により一部の食品や水道水から放射性 物質が検出されております。さらに牛の餌の稲わらからも放射性物質が検出され、汚染された牛 肉が流通したことも問題になっております。

こうした状況は、児童生徒のみならず国民の食の安全を揺るがす事態でありまして非常に憂慮 されることだと認識いたしております。幸いにして本市においてはそのような憂慮する事態まで は発生しておりませんが、一刻も早くこのような事態が収束されまして、日本の全ての子供たち に明るい給食風景が戻ってくることを祈っているところでございます。

以上でございます。

○6番(坂元修一郎君) 日本は世界で唯一原子爆弾の投下を受けました。多くの原子力発電があります。それにも関わらず非常に放射能に関する情報というものが乏しいんではないかというふうに言われております。子供たちは大人が招いた放射能問題と、これから一生接していかなければならないわけであります。放射能は見えないから怖い、危険であります。

しかしながら、害のないものに過剰に反応してですね、一生おびえて暮らすのも、これもまた 愚かであろうというふうに思います。子供たちに正しい知識を学んでもらい、被災した地域を差 別したり風評被害に左右されないことが必要だと思うわけでございます。そのような学習時間と いうものは設けられているのか、これから先ですね、どのような教育をすべきなのかお伺いをし たいと思います。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

本市の学校教育の中で、放射線についての学習時間が設けられているかということでございま

すが、本年度から中学3年生の理科の学習の中でエネルギー資源として、原子力発電について学 ぶことになっております。

これまで30年間近く放射線の学習というのは空白でございましたが、新しい理科の学習の中で学ぶということになっております。その原子力発電の燃料から発せられる放射線についても、放射線の性質と利用として学習することが義務付けられております。子供たちは原子力発電の仕組みの中で発生する放射線や自然界に存在する放射線の性質や影響について学習することになっております。

また、放射線を医療や諸検査に活用したりしていることについても同時に学んでいくことになっております。

教育委員会といたしましては、これまで同様学習指導要領を踏まえ、本市に学ぶ児童生徒がエネルギーや放射線に関する正しい認識の習得及び判断能力を身に付けることができるよう指導してまいりたいと、かように考えております。

○6番(坂元修一郎君) 香港のバイヤーの話にもう1回触れますが、原発の事故後ですね、日本の企業から中国野菜の注文が増えているという話を聞きました。そして、その注文に中国からの輸出の要望に応えきれないという話を聞きました。そういった情報が日本に伝わってるかどうか分かりませんけれども、日本の企業、商売人、そういったものが日本が駄目だからすぐ諸外国に注文を出すといったことがですね、かいま見えたわけでございますが、先ほど申しましたとおり、そういった中でですね、香港側からも日本の高級農産物を望む声とともに日本の農業技術や将来のアジアの農業のモデルになっていただきたい。そういった想いから日本の農業の一刻も早い復興を望む声も聞こえたのも事実でございます。日本の農産物の信頼を回復するためにも、これまで以上に安心・安全な農産物生産に取り組んでいかなければならないだろうというふうに思ったわけであります。

農業を基盤とする本市がこれから取り組んでいく課題と指導についてどのような考えを市長は 持っていらっしゃるのかお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の東日本大震災に伴いまして原発事故が発生して、その直接の被害、また風評被害で日本の農業が大きく変わろうとしております。そのような中で私どもの地区といたしましては、農業振興がこの地域振興の柱となっておりましたので、当然そのものをどういった形で育成すべきかということは大きな課題として取り組んできたところでございます。

そのような中での今回の事故ということになりますので、更にそのことを重く捉えまして最重要政策がきっちりと成果が出るような取り組みをしなければならないというふうに改めて思うところでございます。

そのためには安心・安全なものをしっかりつくっていくんだ、そしてそのことにつきまして農家の所得が上がっていくんだというようなことが狙いとなってくるということでございます。

今までお茶やピーマン、いちご等につきましては、生産コストの低減対策や総合的病害虫管理、

IPMの取り組みというものをやってきておりまして、安心・安全な農産物づくりに懸命に取り組んできているところでございます。

そして畜産部門と連携いたしまして、循環型農業推進協議会を中心にいたしまして、有機物の 地域内での有効活用や、それから農産物の適正な農薬使用、適正な肥培管理というものにつきま して、この協議会を中心に取り組んできておりまして、これらのものを更に深めながら、今後消 費者が求める安心・安全なものを関係機関と連携しながら指導を深めてまいりたいと考えてるい るところでございます。

○6番(坂元修一郎君) 安心・安全な農作物をつくるための施策、そして子供たちの影響というものを考えましたときに質問をしたわけでございますが、その答弁におきまして安心したところでございます。ただ、安心・安全というのは、やはり証明しなければやはり消費者は理解できない。安全なものの保障ではないですよ、保障ではないです、証明なんですよね、そこをするかしないか。そして、地元のそういった放射能物質も測らずにいてですね、安心・安全ということも実際言えないわけで、もちろん宇宙線からの放射線もありますし、それはもうゼロということはない。そういったものを学校でも十分これから子供たちにも教えていく、そういった中でやはりそういった数値で表すということはですね、やはり大事なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目に移りますが、被災した東日本を補うべき責務というものが、この西日本にはあるんではないかというふうにかねがねから思っております。港開発や道路の整備に伴いまして、 本市の担う役目というものは、ますます大きくなっていくんだろうなと思います。

これからの日本の食糧基地として、地域産業の連携と活性化というものをどう進めていくか、数点お伺いいたしますが、今回の災害におきまして津波は2万haの農地をのみ込んだということでございます。日本の農業・漁業の3割が危機的状況に追い込まれたということでございます。原発によりまして、放射能汚染はまだ現在も進行中であります。いまだに被害総額の算出もできない状態である中で、被災地では除染、除塩というものを行いながら復興に向けた取り組みが今始まろうとしているところであります。

しかしながら、今申し上げたようにですね、作物を作っても風評被害で採算が取れない経営を 強いられ、離農する農家が現在急増しています。これから収穫の始まる米についてもテレビでい つも出ますけれども、放射能量というのを私も非常に心配しているところでございます。

現状をしのぎ東日本の農業の再構築を支えるためにも本市を含む今の西日本には東日本を補うべく食糧増産を担う役目があるんではないかというふうに思いますが、市長、この点についてはどういった所見をお持ちでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えします。

東北地方の農地が非常に壊滅的な状況になっていると、そしてまた、残った農地で生産される 農産物についても風評被害で今後いく年そのことが回復されるか予測がつかない状況にあるとい うことについては、本当にお気の毒だなというふうに思っております。 そういう意味からすると、この地域はそのような被害に遭っていないと、また風評被害にも遭ってない地域でございますので、しっかりと日本の農業の食糧基地としての機能を果たしていくべきだというふうには考えるところでございます。

本市の農業の特性というのを考えたときに温暖な地域であると、そしてまたここには広大な農 地があるということであります。

そしてまた、適度の雨量があって、年に何期の作物も生産が可能だという地域でございますので、このような特性をとらまえてするとなれば、今後は先ほど申しましたそのような生産されない地域の食料をカバーできる地域になり得るということであろうかと思います。

折から私どもの地域では、畑かん事業が着々と整備が完了する状況になってきております。そして、このことを受けまして、今後畑作物について何を選択すべきかということが大きな課題になってきておりますが、現況そのことを受けまして、この南九州地域では、様々な意欲的な農家が育ってきているということでございますので、今回のこの事件を契機としてそのことが更に深まり、そしてまた多品目の生産がされるんではなかろうかというふうに期待するところでございます。そのようなことを十分私どもは認識しまして、この責務を担うための働きをしてまいりたいというふうに考えます。

○6番(坂元修一郎君) 市長が言われるとおり、志布志港の方がバルク戦略港湾の指定を受けましたですね。

そして、東九州道や都城志布志高規格道路、これも整備が順調に進んでおります。そして畑かんの方も東部がほとんど整備が進んでいるところでございますが、大隅地域は国内でも最も恵まれた農業地帯であろうと、市長と同感であります。東日本を支えるための増産、そして日本の食糧基地とアジアに向けた玄関口としてですね、役割を果たすために、一刻も早い港の整備、そして道路の整備が進むべきだろうというふうに思います。

そのためには、県や国への要望活動というものも強化すべきではないだろうかというふうに思うわけでございますが、今回の震災を受けてそれも更に、更にですね、強化しなければいけないだろうというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

〇市長(本田修一君) 答えいたします。

国際バルク戦略港の指定については、本当に私ども本市にとっては朗報は朗報ということになるわけでございますが、鹿児島県にとっても南九州地域にとっても、そしてまた九州全体にとっても喜ばしい選定になったというふうに捉えるところでございます。

この選定につきましては、各方面からの御協力をいただきまして選定の栄位によくしたわけでございますが、これはこれからがスタート時点となったところでございます。8月31日の日に鹿児島県は国交省の方に、国際バルク戦略港湾育成プログラムを作成し、提出したところでございます。このプログラムに基づいて国と折衝を重ね、事業化が可能なところから事業化していくということになるわけでございますが、当然ここには民間の方々の御協力が必要というような育成プログラムになっております。ということで、特に港のサイロ会社におかれては全面的な御協力

をいただいて新たな設備投資もございますので、そのことの理解を得てこの育成プログラムが実行されると、そして、そのことによって国が整備を進めていくということになろうかと思います。

そして、バルク港に整備を進むためにサイロ会社の協力が必要と、そしてまたサイロ会社を取り巻く経済団体、農業団体、建設業、そして私ども行政という、それからもちろん市民の方もそうですが、そのような方々からも御協力をいただきながら志布志港のバルク戦略港の整備のための推進協議会を今後設置したいというふうに考えております。

そのことにつきましては、県も同じような形の事務局を設置する考えになっておりますので、 両者合わせて国に対しての働き掛けをするということになろうかと思います。

○6番(坂元修一郎君) 今回の震災で気になったことが幾つかありますけれども、こっちから水を送るときにペットボトルに水を詰めて送れない。いわゆるボトルの方はあってもキャップの部分が東北で造られていたということがありましたですね。それと、たばこが日本産のたばこがなくなった。え、何でだろうと思いましたら、結局フィルター部分というのが東北で造られていた。そういうことがありましたですね、車も増産できないというのも部品を結局散らばって生産しているということでありますけれども、地域資源を生かした新事業の創出、そして農林水産物の利用促進をするために六次産業化法というのが本年度より施行されておりますね。この事業どういった事業なのか簡単でも構いませんので教えていただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

六次産業化法でございますが、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる六次産業化法は、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水、その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、農林漁業者による加工・販売への進出等の6次産業化に関する施策及び地域の農林水産物の利用促進に関する施策というものを総合的に推進することによりまして、農林水産業の振興を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目指して制定されております。

農林水産大臣が、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化、単独または共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業であって、農林水産物の価値を高め、また新たな価値を生み出すことを目指したもの。これらのものの促進に関する基本方針を定め、その基本方針を踏まえ、農林漁業者等が単独でまたは共同して総合化事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があろうということでございます。

ということで、具体的には、農業法人等が新たに加工や販売に取り組む場合に必要となる施設等の整備の支援、地産地消活動に必要な施設の整備に対しての支援、農林漁業者と食品産業事業者の連携による食品の加工・販売施設や、農林漁業用機械施設整備等の支援というようなことの事業になっているようでございます。

〇6番(坂元修一郎君) 説明で納得いたしましたが、この6次産業化対策、一つの産物を地元で生産し、加工から販売まで行う、いわゆる1次産業、プラス2次産業、プラス3次産業、つまりつくったものを加工して売るところまで地元でしなさいという、地元完結の事業ではないかと

理解いたしたところであります。

農水産物の新たな商品開発と、本市のこのブランド推進のためにも本市には非常に取り入れなければならない施策ではないかというふうに思うわけですが、本市での現在取り組む意欲のある団体、事業者等の希望があるのかですね。そしてまた、それを啓発するためのアンケート、説明会等の周知というのはされたものかお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市ではブランド推進室を設置いたしまして、ブランド化に志布志ブランドの推進に一生懸命 取り組んでいるところでございます。

そのような中で、このような新たな6次産業化のための事業が行われるということについては、 本当にいいことになっているのかなというふうに思っておりますが、現在の段階では先進地の視察・研修をしたというレベルでございまして、まだアンケート調査、それからこの事業の説明会というものについては取り組んでいないところでございます。

○6番(坂元修一郎君) この事業につきましては、3月に始まったばかりでございますので、研修等を行ってということでございますので、ぜひともですね、こういったすばらしい事業というものを受け入れながら、以前も同じしたかもしれませんが、農産物の結局廃棄する部分ですね、曲がったきゅうりです。箱に入らないから曲がったものは品質も何も変わらないんだけれども、結局廃棄物になってしまう。もちろん切ってですね、漬け物にはできるわけですが、結局切って漬け物にして販売する。結局そういったことがここにはあるんではないかと個人的に思いますので、ぜひともこの事業については積極的に推進をお願いしたいと思います。

続きまして、最後の3点目の雇用と定住促進についてお伺いをいたします。

これまでの国の施策におきまして雇用の場、若者流出などが地方が失ってきたものではないか というふうに思います。

本市には、過疎化を打開すべき恵まれた環境が整いつつありますね。市長が先ほど切々と答弁をされましたけれども、その地域の有利性を生かした雇用の創出と定住促進のための方策についてですね、数点お伺いいたします。

本市の主幹となるべき農業の衰退や公共事業等の減少、雇用の場がなくなってきております。 先月でございますが、JT、日本たばこ産業が、たばこ農家に7年ぶりに2回目であるそうでご ざいますが、廃業希望者を募りましたですね、廃業を希望する農家には10 a 当たり28万円の協力 金を出すということで、廃業をする農家の希望を募ったということでございます。

本市でのたばこ農家の廃業希望者と継続する農家数というのはどれほどであったのか、統計が 上がっていればお示しをいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

23年度につきましては、25名の生産者が36haで作付けということになります。今回のJTの措置で17名が廃作ということで、24年度は8名の農家が約14haで作付けする予定になっているということでございます。

○6番(坂元修一郎君) これは個人の考えですので強制はできませんが、民謡「鹿児島おはら節」に歌われました「たばこ」という農産物の生産が減っていくということは非常に悲しいことであります。また、これ以上の耕作放棄地を出さないためにもですね、この農家の雇用の促進のためにも新たな品目、そういったものが急がれるなというふうに思うところでございます。温暖な気候と整備された農地に畑かんが整備され、全国でも特に恵まれた地域であるにも関わらず、円高や消費減退、農家の所得が下がり続けておりますけれども、新しいブランドの作物の創出が望まれて入しいですね、いろんな議員が一般質問でもされておりますけれども、この新たな展開というのは現在どのようになっているか質問いたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市では、畑かんの推進についてプロジェクトチームを設置しまして、水を利用した収益性の高い農業の推進を図ってきたところでございますが、受益地の作付け調査の結果では、生産法人や大規模農家を中心に露地野菜の作付け拡大が進み、だいこん、キャベツなどは作付面積が大幅に伸びております。

市でも野菜苗移植機の導入に対しまして助成を行い、露地野菜の作付けを推進していますが、 大消費地から遠く輸送コストがかかることや、露地野菜は価格変動が激しく、価格下落時のリス ク分散や価格保証対策などの課題があり重点品目として明確に推進できない状況でございます。

このような中、鹿児島県は大隅半島を低コストの加工農産物の産地として位置付けて、大隅農業・加工技術研究プロジェクト検討委員会を設置しまして、加工農産物の可能性について検討を進めております。

本市でも6次産業化や農商工連繋を啓発しながら、露地野菜の生産拡大と加工による高付加価 値化への取り組みを推進してまいりたいと思います。

○6番(坂元修一郎君) ここでも6次産業的なものを考えたというものが入ってきますよね。 ぜひともですね、新しいブランド、そういったものを農家が求めております。ぜひともいろんな 組織とのワンフロア化でもいいじゃないですか、農協と連携する、畑かんセンターと連携する、 試験場と連携する、そういった中ですばらしい品目の開発をしていただきたいというふうに思い ます。

港開発、道路網の整備に伴いまして、企業誘致も進めやすくなっていると思うわけでございます。本田市政も2期目の中盤に差し掛かったところでありますけれども、いろいろなお付き合いの中で面識も増えていい話もですね、聞こえてくるんではないかというふうに期待しているわけでございますが、雇用創出のためには企業誘致は必須であります。現状を市長、どのように感じていらっしゃいますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成18年1月1日に合併以来、この企業誘致については、真剣に取り組んできたところでございます。

その結果、20年度に1社新設、21年度に2社新設、そして昨年、平成22年度には2社の増設が

されて、これらのところと企業立地協定が締結できたところでございます。これらのことにつきましては、関係各位の御努力もあった上でこのような成果が得られたということにつきまして感謝申し上げたいと思います。

そして本年度につきましては、3月に東日本大震災の発生がございましたので、一旦このような動きというのは止まったところでございます。

しかしながら、この夏場になりまして具体的な工場新設、増設の問い合わせが現在3社ほどありまして、このことにつきましては、県の方にも御支援いただきながら慎重に、また積極的にある面では積極的に対応を現在重ねているところでございます。ということで、震災関係の会社につきましては、マスコミ等でも紹介されておりまして、現にこの志布志市でもまた鹿児島県でも多数あるということでございますので、これを好機と捉えてこの誘致を図ってまいりたいということでございます。

そして、本市では志布志港があるという利点があるわけでございますが、この志布志港に近い 分譲地を確保できないかというような観点からの問い合わせになっているということでございま す。このことにつきましては、県とも協議を重ねながら、新若浜にある11haの分譲地の活用が具 体的になるように協議を進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

〇6番(坂元修一郎君) 今度の被災を含めていろんな動きがあるということでございます。

港近くというのも大きなアピールできるところであろうというふうに思います。実際この都城志布志高規格道路というのが開通すればですね、松山は志布志から15分、都城から15分という距離になるわけでございますが、将来に向けて交通の便、そしてこの広い敷地などを条件に考えますと十分ベッドタウンというものも可能になるでしょうし、大きな敷地を必要とする企業誘致にも適した場所が必要になるというふうに思うわけでございますが、松山にはですね、元ゴルフ場の予定地でありました平根地区というのがあるわけでございますが、あそこの南側になるわけでございますけれども、雇用と定住促進のためにはですね、そういった元ゴルフ場の広い敷地というものもあるわけでございます。もちろん地元との交渉というのもあるわけでしょうけれども、そういったいい敷地というものの活用法というものはないかですね、地元からもそういった要望が聞こえてきますけれども、これについてはいいアイデアはないでしょう。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま議員のお話のとおり、この地区につきましては過去においてゴルフ場建設の予定があったところでございます。この地域に市有林が9haほどあるということでございますが、平根林道より北側の急しゅんな山林がほとんどということでございまして、今お話になられた地域の開発をするためには多くの民有地を取り込んでしなければ開発は難しいんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、この地域でのゴルフ場開発計画の際には、泰野地区の方々がこの地域の水源かん 養ということで、森を残すべきだというような議論もあったというふうに聞いております。その ような面でまた開発が進まなかったというふうにも聞いております。このようなことで、現在、 松山地区新橋水源が水位低下しているというふうに聞いておりますので、そのような観点からも この森、この地域の水源かん養として森林の保全という観点からも考える必要があるんじゃない かなというふうに慎重に考えております。

〇6番(坂元修一郎君) 何をするにいたしましても、やはり地域住民の要望、意見というものを最優先するべきだろうというふうに思っておりますが、時代は刻々と変わりますので、地域住民のそういった要望というものを的確に捉えながらですね、今後のそういった開発というものも考えていただきたいというふうに思います。

バルク港湾として指定され、港の整備に伴いまして、飼料のコスト削減等から本市に開業を求める畜産農家、そして畜産関係の企業というものも多くなる可能性があるんではないかと思います。そこには、快適な居住環境を希望する地元住民への理解というもの、企業誘致も先ほどの宮田山の話もそうですけれども、そういった地元の理解がなければですね、前へ進まないだろうというふうに思います。

特に、近年の専業化、大型化の畜産企業の進出というものが問題になっておりますね。環境問題がほとんどですけれども、そういった誘致についても事前の話し合いというものが非常に大事になってくるだろうなというふうに思います。地域住民に理解してもらうためのこの進め方というものをどのようなふうに考えているのかですね、市長の考えをお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市は先程来お話がありますように、志布志のバルク港化ということがあります。当然それは 畜産を主とする事業の更なる拡大ということになるわけでございますが、そのようなことでもって、本市ないしは本市周辺に畜産の進出が数件問い合わせがきているところでございます。そのようなことで、本市の畜産行政につきましては、今お話がありましたように、当然地域住民の方々の御理解があった上で進められなければその事業の事業化は図られないということになろうかと 思います。一般的な畜産業の開業に際しましては、関係法令を満たすということは当然でございますが、土地の転用等を行う場合は家畜保健所と協議しながら事業者に対して環境面での留意事項等に関する意見書の交付をしております。

これにつきましては、事業予定地の隣接土地所有者へ事前の説明をすることとなっております。 また、近隣住民に対しては理解を得てもらうようお願いをしているところでございます。

今後の大規模農場の展開につきましても、これまでと同様に被害が発生しないような施設構造や土地の選定などの協議や近隣住民の方への説明や、被害が発生した場合の解決方法の取り決め等を行うなどによりまして理解してもらうことが最善ではないかと考えております。

市が誘致する場合につきましては、関係する地元自治体に対して説明会をするということをしております。

〇6番(坂元修一郎君) 実は、今回の定例議会にも、ある地域から陳情が上がっておりますよね。住民にいろいろ話を聞きたくていった経緯がございますが、その中でもですね、話は大体決

まっていたと、そして最後の印鑑をつくときにちゅうちょしたということでございまして、結局は反対の陳情になってしまったということでしたけれども、私が申し上げてるのはですね、何も市が間に入って話を進めるということではないんですよね、法的に市が、じゃあそれを差し止めできるかということになりますと、悪臭防止法、そういったものできるかもしれませんけれども、これは難しいですね。ただ地元住民の申されるのは、段階的なものはできないか。例えば、今までに200頭あったものを即2,500にするとかですね、そういったことじゃなくて段階的にできないかというお話もございましたですね。

そして、陳情の一番最初に書いてありますが、結局事前にそういった話が住民になかったということなんですね。もうある程度話が決まってから、協定書も作ってからですね、印鑑ついてくれというのは、やはりこれは問題があると思うんですよ。つくる前にこういった話があるがということで、そういった協定書もですね、十分に内容を精査しながらですね、はじめからやはりやっていくべきではないのかなというふうに思ったところでございます。

今まで住んでいた地域がですね、環境が変わってしまう。実際我々も常任委員会の中で、相当 多数のそういった畜舎、現場を見せていただいておりますけれども、最近のそういった畜舎とい うのは非常に清潔にできてますよね、きれいでございます。もちろん堆肥舎にしてもですね、密 閉型の抜気槽まであるんですね、そういった施設もあります。そういうのを考えると、そこまで 反対せんでもという気にも実際なるんですけれども、住民は結局一生そういった一歩間違うとそ ういった環境の問題がついて回るわけでございますので、そこにはやはりつくる側のやはり親切 さ、そして人望、人柄というものが大事になってくるんではないかなというふうに思うわけでご ざいます。人望、いろいろな所に見に行きますと、畜産をしてても花が植えてあったりとかです ね、環境に非常にきれいにされている所もいらっしゃるし、そうでない所も実際あります。です から基本的には、心の余裕のあるそういった事業者というのは、多分密飼いはしないんだろうな という気にもなりますよね、密飼いしなければそういった畜ふんの悪臭とか、ガスの発生、ハエ 発生というのもないわけでですね、そういった畜舎というのはいい堆肥ができるわけですよ。そ のいい堆肥をまたそういった耕作者に無償で移譲するなりできるわけで、そこは本当に共生・協 働だと思うんですね。そういった流れというのを市でやるべきではないかということでございま すので、中に入ってですね、結局眠った子を起こすようなことでですね、これまでも住民の反対 でできなかったという事例も実際ありますので、その辺は本当に慎重にやっていただきたいと思 いますが、とにかく地域住民が主体でありますので、そういった心情を十分にくんでいただいて ですね、取り組んでいってほしいというふうに思うわけでございます。

今回のこの災害を受けてですね、東北に見切りをつけて居住の地や事業の地として、この九州 または鹿児島辺りに土地を求めているという声も若干聞こえてくるわけでございますが、そうい った本市にそういった要望等がですね、入っているのか、市長にそういったことが聞こえている のかですね、お伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

まずはじめに、先ほどの大規模農場の進出についてでございますが、私どもとしましては、このことにつきましては地域の方々と、そして会社側と十分話し合いをした上で進めていただきたいということを双方にお願いしているところでございます。今ありましたように、途中までは順調に話が進んでいたところですが、急展開いたしましてこのような陳情を出すような内容になったということで、このことにつきましては残念だなというふうに思うところでございます。

しかしながら、お話にあったように現在畜産を取り巻く環境というのは、生産をする環境というのは極めて厳しい目が向けられている時代でございます。畜ふんの処理法が施行されて以来、その畜ふんの処理についても厳しく問われる。そしてまた、そういった畜ふんの直接の処理だけでなく、尿等についても、またブロイラーについては羽毛についても、そのことについて処理が求められると、解決方法が求められるという時代でございます。そのような中で、新たに進出されるというところにつきましては、そのことを十分踏まえた上での進出になるんではないかなと、そのことをきちんと地域の方々に理解してもらうことをしていただきたいということを私どもはお話をしているところでございます。ということで、今後ともどうぞそのことについてはよろしくお願いしたいと思います。

今回の震災を受けて、本市または九州地区または本県にですね、新たな転居というような形で 農地を含んだ形での転居というのはあるのかということでございますが、被災地である東北地方 から問い合わせがありましたのは、関東地方の方が多いようでございます。記録として残ってい ませんので件数等については把握しておりません。そしてまた、本市へ家族や知人を頼って自主 避難されている方は、市で把握しているところで6件ほどあります。農政サイドには1件の相談 があったところでございます。

○6番(坂元修一郎君) さっきの畜産の件について再度答弁がありましたので、そうですよね、バルク港の指定を受けたと、今後は本当にそういった整備費が進んでいく中で、そういった畜産が否定されればですね、何のためのバルク港だということになりますよね。民主党に言わせれば、事業仕分けの最たるものじゃないですか。そうならないようにやはり住民に納得いくように事業者の方から説明していただき、そして共生・協働できるようにですね、やはりそこはやっていかなければ、これはもう人の感情にさわる問題でもありますので、非常に慎重にしなければいけないというふうに思いますので、そこに入ってですね、お願いの仕方というところからですね、指導が必要ではないかというふうに申し上げたところでございました。

県内にもあるようでございますし、また本市にもそういった家族なり事業がですね、これから 先希望者が出てくるんではないかというふうに思うところでございます。そのためにはですね、 窓口を広げて受け入れ態勢というものもしていかなければいけないというふうに思うところでご ざいますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回の原発事故によりまして、海外からの日本ブランドに対する安全の信頼は確かに厳しくなっております。海外でも日本人のつくる品質、そしてこだわりを持った製品への評価というものは本当にゆるぎないものがあるなというふうに、今回本当に勉強させていただきましたけれども、

海外での日本産物を待ち望む声というのは本当にたくさんあるんだなというふうに思いました。 これは本当に、これまで先人たちが培ってきた技術、そして本物をつくるという姿勢の中ですね、 つくられたものだろうなというふうに感心、そして日本人であることの自信さえ覚えたところで ございました。

信頼の復興には、日本国内での放射線に対する対策をしっかり進めた上で、サポートできる地域が正確にトレーサビリティを発信しながら本物づくりに専念することであろうと思います。冒頭に申し上げましたように、同じ国に住む者として、全国が協力してこの復興に取り組んでいかなければならないだろうというふうに思います。戦後が終わったといいます。戦後が終わり、震災後というふうにですね、言葉も使われるようになりましたけれども、この復興というものは始まったばかりであります。本市のこの地域振興というものが大きくその一端を担うんではないかというふうに思っております。

市長の抱負を最後にお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど議員の方で香港の方に行かれて、そして香港から日本の原発の影響というものを見つめられたというお話がありまして、本当にこのことについては世界全体から注目されている内容なんだなというふうに思うところでございます。ということで、一日も早い日本全体の復興がなされなければならないということになるわけでございますが、放射能の汚染については、ここしばらく何年、何十年という単位で影響が残っていくということになれば、本市のこのようなものについての取り組みというものについては、逆の意味で言えば、本市の新たな発展の契機になるものというふうに捉えることができるんじゃないかなというふうに思います。

そのようなことから、本市は私自身が志布志のブランド「志ブランド」というものを確立しましょうということで、様々な取り組みをしているということでございますので、その「志ブランド」なるものは安心・安全なものなんだよと、有機循環な物なんだよ、そして本物なんだよということを全ての生産物について、また加工品についてもそのような形での取り組みをお願いしたいということのお話を申し上げているところでございます。そのことがだんだんだんだん皆さん理解していただいて、そしてそれが地に着いた形で実現していくんじゃないかなと、実現されつつあるというような状況にあるというふうに思います。

そして、国自体も6次産業化というような方向性を出しておりますので、まさに県も併わせて本地区にそのような加工センターなるものを研究所を造って立ち上げていくということでございますので、全体が追い風になっているというふうに感じるところでございます。ということで、各機関の皆さん方の全面的な御理解と御支援を賜りながら、本市の農業振興がきっちり本市全般の振興につながるような形の推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

- ○6番(坂元修一郎君) 終わります。
- 〇議長(上村 環君) 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。 ここで、2時45分まで休憩いたします。

午後 2 時33分 休憩午後 2 時45分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則第83条の規定により、会議録署名議員に西江園明君と丸山一君を指名いたしましたが、 丸山一君が早退したため、会議録署名議員に玉垣大二郎君を追加して指名いたします。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番(西江園 明君) お昼のちょっと眠たい時期ですけれども通告しておりましたので、順 次質問をしてまいりたいと思いますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

私はこの件について質問するのは、昨年の9月議会から連続して5回目です。7月には工事も終わり落成式もありました。これから市が計画したとおりに展開されることを期待しています。いいかげん事業も完了したことですから、この件はしつこいと言いたいでしょう。私も思います。でも、今言いました事業は終わりましたが、私が質問していることは事業の予算が議決され、可決され、その後の執行の仕方がおかしいとただしているのです。そして、昨年の9月議会で言いましたように、そんなことをすればこんなことをすれば裁判になりますよと言いました。案の定訴えられて、現在市民の税金を使って裁判中です。この執行のやり方を質問しているんです。

そして、聞くところによりますと、担当課長も今年で定年を迎えられるということですので、 定年間近の人にあまり意地悪的な質問はしたくないのですが、今までも一般質問の通告内容を事 前に親切に通告しても説明しても、どうもうそとは言いませんが、誠意ある答弁をもらっている とは思えません。だから再度尋ねなければならないのです。

先の6月議会で紹介しましたが、市民からの匿名の手紙でしたが、この中でも紹介しましたように「途中でやめることなく最後まで納得するまで質問を続けてください」とありました。

そこで伺いますが、先の6月議会で、この手紙に経緯を広報に掲載すべきではないかと、それ についてただしたところ、質問しましたら、市長は掲載すると答弁されましたが、いつの広報誌 に掲載するつもりですか。まずお尋ねします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

裁判になった経緯につきましては、市報の9月号に掲載することにしております。実施設計業務について、市が契約解除したこと、現在裁判中であることについてのお知らせを掲載しております。9月12日の自治会使送で発送する予定としております。

○3番(西江園 明君) じゃあ12日ですから、今日ですよね。今日各自治会に配付された市の 広報誌の中に掲載されてあると、してあるということですね。じゃあまた近いうちに十分見て精 査をしてみたいと思います。

その裁判のことでお尋ねしますが、今まで何回か開かれていると思いますが、今の裁判の経過ですね、まだ準備書面というか、書類のやり取りだけなのか、役所や相手方、企業からの証人喚

問とか参考人とか、呼ばれると思うんですけど、そこまではまだ至ってないという、今の状況は どういう経過ですか、何回あったかですね。

まだ書類だけで、役所、市長とかなんか職員は1回も行っていない。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 裁判の回数でございますが、現在口頭弁論ということで、本日まで入れまして4回開催をされているところでございます。この出廷については、職員が出廷をしております。

以上です。

- **○3番(西江園 明君)** 今課長の答弁の中で職員が出廷しているということは、ただ傍聴に行っただけですか、それとも参考人かなんかとして呼ばれているんですか。行ったその場合は、どの程度の、程度と言うとですけど、役付きというか、どの職員が行っているんですか。
- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** 市の職員は、地方自治法に定める市長の代理として法廷に出席をしたということでございます。

[西江園明君「だから、課長補佐とか係長とかいっぱいおるでしょう、どの程度の職員」と呼ぶ]

- ○情報管理課長(徳満裕幸君) この代理については、私課長と課長補佐の2名でございます。○3番(西江園 明君) いつかですね、私もそのときについては、傍聴に行ってみたいと思います。先般もあったようですけど、書面の公開だけで公開はされないということでしたので傍聴
- ができませんでしたけれども、傍聴ができるときにはまたぜひ行ってみたいと思います。

では、次にですね、その広報誌のことについては今もう掲載したということですので、見てみたいと思いますけれども、市長は日本一を盛んにうたわれておりますが、その一つとして、ブロードバンドの整備を図るということで、今回40数億円の事業費を投入して、全世帯を対象に行政放送の端末機が整備されました。

市長としては、一応これで所期の目的を達成したというふうにお考えですか、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の事業につきましては、地域情報通信基盤整備事業の交付を受けてしたということでございますので、その事業の完了をもって、一応目的は達成したというふうには考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) 先日、ある会社に用事があって行きましたら、ちょうどその会社が防災訓練ですかね、消防署に来ていただいて防災訓練があったらしくちょうど終わったところでした。そこで後の話し合い、消防署の人との話し合いの中でいろいろ指導を受けた中で、企業側の人が消防署にこの緊急放送の件で、消防署の人に質問をされていまして、消防署の職員の方もちょっと困った顔で、それは市がやってることで自分の答弁が無責任になるようで、何か申し訳なさそうな答弁をされててですね。消防署としては欲しいけれども、これは市がしている、やっていることで、消防署としては関与できないというようなことを言わざるを得ない。これがいつも言っている私の現場なんです。

一方、整備されたばかりで機器の不良とかいろいろ不具合など苦情もあると思いますが、市民

がこの事業に対して一番不思議がっているのが、この事業はこれで終わりですかとよく聞かれます。市長は先ほど目的は達成したというふうに答弁されました。盛んに以前に議会でも指摘されましたが、ほとんどの市民が日中家にいないのです。肝心の放送のとき聞こえる所にいないのです。だから市民にとって、この施設の効果に対して疑問を持っております。日中市民が働いている企業や大規模店、大型店舗ですね、などに設置して初めて効果が出ると思われますが、どのように考えているんですかお伺いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の事業によります対象者というのは、本市に住所を有する市民の方でございまして、その市民の方々が住まわれている住居に対して事業がされたということでございます。ということで、ただいまお話になりますように事業所等につきましては、事務所等につきましては今回対象にならなかったということでございます。

しかしながら今後につきましては、そのような方々につきましては、事業完了があった後に設置を希望される事業所等につきまして設置ができるよう、私どもとしましては要綱を定め、今後設置を進めていこうというふうには考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) 今市長の答弁では、そういう事業所なんかも設置していくということですけれども、それは当然一般市民と、一般市民という表現がいいか分かりませんけど、今までしてきた市民の世帯と一緒の同様の無償、無料というふうに、無償でその事業主が要望すれば設置するということですか、要綱を今から定めて、そういうふうに理解していいんですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

事業所等の設置につきましては、今後申し込みを受け付け、要綱を定めて、そしてまた申し込みを受け付けをするということでございますが、費用につきましては、設置者の負担というふうに考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) だからさっき午前中のやり取りじゃないけど、念を押して聞けば、今度は費用が、最初の市長の答弁だけでは事業所に要綱を定めて事業所へ設置するようにしたいというふうに言うからは、なら一緒に付けてくいやっとやろかいというふうに理解すれば、費用は事業所が負担と。今のこの時代にですよ、お金を出してできる事業所がどれだけおりますか。うがった見方をすれば、事業所や企業などに投資してもインターネットは既に整備されているし、ケーブルテレビなどを引き込む可能性はほとんどないし、結局BTVのためにはメリットがないから投資はしないのかと疑ってしまいます。事業が個人の世帯だけが今市長が言ったように補助対象であることを、この事業のですね、個人が補助だから対象になるから、そのことを理由にするんであれば、この事業の果たして費用対効果というのは、どういう計算をしてオッケーが出たのかなと疑ってしまいます。

常識ある職員の皆さんの考え方では、通常、公共事業では道路工事や学校建設などがありますけれども、例えば学校建設は教育委員会所管です。考えてみても国庫補助は通常50%というふうに言いますけれども、計画の段階でいろいろ補助対象外ということで最終的には補助率は40%ぐ

らいに落ちてきますよね。でもそれだけしないと効果が出ないからです。ですから、単独費用を 投入してでも、その事業の所期の目的を達成するために単独費用を投入してでも事業を行うもの です。この事業の場合は、最初議会に説明したように果てしなく単独費や市の財源はゼロに近い と、ほんの数万円でしたよね。結局最終的には何千万という負担になりましたけれども、数万円 ですからこの事業はいいですというふうに言っておきながら、結局果たして事業効果が出ている のかというふうに思わざるを得ません。

その中で、盛んに前も議会で言いました。今市長がありましたように、事業主が負担すれば設置してあげますよということです。この事業の場合、どの辺まで考慮してその費用対効果というのを出したんですか、ちょっとその辺を伺いします。

〇市長(本田修一君) 事業者もしくは事務所等にもなろうと思いますが、それらの方々が設置すれば、するとなれば費用の負担はお願いしたいということでございます。当然事業をされる方は、その事業をすることによりまして収益が発生するということでございますので、今回このシステム、光を活用して事業をされるとなれば、そのことから更なる収益が生まれるからこのシステムを活用した形で設置をお考えになられるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

本市は、住まわれている住民、市民の方々を対象としまして、住まわれている世帯に対して今回の事業の対象となったところでございますが、これは国の事業の方針としてそのような形でなっているわけでございまして、それに従ってしたということでございますが、私どもはこのシステムを構築することによりまして、より安心・安全なまちづくりができると。そしてまた、難視聴対策にもなると。それから携帯不感応地域の解消にもつながるということ、そしてまた同時にCATVも開局されますので、それによります市民チャンネルの開設による市民情報の伝達にもつながってきて、市の一体化が図られるというような観点からこの事業の導入をしてきたところでございます。

○3番(西江園 明君) 市長の理想論というか、考えだけで事業を導入した。その私が聞いている費用対効果、数字的な計算というのはしていないというふうに理解していいんですね。

それと、今市長はこの事業、これを事業所がですよ、導入すれば収益が出るから費用負担をしてもらうんだという答弁ですけど、どういう場合に収益が出るんですか。

〇市長(本田修一君) このシステムを活用されて収益が出ると思われるところは導入をされるんじゃないかなというふうに申し上げたところでございます。そのようなことで、事業自体は当然さまざまな投資をしながら、そして投資を重ねていってその事業をしていくことによりまして収益が発生して、更に事業が継続されるということになろうかというふうに思います。

そのようなことから、当然その事業者というものは、このシステムを導入した方が自分の事業 のために資するのかどうかということの判断の上でされるのではないかということを申し上げた ところでございます。

[西江園明君「費用対効果の計算的には出してないんですか」と呼ぶ]

〇市長(本田修一君) 費用対効果という観点からいきますと、例えば松山地区において、防災無線、そしてまた戸別端末機、戸別の受信機が設置されていたわけですが、それらを全て設置するといかほどになるというような計算はしてありまして、毎年じゃあ幾つの整備をしようかということの計画は持っていたところでございます。それらのものをしなくなったということで、そういった面での経済的負担はなくなってきたんじゃないかなというふうには思っております。

○3番(西江園 明君) 結局事業所が導入するんであれば事業所任せですよね、今市長の答弁は。これを導入するんであれば収益が出ると予想するというところを引っ張るでしょう、お金を出してでも。じゃあ今のまま大型店、企業、事業所いろんな志布志にはあります。そういうところはあえてそんな必要でないと、今のままで従来どおりとなれば当然引っ張らんということですよね。

だから私は前も1回、分割法人税まで、通告しておりませんでしたから聞きませんけれども、聞きました、お尋ねしました。

一方、市民の人たちには、だから市民が働いている人、昼間だけ、じゃあ地震、津波というのが夜だけ来るんじゃないんですよね、ほとんど昼間、それこそ志布志は港付近に圧倒的平地に働いていらっしゃいます。そういう働いている人たちには情報が入らんという今の形ですよね、家にいれば入っているけれども聞こえますけどですね、だからその辺のところを、先ほどもある企業に行ったときに、会社に行ったときにそういうのを不安がっていました。その辺のところは事業所に対しての考えということは、非常に冷たい考え、お金を出せば事業費を出せば設置しますよというのが、今市の考えということで分かりました。

事業を導入するんであれば、先ほど学校建設のことを言いましたけれども、完全な目標を達成するんであれば、この事業の場合、事前の調査が完璧だったのかなと私は思えません。もうちょっと事業費の算出にしろ、もうちょっと事前に単独費を投入してでも整備するべき、するんであればですね、でも事業も終わりましたので、次へいきます。

弁護士費用についてお尋ねします。

私はこの通告の中に「報償費」という表現をしておりますけれども、先ほど3月議会の答弁の中で6月議会、3月議会は市長、6月議会は課長の答弁で「報償費」という表現があったもんですから、報償費についてということで通告をしたんですけれども、報酬かなということで私なりに思ったんですけど、こういう弁護士に対して払う、総務課ですかね、財務課の方ですかね、これは「報償費」が正しいんですか、「報酬」ですかね、どっちですかね、まず字句の整理の意味から。

○財務課長(野村不二生君) 弁護士費用につきましては、今現在総務費の一般管理費で弁護士 相談謝金ということで計上をしておりますので、そちらの方で支払いがしてあるというふうに思 っております。

○3番(西江園 明君) 謝金ということは報償費ですね、それなら報償費ですね、報酬じゃないわけですね。はい、分かりました。

市長は、3月議会で先ほど申しました弁護士費用については、昨年の10月7日に弁護委託契約に基づき着手金として52万5,000円支払った。報奨金や実費等は裁判終結後に確定するから、その時点で予算化し、議会に提案すると答弁されていますが、このときの答弁であると理解してよろしいですか、再度確認のためお尋ねします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまの議員の御質問のとおりでございます。

○3番(西江園 明君) 市長の3月議会のときの答弁が、着手金につきましては52万5,000円、報奨金、実費等につきましては裁判の終結後に確定するため、その時点で予算化し、議会に提案させていただきたいと考えておりますというふうに答えていらっしゃいますから、今そのとおりというふうな答弁ですので、そういうふうに答弁をいただきましたけれども、6月議会で、裁判が開かれる度に先ほど私が言った課長の答弁はここなんですよ。報償費を支払っていると答弁がありましたが、1回につきこれは幾ら払ってるんですか。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 裁判があるときに一緒に出廷していただきますが、そのときの謝金としまして5万円と消費税2,500円、合計5万2,500円お支払いをしております。

○3番(西江園 明君) その都度答弁が違うんですよ、市長は3月議会のときにはもう精算しか出てこんというふうに答弁しているんですよ、だから私は親切に確認のために聞いたんですよ。 今1回のたんびに、裁判が1回あるごとに5万2,500円払っているということでしょう。

私も弁護士に聞いてみました。こういう契約のことについて、そしたら通常は市長がおっしゃたような形です。精算です。何で市の場合はこんな1回1回、5万2,500円払ってくる、そういう契約になっているのかと、ちょっと疑ってしまうんですけど、その5万2,500円の算出根拠は何ですか。

[西江園明君「消費税はあいやっで、5万円でいいです」と呼ぶ]

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 少し補足して説明をさせていただきたいんですが、先ほどありました報酬については、裁判が結審した段階で勝訴したことに対する成功報酬ということでの報酬でございます。現在50,000円払う分については、裁判に出廷していただくその謝礼ということでございます。

そして、この謝礼の積算基礎でございますが、裁判に出廷される標準的な費用と、金額という ことで5万2,500円お支払いをしているところでございます。

○3番(西江園 明君) 補足説明になっていないでしょう。一般的に5万円、謝礼としてその5万円の根拠を聞いているんですよ、普通は役所であれば報酬審議会とか、いろいろ費用弁償と決まったあれがありますよね。この5万円という消費税は除いてですよ、という額を決めた経緯ですよ、何を基にして決めたんですか。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 5万円につきましては、市の条例等に基づく金額ではなくて、 あくまでも市と弁護士との相対契約によるものでございます。

○3番(西江園 明君) 結局相手側から言われたということですね。その部分が50,000円と言

われたから、それをその都度、私もはじめて裁判が開かれるたんびそういう費用が支出されるというのを聞きました。私も質問する以上は、全てこの件についても弁護士にも聞いております。裏付けをとって質問をしているつもりです。契約ですから、それはいろんなケースというのが考えられますから、でも今このようなケースというのは初めて聞きました。それで今課長の説明では、市長の答弁との整合性を図るつもり、それとは別なんだと、これは。我々はその後は、私もそういうふうに理解していましたけれども、精算しか出てこないというふうに思っていたら、その都度5万2,500円出てくる。これだって聞かれたから言っている初めて明らかにする。それは先ほど市長が答弁したこととは違う、別なんだというふうに役所の独特のこじつけの表現というふうにしか受け取れませんけれども、我々はもう着手金52万5,000円が支払ったから後は将来どういう形になるのか分かりませんけど、出てくるんだというふうに思って、例えば5万2,500円、今もう既に4回、先ほどの答弁でありましたよね。今年、例えばあと年間に10回開かれたとすれば、それだけでも52万5,000円という税金が支出されるんですよ。

市長は、このことについては御存じだったんですか。金額はこれはいちいち決裁に上がってくるんですかね、上がってこないから知らなかったんですか、どうだったんですか。

○市長(本田修一君) ただいま確認しましたところ、私のところには上がってきていないということでございます。

決裁が上がってきておりませんでしたが、このような内容の支出はあったと、旅費と謝金ということであったということについては、報告がなされているということでございます。

- **○3番(西江園 明君)** 先ほど、ちょっと確認の意味で再度、財務課長でしたですかね。予算費目は、もう1回教えてください。
- **〇財務課長(野村不二生君)** 総務費の総務管理費、一般管理費の報償費でございます。
- **○3番(西江園 明君)** その総務費の一般管理費のその分は、その予算措置というのは、この 弁護士に支払うために予定で予算措置をしたものだったんですか。
- **○財務課長(野村不二生君)** 予算要求書には弁護士相談謝金ということで要求がなされて計上 がしてございます。
- **○3番(西江園 明君)** その弁護士謝金というのは、毎年通常的に座置き的に、法テラスとかいろいろなんかあったときに相談するため、相談に乗ってもらうために払う謝金として計上されたものか、今回のこの弁護士に支払うために、支払うように予算が増やしてあったとか、どっちなんですか。
- **○財務課長(野村不二生君)** 弁護士の相談ということでいろいろな場合が想定されると思いますが、今回の弁護士の分という特別な事情で置かれているものではございません。通常のいろんな弁護士に相談する業務ということでの謝金ということで計上がしてございます。
- **〇3番(西江園 明君)** 緊急用の座置き的な性格というふうに理解していいんですね。

では、ちょっとお伺いしますけれども、このための今5万2,500円、1回1回払って、既に今年もう既に4回あったということは、20数万円払っているわけですけど、その分については予算措

置はされてなくて、今の座置きのやつを使っているというふうに理解していいんですか。

[「そこをちゃんと説明しなさいよ、間違ったらいかんよ」と呼ぶ者あり]

○財務課長(野村不二生君) 弁護士の相談というのはいろいろな場合がございますので、こういった場合も含めておりますし、法テラスに緊急に相談に行くという場合もあろうかというふうに思っております、私としては。

○3番(西江園 明君) 今ちょっと後ろの先輩議員から、ちゃんと答えなさいよというふうに アドバイスもありました。

課長、ちゃんと答えんないかんとですよ、今こういう場合も考え、今回の裁判のケースも考えてというような含みの答弁をされましたけど、3月議会の委員長報告、総務委員会の審議の中でこのことが、じゃあ提案されていますか、してないでしょう。してないということは、この弁護士のこの裁判の費用のことは計上していないんでしょう、どうなんですか。今課長が言えば、このことを考えたような答弁をしていますけど、その辺を先輩議員は心配して言ってるんですよ。どっちなんですか。

〇財務課長(野村不二生君) 当初から今回の業務があるということは想定はしていないところでございます。ただ、いろんな場合がございますので、それらを含めてですね、法テラス、また今回のような相談業務というのも当然出てくるのではないかというふうに予算計上の中ではあるというふうに思っております。

○3番(西江園 明君) 課長、私はこの前もちょっとオブラートに包んだような答弁をすると後が苦労しますよち、この前もアドバイスしました。今、今回のようなこととまた言っている。今回のことは想定してないんでしょう。今回のことを想定したんだったら3月、議案上程して、私は総務委員長の答弁書を持っています。委員長報告の中にこのことについても触れられていないんですよ。まだ、額が確定していないから予算措置はできていないと、これも議員の委員の中からの質疑に対してそういう答弁をされてるんです。ですから、そういうふうにこのことについては予算措置はされてないというふうに皆さん議員思ってるし、もちろん総務委員会で審議されたわけですから、そういうふうに理解されて委員長も報告をされてるわけです。それが今課長は言えば、こういうことも想定してと言えば違ってくるんですよ。もう1回、その辺のところはっきりさせんな後が大変ですよ。

○財務課長(野村不二生君) 予算に計上いたしまして認めていただいたわけでございますけれども、その中の細かな部分についてですね、この業務に充てますということではお話はしてないのではないかというふうに思っております。

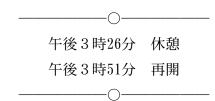
いろんな場合がございますので、一応法テラスの弁護士に対する謝金という形でですね、計上はしているところでございます。

○3番(西江園 明君) そうでしょう。だからいつ出てくるか分からんから、法テラス用の謝金として、座置きとして組んで、それを今使ってるということでしょう、ですよね。ですから、我々も総務委員長の報告の中で、確定していないので予算措置はしていないというふうに報告を

受けておりますから、そう思っているわけです。

ところで、1回目の裁判はいつあったんですかね。

- **○情報管理課長(徳満裕幸君)** 1回目が2月22日でございます。
- **○3番(西江園 明君)** 市長、弁護士と契約したのは10月7日ですよね。そして、1回目の裁判が開かれたのが2月22日ということですけれども、まだこのときもそういう額というのは決まってなかったんですか。そういう額は決めてなかったんですか、どうですか。
- ○議長(上村 環君) 答弁準備のためしばらく休憩します。



- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **〇市長(本田修一君**) 度々中断いたしまして誠に申し訳ございません。

先ほどの御質問にお答えいたします。

出廷謝金につきましては、当初、訴訟費用と同じく最終的に精算時に一括して支払うことを予定しておりましたが、旅費的等、実費弁償的な性質もありますことから、新年度に入り弁護士側からその都度精算してほしい旨の協議があり、これを受けて、その都度精算することとしたものでございます。

○3番(西江園 明君) だから、先ほど私は言いましたように、市長は3月議会で着手金はもちろん払いましたけれども、報奨金、実費等ですよ、実費等については裁判の終結後に予算措置をして議会に提案し、というふうに回答をもらってるんです。新年度になったら弁護士の方からその都度精算をしてくれということで話があって、そのようにしたということですね。じゃあその時点で先ほど課長があったのように5万円というのは向こうから提案されたのか、相対ということですから協議して決まったと、このことでですね、こんなに時間をくうとは思いませんでしたので、このことについては今初めて聞きましたけど、議会については今まで説明はあったんですかね。

〇市長(本田修一君) 議会に対しましては説明がされてないということでございます。

○3番(西江園 明君) されてないという、されてないようですね。されてないようですと人んことのごっ言いやっですけど、市長が提案するんですからね。ですから、市長は議会に報告します。予算というのは当然審議するわけです。提案され審議するわけです。それが報告もされてなくて使われて、今既に使われてというふうに理解していいんですね、報告はしてないけど使われているというふうに理解していいんですね、その確認。

○市長(本田修一君) ただいま議員御指摘のとおりでございます。

○3番(西江園 明君) 言いたくないけれども、どっか市長じゃないけれども、同じことにどんどん専決してですよ、同じことのように処理してというふうに理解せざるを得ないのではとい

うふうに思っています。

その当時は、当初苦しい答弁で10月7日に契約をして、弁護士と契約して2月に裁判があった。 そのときは決まっていない、その後5月ですよね。その前に弁護士から提案があったというふう に答弁せざるを得ないでしょう。3月議会のとき、当初案のときには予算措置していないわけで すからね。

でも私から言いたいのは、私は6月中にも確認をしたんですよね、確か6月16日ですよね、払っていますよね、2回分10万5,000円。6月の議会中に払っているんですよ。何で6月というチャンス、議会中にあるのに議会に説明しなかったのかなという。報告するチャンス、全協等で報告するチャンスはいくらでもあったでしょう。だからこうやって聞かざるを得ないんですよ。

私は前回一般質問のときも逃げ道を与えたつもりだったんですよ、着手金の予算措置のことだ って、時間がなかったから後の全員協議会でですね、9月末、そしてに11月に臨時議会がありま したから、そのときの10月末に確か全協があった。その時だって説明するチャンスがあったはず なんですよ。また、議長にでも説明しましたかと聞いたら、説明はしていないというふうに私は 逃げ道を与えたつもりなんですけれども、どうもその辺のところがピンときやらんみたいでです ね、全員協議会で説明したと、そして前回私が先ほど休憩をしましたけれども、前回の質問のと きも休憩に入りそうだったものですから、進めるためにそのまま進めたんです。ですから、私の 持ち時間が終わってから9月28日に我々議会に予備費から払いますというふうに説明をしたとい うふうに課長は答弁がありました。いいですか、9月24日に東京地裁、地方裁判所から訴訟、す なわち訴えられたんですよ。その数日後が28日が我々議会の全員協議会、最終日です。そのとき に弁護士への着手金52万5,000円を予備費から支払いと説明したというふうに言いはる神経が理 解できないんですよ。この日の説明は確かにありましたよ、先ほど言いました。9月24日に訴状 が届きました、すなわち市が訴えられましたという報告は、9月28日に我々全協で私は受けたと いうふうに記憶しております。でも、それを9月28日、弁護士と予備費でしてあって、10月7日 に契約して支払いますというふうに説明したと言いはるので、そのときの口述書があるはずです けど、どういうふうな口述書なんですか、もう1回ちょっと聞かせてください。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 手元の口述書の中の仮想問答集でございますが、この中に予備費で対応したいと考えておりますというようなことで作成をしたところでございます。

○3番(西江園 明君) 仮想問答集でってどういう意味ですかね、質問が出たときのQ&Aでしょう、ということですよね。

市長がこういうふうに担当課から、この前も聞きましたけど口述書をもらって、全協の中で報告をされますけど、今の課長の説明を自分の口からしたというふうに覚えていらっしゃいますか、記憶はありますか。

〇市長(本田修一君) 9月28日の全協での議会の皆様方に報告につきましては、口述書に基づきまして、私の方で冒頭発言をしたところでございます。ただいま課長が申しました件につきましては、課長の方で答弁したというふうに考えるところでございます。

○3番(西江園 明君) 言ったの言わんのはですね、もうやめますけれども、いつか明らかになると思います。

時間が予想外にたってしまいました。

次に、弁護士との契約のことで伺いますけれども、先の6月議会で、昨年の5月から7月にかけて3人の弁護士と面談をした。それは契約内容の相談であったと答弁がありました。その契約内容とはどのようなことですかね。確認のため、再度伺います。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 昨年の5月から3名の弁護士の先生にお会いしまして相談をしたところでございます。

その内容につきましては、契約書の内容等について相談をしたところでございます。

それとあとコンサルタンツが市から貸与した書類の返還について応じなかったところもありま したので、この点についての相談もしております。

以上でございます。

- **○3番(西江園 明君)** 結局契約書の内容を相談をしたということは、コンサルタントの契約 の内容の業務の委託契約のことで打ち合わせといういうふうに確認です。
- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** そのような内容でございます。
- **○3番(西江園 明君)** 市長、よく聞いてくださいよ。昨年の4月に入札して契約した物件、事案、この場合は業務ですけど、契約のその内容のことについて今までも散々この様式のことについては、私は特記仕様書を含めても質問しましたけれども、国が示した標準書式に沿っていると答弁をされています。だから、なんで弁護士に相談をする必要があるんですか。契約書式について協議するんであれば、そういう内容については法令審査会もあるでしょう。でもこれには諮ってないということでした。

それも契約する前に弁護士に相談するんだったら理解できますけど、契約が終わって業務が始まったらすぐに、顧問弁護士とは5月26日ということですよね、初めてコンサルタントと工程会議をしたのは5月の確か十七、八日だったと思いますけれども、その1週間か10日後には弁護士と相談して面談をしているわけです。

そして、26日の弁護士に相談したその二日後には、発注者である役所とは関係のない下請けの会社訪問が始まっているわけです。どうしてこの契約後、弁護士に面談する必要があるんですか。 先ほど契約書の内容のことについてということで答弁をされましたけれども、その業務内容の相談ということで先ほど課長は答弁がありました。その打ち合わせということで、果たしてここに座っている課長さんたちがそれを信用するでしょうかね。

伺いますけれども、5月に顧問弁護士と相談した後、7月に鹿児島市の弁護士、そしてその数日後には今契約をしている宮崎の弁護士と面談をして会われていますけれども、立て続けに弁護士と相談したわけですが、この3人の弁護士とも同じ全てというふうに同じ内容で相談をしたというふうに答弁をもらっていますから、顧問弁護士だったら何とか理解したとしても、鹿児島市の弁護士、そして現在契約している弁護士、宮崎の弁護士ともこの業務内容の相談であったとい

うことですね。そういうふうに答弁を、確認です。

- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** ただいま議員の方からお話がありましたように、当初につきましてはそのような契約、業務設計委託契約内容についての御相談をしたところでございます。
- **○3番(西江園 明君)** 6月議会で、先ほど、先般の6月議会で契約内容の相談をしたという ふうにおっしゃって今もおっしゃいましたけれども、9月にですよ、訴えられたわけですね、訴 状が届いたわけです。

東京の、あとで契約解除をしたコンサルタントの契約と同時に3人の弁護士と立て続けに相談する必要性は何だったのかなというふうに思います。じゃあ確認ですけれども、もう一度、裁判になることを前提に相談したのではないのですね、どうですか。

- ○情報管理課長(徳満裕幸君) あくまでも契約内容についての相談をしたところでございます。
- **○3番(西江園 明君)** 課長さん方聞いてくださいよ、よくね。思いますか、顧問弁護士と契約した後にですよ、契約した後に顧問弁護士と5月に、そして7月に鹿児島の弁護士と、そしてその後、末に7月末に今契約している宮崎の弁護士とその業務委託の契約の内容のことについて相談をしたということです。

通常は事が発生してから裁判、弁護士なんかを探すわけですけれども、ですから9月24日に訴状が届きましたから、その後弁護士に相談するんだったら分かるんですよ。それが契約解除の通知をする前から契約解除の通知をしたのは6月ですから、6月中旬ですからですね、その前から弁護士に相談をして、7月にはもう最終的に弁護を依頼した弁護士とも、その契約の内容のことで相談をする理由がちょっと理解できません。

さっきも言いましたけれども、常識あるここに座っている課長さん方が果たして信用するでしょうかね。ちょっと副市長は初めてですので、時系列でちょっと今までの経緯を簡単に述べますと、契約解除を、私は市の方からですよ、契約解除をすれば事が大きくなるから、どうか理由は分かりませんけれども、理想は相手側から契約解除の申し出があることです。だから打ち合わせなどで高圧的な態度、すなわち契約解除をした業者との打ち合わせでは誰の入れ知恵か分かりませんが、発注者側が写真や会議の録音をしています。普通は受注者側が記録写真として請負者側がとるもんですけど、ここの場合は発注者側がとって役所がとってるんですよ。何かの証拠写真が言質を得るためか分かりませんが、しかし、再入札で落札した業者との打ち合わせでは、そのようなことはしていないということでしたよね。同じ仕事、同じ業務をしているのに役所側の対応が違うんですよ。おかしいでしょう。思いどおりの業者が落札したから録音などをする余計なことは必要ないと思われても仕方がないでしょう。

そして、その後下請けの会社をわざわざ訪問して違約金のことを話をしたり、これは工期の遵守をお願い、工期を守ってください、遵守してくださいというお願いをしたという回答でした。 下請けは関係ないでしょう。そんなことも知らないのかと、きっと相手側も大手ですよね、一部上場の。きっと志布志市はばかにされています。そんなことも知らんとやろかい、下請けは関係ないのにって。 そして、その後下請けの会社に「作業員を増やしていただいてありがとうございました。市長も大変喜んでおります」とわざわざお礼の電話を下請けの会社にしていますね。ところが2間後には契約解除の通知をしました。

いいですか、そこの課長さんが方。私たち議員には、議会にはですよ、工期をはずしそうだから契約解除をしましたというふうに契約解除をした後ですよ、契約解除をしましたというふうに説明をしているんです。一方では、ありがとうございましたと言ってお礼の電話をしているんです。まるっきり私たち議会とは反対のことを理由にして説明しているんです。これで信用できますか、だから私はしつこく質問しているんです。

さっきも言いましたように、相手側から契約解除の申し出があれば理想です。でも出ないから ついに志布志側から弁護士名で契約解除の通知をしました。そして、その後二人の弁護士と面談 をしています。

この一連の流れを見ても、契約解除をする方法やその後の対応を弁護士に相談したと思われても仕方がないでしょう、私はそう思ったんですけれども、あくまでも業務内容ということで課長は答弁をされていますけど、何でここまでしなくてはならないという理由があったのかと思っています。

では伺いますが、9月24日に訴状が届きました、訴えられました。そして、10月7日に宮崎県の弁護士と契約をしています。その前7月にあったのは、業務委託の契約の打ち合わせをしたというふうに、のことで訪問をしたというふうに面談をしたというふうにもらっていますけれども、24日に訴えられて、10月7日には契約をしてるんですけど、役所も手続きなんかを考えるとすごいスピードですが、その訴状が届いてからこの弁護士に決めた経緯はどうなんですか。いつ面談して、その経緯をちょっと教えてください。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) まず、西江園議員が今までの経緯についてお話をされましたが、下請け事業者にいって違約金を請求しますということをば市の職員が言ったということでございますが、そのようなことは一切言っておりませせん。その下請けには、私の方が行ってまいったところでございますが、その当時、業務進捗が非常に遅れていたということでございまして、この下請けの会社が今回の実施設計業務の主要な部分を担っているということでございましたので、この会社には業務の進捗を早めていただきたいというところのお願いに行ったところでございます。

それから、電話の件でございますけれども、市長もありがとうございますという電話を市の方からしたということですが、このような電話は一切しておりません。

それから10月7日に弁護士と契約をしたということでございますが、9月22日に訴状が届きましたので裁判となったということで、9月28日、弁護士に相談に行き、10月7日に弁護士と契約をしたということでございます。

それから先ほどのお話の中で、町村会の弁護士と顧問契約をしたというようなお話がありましたけれども、町村会につきましては、あくまでも町村会の顧問弁護士でございまして、志布志市

が町村会に相談しまして、そこで町村会の顧問弁護士を紹介していただいたということでございます。

これにつきましては、行政相談ということで、市の方はこの弁護士とは契約はしてないところ でございます。あくまでも町村会の弁護士が各県内の自治体の相談を聞くということで費用的な ものも全て町村会持ちということでございます。

以上でございます。

○3番(西江園 明君) その鹿児島の弁護士はですね、県の顧問、各市がそれぞれ単独で顧問 弁護士を頼むわけないですから、町村会の顧問弁護士、それはもう理解しておりますので、ちょ っとその辺のところは私も分かっていたつもりです。

先ほど下請けの会社うんぬんということについて、違約金ということ、私は先ほども言いましたけれども、そうでなければそれで結構です。ただ私は、あくまでも大分のここは支店長でしたかね、営業所長やったかな、ちょっとそこまで直接お電話をして、お聞きをして話をした結果を質問しているつもりです。ですから、今ここについて電話などお礼の電話も一切してないということです。私はこの件についてはですね、一番当初9月にも言ったんですよ。でもその時は、そういうこの件、このことについては、今のように課長の私の発言が訂正されるような発言はなかったですよね。今までも何回か言ってきました、この件については。でも今になっていやに強く、その辺のところはこういう微妙なところですからですね、これ以上は言いませんけれども、私も裏付けを持って質問をしているつもりです。想像でこんなこと考えつくはずはないですからですね、ですからその辺のところは、もし私の違いが間違っていたらまた撤回をいたしますけれども、私はこの件については去年の9月議会に冒頭にも1回目もこの電話のことも、違約金という、本当は損害賠償という言葉がなんだけど、損害賠償という言葉はちょっと市が民間に対しての言葉ではということで違約金というのをと、そこまで話を私はした記憶があります。でも、これはここに資料がありませんから、その件については、そういうふうに執行部がしてない、言ってないと言うんだったらそれで結構でしょう。また、その件もいつか明らかになると思います。

また、その辺のところで私の発言が間違っているんだったら、その辺のところはまた撤回をいたしますけれども、散々言ってきて今撤回されるのかなというふうにも思います。

今質問の中で、22日に、24日じゃなくて22日ですか、届いて宮崎の弁護士と10月、その経緯を聞いてるんです。いつ会って10月7日に契約したわけで、その経緯を聞いてるんですよ。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) まず、7月28日にこの契約の内容の相談と委託事業者に貸し、貸与しました書類が返ってこないということでございましたので、この点について相談をしたところでございます。

そして、繰り返しになるかと思うんですが、9月22日、相手側から訴状が裁判所に出されたということです。そして、9月28日に提訴をされましたので、28の段階で提訴を受けたという相談のためにお伺いをしております。

そして10月7日、弁護士と契約をしたというような経緯でございます。

○3番(西江園 明君) 結局 9月22日に訴えられて、24日に志布志市に届いたんですかね、そして28日に起訴されて、その日に宮崎の弁護士に会って契約をしたということですね。

[情報管理課長「契約は10月7日」と呼ぶ]

- **○3番(西江園 明君)** 10月7日に契約はしたけれども、9月28日に会って、その日に、もうおたくと弁護士してくださいということで決めたということですね。
- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** 9月28日については、相手方から提訴を受けましたので、その相談ということでございます。この段階では契約うんぬんという話は一切してないところです。
- O3番(西江園 明君) だから決めたのは、だからいつかと聞いてるんですよ、私が。
- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** 提訴されたという相談をしたということです。

そして、それをまた持ち帰りまして最終的に市長の決裁を受けて10月7日に契約をしたという ことになります。

○3番(西江園 明君) こんなところで時間を食いたくないんですけどね。結局相談をして弁護をしてくださいというふうにじゃなくて相談をしました、持ち帰って市長なんかと相談して決裁をして、弁護契約、決めたのはだからいつか、どの時点で決めたんですか。相談をしただけで相手の了解をもらわずに決めたんですか。

私が言いたいのは、7月末に弁護士と会っていますよね、7月28日に宮崎の弁護士と。そのときには、私はこの件については前も何回も聞きましたけれども、裁判を見込んでの面談は一切ないということでしたですよね、7月に。それはそう言わざるをえんですよ、9月に訴えられたわけだから。

でも、9月28日に提訴されたから相談にいきました。そしてもうすぐ決めましたと、内容のことは業務内容のことで相談をしたわけですよね。委託契約書の中のことについて相談をして、その貸与品のうんぬんというのも相談をしたいみたいですけども、弁護のこのことについては相談をしてないということですから、7月に会ったときはですね、そして9月に訴えられたから弁護士と相談、そんな簡単に決めたんですか。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 7月28日におうかがいした折には、実施設計業務に関わる契約 案件についての相談でございました。その段階では、そういう相談しかしていないところでございます。

そして、22日に訴状が提出されるということで、この段階で裁判が始まったということでございます。そして、9月28日に提訴に伴う相談ということで、これは私ども情報管理課の職員が私を含めて行ったところでございます。あくまでもこういう提訴を受けたというところの相談。

そして、最終的に10月7日の契約、これは志布志市が意思決定したということになります。10月7日に決裁をもらって、契約を締結したということになります。

○3番(西江園 明君) いつというあれは出てきませんけれども、そんな普通は事が訴えられてから、こういうことで訴えられましたといって弁護士のところに相談に行ってですね、弁護士を決めるもんなんですけど、そのスピード、手回しの良さには本当大したもんじゃというふうに

思います。

前回の質問に対して志布志のためになると思い、こんなことに慣れている宮崎県在住の弁護士 に依頼をしたと答弁され、そして現在裁判中です。

役所の紛争に慣れていらっしゃるのか、その弁護士というのはどっか宮崎県でそういう顧問弁護士でなく、何かそういう役所との顧問弁護士をしているとかですね、そういう実績等もある弁護士なんですか。ネットでも事務名は出てきますけれども、その内容は一切出てこないようですけど、どうなんですか。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 現在お願いをしております弁護士につきましては、宮崎県内のいくつかの自治体の顧問弁護士もされていらっしゃると、そしてまた行政部門の裁判において実績があるというふうにお聞きしているところです。

そして、いつか結審するでしょう。役所を相手とした場合に、一番裁判で判例で多いのが和解です。和解ですと買った負けたではありませんから、弁護士には傷がつきません。でも和解となると市が和解金を支払わなくてはなりません。長期の裁判にかかる経費、和解金、弁護士への成功報酬なども出てきますよね。相当な支出が将来にわたって予測されます。私たちの市民の税金で支払わなくてはならないんでしょうか。このような事態が予測されることを事業の予算が可決されたから何でもありのような執行を議会として、将来当時の議会は何も議論がなかったのかと言われないためにも議論し、お聞きしているんです。

では、お聞きしますけれども、もし一審で市に損害賠償の支払いの判決が出された場合はどう されるつもりですか。どのような対応、控訴というか、受け入れるのかどうですか、どんなつも りか。

〇市長(本田修一君) 私どもは、本事業につきましては期限内に済ませるということを全力を挙げて取り組んできたところでした。

そして、結果的には若干延長された形で完了できたところでございますが、その手続きについては何ら間違いなかったということで、裁判に負けるということについては想定しておりません。 〇3番(西江園 明君) ですよね、裁判にする以上はそういうつもりで臨んでもらわないと困ります。

ちょっと仮想の仮の質疑でしたのでですね。では、最後になります。もう時間もありませんが。

本田市政が施政方針に書いてあるような市民目線でなく、上目線かと思われるような表現というかですね、6月議会でも行政端末機の設置で市民に負担を求めるような提案があり委員会で修正されました。当然市長は上目線ではないとしておっしゃるでしょう。でも担当課がつくったものは、市長名で提案されるんですよ。担当課が上目線であれば、市長もそのように思われるんです。

そこで、今述べました行政端末機の申請漏れの人たちの募集が先般の広報に載っていましたけれども、私も頼まれてましたので申請書をもらいに行きました。この申請書を見て私びっくりしたんですけれども、市長はこの様式というのは御存じですかね。これを見て違和感というのは感じられませんでしたか、まずその辺をお聞きします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

誠に申し訳ございません。

私自身も今回のこの新たに行政告知端末機の設置をする場合の申請要項ということについては、 今回初めて説明を受けたところでございました。

私自身もこのことについては、議員御指摘のとおり違和感というか、煩雑さを感じたところで ございます。ということで、このことにつきましては、簡素化する形に修正せよということでた だいま命じております。

○3番(西江園 明君) 市長の感じられた違和感というか、煩雑さということで表現がございましたけれども、私が言いたいのはですね、いいですか。6月議会では、行政告知放送端末設置事業として議会に提案され可決されたわけです。行政放送ですから役所の放送ですよね。これが私が違和感を感じてませんかというのは、申込書というのは光ケーブルの申し込みになってるんですよ。BTV、すなわちケーブルテレビ会社用になっているというふうに私は思ってしまう。なぜ今まで散々使っていた市民になじみのある行政告知放送という名前を削除したんですか。8月号の広報誌には光ファイバーケーブル及び行政放送うんぬんという長たらしい表題がありましたけれども、今度いざ市民が申請するというには、行政告知放送という文言は削除され、光ファイバー申し込みです。訳も分からん高齢者が無料の行政告知放送を申し込んだつもりが、いやあなたは光ファイバーを申し込んでいるからテレビも契約してもらわないと困りますよというふうに企業側から言われている。私はBTV寄りの申込書というふうに思えて仕方がないんですけど、どうなんですか。

市長、お持ちですかね、志布志市光ファイバーケーブル引込み線等工事調査依頼書ということで、予算は全然違った名前で出てるんですよ。

○情報管理課長(徳満裕幸君) お答えいたします。

今回の市単独の事業につきましては、二つの内容でセットになっております。まず一つが告知放送端末等の貸与というところの申請です。家の中に取り付けます告知放送端末とONUにつきましては、市の方が無償で貸与するというこの部分が一つ。そして、あともう一つが光ファイバーの引き込み等宅内工事、これがセットになっております。そして、これで工事とこの機械の貸

与で機能するというような形でございます。

現在、市民の方々に手続きをお願いしておりますのは、まず光ファイバーケーブル引き込み線の工事に係るですね、工事調査依頼というところでの用紙をお渡ししまして進めております。

この工事調査依頼につきましては、設置工事費が可能であるのか、それと工事費についてですね、調査依頼をするということでございます。4万9,300円の上限ということで、現在補助金を交付しますが幾らぐらいかかるのか、そういうための調査でございます。

したがいまして、現在西江園議員が交付されましたその流れについてはですね、現在光ファイバー引き込みケーブルの関係のですね、工事依頼という部分になっております。

○3番(西江園 明君) さっき市長が言った煩雑さはそこですかね、それは分からないですよね。じゃ今までですよ、去年の3月まで一般市民が申し込んだのはどういう申込書だったですか。 行政告知放送申込書でしょう、それと内容が違うんですか。

〇情報管理課長(徳満裕幸君) 書式は二通りございまして、まず一つが告知放送端末機等の貸 与申請書につきましては、事業で手続きをお願いした用紙とほぼ一緒でございます。

前回は貸与ということでの端末機設置の申し込みということで、一つで済んだところでございますが、今回新たに工事が入ると、この工事分については、補助金ということでございましたので、この工事の補助金の交付申請書というところのセットになっているところでございます。

それ以前の工事調査依頼ということで、現在この段階で市民の方々にはお願いしているところです。

○3番(西江園 明君) 同じことをするのにですよ、結果として同じことでしょう。3月までの申し込みと今度のと、7月申請漏れの人でも同じことをするのに何でこういう文言が、私たち議会に対しては行政告知放送設置事業として予算が提案され可決されたわけです、先般6月。この予算を執行するときには全然違った名前で出てきている。目線がどこを向いているのかというふうに思ってしまったわけです。ですからこうやって質問をしているわけですけれども、申請様式がいちいち市長が関与しろとは言いませんけれども、果たして執行する職員が市長の方針、施政方針目線で執行をしているのではというふうに思いました。

市長も簡素化するようにという指示を何で昨年の申請書と。今度は行政告知放送という言葉が一つもなくて光ファイバーといきなり出てくる。こんなとしな人が光ファイバーうんぬんちいっせえ、分かりますか。

そこまで役所がせんないかんというふうに思います。私がこの案件で質問をするに当たりまして、良心を捨てて質問をしなさいという先輩議員もおります。もっと追及すべきではないかという市役所の職員もおります。議会に関係するここに出て来る課長さん方は質問の内容とか何かは分かりますけれども、ある程度は理解してもらえるでしょうけれども、議会に関係することのない立場の多くの職員が、今志布志市はそんな問題を抱えているのかという驚きの声を聞きます。

今もありましたけれども、このケーブルテレビのことについても、先般親の所に行ってみたら 見なれん機械が付いちょったもんだから聞いたら、ただやじっち言ゃったじ付けもらったがっち っせえ、慌てて家族がケーブルテレビ会社に電話をしてキャンセルの申し込みをしたら、確かに 印鑑はそこの印鑑だったですけど、字は高齢者ですから違ったと。でも印鑑が、その人も人がい い人ですから、「印鑑がついっちゃっじ、あんまいやかましくも言わならんね、じゃばってキャン セルをしてください」というふうに言ったら、「1か月分だけは引き落としをさせてください」と いう、実績か何か分かりませんけれども、ということでそれは仕方ないというふうに了解をした と、こんな例は今後またいろいろ出てくると思います。でもこれは、民間会社が運営することで すから行政がどこまで言えるか分かりませんけれども、いろいろ苦情もあると思います。

そこでちょっと最後になりましたけれども、先ほど冒頭の質問の中で、ちょっと冒頭に帰らせていただきますけれども、事業所に付けんないかんということで、市長は要綱を今作っていると、その中で有料で事業所にというふうに答弁はありましたけれども、その事業所の解釈なんですけども、志布志にはいろんな会社もあります、企業、民間企業、医療施設、福祉施設いろいろあります。大型店舗、人が来るところです。そういうところも同じ考えという方に理解していいんですか。それと、このことについて、今後要綱を定めてされる場合に、そのことについては事前に議会に説明されますか、その2点。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現段階では、事業所の内容によって区別するということは考えておりません。もし、必要ということであれば公的機関というような位置付けが必要ということであれば、そのことについては少し協議をさせていただければというふうに思います。

冒頭私の方でもお話しましたように、今回この事業につきましては、ようやく補助事業に関わる交付金事業に関わるものが済んだと、そしてそのものを導入できなかった方について、今後は対応しようというようなことに段取りになったところでございます。

そして、その次に市内の事業者についてはいかに対応すべきかということの今準備をして設置 のお願いをしようということでございます。

そのようなことで、様々な観点からの内容の詰めをしているところでございますが、ただいま 御指摘のようにいろいろ不備もあったりしますので、そのことも併せて検討をさせていただきま して、さらに住民の皆さんが市民の皆さんが使いやすいような形のシステムにつくり上げていき たいと、そして多くの方々がこのシステムになじんでいただくような環境というものはつくって まいりたいというふうには考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) 医療とかそういう事業所によって、そのときは協議の中で公的機関と みなすものもあると、事業所の中でもですよね、あるということ。

それと、議会への事前にこういう内容でいきたいというような説明、そういう事業で行うのか、 まだどういう段階か分かりませんけれども、そのようなときの説明はされるんですか。

〇市長(本田修一君) 公的な機関に設置するということになれば、当然補助金的なものの措置が必要になってくるというふうに思われますので、議会に相談する内容になってくるというふうに思います。

○3番(西江園 明君) この件について、私何回も質問してまいりました。市民の人からも時々詳しい話を聞かせてくれという連絡もあります。これからまた裁判も何年かかるか分かりません。副市長も県にお帰りになりましたら、将来そういえばそんなことが議会であったな、質問があったなというふうに思い出されるかもしれません。

私の指摘や質問がですね、危惧に終わることを祈って一般質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

〇議長(上村 環君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。日程は一般質問です。 本日はこれで延会します。

午後4時45分 延会

平成23年第3回志布志市議会定例会(第3号)

期 日:平成23年9月13日(火曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

立山静幸

岩根賢二

小 園 義 行

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

5番 玉 垣 大二郎

7番 鶴 迫 京 子

9番 毛 野 了

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光 博

17番 岩 根 賢 二

19番 小 園 義 行

21番 鬼 塚 弘 文

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 山 一

6番 坂 元 修一郎

8番藤後昇一

10番 立 平 利 男

12番 立 山 静 幸

14番 長 岡 耕 二

16番 林 勇作

18番 東 宏二

20番 上 村 環

2 2 番 丸 﨑 幹 男

24番野村公一

欠席議員氏名(0名)

 $-\bigcirc$

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一 教 育 長 坪 田 勝 秀

情報管理課長 徳 満 裕 幸 財 務 課 長 野 村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史 福 祉 課 長 木 屋 成 久

農政課長 上原 登

水 道 課 長 木佐貫 一 也

農業委員会事務局長堀苑智之

学校教育課長 金 久 三 男

副市長

総務課長 企画政策課長

 溝
 口
 猛

 武
 石
 裕
 二

藤

修

港湾商工課長 萩 本 昌一郎

清

税務課長 小 辻 一 海

保健課長 若松光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長 中迫哲郎

志布志支所長 外山文弘

会計管理者 中崎秀博

教育総務課長 津 曲 兼 隆

生涯学習課長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

次長兼議事係長 議 事 係

仮 重 良 一 武 田 賢一郎

 \bigcirc -

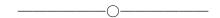
午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と玉垣大二郎君を指名いたします。



〇議長(上村 環君) 坂元議員、西江園議員より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

6番、坂元修一郎君。

- **〇6番(坂元修一郎君)** 昨日の一般質問の中で、東北の学校における米飯給食について、保護者の気持ちを申し上げましたけれども、その中で、「父兄」という言葉を使ったようでございます。 正しくは「保護者」ということでございますので、御訂正をお願いいたします。
- 〇議長(上村 環君) 3番、西江園明君。
- **○3番(西江園 明君)** 私も昨日の一般質問の後段の中で、ケーブルテレビの設置のところを「高齢者宅」というところを「わけもわからん高齢者宅」という表現をしてしまいました。その前段を抜いて、「高齢者」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。
- **○議長(上村 環君)** ただいま、坂元修一郎君、西江園明君から、昨日の会議における発言を 訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。ただいまの坂元修一郎君、西江園明君からの発言訂正の申し出は、これを許可します。

日程第2 一般質問

〇議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

O13番(小野広嗣君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に従い、順次質問をしてまいります。

はじめに、市長の議案上程の姿勢について質問をいたします。

本田市政5年8か月の間には、上程した議案の撤回を始め、反対多数や全会一致による議案の 否決などが多々ありました。今定例会初日の議案質疑の際にも申し上げましたけれども、今回も 保育園の民間移管に関する議案など、疑義を呈せざるを得ない提案がなされております。

そこで、議案を市長が議会へ上程される際の姿勢、基本的な考え方について伺いたいと思いま

す。

次に、公的不動産の有効活用について質問をいたします。

今後の地方自治体は、財政の健全化に向けて、公的不動産を経営的な観点から捉え、賃貸運用や売却などを含めた有効活用や最適化を図っていく必要があります。こうした時代の要請に対して国土交通省は、平成21年自治体向けにPRE戦略を実践するための手引書を作成し、その後、その改訂版も作成をされております。ちなみに、PREとは、パブリック・リアル・エステートの略で、公的不動産を差しております。

そこで、本市でも地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント、いわゆるPRE戦略を導入すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、高齢者対策の観点から3点質問をいたします。

総務省が6月末に発表しました2010年国勢調査の抽出速報で、一人暮らし世帯が最も多い家族 形態となったことが明らかになりました。一人暮らし世帯の増加がもたらす影響は決して小さく ありません。新たなセーフティネット、いわゆる安全網の構築が必要となってきております。特 に、高齢者の一人暮らし対策は早急に具体化しなければなりません。一人暮らしの高齢者は、今 後引き続き増加が見込まれ、特に団塊の世代が65歳を超える2015年以降は急増すると思います。

そこで、本市では、一人暮らし高齢者の実態や認知症患者の実態について、どのような認識を 持ち、また、どのような施策を講じようとしているのか伺いたいと思います。

更に、今後は、認知症高齢者の増加に伴い、はいかい高齢者も増加することが予測をされております。はいかいによる事故を未然に防止するための対策についても併せて伺いたいと思います。 次に、高齢者の雇用対策の観点から質問をいたします。

厳しい雇用情勢の中、高齢者の就労はますます困難になってきております。私も高齢者の方から、今まで働いていたところから解雇され、働きたいが再就職先がなく、何とかして欲しいという相談を受けたりしております。

また、仕事に就かなければ生活が成り立たない、年金などの金額が少なく、働いて不足分を補いたいなどの御相談もあります。

そこで、こういった状況に鑑み、市としても新たな高齢者の雇用を創出する取り組みを検討すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、防災対策の観点から、教育長に質問をいたします。

東日本大震災を受けて、文部科学省は全国の学校施設を地域の防災拠点として整備していく方 針を打ち出しました。今年6月に東日本大震災の被害を踏まえた、学校施設の整備に関する検討 会を立ち上げ、今後の学校施設の整備方策について検討を行い、7月7日に検討会としての緊急 提言を取りまとめ、それを公表いたしました。緊急提言のポイントは、一つ目が津波対策、二つ 目が学校施設の防災機能の向上、三つ目が学校施設の省エネルギー対策、この3点であります。

そこで、6月定例会に引き続き、本市の学校施設の防災機能強化に向けた今後の取り組みについて、再度伺いたいと思います。

〇市長(本田修一君) おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、議案上程の姿勢についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

議員御質問のとおり、これまでに多々、議案の撤回や否決の御判断をいただくことになったことは、大変残念であります。その原因としましては、私の説明が不十分でなかったかというふうに思うところでございます。議会に御提案させていただく議案には、上位法の制定改廃に基づく必然的な条例の制定、改廃のように、政策判断の余地のないものもありますが、政策判断を要するものにつきましては、様々な角度から検討を加え、最終的な決定をして議案として提出することとなります。

議案につきましては、一つ一つの案件を本市の基本構想、振興計画をはじめとする各種計画、 行政評価、私のマニフェストなどに照らし、様々な要件を総合的に鑑みながら検討を加えまして、 法の定めに基づき、適正な手続きの下で慎重に議会に御提案させていただいているところでござ います。

次に、公的不動産の有効活用についてでございます。お答えいたします。

地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメントについての御質問でございますが、国におきましては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第62条第1項に、地方公共団体における取り組みとしまして、資産及び債務の実態把握と管理体制の状況確認、改革の方向性と具体的な施策を策定することと規定されております。

本市における現在の取り組みとしましては、総務省から出されました、地方公共団体における 行政改革の更なる推進のための指針において、地方公共団体は、地方公会計制度改革及び資産・ 債務改革に取り組むこととされ、人口3万人以上の都市は、資産の実態と財政状況を的確に把握 し、平成20年度決算分の財務諸表を平成21年秋までに公表するよう求められたため、新地方公会 計制度に基づく財務分析や公有財産台帳整備に取り組んだところでございます。

現在、公有財産台帳整備を通して、公用もしくは公共用に供されていない普通財産のうち、将 来的な活用の見込みのないものについては、売却する方向で検討しているところです。

また、市営住宅においても、維持管理面から改修や更新について年次的にまとめたストック計画を策定し、今後の市営住宅の方向性を示しております。

議員御指摘のように、今後は、普通財産のみならず、公有財産全体について公共、公益的な目的を踏まえつつ、財政健全化等も念頭に入れながら、売却や貸し付けの選択を行うほか、個々の土地の特性に応じて最適な活用手段を選択するなど、PRE戦略を視野に、適切で効率的な管理、運用を推進していきたいと考えているところであります。

次に、高齢者福祉についてお尋ねであります。

まず、一人暮らし高齢者の実態や認知症患者の実態についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

本市の一人暮らしの高齢者につきましては、平成17年度国勢調査の数値になりますが、総世帯

数1万4,579世帯に対しまして、65歳以上の高齢単身世帯は2,337世帯となっております。

また、認知症患者の実態につきましては、平成23年7月末現在の介護保険認定者1,952人のうち、 主治医意見書に認知症と記述のある方が軽度者を含めて1,450人となっております。

厚生労働白書によりますと、高齢者の一人暮らし世帯数は、平成37年には平成12年の2倍以上 に増加し、同様に認知症高齢者も2倍以上に増加すると推定しております。

本市でも、今後対象者は少しずつではありますが、増加していくと思われますので、認知症に 対する理解を広め、社会的孤立を防止することが社会福祉政策の重要な課題と捉えてます。

現在、市では、健康づくりの視点から、健診の受診率向上や健康教育の機会を増やし、自分の健康は自分で守る意識の啓発、健康づくりが一緒にできる仲間づくりや地域づくりの支援など、 高齢者福祉の視点から生きがいづくりや仲間づくりのための活動、支援を行っております。

また、介護予防の視点から、高齢者のネットワークづくりのための住民と協働で福祉マップの 作成や地域サロン活動支援を実施したり、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する 啓発活動を行っております。

更に、個別の対応としまして、高齢者の総合相談、虐待や困難事例の対応を日常的に受け付けまして、配食支援や見守り訪問、任意事業などの各種サービスの利用へつないだり、包括支援センターでの介護予防プラン作成や事業所ケアマネージャーへの支援、連携など、地域包括ケア体制づくりを行っております。

そして、見守り活動としましては、近隣福祉ネットワークを設置し、ネットワーク協力員として、現在、315人の方が登録されております。

このような施策や予防策を講じまして、今後につきましても社会福祉協議会とも連携しながら、 更に地域力を高めて、高齢者の方々が積極的に社会参画できるような環境づくりを推進してまい りたいと思います。

次に、はいかいについてでございます。

はいかいにつきましては、今後、高齢者の増加も予測されると考えております。また、同時に、 事故や行方不明等の発生も懸念されるところであります。事故に対する未然防止対策としまして、 まず、交通事故が考えられますが、はいかい高齢者の行動の予測はつかないことも考えられ、運 転手側が気付かないとなれば事故につながる危険性が高くなると考えられますので、周りの方々 の認知症に対する理解と適確な対応が重要となります。このため、認知症を理解し、認知症を持 つ人への応援者として見守っていただくことを目的としまして、平成19年度から社会福祉協議会 へ委託しまして、認知症サポーター養成講座を実施しまして、延べ698人が講座を修了しておりま す。今後も対象者を広げ、身近に認知症を理解し、サポートしてもらえる人が一人でも多くなる よう努めてまいりたいと思います。

また、行方不明に対する未然防止策も考えなければならないところであります。自治体によりましては、65歳以上の認知症によるはいかい高齢者の家族に、GPSによる位置探査機器の貸し付けを対応しているなどの事例もあるようでございますので、本市でも、導入について検討して

まいりたいと考えております。

そして、認知症高齢者の方々の事故が発生しないための安全対策についても今後議論を更に深めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉で、高齢者の雇用創出についてのお尋ねでございます。お答えいたします。 平成18年総務省統計局の高齢者の主な産業別就業者数を見ると、高齢就業者は510万人となって おり、産業別では農林業22.5%、続いて卸売・小売業17.1%となっております。

現在、高齢者の就業機関の一つとして、シルバー人材センターの活用があげられます。高齢者の経験や能力を生かせる臨時的、短期的で高齢者にふさわしい仕事を公共機関や民間企業及び一般家庭から受注するものであります。また、国としては、平成10年度より民間事業者等に委託をして、多様化する高齢者の雇用就業ニーズ等に対応すべくシニアワークプログラム地域事業を実施しております。

今回、議員から御指摘の高齢者の雇用創出についてでございますが、市としましては、高齢者の働く場として、シルバー人材センターにおいて高齢者労働能力活用事業を取り組んでおります。現状としまして、加入率が減少傾向にあります。私も理事でありますが、体制的な部分も含め、組織の在り方を事務局と協議、検討中でございます。このような時期に新たな雇用創出を取り組むことは厳しいのではないかというふうに考えております。現段階では、市のシルバー人材センターの経営を見直し、より多くの高齢者が働きやすい環境をつくることを目指してまいりたいと考えております。

〇教育長(坪田勝秀君) 本市の学校施設の防災機能強化に向けた今後の取り組みについてということでございますが、お答えいたします。

今回の東日本大震災におきまして、学校施設にも大きな被害が発生しておりまして、学校施設 を地域住民の応急避難場所として使用する中で、防災機能上、多くの課題が見えてきております。

このため、文科省では、防災機能の強化を目的としまして、施設整備の基本方針及び基本計画を改定しております。その中では、学校施設の安全性の確保ということで、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了するとの目標値が示されております。

本市では、この夏休み期間中に、田之浦小学校の校舎、体育館、森山小学校及び伊崎田中学校の体育館の4棟の工事が完了いたしまして、本年度工事分が完了した現在の耐震化率は84.1%となっております。しかしまだ、13棟の補強が必要な校舎、体育館がございますので、教育委員会といたしましては、今回の大震災で天井や照明器具等の落下する被害が相次いだことを踏まえ、非構造部材の耐震化など、外壁モルタルや照明器具などの落下防止対策や老朽化対策を合わせた工事をまずは最優先的に実施してまいりたいと、かように考えております。

なお、防災機能の充実につきましては、市長部局で実施しております防災計画の見直し等を踏まえ、学校施設に求められる施設整備等を防災担当課と十分協議しながら対応を進めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

O13番(小野広嗣君) 通告の順番に従ってですね、一問一答方式で今後質問を展開してまいります。

そういった意味では、市長の議案上程の際のですね、姿勢ということで、冒頭に問うたわけですが、これは基本的には、議会初日のいわゆる議案上程、なかんずく、特に、今回、私の観点から見たときにどうしても疑義を呈せざるを得ないと、そういう観点があって、過去を遡って一環して変わらない問題点があるなと、そういう思いがあったもんですから、冒頭からこの質問を持ってきております。多少は民間移管に関しても触れるかと思いますが、それはそういう思いで市長も受け止めて欲しいというふうに思っております。

これまでの議案提案に対して市長は、説明不足もあったのではないかと、不十分ではあったんではないかということを言われたわけですね。そういった面では、多少の反省がありますけれども、市長のマニフェスト、そういったものに照らし、そして方向性としてそれが法としてどういう裏付けがあるのか、その裏付けをもって議案を上程をしてきたというような、かいつまんで言えばそういった答弁であろうというふうに思うわけですが、実は、今回の私の一般質問の通告というのは、5日が締め切りでしたので、5日に提出をしておりますね。そして、質問者がそろって、そして翌日、6日の日に議会運営委員会が開かれ、今後の流れが決まったわけです。

そして、議会初日、先週の金曜日でありますが、この日に本会議が開会をされて、そして、二番目に上がってきた議案であったと記憶しておりますが、今回の保育所の民間移管に係る議案が私たちの前に出されたわけですね。そういって、その議案に対して発言通告をいたしておりましたので、10点に渡って質疑を私の方からなしたわけでありますが、その9番目に述べておりました。今回の議案は、あくまでも民間移管先として選ばれた候補者ですが、あくまでも今の段階では候補者として選考委員会があげてきた、その対象先があくまでも予定であると。予定はあくまでも予定であって、議会に対して実態のない、そういった議案を提案するというのは、議会軽視も甚だしい。今回提案された、上程された議案では、審議は議会はできないというふうに申し上げたところであります。その結果、市長の方から議長の方に、議案の訂正、結果的には、事件の訂正ということで申し出がありました。その後、休憩に入り、そして、改めて開会して議案の差し替えということになって、そして、初めて今回選考委員会で選ばれたその御本人の名前が議案書に記されてきた。そういう意味では、実態はそこに伴ってきたということであります。

しかし、振り返ったときに、市長も冒頭、説明が不十分であったという話もされたように、これまで度重なって議案の撤回、そして、議案の否決、こういったことがなされてきました。そういう意味では、議会にこの議案を提出されるときの市長の姿勢、判断、また、その市長を補佐すべき執行部の皆さんの学習能力のなさ、そういったものに憤りを感じてなりません。これは副市長も含めてそういったところに目配りをしっかりして、市長を支えていかなきゃいけない。そういったことがなされていない現状に歯がみをするわけですが、その点、市長、どうでしょうか。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の議会開会にあたりまして、ただいま御指摘のとおり、議運に相談いたしまして、保育所

民間移管の議案につきまして、差し替えのお願いをいたしましたところ、本会議での差し替えの お願いということになったところでございます。

私どもといたしましては、このことにつきましては、本当に議会の皆様方に多大な御迷惑をお掛けしたということにつきましては、深く反省するところでございます。

そして、御指摘のとおり、私が市長になりまして、それでは何件ほどこのような形のものがあったのかということを改めて振り返ってみたときに、多々あったということにつきましては、内心じくじたるものがあるところでございます。そのような措置をとらせていただく度に、今後、このようなことがないように気をつけますということのことで御理解いただいて、さしていただいたところでございますが、そのことにつきまして、一向に改善がみられないということにつきましては、何か新たに、抜本的にこのことについて、今後このようなことが発生しないような制度的なものを構築しなければならないということを先日の課長会でも命じたところであります。

そのようなことで、今後につきましては、更に慎重に、そして議会の皆様方に、また市民の皆様方に迷惑が掛からないような形の議案の提出、政策の推進というものに努めてまいりたいと思います。

O13番(小野広嗣君) 今回の件、そして今回の質問通告を受けて、過去を遡ったということであります。今回もそうですが、実は、議会運営委員会が開かれたのが6日ですね。そして、その翌日ですよ、その翌日に今回候補者と、民間移管のですね、移管先の候補者として選考された個人の方が、市長の所にまあ言えば、考え直すということで見えられた。当局の選考の結果は熱意があるというふうに言われました。その熱意のある方がそれを辞退するといいますかね、そういうお話しをもってくる背景には、よほどなことがあったと思うんですよ。熱意があったとすればね。で、それを市長は、まあ頑張って欲しいと、志もあるんだからとか、様々な激励をされたと思います。その言葉のやり取りというところまでは分かりませんけれども、まあ結果、市長が説得をなされて、予定どおり議案が提案をされたと。

僕思うんですが、これ、その本人のですね、辞退の意思を市長がそのときに尊重すればどうなったかというと、議会運営委員会後に、今度は議案の撤回ということがまた出てくるわけですよ、当然。僕は、市長はその時どう思われたか分かりませんけれども、これ、本人を説得して議案を出してくる。出しても本人がどういう思いに立たれた背景には、議会の情勢というのも多分届いたと思うんです、本人に。そして、いろいろ悩まれて辞退したいという方向になった。そういう状況で見えた方を市長は説得して、あくまでも議案を上程される。これは市長にとってもそういう議会の状況等は多少分かってたでしょうから、言葉は悪いですけども、進むも地獄、引くも地獄、受け付けるもですね、その事態をですね、そういう状況に多分追い込まれたんだろうなというふうに想像したんですよ。それでも結果論として、市長がこの議案を出したということは、市長の責任とは大変普段のときよりも、普段でも重いんですが、今回は特に重くなる。そういった自覚、そういった総合的な判断をして、提案をされた。そこらのところをもう少しお示しをください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私のもとに、ただいまお話があるような内容についての相談、申し入れということはあったと ころでございます。

今、議員がお話がありますように、この案件につきましては、非常に重大な案件になってるということがございまして、御本人としましても、様々なことをお考えになられた上で、結論を出されたということだというふうに思います。

そして、そんなことにつきまして、改めてお話を聞き、そして、また私がどのような話をしたかということについては、御遠慮させていただきますが、結果的に、私自身も今回この議案の提出につきましては、さゆり保育所の民間移管について、平成19年度以来取り組みを重ねてまいりまして、基本的には民間移管をするという方針を貫いてきたところでございます。

そして、地域の方々も良としながらも応募者がなかったときもあったりして、非常に地域の方々の失望感を醸成してしまったということについても反省をしたりしたところでございました。

そのような流れの中で、今回、改めて地域の方々とお話しを申し上げ、状況としまして、さゆり保育所については、保護者会の方々が今年度の民間移管について賛成ということを出していただきましたので、それに基づき、公募を開始し、応募者があって、そして選考委員会の審議を経て移管先が公募者が決定したということであるわけでございます。

ということで、議会でも大きな関心を寄せられている内容であるということについては、十分 認識しておりました。そして、私自身にとりましても、このさゆり保育所の民間移管については、 大きな課題であったということで、このことについては提案をさせていただくという方法をとら させていただいたところであります。

O13番(小野広嗣君) 議案上程の際にも述べましたので、もうそのプロセスについては、ここではもう繰り返しません。いわゆる4月以降の当局の進め方に私は疑義を感じて質疑をしたわけですね。市長が申されたように、これまでの当局の進め方に不信感を持たれてたと。そういったところがやっとまとまったと。そこまでは分かるんですよ。それ以降のことを僕は議論しているんですからね。もうこれはそれ以上繰り返しません。委員会付託になっておりますので、そこで議論をしてもらいたいと思いますが、地元の皆さんの思いというのも十分理解をするところもあるわけですが、やはり議会人としては、大所高所からみていかなきゃいけない。そして、長い歴史があったように、今後、この決断が下されることによって、長くその責任が市長にも我々にも付きまとってくるという重い重い観点から質疑をさせていただいているわけですからね。

で、昨日、これ、もうこのくらいでやめとこうと思ってたんですが、昨日、鶴迫議員とのやり取りの中で、本当に腹立たしい思いをして聞いてたわけですが、副市長の答弁でもそうですが、8日に保護者会が1法人と1個人を呼んで意見交換会をやっているわけですね。それに対して掌握はできていなかったのかということを私は議案質疑のときにも言ってます。そして、昨日の答弁では、4日の選考委員会、いわゆるそこでは、いわゆる文書等いろんな選考委員会の参考になるものが配付された日ですからね。その段階で、今後いわゆるそこの保護者会の皆さんが正式名

義は父母の会となってますけど、保護者会の皆さんが意見を集約するだろうということは予測を していましたと答弁してますよ、副市長はね。であれば、であれば、この8日というのはすごく 大事なんですよ。27日に保護者会の皆さんが29日の4法人・1個人に対するプレゼンがあるから 参加をよろしくお願いしますと。極力参加してくださいと呼びかけている。そして、そのプレゼ ンを受けて、皆さんは投票をしているんですよ。方法はいろいろあるでしょう。投票してる。そ こで投票の結果はもう出てるんですね、ひとつ。5か所について。僕はこれならね、保護者代表 も含めてね、こういう保護者会ではこういう形になりましたって、選考委員会にポンていっても よかったんだろうと思っているんです。ところが、8月8日にもう1回もう少し詳しく聞きたい ということで、再度やってる。そのときには、1個人と1法人だけです。熱意ということを言わ れれば、考え直す余地があるんであれば、もう1回5団体でも僕はよかったと思うんです。ひっ くり返る可能性があるんでしょう。選考委員会で熱意をもって語られてよかったんじゃないです かって、市長は言われましたよね、ほかの法人が。決まってたわけじゃないんですからと。であ れば、そういうチャンスがあってよかったはずなんですよ。ところが、あとの3法人は、その8 月8日のことを全く知らずに選考委員会に望んでいるんです。これ知ってるのと知らないのでは 全然違うんじゃないですか。知ってればもう行かなかったかもしれないという人たちだって出て くるんですよ。逆に、市長が言われたように、知ってて、よし、自分はもう少し選考委員会で頑 張ってみようと思って望まれたかもしれない。そういったことができない状況にこの3法人は追 い込まれているんですよ、逆に言えば。そのことを選考委員会は知ってて選考するのと、知らな いのとでは全然違うって言ってるんです。僕は。どうですか、副市長。

○副市長(清藤 修君) 昨日の質疑もございました。そのときに御答弁させられましたけども、8月8日においては、保護者会の代表者の方が委員として出席する前に、保護者会としての総意と言いますか、そういったものを持ってくる場というふうな位置付けで理解しておりましたので、選考委員会では保護者代表として来て、出席される委員の方の意見を選考委員会では聞くというような立場であったかと思っております。

O13番(小野広嗣君) いや、そういうことではないでしょう。実際に、立場としてはそうでしょうね。ただプロセスを見ていったときに、そういう経過をして選考委員会は開かれて、5者が望んでいると。その段階でもう違うんですよ、保護者会の代表の流れというのは、もうそういうのを経てますからね。保護者会の代表は知ってるんですよ、もう8日に加わっているわけですから。あとの委員の人たちは知らないじゃないですか。そういう不公平感をどう判断するのかということをしっかりプロセスまで含めてみていくのが選考委員会じゃないですか。そこを言ってるんですよ。まあいいでしょう、このことだけに時間を費やすわけにいかんから、ただ市長ですよ、先ほどの本人の辞退も含め、今のプロセスも含め、こういったまあ言えば僕はかしがあると思っているんですね。そこに、そういった議案を出してくる。それでもなおかつ議会の皆さん、認めてくださいと言うんであれば、そして選考委員会の結果が熱意であったとするならば、議案を提出する側の市長、そして選考委員会である副委員長であった副市長、あなたたちもその候補者以

上の熱意を持って我々に提案をすべきじゃないですか。いろんな議員が、4名の議員が質疑しましたよ。そういった中で、文章を淡々と読み上げて、それにのっとって進めましたとか。選考委員会の角度もいろんな角度から見て、総合的に判断したんですと。でも、その結果は熱意でしたと。それで議会に判断しろなんていうのはとんでもないことですよ。そのことだけは申し上げておきますからね。

市長も地方公共団体の意思決定機関、これは議会ですよ。憲法で明確に保障されてますね。そして、私たち議員も、市長も直接公選によって市民に選ばれ、その分直接市民に同じように責任を負わなければいけない。そういう立場で議論していくということを考えたときに、車の両輪とも言われますけれども、いわゆる、原理的には対立の構図にあります。しかし、対立だけでは進まないから、そこに均衡感を持たせる。そして、市長の暴走、あるいは議会の暴走、そういった抑止力にお互いがならなければいけないという権能を与えてますね。これが2元代表制の基本ですよ、根幹にかかる。

こういったことを基本にしながら、議会はですよ、審議をしていきます。審議の方法は、もう本会議で即決、本会議で議案を提案して、市長が説明して、そこに議員が質疑をして、討論があって、採決をする。表決ですね。ところが、もっと更に慎重になる場合は、今回もそうですが、保育園の民間移管にだけに関わらず、議会として議会運営委員会が判断して、即決か、委員会付託かというのを決めますが、今回の民間移管に対しても、市長が議案を提案する。この段階で訂正があったんですけどね、議案の訂正がまずあった。提案する。そして、ここで議員からの質疑がなされる。質疑を受けて、委員会に付託されて、委員会で審議をされる。ここでも当然、反対、賛成の討論があったりするんですね。その結果を持って、委員長がまたここの本会議に戻った段階で報告をされます。その報告に対して、また疑問があれば、更に委員長に今度は質疑が許されてます。そして、トータルで賛否を議員各位が判断をして、反対討論、賛成討論とかなされて、最終的に表決がなされます。かように、慎重につぐ慎重をもって議会は議論をします。

そして、今回、きのうの一般質問もそうですが、議案上程の際も4名の議員が質疑をなさっておりますね。そういった中でも、例えば、我々は招集告示を受けて、そのときに市長が招集するんですよ。そして、その文書が配付されたときに議案プラス関係書類をいただきます。そのいただいたときから議会の開会当日へ向けて議員は一生懸命情報を探るんですよ。今回、私自身も松山の保護者の方々に話を聞いたり、いろんな方々から話を聞きました。それで、お一人とかお二人だったらですね、誤解をしますからね、僕は一方的な話だけ聞くというのは今までほとんどしたことがありません。ですから、あらゆる角度で現場へ走ったりしながら調べます。そして、これまでの民間移管の経緯はどうだったのかって、会議録も遡って調べます。もっと言えば、8年、9年前の旧志布志町時代の議案上程の議案はどうだったのかというところまで調べていますよ。そして、本会議の質疑でもありましたけれども、一言一文字、医療法人等の中に個人を含めているのかと。これは入らないじゃないかと。「、(コンマ)」があって意欲のある者ということであれば、個人も入るんじゃないかとか。そういった細かいところまで議員それぞれが議案説明資料を

熟読してこの場に臨む、その結果、審議がはじまるわけですけど、その前に、議案の審議前に、 これまでが議案の撤回、議案の訂正、あまりにも多いということで、今回質疑をしたわけです。

先ほど多々あったと言われてますが、市長、これ本年3月の朝日新聞のアンケートの結果です。これ鹿児島県で見ていったときに、議会がどのくらい批判チェックをできてるのかということも含んでいるんですが、「首長の議案『丸のみ』、鹿児島市など18議会」ということで、4年間、首長が提案した議案を全く丸のみしている議会がこんだけあるんです。それに対して、しっかり批判チェック機能を働かせながら市長も真剣勝負、我々も真剣勝負、その結果、首長提案議案の修正、否決、これ阿久根市、阿久根はちょっと別ですよ、専決処分を繰り返したわけですから、これは話にならないわけですから、を除いては、離島、離島で1か所あるんですが、多いところが、その離島と阿久根を除いては県内でずぬけて志布志市が議案の修正、否決が多い。これ合併して4年、2007年から4年間ですから、合併してからその前の1年間を含めると、撤回がありましたかね、もっと増えているんですよ。二十数回になるんですよ、市長。ほかのところは一桁台、まあほとんど1とか2とか3とか、そんな状況ですよ。だからこそこういう議案上程の姿勢というのを僕は今回問うているんですね。今の数を見てどう考えられますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど多々あったということで、私も今議員の御指摘になられました資料については、入手をいたしまして確認したところでございます。この数字を見まして、本当に本市においては、多いと、言えば多すぎるというような状況ではないかなというふうに認識したところでございます。

その中で、じゃあどういったものがこのような形で否決、それから撤回、修正というようなものがあったかというふうに改めて見直したときに、本当に私どもが単純な議案提案をして、もっと慎重にすればこのような事態というものが防げた案件も多々あるというようなふうに感じたところでございます。

そしてまた、はじめに申しましたように、説明が不足しているということにつきましても、そういった事案もあったのではないかなというふうに思っているところでございます。そのような意味合いから、先ほども申しましたように、今後はいわゆるケアレスミスみたいな形の提案というものは絶対なくすというような、そういう機構の構築を目指してまいりたいというふうに考えたところでございます。

O13番(小野広嗣君) 分かりました。もうこれ以上ですね、この件についてくどくど申し上げません。先ほど市長も申されたように、今後、こういったことが発生しないように改めて、何か制度的なものをみんなで練りながらですね、対応していきたいということであります。そういった意味では、この本会議で発言された、その言葉を本当に実行していただきたい。そういうふうに思います。

次へ移りたいと思います。

市の保有するこの財産、いわゆる不動産等も含めてですが、この前あれ志布志市も本当に市長を中心にですね、行財政改革に取り組まれて、財政改革に財政の健全化に向けてですね、真剣に

取り組んでいらっしゃる状況というのは、議会にも御報告をいただいておりますので、十分理解 をしているわけですが、やはり市が保有する、いわゆる経済成長とともに、市が様々な施設、そ れを所有し、そしてそれを整備してきた。そして、そういったものがここへ至って今後どんどん 老朽化していくという流れがどこも一緒なんですよね。戦後の経済成長期にがんがん施設を造っ ていってる。そして、不動産にしても所有を重ねてきた。そういう歴史がある。そして、同じよ うに、そういった老朽化してきてたそういう施設等が同じ時期にですよ、市長、大体同じような 時期に造られているから、同じような時期に補修、改修、維持管理にコストがかかってしまうと いう状況を突きつけられているわけですね。だから、余分ないわゆる不動産であるとか、資産を 持っていると、その分維持コストがかかると。だから、先ほど市長が言われたように、売却等の 話も出てましたね。売却をして、そこに利益をつかんでいくとか。様々あると思うんですね。そ ういった中で、ストック住宅に関して、そういった方向性打ち出されておりました。そのことは 私も十分お聞きをしております。しかし、市の不動産、財産、普通財産も含めて全てですよ、ひ っくるめてそれを一元化して、そして太く計画を立てていかないと、今先ほどあったのは、住宅 的な観点です。全体的なストック計画、これをやはり成していかないと、先ほど、今回質問をし ております、PRE戦略の狙いと、そういったところと結び付いていかないと思うんですね。そ こらについて市長はどう考えていらっしゃるのか、お示しをください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私が市長になりまして、特に耐震化事業というのが取り組まれるようになりました。これは当然、公共施設において、その建物自体が市民の生命財産、また特に子どもたちの教育環境の維持と安全な体制の維持ということが大きな目標となっているところでございますが、阪神・淡路大震災を経て、日本が改めてこのような公共建築物について、そのことについて対応をしようということになったところではないかなというふうに思います。

そのような中で、今回、また改めて大きな地震が発生しまして、更にそのような面が強化されるんではないかなというふうには感じたところでございます。

ということで、通常の財産の維持管理についても、今回、損害賠償の件でも議会に御提案したところでございますが、あれもいわゆる老朽化というような面からの管理が不足していたというようなことになろうかと思います。そのようなことにならないために、改めて私どもは公有財産台帳整備をいたしまして、総体的に、優先的に取り組むべきところをただいま抽出しまして、安心・安全な公共施設の構築を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

O13番(小野広嗣君) 目指すところはですね、僕が申し上げていることと、市長の申されることと方向性は似通っていると思うんですね。そんな違いはないわけですが、この施設の売却あるいは賃貸、あるいはこの用途を変える。用途を変えることによって、それがうまくいけばコストを減らすことができるとか、様々な方法があると思うんですね。今、市長が公有財産の台帳を整備したと。それはもう完成したんですか。そして、そしてその中から抽出をしているというふうに言われてますけど、それ抽出された中身までできあがっているんですか。

○財務課長(野村不二生君) 公有財産の整備につきましては、平成20年、平成21年度にコンサルを入れまして、市内の市有財産についてですね、整備をしたところでございます。22年度におきまして、それらの微調整をさせていただいて、今回、今定例会の最終日に提案をさせていただきます中でですね、財産の形で提案をさせていただくということでございます。

O13番(小野広嗣君) 本定例会の最終日に、また改めて議会の方に提示をするというようなことでありますので、ちょっとそれはもっと先にね、出てればいろんな議論ができたのかなという気もしますけどね、そういう手法でやってきているんであれば、途中経過も含めてですね、議会に早く示しをしていかなきゃいけない。今回の民間移管もそうですけど、答弁なかったんですよ、議案上程のときに。何で1回も議会に報告なしに、突然、9月定例会で民間移管の議案を上げてくるのかって、僕は言ったんですよ。そういう手順が大事なんです。議会に対して、結果だけをポンと出すと、ハレーション起こるでしょう。そういったことを気を付けて欲しい、今後はですね。

まあそれはそれでいいとして、いわゆる、施設の運用という面で言えば、この施設が市民に対してどのように使われているのかと。そして、施設はあるけど、全く使われてないという判断とか、そういったものをデータベース化できたという判断でいいんですか。そこまで。

〇財務課長(野村不二生君) 今回、財産の台帳ができましたので、今議員がおっしゃられるそういった内容についてですね、今後、データベース化していかなければならないと考えているところでございます。

○13番(小野広嗣君) ぜひですね、こういう、いわば施設白書ですよね。そういったものをしっかり整備、つくりあげて、それをデータベース化していく。そして、ただ耐用年数だとか、うんぬんだけではなくて、その施設がどのように使われているのか。不要なのか、どうなのか、そのことによってその施設を今後も継続して使うのか、そのままとりあえず残すのか、そして、廃止にするのか。そういったことも含めて、施設白書をつくるべきですよ、ちゃんと。手間暇掛かりますよ。でも、ここまで市として今取り組んでいるんであれば、もう到達点に近づいているわけですがね。であれば、そういうところまで目配せした施設白書をつくる。自治体によっては、その施設白書をですね、市民に全部公開しているところがあるんですよ。そして、市民の意見も、そのことによって市民の意見も求めながら、今後、10年、20年先までのいわゆる公有財産の運用について意見を求めて、あれはもう全然使ってないと、我々にとっても不必要な施設だと、そういった声等も参考にしながら、情報公開をして、判断を仰ぎながら、市民と一体になって今後の10年、20年の市財政のために議論し合っていると。そういうところもいっぱいあるんですよ。市長、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま確認がありましたように、今年度の事業としまして、皆様方にお示ししまして、そして、また更にデータベース化目指していくということでございます。そのことで、市民の皆さん方からも活用についての御意見が多々寄せられるというふうに期待したいと思います。それらの

意見等も参考にしながら、ただいま御理論がありますように、将来的に、同一時期に様々な施設が維持管理が困難とならないような形のものをただいまから着々と進めてまいりたい。そして、でき得れば、売却できるものについては、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。

O13番(小野広嗣君) 市長が言われたことは、幾分理解はするわけですね。そういった方向付けというのは大事なわけで、今後ですよ、本当に老朽化した施設等が増える。まあ土地はまた別個の問題としてですね、そういったものを維持管理、補修していくためには、やはりそういった情報、庁内を一元化しなきゃいけない。その一つが、先ほどのお話になるわけですね。施設白書とか含めて議論ができるたたき台を作り上げるということが大事なわけですが、それを押し詰めていくと。そして、今回申し上げているこのPRE、不動産戦略ですね。こういう不動産の戦略、こういったものをしっかりと骨格の優れたものにしていくとするならば、いわゆる、そのPRE戦略のための、例えば、推進室であるとか、あるいは特命チームであるとか、そういった部署というのは必要だと僕は思うんですよ。そのくらい大事なことだろうと思うんです。

それ、どうですか、市長。今すぐということではないですよ、そういったものができあがった 後ですよ、見えてくるんじゃないかと僕思うんですよ。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまの御提案につきましては、現状でどのようなことが必要かということがまだ報告はき ておりませんので、それらの報告を見ながら、そのような措置が必要かどうかについては、考え させていただきたいと思います。

O13番(小野広嗣君) ぜひそういった方向、今申し上げた方向もですね、視野に入れながら、
庁内でしっかりとした検討、これ庁内で一元化して、そこで判断をするというよりは、当然、一
元化できるチームがいる。そして、そのことを市長、あるいは副市長、財務課、こういったとこ
ろと調整しながら進めていくということ。計画性のあるものにするということが基本ということ
です。簡単に言っちゃえばですね。未利用地、あるいはこの頻繁に使われる土地、あるいはこの
塩漬けになっている土地、昨日もありましたよね、松山のゴルフ場計画があったような土地とか、
食品関連団地だとか、もういっぱいありますよ。こういった、あそこを塩漬けの土地とまでは言いませんけど、いわゆる、そういう未利用の土地とかいうものの有効利用というものを一方で図っていかなきゃいけないということがあるわけですね。そういったことを考えたときに、この
R E 戦略というものをしっかり持っていかなきゃいけない。

なぜこういう質問をしているのかというのは、実は背景があるんですよ、市長。公有財産を無計画に購入したり、売却したり、賃貸にしたりとは、僕はされるとは思ってません。だけれどもその危険性はあるということなんですよ。しっかりとした計画を持ってないとね。なぜかと言うと、市長のもとには、いろんないい話がきますよ。企業誘致に関してもですよ、いろんな話が来る。中には、市長はすぐ飛び付きたいような話がくるかもしれない。そのときに、計画性の中で照らしてね、判断をしていかないと、それもし市長がそういった問題に飛び付いて、そのことを

実現しようと、これは絶対やるんだというふうになってね、言葉は悪いかもしれないけど、議会に対して、秘密にそれが進められていって、途中経過もなくて、どおんと議案で上がってきたときに、仮にですよ、上がってきたときに、議会は全く驚き、そして今回の民間移管と同じでレベルでは議論できませんけれども、様々な議論があって大変なことになるんですね。それを今後やっちゃいけませんよというくさびを打つというか、釘を刺す意味で、今回この質問してるんですよ。そういうことを意識して、今の議論というのを理解してくださいね、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私のもとに様々な案件がくるというのは事実でございます。その中で、収捨を選択というか、 本当に本市にとって福祉の向上、あるいは産業振興につながるのかどうかという観点は、基本的 な観点は損なわずに、様々な案件について厳しく見つめて対応しているところでございます。そ して、そのことを進めようとするときに、それでは、議会にいつの段階でお話するのかというこ とにつきましては、それぞれの熟度がございますので、その熟度に応じながら相談はしてまいり たいというふうに考えます。

O13番(小野広嗣君) こと財産の取得、あるいは財産の売却、あるいは賃貸という、そういったものに関しては、その重みといえば重いですよね。だからそういったものに関して、唐突に出るようなことは避けなさいというふうに言ってるんですからね。そこは理解してくださいよ。そういった意味からも、今回のこのPRE戦略というものを自治体で導入しているというところというのは、先ほど申し上げましたように、そのPRE戦略の推進室を立ち上げる。あるいは、特命チームをつくる。せめて今度は係りをつくる。それは本当に前向きに取り組んでいるんです。だから、このPRE戦略というのは、ある意味で、市長が今後の志布志市のデザインをどう考えているか。そこに直結する戦略なんですからね。そういったことも頭に入れて、今後、庁内でこのことについて進めていっていただきたい。よろしいですね。それを要請して、次に移りたいと思います。

福祉行政、高齢者対策の観点から3点通告をいたしておりました。

具体的な本市の実態については、数字で簡潔に市長が答弁をしていただいておりますので、そのことはそれで理解をいたしております。今ですね、この介護保険事業の見直しの時期、今が第4期計画ですね。第5期計画が明年始まるわけで、この流れに乗って進むわけで、いわゆるあと半年しかないと、そういった状況の中で、まあ現場においては、様々に動かれていると思うんですね。で、意見の集約というか、住民ニーズの集約をしなきゃいけない。そういった流れの中で、市長がそういった特別養護老人ホームだとか、養護老人ホーム、あるいはグループホーム、ケアハウス、そういった介護現場に直結するような現場にどれくらい足を運んで、そしてどのような感想を持たれて今の計画の中にもいろんな意見集約として市長の思いが入るのか。そこをお示しください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私自身、この高齢者福祉ということについては、極めて関心高く臨んでいるところでございま

す。このことは、いつもいつもお話をしますように、健康増進運動に直接つながる内容ということでございますので、これらの観点からも、これらの施設についてどのような状況が現在あるのか、そしてまた、今後、どのような形で本市として臨んでいくかということについては、いつも担当と議論をしているところでございます。

ということで、新たな介護計画の策定につきましても、そのような観点から当然協議をするところでございますが、一方、その保険制度の維持について、どのような形で私どもはその維持について取り組むべきかということについても、大きなウェートを持って取り組まなきゃならないというような状況であります。そのようなことからも、今後の高齢者福祉についての様々な事業、そしてその中でも施設の整備ということについては、そのことを持って協議を進めてまいりたいと思います。

○13番(小野広嗣君) 分かりました。

市長が高齢者対策ということに対して、まあ少子高齢化社会が急速に進んでいく。そういった流れの中で、本市の高齢化率も30%を超える。そして、その中に単身世帯がまた増えていくという状況をにらんでおられるんだろうなというふうに、それはまあ共通理解としてですね、思っております。

9月5日の日に通告をしたわけですが、その翌日に「鹿県内孤独死24人」というのが南日本新聞に9月6日に出ました。そして、65歳以上の単身という定義が今までなかったもんですから、その定義が初めてなされて以降の調査です。ここちょっとあるんですが、今回の調査によって県内の実態が初めて浮き彫りになった形だということで、県は、自治体別の単身高齢者孤独死数を明らかにしていないが、県内七つの地方振興局で分けていったときに、大隅では6件出ておりますね。そして、この独居高齢者市町村アンケートというのがあって、これは国が取ったわけですが、この単身者を対象にしたニーズ調査の実施状況、そして孤独死防止の取り組みなどについても調べたと。ここでですね、ニーズ調査は伊佐市と曽於市と志布志市、龍郷町が実施しているということで、本市では前向きに取り組み、やっているんです。

そして、そのあと、孤独死対策では、独居老人名簿を作成している自治体が20、在宅福祉アドバイザーの活動による安否確認が37、高齢者世帯への緊急通報システム導入などが28あったというふうになっているんですが、本市ではニーズ調査をやっていると。そして、その調査の結果を受けて対策を講じていくと、そういった流れの中で、今あと三つ言ったこの項目、市長はこの記事持っていらっしゃるんですかね。

[市長「あります」と呼ぶ]

- **O13番(小野広嗣君)** もし、持っていらっしゃるんであれば、この3項目の中で、当たっているのは、うちはどれがあるんですか。
- **〇保健課長(若松光正君)** まず、安否確認でございますが、現在、地域包括支援センターの方で見守り訪問している一人ぐらい高齢者の方々の数でございますが、57人でございます。

見守りということの点でいきますと、配食支援事業の方で141人の方の見守りを行っているとこ

ろでもございます。

緊急通報システムにつきましては、全体で179件というところでございます。

なお、ほかに福祉マップというものを作成しておりまして、市内74地区を計画しておりますが、 22年度までで約46%、34地区分を作成しております。これは高齢者宅を地区の住民の方々がお互いに声掛けや見守り活動を行うというようなことでつくっているものでございます。

[小野広嗣君「独居老人名簿を単独で作っているのかということですよ」と呼ぶ]

- **〇保健課長(若松光正君)** 独居老人名簿については、作っておりません。
- O13番(小野広嗣君) これ独居老人、この中でいくと独居老人名簿を作成している自治体は、ちょうど今20自治体ということであります。独居老人名簿を作って単身者世帯に対する施策というのを具体的に見える形で進めていかないと、それじゃいけないのかなというふうにあります。 データ的には、抽出することはできるんですよね、これは。できるんだけれども、それを単体で、単独でちゃんと作っているのかという問い掛けであります。 どうですか。
- **〇福祉課長(木屋成久君**) 独居老人名簿につきましては、福祉課の方で作っております。
- O13番(小野広嗣君) 作ってるはずだという思いで再度聞いたところだったんですよ。
- ニーズ調査の結果を受けて、具体的な施策を講じていかなきゃいけない。そのニーズ調査の結果を受けて、具体的な施策を具体的に講じられたのか、具体策がまとまったのか、そこをちょっとお示しください。
- **〇保健課長(若松光正君)** 高齢者の二一ズ調査でございますが、第5期計画を作るというようなことで、そのベースになるものでございます。今現在、任意抽出によりまして、1,000人の方にその二一ズ調査ということで御協力いただいているところでございます。ほとんどあがってきておりますが、まだ集計の途中でございます。

以上でございます。

○13番(小野広嗣君) 集計の途中ということでですね、僕は思うんですが、3年ごとの見直しをこのやっていきますね。やっていく中で、前段の分があるわけですよ、1期、2期、3期、4期と。そういった中で、大きな変化があんまりみられないというような流れでですね、この介護計画をですね、作成していくということは、決してあってはならないと思うんですよ。やはりそのニーズ調査もそのたんびに行っていきますのでね、それもあまり変わらないからということでやるといけない。やっぱりしっかり現場に足を運んで、冒頭市長に聞いたのはそういう観点から聞いてるんですよ。やはり多くの職員、あるいは市長、そういった人たちがやはり多くの現場に足を運んでニーズ調査とは別個に肌で感じたもの、そういったものを受け止めて新たな第5期の介護計画を策定していくと。そのことの範ちゅうに今議論しているこの単身世帯の問題、こういったところでの手当というのが、今急速に跳ね上がっていきているわけですからね。それを今までどおりに受け止めて、施策を講じてはならんよという観点から議論しているんですからね。ここはよく分かっててくださいよ。

市長は先ほどですよ、まあこういった高齢者対策ということも含めて、まあいろんな話をされ

る中で、これが出てましたね、認知症サポーターの養成講座、社会福祉協議会を通してと、これは大事な視点であって、認知症サポーター100万人キャラバンとかって、もうとっくに超えたんですけど、これで全国的なうねりになってます。19年から社協を通してこれをお願いしているということでありますけれども、市長のデータの方が多分新しいというふうには思うんですね。今回の一般質問の通告を受けてまとめていらっしゃいますから。ところが、本年、つい三、四か月前までのデータ、そんなには大きくは変わらないわけですが、で見ていくと、本市のこのサポーター講座の回数というのはちょっと少ないんですね、19年から見たときに。鹿児島県下でもう本当に低い位置にある。僕がこれを持った段階では、曽於郡でも一番、旧曽於郡でいったとき、曽於市、志布志市、大崎の中で一番低い、もう鹿屋市とか、まあ自治体規模もありますのでね、一概に比較はできないけれども、認知症サポーター養成講座の回数あるいはサポーター数、そのサポーターをしっかりつくり上げていくためのメイト数というのは、僕が持っている資料の段階では1名です。だから、市長がそういう思いで立たれるんであれば、社協にも協力をいただきながら、もっとまた門戸を開いていただいてですね、様々な機会を通じてこれに取り組んでいっていただきたい。その辺どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、延べ698人が修了しているということをお伝えしたところでございます。このレベルが低いというふうに御指摘であるようでございますので、そのことを確認いたしまして、そのいうようなレベルということであれば、本市としても、更に積極的にこの養成については取り組まなければならないということを社協を通じて実施してまいりたいというふうに考えます。

O13番(小野広嗣君) ぜひこの認知症サポーターということは、地域の見回りということに含めてですね、地域の理解、そういったことがどんどん進んでいくんですね。いわゆる、高齢者、単身者と縁付いてる方々、あるいは後で出てくるはいかい高齢者、こういった方々の御家族はもとよりですけれども、地域の皆さんがそういった認知症、高齢者のことに対して、理解を進めていく。そのことによって被害をなくしていく。これは2番目の問いになるわけですけれども、この数をやっぱり増やしていくということが大事でありますね。この件に関しては、通告はしてませんけれども、小中学校でしっかりこの認知症サポーターのですね、講座を行って、子どもたちにもそのことをしっかり教えていくという体制をとっている自治体も、こういった時代の状況に鑑みながら増えつつありますね。

そして、今回、この認知症サポーター養成のための、いわゆる小冊子が小学校、中学校用に新たに50円で配付になってます。そういったことも含めて、教育の分野でもしっかりとした意識を持っていただきたいと思うんですが、教育長、その一つだけお願いをいたします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

学校では、前回の学習指導要領の改定によりまして、小中学校に新たな領域といたしましてですね、総合的な学習の時間というものが設定をされております。教科等で学習したことを横断的、

総合的に学習するという領域でございます。これが総合的な学習の時間と。例えば、福祉、環境など、それぞれの地域や学校の課題等を児童・生徒が自ら考え出しながらテーマを設定し、取り組んでいこうとする学習でございます。

議員御指摘のように、認知症をテーマにした学習を特定的に行っている中学校、小学校が全国的にはあるやに聞いておりますが、福祉を中心にテーマにはしていますけれども、私どもは、今、他者を思いやる心を養成するという心の教育、あるいは思いやりの教育というものに役立つものとも考えておりますので、教育委員会といたしましては、認知症患者が増加している昨今の現状でありますので、認知症そのものを学習することはもとよりでございますが、人権、他者を理解するという、に努めるという人権教育の面からもこういう認知症対策という、認知症の学習というんでしょうかね、そういうものは必要であると。学校によっては、そういう時間に総合的な学習の時間に特別養護老人ホーム等を訪問してですね、お年寄りの方々と交わっとるというのはありますので、今後また次第に広げていくように指導してまいりたいと思っております。

O13番(小野広嗣君) 今、教育長、申されたように、他者を思いやる心の教育と申しますかね、そういった観点からも大事、いわゆる認知症サポーター養成講座というのが元々あります。そして、小中学校へ向けての冊子が新たに最近作成されてます。そういったものも導入しながらですね、ぜひ取り組んでいっていただきたいというふうに要請をしておきます。

この問題は、はいかいの問題とも絡みますので、もうここは一緒のように議論をさせていただ きたいんですが、市長の方からも、増加するということを予測してて、まあ交通事故等予測がつ かないことが想定されると。やはり、周りがこのことに対して適確に情報をつかんで、その上で 対応していかなきゃいけないという状況が生まれつつあるというふうに答弁を先ほどされてます。 そういう意味で、今申し上げました、認知症サポーターの件も重なってくるわけですが、そうい った中で、GPSの貸し付けの事例というものはあるので、本市でも検討をしていく方向を考え なきゃいけないという、まだ見えてはいませんけれども、そういった話でありました。これは実 際、市長が言われるように、GPS、位置情報システムというか、日本語に言い換えればですね、 それをしっかりそこに取り組んで助成をしていく、こういった助成を実際やっているところがい っぱい出始めてますね。ある地域では、今から当局も検討していかなきゃいけないんでしょうけ れども、この緊急時に実際現場にですね、急行するサービスですね、そこに対して掛かった費用、 その部分に対して幾分か助成をするという流れをつくているところ。介護保険の段階からみて、 第1から第3、あるいは第4から第9段階に向けて助成の額を定めているところ。様々あるんで す、市長。ほで、やみくもに助成をしていくというわけにはいきませんのでね、やはりしっかり としたくくりをもってこれをやっていかなきゃいけない。当然、そこにはそういったGPS、位 置情報システムを導入したいという家族の同意があって、それをなさってるところしか助成はで きないわけですね。そのことに関しても、じゃあこういう助成をしますからどうかそういうシス テムを取り入れられたらどうですか。そういうことをこちら側から申していかれるような流れ、 検討もなされているんですか。

○福祉課長(木屋成久君) 今、議員がおっしゃられたように、GPSというのが各市町村でもなっているところがありますけれども、今、市の福祉課といたしましては、現在のところ65歳以上の認知症によるはいかい高齢者の家族にGPSによる位置探査機等の貸し付けというか、そういうのはまだ検討はしていないところであります。

O13番(小野広嗣君) あのですよ、答弁気を付けて答弁してくださいよ。市長も首をかしげてますよ。市長の答弁と全然違うでしょう。市長、市長もそう思われたでしょう。じゃあ市長、もう一回答弁し直してください。

○市長(本田修一君) 誠に申し訳ございません。私の当初の答弁では、本市でも導入について検討していきたいというふうに答えているところでございます。ただ、課長が申しましたのは、今の段階では検討はしていないということでございますので、今後、検討していきますというようなふうに考えていただければというふうに思います。

O13番(小野広嗣君) ぜひ、大事な視点なので、検討を加えていっていただきたい。ただ、これ僕もいろいろと勉強したんですけれども、導入は必要だと思ってます。ぜひとも。ただ、よくよく見ていかないと、調査して、そして先進自治体の例も利点、欠点等も含めてですよ、見ていかないと難しい部分も多少あるなというふうに理解をいたしております。これから検討をしていくということですので、先進自治体の事例も含めながらですね、簡単に決めていくんではなくて、声掛けの問題もすごく大事ですからね、これ。声掛けをしても、導入をできない経済状態の方々もいるんですよ。助成するって、高額の助成はなかなか難しい、そういった中で、助成する額より当然月に使う額の方が高くなる可能性も出てきますので、そういった部分も含めて検討を加えていっていただきたいというふうに思います。

あとひとつですね、市長、こういったはいかい高齢者に対して、国が本年度からですよ、23年、24年、25年という観点で、はいかい見守りSOSネットワーク構築事業というのを準備をしております。そのことについては御存じですか。知っていなければ当局でもいいですよ。

〇保健課長(若松光正君) はいかい高齢者早期システムということでしょうか。例えば、警察署、社会福祉協議会、保健所、消防署、バスやタクシーの交通機関、またコンビニエンスストア等ほかに地域の諸団体を含めて、そして、そのはいかい高齢者の早期発見というようなことを、そして、市区町村にそういう方々がいらっしゃるというような届出をすることによって、行方不明等になられた場合に、早期にその対策はとれるというようなシステムかと思います。

本市におきましても、近隣の方々、タクシーの運転手の方々、商店街の方々、郵便局職員の方々、 地域でいろんな方々が常時そこで行動されておられる方がおられますので、協力をいただきなが ら、そしてそのはいかいに関する対策といいますか、そういうことで、とっていければというふ うに担当課として考えているところでございます。

O13番(小野広嗣君) 今、保健課長が申された部分とほとんど重なるというふうに思うわけですけれども、この事業に関しては、いわゆる国が示しているこの事業に乗っかってことを進めているんじゃないけれども、その趣旨に乗っかったような角度では、今やっているということでし

よう。僕が言いたいのは、国が23年度から25年度までこの事業を立ち上げてるんですよ。9億8,500万円の予算を計上して立ち上げてて、この事業に取り組むところには、国が全額補助ですよ。こういった補助事業を使った上で、今保健課長が言ったような、事業の展開をしなきゃいけないじゃないですか。もったいないじゃないですか。そこのことを聞いているんです、市長も大分理解をされたと思います。課長も今首を振っていらっしゃいますね、一生懸命うなずいていますので、どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま議員の方から御指摘がございました事業については把握していなかったようでございます。当然、私のところにも届いていていないわけでございます。今後、この事業について調査いたしまして、本市としても事業の導入ができるかどうか関係部署の方に聞きまして、導入できるとすれば取り組みをしてまいりたいと思います。

O13番(小野広嗣君) 前向きに答弁をいただいたと思うわけですが、市長、これですね、市町村事業なんです。ほで、都道府県の事業と市町村が取り組む事業と分けてて、今、保健課長が申されたああいった取り組みというのは、市町村が行うべき事業として、もううたってあるんですね。そして23年度から25年度までにこのことによって3か年でこういった協力体制をつくり、その協力をする人員を100万人を達成しようというふうにしているんですね。だから訪問販売をするような新聞配達だとか、牛乳配達員であるとか、そういったことまで含まれてうたっているんですよ。コンビニとか、もう様々ですよ。そういったところに市当局から足を運んで協力体制を求めて、協力員を作る。そして、その協力員ができあがった段階で会議を開いて、そして、そのあとに模擬はいかい、模擬実験をやるんですよ。そして、問題点がなんなのかというのを抽出して、よりよいこの志布志市のためのはいかい高齢者の事故を防ぐための対策を講じるという、そういった流れができあがっていかなきゃいけない。そのことについては、そういった総合的な取り組みができる体制が国の方でも用意をしているわけですので、その事業をしっかり捉えてですね、今後、前向きに取り組んでいっていただければというふうに要請をいたしておきます。

次へ移りたいと思います。

教育長の方に、もうひとつですね、高齢者の雇用対策ということで、市長の方から答弁をいただいたんですが、なかなか市長も最後の方で難しい部分で答弁をされたと思うんですね。いわゆる経済状況はずっと低迷をしている。なかなかよくならない。そういった中で、雇用の枠は広がらない。だけれども、高齢者の中には、働きたい、働きたいけど働けない、様々な状況がある。そういった中で、何とか新しい雇用体制をとれないかという思いがあるわけですね、相談を受ける立場から言えば。そういった中で、シルバーというのは、当然、僕らも想定してますね。で、そうじゃなくて、例えば、これまでも緊急雇用創出事業というのを国がうったですね。そして、これは短期的、臨時的な仕事になりました。その仕事のメニューを見て行くと、これは市が取り組んでやるんですが、どうしても高齢者がそこに入り込めるようなメニューになかなかならない。で、この事業の中に新規メニューとして、高齢者が対応できるような仕事も準備できるような体

制をとって欲しい。だけれども、この事業は23年度で一旦終わり。そして、今の民主党政権が多分こういった政治状況、経済状況ですので、新たな事業を組むと思うんですね。そういったときにこそしっかり目配りをしながら、本市単独でもメニューを組める、そうであればそこに高齢者対策のですね、メニューを入れてあげるべきでしょう。それどうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

高齢者の方々にとりましても、それから、いわゆる一般の方にとりましても、極めて雇用環境というのは厳しいということであります。失業率自体はそのようなことではなく、5%程度ということで、全体的には就業の機会は確保されているというようなふうには見えるところでございますが、しかし、内実としては、極めて厳しい状況にあるというふうには捉えているところでございます。

ということで、私どもとしましては、高齢者の方々に対しても配慮をしなきゃならないところ でございますが、まず、本当に仕事をしなければならない世代の方々に仕事をさせていただける 環境を作っていくということが、まず第一義であろうと思います。

その中で、先だっての緊急雇用対策事業につきましても、積極的に本市は取り組みまして、そ の雇用をしたところでございます。

今後、新たな経済対策が打たれるとなるとなれば、そのことをまず取り組んでいかなければならない。

そしてまた、高齢者についても、そのようなものが提示されるとなれば、それも積極的に取り 組みをしてまいりたいと考えます。

O13番(小野広嗣君) ぜひですね、そういった施策が打たれたならば、今若者の雇用も大変当然分かっております。しかし、生活を65年というくくりでみたときですよ、こんだけ長い間生活を支えてこられた方々が、もうこれ以上は生活ができないという状況の中で、体が元気だから仕事がしたいという方々のために、新たなメニューをですね、こういった事業の中に入れ込んであげるという配慮はですね、絶対必要だと思います。市長もそういった答弁でありますので、明年度以降、そういった事業は提示された場合ですね、しっかり新規メニューに入れ込んで欲しいというふうに思います。

そしてもう1点、市長もあらゆる関連団体、企業、様々なところを回っていかれますね。そして昨日もこれまでの実績ということで、企業誘致の話もされました。そういう意味では、そういった団体のところにやはりいろんな事情あると思います。募集枠を広げられるときに、何とか高齢者の雇用枠ということも含めてですね、対応できないのかとか、していただけないかとか、そういったお話もいろんな機会をつかまえてですね、やって、汗をかいていただければなというふうに思いますけれども、この点についてはそこまでお聞かせください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今後、国においても、年金等の支給についての論議はまた、新たな論議は始まるというふうな ふうに聞いたりするところでございます。そのようなことから、高齢者においても、就業しなが らその生活の維持をしなければならない方々が当然増えてくる環境になるというふうに思います。 私どもとしましても、そのような方々に対応できるような体制というものはきちっとしながら希望される方々にも、相談にも応じながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

O13番(小野広嗣君) 今後、ぜひともそのような取り組み、そういった姿勢でですね、高齢者対策にも臨んでいただきたいということを要望いたしておきます。

教育長の方にお伺いをいたします。

先ほど答弁をいただきました。まず、耐震化を進めると、これは今回の提言でも学校施設の耐震化の推進というのを第一番目に持ってきております。過日、南日本新聞でしたか、載っておりましたけども、鹿児島県下の耐震化率という、学校施設のですね、そのときよりアップしてますね。あのときは、見たときに、平均より志布志市が少し低かったというふうに思いますけれども、先ほどの教育長の答弁であれば、あの平均値を超えたという理解でいいですね。分かりました。

今回、学校の耐震化の完了を27年を目標に進めるように国が言ってきていると。やはり、市としてもそういう流れの中にしっかり乗っかって進めていくということでありますが、第二義的に言われたのが、いわゆるこの非構造部材の耐震化と、これ先ほど述べられましたので、細かくは言いませんけど、外壁を合わせた、あるいは天上板、そして電球、こういった物が落下しての事故というのが怖いと、危険だと。これはなぜかと言うと、今回の東日本地震を受けて、実例を受けての提言になっていますからね。そういったことからみたら、早急に取り組まなきゃいけない。そういう意味では、このまずチェックは先だろうと思うんですが、市内小中学校の全域におけるチェック、これはいつ始められるんですか。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

実際に、学校に関して申しますと、学校の校長、教頭、管理職は、常に学校の施設設備の安全 点検を怠ってはならないということになっておりますので、まず、学校長は休み明けとか、ある いは休日明け等には必ず、まず可能な限り目視を持ってチェックすると。それから、もし危険な 様相が感じられるのであれば、私どもの教育委員会の施設係に早急に連絡してくださいと、こう いうふうに言ってあります。

先ほど、議員御指摘の、その体育館の、特に体育館ですね、ぶら下がってる。今度やりました森山小学校、それから田之浦小学校の体育館、この前完成しましたので見に行ってきましたが、中に必ず、横に棒がまっすぐ1本じゃなくて、3本ぐらいこう支えてありますね。そして、今までは脚立を組んで、そして登って電球を替えるという、誠に時代的なやつだったですが、今度は、全部自動的に下ろして、そして電球も取り替えられると、こういうふうになっておりますので、今後行う耐震化の工事はそのように進めたいと。だから、先ほどありました、その非構造部分ですね。特にモルタルの壁面が崩落するとかいうようなところ、これも今までやってきておりますが、これもまた、これ予算の関係もありますけれども、可能な限り、要するに、耐震に絞らずにですね、やっていきたいと、いってもらいたいと、このように考えております。

O13番(小野広嗣君) 今回の緊急提言を受けて、一番大事なことでどこに絞るかというのはな

かなかあれなんですが、やはりこの先ほど本当に教育長が言われたなと思うんですが、いわゆる この教育委員会と、いわゆる防災の担当、そことの連携というのをより密にしなければならない というのはポイントになってますね。そういった中で、こう言われてます。今、市が防災計画の 見直しを行っているので、防災課としっかりと協議をしながらこのことを進めていきたいという 答弁をなさってます。言葉のあやですけれども、教育長に申し訳ないけれども、うちには防災課 はありません。消防係しかないです。だから、市長にも何回も言いましたように、こういった防 災計画の見直しとともに、いわゆる危機管理対策室、そういったものを立ち上げんわけにはいけ ないというふうに申し上げましたね。それはそういった計画とあわせて検討させていただきたい という答弁でありましたけど、今回の緊急提言でもそういった担当する課あるいは局、そういっ たところとの教育委員会との連携を密にして取り組んでいかなければ、学校施設は今回622、避難 場所になっているんですよ。東北の震災で。そして、いまだにその1割、1割が避難施設として まだやっているんです。だから、学校施設が避難施設としてまあ認知されるといいますかね、活 用されるという。だから、今回の提言読まれてますよね。僕も読んでますけれども、読んでます けれども、いわゆる発想の転換が必要だって書かれてますでしょう。だからその上で答弁なさっ たと思うんですね。その件は学校長にも届いておりますね。そういった理解の上で、話をさせて いただければ、6月も申し上げたように、今回の提言の流れの中で言えば、学校の防災機能の向 上ということで言えばいっぱいあります。さっきの改修の問題も補修の問題も含めてそうですが、 いわゆる備蓄倉庫という問題がありますね。やはり震災であったところ、震災当日ある中学校で は、全然布団も何もなかった。カーテンを全部外して、二、三人が全部くるまって寝るしかなか ったんだと。ストーブも2個しかなかった。いまだに水が飲めないところもあります。学校で。 水は復活しましたけど、飲めないんです。様々な情報が今あがってます。それはもう時間がない からここで言えませんけどね。そういった意味では、備蓄倉庫の整備という問題、これはすごく 大きいですね。ここちょっと教育長、お願いします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

備蓄倉庫としてはっきりとできてるのは、本市では有明小学校に備蓄倉庫がございます。あとはございません。ですから、私どもが考えておりますのは、現在の余裕教室、空き教室をですね、まずは棚などを作って備蓄倉庫として利用する方法はないかというふうに今考えているところでございます。

あとまた、今御指摘のように、水の問題もあります。これはしかし、生活用水か、または飲料用かとなりますと、また今度は衛生の問題も出てまいりますから、これは十分検討していかなければいけないでしょうし、それから、また、提言の中には、自家発電設備もしたらどうかというようなことも出ているようですが、これもちょっと調べてみましたら、大体13キロワットぐらいのが100万円ぐらい、小型、移動式のやつですね。そういうのもあります。

ですから、まあ今後は、そういうものを備えて、今おっしゃるように、学校をいわゆる地域住民のですね、避難場所としての能力を高めていく工夫をしていかないとだめかと。しかし、何は

さておき、やっぱり耐震を先にきちんとする、そうしないと、上が崩れたらもう元も子もありませんので、それをまず進めていきたいと、こういうふうに考えております。

O13番(小野広嗣君) 予算措置が絡むんであれば、耐震化を進めながら27年までですね、一方で、やれるところから備蓄倉庫に関しても増やしていくという流れ、特にこの海岸端に近いところからですね、やってけるわけですから、そっから進めていっていただければと。そして、エネルギー対策も今度うたってますね。そういったことも太陽光発電だとか、いろんなことを僕もこれまで言ってきましたけども、そういったことも視野に入れて検討していただきたい。

そして、何よりも、これは市長も聞いとって欲しいんですが、地域の拠点としての学校を活用するための計画、これを早急につくり上げていかなきゃいけない。そういう視点で、言葉ではこれまでも言ってますけれども、現実味を帯びたこととして取り組んでいないというのが、これは教育委員会だけの問題じゃないですよ。逆に市長部局の問題としてあったんだろうなというふうに思うんですね。こういったことに対して、しっかり教育長の方から実際の東日本の今回の震災を受けて、実例に即して今回のこういった東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてという緊急提言、これは概要ですけどね。概要版ですけど、これがなされているわけですから、それをしっかりと市長部局の方に申し上げていただいて、取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

〇教育長(坪田勝秀君) 私、先ほど、防災担当課と申しました、防災を担当する課とありますので、そういうふうにとらせていただきたい。

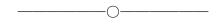
今、議員御指摘のようにですね、本当に教育委員会で計画は立てますけれども、それが絵に描いた餅にならないようにするには、やはり財政当局の御理解を得ながら進めていかなければならないと、こういうふうに考えております。

前回、私、6月の議会のときに、省エネの関係で節電の調査をすると申しましたが、今年8月まで調査をいたしました。大体半分ぐらいが前年度の8月に比べまして下がっております。ですから、あと水道、ガス、電気、そういうものもどのくらい意識的に学校は省エネに努めているかということは、今後また調査しながらすすめていきたいと思っております。

O13番(小野広嗣君) 最後になりますが、津波対策ということもうたってありますね、3点。 敷地が確保できる場合は、津波が到達してない安全な高台等に学校施設を移すという、丸山議員が1回言われたような視点が入ってますね。そして、近隣の高台や裏山など、安全な場所へ速やかに避難できるよう、避難経路を新たに整備するということがうたってありますので、そういったことも含めて、慎重に議論していただきながら、市長部局へ要求することはしっかり要求するという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。



午前11時50分 休憩 午後1時00分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

O12番(立山静幸君) 皆さん、こんにちは。

通告に基づき、順次質問をしてまいります。

1番目の畜産振興について、(1)の全国和牛能力共進会が平成24年10月、長崎県で開催をされる。市では、平成22年度から和牛五輪に向けた取り組みを実施しているが、現在までの取り組みと、今後の取り組みはどうなっているのかでございますが、和牛のオリンピックとも言われる、全国和牛能力共進会が平成24年10月、長崎県で開催されます。前回は、平成19年、鳥取県で開催をされ、鹿児島県は全9部門のうち、1部門でしか最高賞の農林水産大臣賞を獲得できませんでした。5年に1度開かれる全共は、種牛や肉牛で和牛改良の成果を競うもので、血統と飼育技術が重要で、その結果は、ブランド力に大きく影響をするものであります。

鹿児島県は、平成14年開催では6部門で農林水産大臣賞を獲得しましたが、先ほど申し上げましたとおり、平成19年は1部門しか獲得できず、平成14年度はゼロであったお隣の宮崎県が7部門を制したのであります。伊藤知事は、平成24年度の全共では、トップ奪還をマニフェストに掲げ、4月に県推進本部を設置して、完全制覇を目指して、県全体で取り組みが実施をされているところであります。

本田市長も22年度から本市の鉄平号が種雄牛に選定されたことを受けて、鉄平号の産子を全共 出品を目指し、あらゆる取り組みをされているところであります。

そこで、次の3点について質問をしてまいります。

①の第7区の種牛群鉄平号の産子候補と肉牛群の産子候補の選考状況はどうなっているかでありますが、種牛群の出品条件は、平成22年2月26日から平成23年5月25日生まれの17か月から20か月未満で、群4頭で、育種組合か支所を目安にした団体となっております。肉牛群は、平成22年10月26日以降生まれの24か月未満で、群3頭で、個人かグループとなっております。このような条件を満たす鉄平号の産子選考状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○市長(本田修一君) 立山議員の御質問にお答えいたします。

現在の選考状況でございますが、第7区の繁殖育成牛の対象となる生年月日は、平成22年10月 26日から平成23年5月25日までとなっておりますが、鹿児島県の統一した方針としまして、平成 23年の2月26日から平成23年の5月25日となっており、既に分娩が終了しております。

現在、子牛登記が終了した子牛が119頭ですが、これにつきまして、農協と連携して調査・指導を行っているところであります。

今後の選考会等につきましては、平成24年3月頃から曽於地区内の予備選考会が開始され、曽 於地区の最終選考会が24年5月末、県の選考会が平成24年の8月末に開催され、全国和牛能力共 進会の出品牛が決定されることになります。

肉牛群につきましては、対象となる生年月日が、平成22年10月26日から11月30日となっておりまして、本年6月の13日に姶良中央家畜市場で肥育農家へのあっせん会が開催され、現在、肥育中であります。本年10月以降の選考会において出品牛が決定されることとなります。鉄平号肥育候補牛につきましては、県下で15頭のうち5頭がそお鹿児島農協肥育センターで肥育、残り10頭が県内肥育農家で肥育中であります。

第7区につきましては、雌牛の育成状況と肥育牛の仕上がり状況がともに優れている種雄牛の 組が選考されるということになります。

O12番(立山静幸君) ただいま答弁の中で、119頭が分娩されているということですかね。これは鉄平号ですかね。分かりました。

ただいま答弁の中で、JA等一生懸命指導しているというようなことであります。そして、24年の5月と24年の8月の2段階で曽於郡で言えば、鉄平号なり、金幸福と、鹿屋で言いますと、勝次郎という3頭が大隅半島では候補牛になっているわけですが、その今候補については、それぞれの農家が一生懸命になっているわけですが、まだ雌牛については、ああ、種牛については、今の段階ではそのような段階ではないと。肉牛については、もう肥育農家なり、飼育センターに行ってるというようなことですが、この種牛について今後どのような、あとでもまた触れますけれども、現在のところどのような取り組みをされていくのかですね。もう少し詳しくですね、お聞かせ願いたいと思います。

○畜産課長(山田勝大君) 種牛につきましては、まだ競り市前の状況でございますので、現在、 分娩の状況、それから発育の状況等を考慮しまして、能力が見込まれるものについては、自家育 成を推進していくと。それから、競り市に出る能力が見込まれる牛につきましては、積極的な購 買を農家に呼びかけていくと。その後、購入後につきましては、同じく農協と市役所と、あるい は畑かんセンター等との御協力をいただきながら育成指導に努めるということとしております。 終わります。

「立山静幸君「肉牛について」と呼ぶ〕

- ○畜産課長(山田勝大君) 肉牛につきましては、現在、鉄平号15頭のうち5頭がそお鹿児島の肥育牛センター、それから、残り10頭が県下の肥育農家で現在肥育中でございます。肥育につきましては、過去の肥育実績等を踏まえた農家で肥育されておりますので、肥育農家については、県の肉用牛改良研究所等がエコー、脂肪交雑の入り具合ですね、を、エコー等で確認をしながら指導をしていくと。その中で、選抜がされていくということになります。
- **O12番(立山静幸君)** その肉牛については、もう既に農家とか、施設で肥育が始まっているわけですが、その指導については肉牛改良センターだけが指導されるわけですか。
- **○畜産課長(山田勝大君)** 肉牛につきましては、登録協会と、それから肉用牛改良研究所が中心となります。

市としましても、そお鹿児島の肥育センターに肥育されている牛につきましては、定期的に巡

回をしております。既に2回ほど確認をしているところでございます。

O12番(立山静幸君) 今、回答がありましたとおり、15頭が肉牛については、それぞれのところで肥育中ということでございます。この種牛については、また後ほど申し上げますが、やっぱり組織的に登録協会とか、肉牛改良センターが主になってやっていくということですので、市としても、それには今まで2回ほど立ち会っているというようなことですが、市長はこの15頭についてどれほどの認識があるのかですね、お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども申しましたように、平成24年の全国和牛能力共進会につきましては、県も本格的な取り組みをしていると。そしてまた、曽於地区でもこのことについては、地区全体で取り組みをするということで、曽於地区の組織の立ち上げがあったところでございました。

その中で、今ありましたようなことで、肥育牛につきましては、そお鹿児島農協の肥育センターで5頭飼育されて準備が進んでいると。残りについては、優秀な今まで優秀な成績を収めた農家で肥育がされているということの報告もあったところでございます。その農家の個々については把握はしておりませんが、実績のある農家ということで安心はしているところでございます。

O12番(立山静幸君) やっぱり市長もですね、その委託先ですかね、肥育先、あるいは改良先ですね、やっぱり現場に足を運んでどのような状況なのかですね、やっぱり畜産課長等々ですね、やっぱり見る必要があるんじゃないかと。来年の10月までですのでですね、長丁場になると思いますが、ぜひですね、知事と同様に、どうしても5年に一度の全国和牛共進会にですね、出品させるんだという意気込みでですね、今後も指導なりをしていただきたいと考えております。

これについては終わりますが、2番目の、平成22年度の予算に計上され、実施済みである全共出品強化対策事業における鉄平号の人工授精支援の実績を問うでありますが、補助目的として、平成24年に長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会に向けて、第7区の種雄牛として、本市の鉄平号が選定されており、優良な雌子牛の生産・支援を行い、肥育能力と連動した優秀な種雄牛であることを全国にアピールすることで、その後の市内産子牛の価格向上と繁殖牛の改良を目指すため、6歳未満で登録点数84点以上の全共育種価条件を備えた繁殖牛に鉄平号を人工授精した場合、1 頭当たり 2 万円の交配支援を行うため、400万円計上をされ、予算執行されていると考えますが、補助金申請の実績についてお伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

人工授精支援の実績についてでございますが、最終的な事業対象戸数及び事業対象頭数は349戸で728頭でありまして、授精の実績が66戸、73頭となりました。事業の推進にあたっては、農家への協力依頼、曽於南部人工授精師会に対し、事業の説明と協力依頼、市内授精師に対しまして協力依頼、競り市での推進、対象牛多頭飼育農家に対し、巡回による推進を行ったところでございます。

〇12番(立山静幸君) 目標が200頭、73頭という実績でありますが、そのうち課長にお伺いしますが、雄回・雌何頭ずつだったのかですね、お伺いいたします。

- **〇畜産課長(山田勝大君)** 73頭のうち、現在まで確認、6月の分娩までなんですけども、まあ登記されていない関係で、雌が25頭、それから雄が26頭、死亡が1頭おります。残り確認をまだできていないのが21頭ということでございます。
- O12番(立山静幸君) まだ分娩していないということは、今からも分娩の予定があるわけですかね。
- **〇畜産課長(山田勝大君)** 分娩は終了しておりますけれども、子牛登記の段階で調査を、農協から情報をもらうということにしておりますので、分娩はもう完了しておりますけども、こちらの方でまだ確認できてないのが21頭いるということでございます。
- O12番(立山静幸君) この確認をできていない分を含めて73頭ということですかね、分かりました。

実績として、計画に対して3分の1ぐらいの実績ということですが、課長にお何いしますが、 目標が計画に、目的に対してですね、このような数字になった原因というのはちょっと分かりま せんでしょうか。

○畜産課長(山田勝大君) 当初200頭の予定に対しまして73頭の実績ということでございますけども、予算編成時におきましては、鉄平号の育種価が高い評価でございました。また、肥育農家での枝肉出荷状況につきましても、かなり成績の肥育結果ということで200頭を計画したところでございましたけども、事業開始前の22年6月時点で種牛の育種価の評価改定がございまして、そのときに評価が下がってきたという点が1点です。

それから、それ以前に評判が高かったことから、べた付けといいますか、いろんな牛に種付けをした関係で、競り市の出荷時点で子牛のばらつきが出てきたということで、市場での評価が低くなってしまったということがあります。

そのようなことから、その後に鉄平号の授精促進事業を7月からでしたけども、周知した関係で、なかなか思うように授精がいかなかったということでございます。

- **O12番(立山静幸君)** いろんな条件が重なってそういう結果になったということですが、人工 授精師等とのですね、話し合いはされたのかですね。お伺いいたします。
- **○畜産課長(山田勝大君)** 人工授精師さんへの依頼につきましては、曽於南部人工授精師会が有明、志布志、松山、大崎を含めた団体がありますけども、そこの役員会の中で、こういった事業を始めますので御協力くださいということのお願いをしております。

それから、市内の授精師さんにつきましては、事業開始と同時に、改めて事業の推進の協力依頼ということで、文書でもってお願いをしているところでございます。

- **〇12番(立山静幸君)** この雄で25頭、雌で26頭、確認されているわけですが、この発育状況は どうなっているのかですね、お伺いいたします。
- **〇畜産課長(山田勝大君)** 発育状況でございます。いわゆるABCの3段階で評価をしておりますけども、授精促進の鉄平号以外に一般の種付けで生まれてきた牛も含めて巡回をしております。その中で、いわゆる119頭のうちでございますが、Aランクで40頭、Bランクで40頭、それか

らCランクで39頭ということで、農協と市役所で巡回をしたときに評価をしているところでございます。

O12番(立山静幸君) まあABCでした場合、同じぐらいということですね、いいのが3分の1、中が3分の1、下の方が3分の1というようなことで、これを聞く限りでは、先ほど人気があってべた付けをした結果、小さな牛が多く生まれたりということで、それと育種価の問題等で今種付けが計画どおりいかなかったというようなことで、今の結果を見ますと、そうでもないような気がするわけですが、今の現在のですね、市内の鉄平号の種付け状況がですね、分かっておれば教えていただきたいと思います。

○畜産課長(山田勝大君) 現在の状況でございます。現在、技術員等が鉄平号を付ける、適した母牛といいますか、体格的に大きめの牛に付ければそれなりの評価ができる子牛が生まれるということが分かっておりますので、それについては、競り市前の育成指導等において指導をしているところでございます。

鉄平号の授精状況でございますけども、現在、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、 頭数等については、現在、ちょっと報告できないところです。

O12番(立山静幸君) 22年度の予算に対する実績がよく分かりましたが、まあもろもろの条件が重なって計画どおり授精ができなかったというようなことでございます。

これはこれで終わりまして、次に入りたいと思います。

3番目の、平成23年度の予算計上してある全共出品強化対策事業の鉄平号及び県有牛の金幸福号の全共出品候補牛について、畜産農家の購入意欲を問うでありますが、これも補助を目的として、平成24年度に長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会でチャンピオンになることにより、産肉能力等に優れた種雄牛であることを全国にアピールできるため、その後の市内産子牛の価格向上につながります。

そのため、第7区の候補牛として選定されている本市種雄牛の鉄平号及び県有牛産子の全共出品候補牛の導入、育成までの過程を支援する。候補牛導入促進対策として、出品、資格牛の導入に対して、1頭当たり10万円の助成を行うとされております。40頭分、400万円が計上されているわけですが、導入計画としましては、11月に20頭、12月に20頭、畜産農家が導入するようになっておりますが、現在まで郡共、県共出品の経験者と優秀な畜産経営者は本市では多くおられますが、10万円の助成に対して、導入意欲はどうなっているのかですね、お伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

事業対象牛の購入時期につきましては、本年11月から導入がはじまるところでありますが、既に鉄平号の子牛につきましては、数名の方から購入予定も聞いているところでもあります。現在実施しております調査、指導を踏まえ、優秀な子牛につきましては、自家保留を推進するとともに、購入希望者につきましては、事業内容の理解を求めながら積極的に推進を図ることとしております。

併せて、9月末に予定しております、肉用牛振興協議会研修会においても推進を図ることとし

ております。

O12番(立山静幸君) 最後の、9月末の研修会がちょっと聞き取れませんでしたので、お伺いいたします。

〇市長(本田修一君) 9月末に肉用牛の振興協議会研修会でございます。そちらにおいて推進を図っていきたいということでございます。

O12番(立山静幸君) 40頭の計画で、私たちに示された計画では、11月に20頭、12月の競り市でまあ20頭購入するんだということでございますが、先ほどの課長の話を聞きますと、いろんな条件等で鉄平号の授精も低かったというようなことをお聞きしたわけですが、この今、鉄平号について調査、指導しておると。そして、肉用牛振興会の研修会は今月末にあるから、それでもお願いをするというようなことでありますが、これについて、金幸福に対する畜産農家の要望等があると思うんですよね。そういうときに、進め方、市として進め方として、どのようなですね、こう進め方をされるのかですね、まあ本市が進めている授精から、去年から進めている鉄平号をどしてん、まあ30頭か、よければ40頭導入してもらえればいいんですけれども、金幸福がよかければ購入者はそちらの方を選ぶのかですね、その辺の補助に対する考え方ですね。を少し聞いてみたいと思います。

○畜産課長(山田勝大君) 今後の導入につきましては、特に鉄平号、それから金幸福号につきましても、産子調査を行っておりますので、自家保留、子牛展示品評会等の対象牛につきましては、自家保留を進めていきたいというふうに考えております。

それから、購入、市場からの導入につきましては、通常の更新あるいは増頭をされる農家の方に対しまして、本事業の趣旨を理解していただきながら、導入をしてもらえるように努めていきたいというふうに考えます。

O12番(立山静幸君) 今、課長の方で増頭するとか、あるいは更新をするのにそういう自家保留をさしたり、購入を、導入をしてもらうというようなことですが、まあ私はそうじゃなくて、今まで経験、県共に行ったり、郡共に行ったりですね、それから全共に行ったりされている農家がたくさんいらっしゃるわけですよね。その方々にまあできれば強制的なですね、まあ強制的とは言いませんけれども、お願いをするということをですね、して、どしてん志布志市から来年は全共に行くんだという心構えがですね、やっぱし必要ではないかと。ただ40頭を消化すればいいというようなことではなくてですね、やっぱしそういう言い換えれば、今の畜産農家の方々は、もう優秀な方々は後継者もほとんどいますよね。そして、その人たちがもう全共に行った人もいらっしゃれば、県共まで行った人たちもいらっしゃるわけです。この地区の共進会をみてみますと、松山、有明、志布志、競争ですよね、郡共に行くと、競って志布志の人が見に来たり、有明のをば松山の人が見に来たりですね。または大崎の人が来られたり、そういう人たちは、この共進会についてはものすごく興味を持って行動を、勉強をされているわけですね。

そういうことで、両方ですね、それは強制は、金幸福も鉄平号も農家の希望だと思うんですけれどもですね、今まで市長が取り組んできた経緯から、また我々も予算を認めてきた経緯からで

すね、やっぱし鉄平号について十分それなりの行動をしてですね、やっぱし農家が県共まで、あるいは全共まで行くんだという指導なり、あるいはそういうお願いをしてですね、いくべきではないかと思うんですが、市長にお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

鉄平号が県の種雄牛に指定されて、そしてその成績が極めて優秀だということを受けまして、 平成24年に開催される全共に向けてちょうどいいタイミングだということで、私どもの畜産振興 の大きな柱になるというふうに考えてまして、特にこの鉄平号を中心とした出品に向けての取り 組みを開始したところでありました。

先ほど課長が答弁いたしましたように、その後、あまりにも鉄平号の評価が高かったために、 総じて短縮化されたという結果になりまして、べた付けになりまして、御承知のとおり、牛の掛け合わせにつきましては、非常に慎重にしなければならないところがあるにも関わらず、そういった状況が発生して、結果的に鉄平号の評価が落ちてしまったというようなことになったようでございます。

そういうことで、私どもが当初計画していた種付けの頭数に至らなかったということについては、残念だなというふうには思うところでございますが、今現在、この鉄平号種付けによります子牛が生産されておりますので、そのことについての飼育管理については、この掛け合わせで生まれたこと以上に、今後の飼育管理が大きな生育の要素を占めるということになっておりますので、飼育管理については、技術力を高めながら、きめこまやかな管理をするように指示をしているところでございます。狙いは、やはり全共で、全共に出品しまして、できればチャンピオンをとるというような結果にいたるということが狙いでございますので、そのことの目標は常に掲げて取り組みをさせているところでございまして、本市内の畜産農家はそのような意識でもって対応をしていただいているというふうに考えるところでございます。

〇12番(立山静幸君) 今、市長はそのような目標を立てて指導なりしているということですが、7月の22日に志布志市の畜産振興大会が行われたわけですが、そのスローガンの中にですね、そのような文言は一つもないわけですよね。私、平成24年度の長崎県で開催される全国和牛共進会に出品するんだぞというスローガンぐらいはですね、私はあってよかったんじゃないかと。

それと、各地区でありました、共進会の名簿ですね、これ等にもですね、やっぱし目指そう全国共進会とかですね、ちょっとこう入れておけばですね、みんながこれは来年の10月は全共があったっどという市長の姿勢、取り組みもですね、こうアピール、PRできるんじゃないかと。そして、全市民が一丸となってですね、来年度の全共については協力をしていくんだというような、やっぱし今後のちょっとしたアイデアを生かしてですね、やっぱし取り組むべきではないかと思うんですが、この点についてお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、今回の秋の共進会におきましては、そのような形で激励、そしてまた鼓舞するということはなかったところでございますが、先ほどお話しましたように、畜産農家

におかれては、そのような意識は全員持たれているというふうに思うところでございます。

ただいまのお話におきまして、改めて何らかのスローガン等を盛り込んだ散らし等を配りながら、畜産農家の意識がこの全共に向けられるように、明確に向けられるようにしてまいりたいと思うところでございます。

O12番(立山静幸君) ぜひですね、そのようにしていただきたいと思います。全共のポスター等は庁舎内にも何か所か貼ってありますけれどですね、やっぱり市としての取り組みのですね、そういうビラ等もですね、各公共団体の施設にですね、こう貼ってもらえればですね、まあ全市民がそのような意識が高まるんじゃないかと思いますので、ぜひいろんなアイデアを出してですね、やっていただきたいと思います。

次に、2番目の農業振興についてでありますが、(1)のかんしょ新品種への早急な普及拡大を図るため、でんぷん用こなみずきと焼酎用サツママサリの種芋の確保はどうなっているかでありますが、7月の1日の南日本の新聞によりますと、熊本県にあります農業・食品産業技術総合研究機構九州沖縄農業研究センターは、6月の30日、鹿児島市ででんぷん用と焼酎用のかんしょの新品種を育成したと発表をしております。このでんぷん用こなみずきは、鹿児島市の日本澱粉工業が、焼酎用サツママサリは、いちき串木野市の濵田酒造が、どちらももう商品化されているということの報道であります。農業研修センターの所長の話では、新品種の発表に伴い、地元メーカーが結び付くことで、農・商・工連携が進み、地域活性化につながればありがたいと結んでおられます。

既にそれぞれの企業で商品化されているので、あらゆるルートで種芋の確保はされると考えますが、市内では、来年度に向けた種芋の確保はどうなっているのかお伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

九州沖縄農業研究センターが、でんぷん用の新品種こなみずきと焼酎用の新品種サツママサリを育成し、6月下旬に報道されたところでございますが、こなみずきは、現在、多くの面積で栽培されているシロユタカより保水性がよく、柔らかさが長く維持できるため、和菓子や練り製品に適しております。また、サツママサリは、これまでの主力品種であったコガネセンガンに比べ、形状が良く、貯蔵性に優れ、でんぷん含有量も高い品種で、県内では一部の焼酎メーカーが導入し、既に商品化していますが、フルーティーな焼酎ができるとの評価を聞いております。

このように、こなみずき、サツママサリとも、それぞれ優れた特徴を持っており、今後の普及 拡大が期待されるところですが、低温時の植え付けは収量が減少したり、病気に弱い一面があったり、条件によっては従来の品種より劣る点もあるという試験結果も出ており、志布志市の気候 にあった栽培技術を検証することも必要であると思います。

このような中、そお鹿児島農協では、既に種芋を確保し、苗を増殖し、試験栽培を計画しております。

また、あおぞら農協では、需要の動向を見ながら検討したいとのことでございます。

九州沖縄農業研究センターでは、種芋の利用を許諾しており、申請すれば利用は可能であると

のことでした。

志布志市は、かんしょが1,400ヘクタール栽培されており、市の重要な農作物であり、新品種の育成がかんしょ栽培に好影響を及ぼすことを期待しておりますが、栽培技術を確立するとともに、製造メーカーの需要の動向を見ながら、普及拡大に努めてまいりたいと考えます。

O12番(立山静幸君) ただいまの市長の方でサツママサリなり、あるいはこなみずきの特徴等は申されましたが、あおぞら農協では今後の対応をするんだと、JAそおでは、もう既にそういう手配はされるというようなことですが、市としてですね、たばこ農家等も減少して、大農家、たばこ農家は大農家が多かったわけですが、その人たちのですね、たばこの代替地としても今のコガネセンガンとかシロユタカとかいうのをまあ作付けされると思うんですが、それにましてですね、このような優れた品種をですね、やっぱり紹介をさせていくべきではないか。まあ市には二つの農協がありますのでですね、やっぱしあおぞら農協なり、あるいはJAそお農協なりとですね、やっぱし話し合いをして進むべきではないかと思うんですが、についてお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話しましたように、そお農協、そしてあおぞら農協につきましても、それぞれこの新品種については取り組みを始め、ないしは関心を持っているということでございます。当然、このことにつきましては、本市は、ただいまお話がありましたように、たばこの廃業する農家がどのような作物を選定して今後の農業従事されるかについては、十分協議はさせていただいているところでございますので、このような品種についても御紹介は申し上げながら進めているところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、まだ技術が確立されていないということ。それと焼酎会社がどのような形で対応していただける分わからないということでございますので、そのことも含めて関係団体とも協議を進めてまいりたいと思います。

○12番(立山静幸君) 私、若潮酒造さんの下戸社長とも電話で聞いてみました。 2年ほど前からですね、一部の農家の方が芋を持って来られてると。これはもう契約栽培でだということで、全部もう契約栽培だということですが、契約栽培の一部の農家の方が持っていらっしゃって、一部製品化しているというような話でございました。今後はどうされるんですかというようなことを申しましたが、まあ多く芋が集まるようになればですね、それを大大的にやっていこうというような話でございました。よく詳しく聞こごたればでっきゃんせよというようなことでもう終わったんですけれども、下戸社長の話では、もう2年前から自分のところでも少しずつ製品化しておりますよというような話でございましたので、今栽培技術のこともありましたけれども、その辺ももう作付けされて、出荷されていらっしゃる方がおられるわけですからですね、そのような方々とも協議をしてですね、栽培技術がどうなのかですね、志布志市に低温であればちょっと伊崎田、山重とかですね、地区を選ぶのもあるわけですよね。そういうの、病気に対しては、もう今そう問題にはないと思いますが、低温等で少し出荷が遅れるのかなとは、今思ったところですが、ぜひですね、すぐ普及はすると思うんですけれども、やっぱしそういうそお農協でそういう

段取りがされておればですね、やっぱり市としてもいろんな団体とも大手の作付け者がいらっしゃるわけですから、その辺の方々とも協議をしながらですね、普及に努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

O17番(岩根賢二君) 通告に基づき、質問をしてまいりたいと思います。

私が通告をしてから、今回は一切問い合わせも聞き取りも電話もなかったので、的確な答えが 返ってくるんじゃないかと思って期待をいたしております。

それでは、通告に基づきまして、まず、墓地の管理運営について質問をいたします。

志布志市内には4か所の市営墓地があり、多くの市民の方が使用されています。そして、市営 墓地の維持管理のために本年度の当初予算には203万5,000円が計上をされています。

そこで、まず、この維持管理費203万5,000円の財源は何で、使途はどのように使われているのか、まずこれを確認をしたいと思います。

○市長(本田修一君) 岩根議員の御質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。管理状況につきましては、年3回、草払い等の委託料、水道料等の光熱費、それから施設の設置・改修に伴う賃金、そして簡易トイレの設置賃借料、樹木の伐採等の費用でございます。このことでもって市の墓地の維持管理をしているということでございます。

[岩根賢二君「財源もいいですか」と呼ぶ]

〇市長(本田修一君) 財源につきましては、一般会計からの支出でございます。

失礼しました。ただいま一般財源と申しましたが、一般会計からの支出ということでございます。

すみません、何度も申し訳ありません。一般財源からの支出ということでございます。

O17番(岩根賢二君) なぜこれを聞いたかというと、あとにつながるから聞いたんですよね。

今、市長が答えられました、一般財源から出てきているということでしたが、私どもが年度当初にいただいた予算説明資料では、まだこれに更に加えて、県支出金が2万円、その他の財源が41万9,000円ということで計上されております。一般財源が159万6,000円ということになっているようでございます。この、その他というのは何かを確認をしたいと思います。

〇市民環境課長(竹之内宏史君) 大変失礼いたしました。

歳入のことでございますが、大体墓地の使用料が40万円でございます。そして公園の占有料、電柱等の使用料が2万7,000円、水道の使用料4,000円が一応歳入でございます。

- **〇17番(岩根賢二君)** 確認しますけども、水道使用料は今何ておっしゃったんですか。
- **〇市民環境課長(竹之内宏史君)** 水道の使用料と申しました。これは水道の工事を、水道を使ってですね、工事をするもんですから、その使用料を業者からもらうという金額でございます。
- O17番(岩根賢二君) 県の支出金2万円はどういうお金ですかね。

○議長(上村 環君) ただいま市長より、答弁準備のためしばらく時間をいただきたいとの申し出がありましたので、ここでしばらく休憩します。

午後 2 時 07分 休憩 午後 2 時 18分 再開

- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **〇市長(本田修一君)** 答弁準備のため中断をいたしまして申し訳ございませんでした。 回答は担当課長にさせます。
- **〇市民環境課長(竹之内宏史君)** まず、その他でございますが、それの県支出金につきましては、権限移譲の交付金でございます。これは近年納骨堂とか、そういうものを作成、造ったときに単年度で交付金がなされるものでございます。

以上です。

O17番(岩根賢二君) 先ほどからの答弁の中で、いろいろ清掃だとか、枝払いとか、そういう 水道料金もですね、市の方で払っているということでございます。ということは、市営墓地につきましては、市の税金が使われているというこういう捉え方をしているわけです。ところが、民間の墓地については、もちろん市の予算など付いてはおりません。維持管理は自分たちの手で行うことになっております。特に、水道料金については、民間の共同墓地につきましては、利用者全員で会費等を徴収して支払っております。

合併前の有明町では、墓地と集落公民館の水道料は年1回の検針で1㎡当たり160円という料金設定でございました。合併後、調整がありまして、合併後の平成18年の4月からは毎月検針となり、一般家庭と同じように毎月基本料金を払うことになりました。18年の3月に各家庭に配られた水道料金の変更はこうですよというのがこの散らしですけれども、これにもちゃんと書いてあります。旧有明町の墓地、公民館も毎月検針することになりますということで、市民にお知らせがあったわけです。このことによりまして、例えば、有明町内の墓地の水道料金は、合併前に比べて極端に高くなってきました。例えば、有明校区で、有明校区だけしか調べておりませんが、有明校区で昨年1年間の使用量、使用量はここではボリュームの量ですが、使用量が一番多い野井倉共同墓地では、41㎡で1万530円となっていますが、これを合併前の料金体系で計算しますと6,560円であります。1万530円の62%であります。使用量の一番少ない下野井倉の第2墓地では、年間使用量が、年間使用量ですよ、4㎡で7,840円です。合併前の計算でいきますと、160円掛ける4㎡で640円でございます。10分の1以下で済むことになります。倍率で言いますと、約12倍ということです。使用量の水道使用量の少ない所ほど負担が大きくなってきているのが分かります。小さな墓地は、利用者数、軒数も少なく、それだけ各人の負担が多くなってきていると、こういう現状があります。

このように、水道料金が高くなったことにより、水道の給水そのものをやめる所も出てきてい

ると聞いております。市営墓地にあっては、水道料金から清掃や伐採まで市が負担しているのに 比べて、民間の共同墓地の皆さんにとっては、大変高負担になっているこの現状を解消するため に、水道料金の体系を見直す考えはないものか、市長にお尋ねいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

水道料金の体系につきましては、水道、大別して二つの種類に分けられるということでございまして、用途別利用料金体系と口径別料金体系ということで、合併前、旧有明町及び旧松山町につきましては、用途別料金体系であったと、そして志布志町では、口径別料金体系であったということで、合併によりまして、用途区分の基準が不明確、それによる料金算定根拠が不明確になってしまうと、そしてまた、客観性に欠ける、あるいは先進事例で用途間の格差が大きいというようなことがございまして、統一するということで、口径別の料金体系を採用したということでございます。具体的には、家庭用の標準口径13ミリで使用水量、水量20㎡で2,000円として、それを基準として調整がされたということでございます。

ということで、今お話になられました、共同墓地ということにつきましては、従来、松山町地区、そして有明町地区につきましては、用途別の利用料金体系ということでございまして、量の使用m³というようなことでされていたということで、合併後に基本料金をとるような形の料金体系になったということで、ただいまお話になったような負担をしていただくことになっているところでございます。

共同墓地、市営の墓地につきましては、現在、旧志布志町地区にあります伊勢堀墓地、中道墓地、夏井墓地、久保墓地の4か所で市営の墓地を運営しているところでございますが、こちらの墓地につきましては、使用開始時に墓地の永代使用料としてお支払いをしていただき、その後の水道料金につきましては、はじめに答弁したような形にさせていただいているということで、利用者からは負担はいただいてないという状況でございます。

そのようなことで、この料金体系について見直すべきではないかというふうな御指摘でございます。ということをするとなれば、この松山地区、それから有明地区の墓地についても市営墓地にするのか、あるいは、この水道料金の体系を見直すのかというようなことを考えなければならないというふうに考えてるところでございます。

このことにつきましては、私自身もふれあい移動市長室の中で、ある地区からも見直しをして 欲しいというような要望を受けてきたところですが、合併時のそのような水道料金の統一を図っ たということで、御理解いただきたいというようなお話しをしてきたところでございますが、改 めて考えてみたときに、今後、ますます高齢化が進んでいく中で、そのことに対して、福祉的な 観点から考えてもいいのではないかなというようなことの協議はしているところでございます。

ということで、このことにつきましての方向性につきましては、もう少し内部で協議をさせていただきまして、それでまた議会の皆様方に相談できるような中身に整えまして、御相談を申し上げたいなというふうに考えますので、今しばらくお時間をいただければというふうに思います。

O17番(岩根賢二君) 今、市長は、くしくもこの福祉の面からという言葉を使われました。本

市の市営墓地条例の第1条に、この設置、設置目的が書いてあります。それは、市民の福祉の増進に資するために市営墓地を設置するとあります。それはですから、市営墓地の場合はそうだったでしょう。ところが民間につきましては、それがまあなかったということですから、民間についても、まあ福祉の観点から考えていただければということでございます。

今の市長の答弁で内部で協議をして、提案できるときにはまたお願いしたいということでしたが、協議ということになりますと、我々に対しては、後での報告がないと。検討という言葉ならば、議会で、全協で報告もするということにもなっておりますが、そういうレベルで考えてよろしいですよね。何かの改善をするということを協議をするということで考えてよろしいですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私の答弁の中で、検討するとか、協議をするとか、考えるとか、そのような形の締めくくりをするところでございますが、そのことについては、議会の皆様方から統一した形で、分かりやすい形で表現して欲しいというような要望もございましたので、今後は、私自身も可能なものについては、検討する、前向きに検討するというような形で回答させていただければと。そして、また、できないことについては、誠に申し訳ございませんが、そのことについては対応できませんというような形ではっきり申し述べたいというふうに考えるところでございます。

ということで、本件につきましては、前向きに検討させていただくということで締めくくらさ せていただければというふうに思います。

O17番(岩根賢二君) ここで即答えが出るわけではありませんので。もし、市長がちょっと難しいなということでしたら、二の矢、三の矢をちょっと準備しとったんですが、そこはちょっと控えておきたいと思います。

市営墓地に関しましては、そういうことで、合併協議会の中でですね、墓地と集落公民館については、こういう有明町の場合は、ほかの2町と比べて差異があると、違いがあるということで、合併協議会の中でもそのことの認識はあったようでございます。それを踏まえて統一と、料金体系の統一ということが出てきたわけですが、ところが、この公民館と墓地に関しては、こういうことだからこうしますという、何も説明がないんですよね。だから、そこら辺の協議が本当になされたのか。ただもう単純に家庭用と一緒に統一しますということになったのか、まあその辺はどうだったのかなという気がしておりますが、その辺については、市長の方は認識はされておりますか。

○市長(本田修一君) 水道事業につきましては、3町合併いたしまして、水源の問題、そして水源というのは水質も含めてですが、その問題、そして、今後、市全体として公営企業として運営するというような前提がございましたので、簡易水道についてもその範囲の中で経営するということをしたところでございます。ということで、若干志布志町地区の水道事業で、上水道事業でこられた方につきましては、料金が若干上がった形で、そしてまた、この簡易水道の地区については、今後、市の水道の体系を一本化するというようなことの前提がございましたので、それらに耐え得るような体制をしなきゃならないということで、様々な事業を取り組んできていると

ころでございます。

その中で、ただいまお話がありますように、公民館ないしは墓地というのについても、基本的には基本料金を払っていただくような形の負担をお願いをしたということでございます。

合併後、5年過ぎ、6年を迎えようとする中で、やはりひとつの方向性が出てきております。 そしてまた、新たに様々な水道事業について投資をしてきており、一本化できるような見通しが ついてきているような状況でございますので、それでもって新たなこのような水道料の使用の仕 方、あるいは料金の体系の在り方というのについては、考えてもいい時期ではないかなというふ うには思うところでございます。

〇17番(岩根賢二君) 私がいただいた資料によりますと、民間の墓地が市内に600か所あるということです。600か所の中には、まあ個人の1軒の墓地もあるかとは思いますけれども、水道料金等については、この600か所の住民の皆さんが何かおかしいよねということで、多分考えておられると思いますので、改善の方向でひとつ検討をお願いしたいと思います。

この私が通告した後に、じゃあそういう例えば、墓地とか公民館について特別な料金体系をとっているところがほかにないかなということで調べましたか。

〇水道課長(木佐貫一也君) ただいまの御質問ですが、日本水道協会の資料によりますと、先ほど市長の答弁の中にありましたように、用途別料金、それと口径別料金体系の説明はございましたが、その内訳としての種別ごとというのは、ちょっと資料で見当たりませんでしたので、誠に申し訳ありませんが、一応努力はしたんですが、なかったということで御容赦いただきたいと思います。

O17番(岩根賢二君) 私もいろいろ調べてみました。薩摩川内市が一時的には特別そういう料金体系をとったこともあったということですが、今現在はもう全部統一されているということでした。近くでは、東串良町を調べてみてください。私が調べたところによりますと、東串良町では、公民館と墓地につきましては、使用水量が基本水量の2分の1以下の場合は定額の250円としているということでございました。まあ参考までにお伝えしておきたいと思います。

このことで、先ほども申し上げましたが、市内には有明に348か所、志布志に144か所、松山に108か所の合計600か所の共同墓地があるということですので、これの見直しがされれば、市長の株もまたぐんと上がるのではないかなと、市民に優しい市長だなということになってくるんではないかなと思います。ぜひ見直しをお願いをしたいと思います。

それと、先ほどから話に出ていますように、私の通告では墓地ということで限定してありますけれども、度々言っております、集落の公民館等についてもですね、これは同じような水道使用料だと思いますので、例えばですね、公民館につきましては、年間使用量が有明校区で、私が調べました結果、16の公民館のうちに一桁以内の所が13か所です。だけども、毎月毎月基本料を払っているということですよね。極端な所は、年間使用量ゼロのところもあります。ゼロでも基本料金はやっぱり7,560円払っておられます。やっぱりここら辺はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますので、公民館についても見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

そのことにつきましても、そのことも含めまして検討をしたいと思います。

O17番(岩根賢二君) それでは、次に、道路行政について質問をいたします。

一つ目として、市道604号、吉村・牧ノ内1号線と市道654号、野吉・東吉村線及び県道志布志有明線が交わる慰霊塔下付近は、変則的な交差点になっており、歩行者にとっても、車両にとっても通行がしにくい状況にあります。この付近は小中学生の通学路にもなっており、また、付近の人々の散歩コースともなっております。この県道と交わる部分に横断歩道を設置してもらいたいということで、志布志警察署へ要望に行きましたが、署の方では、横断歩道としては距離が長すぎるし、かえって危ないのではないか。道路の形状を変えなければ、このままでは設置は難しいという答えが返ってきました。ということは、この付近の道路改良が必要だということであります。

交通事故を未然に防ぎ、歩行者の安全を確保するための道路の改良の考えはないかお尋ねをいたします。

2点目として、道路改良の2点目として、市道8号、昭和・弓場ケ尾線の上昭和地区の道路についてであります。

この道路と市道町原線との交差点から南の方で十数メートルは、歩道が拡幅された上にきれい に整備をされています。ところが、途中でこの歩道はとぎれています。この道路は通学路でもあ り、歩行者や車両の通行量もかなり多いと思います。

そこで、この道路の今後の改良計画はないのかお尋ねをいたします。

3点目として、市道18号、大黒・吹上線についてであります。

この道路は、文化会館の道路を通っているわけですが、文化会館利用者の駐車場がこの道路を隔ててあるために、向かい側にあるために、利用者は車を止めたあと、この道路を横断しなければなりません。しかも催し物があるときは、車両数も多く、道路横断には危険を伴います。そのため、いろいろな行事のときには、係の人が通行の誘導をしておられます。

このような危険を解消するために、この道路の改良をして、駐車場を文化会館側に引っ付ける 形に一体化するような考えはないものか、お尋ねをします。

以上、3件の質問の道路に関しましては、児童生徒の通学路であったり、所管の文化会館があったりしますので、教育委員会として、これらの道路に関してどのような考えを持っておられるのかお答えください。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市道604号線、吉村・牧ノ内1号線と654号線、野吉・東吉村線及び県道の志布志有明線が交わる交差点についての道路改良のお尋ねでございます。お答えいたします。

御質問いただきました交差点は、議員御指摘のとおり、県道と市道が交わり、しかも交差点が 2か所連続するような形状になっております。特に、市役所入り口の交差点は、県道に向かって 2本の市道がV字型に接続する変則的な交差点となっており、それぞれの道路から交差点側に車 両が進入した場合、通行に支障を来たすような状況にあるのではなかろうかと考えております。

改良する考えはないかという御質問でございますが、県道と市道とあわせて3本の道路が交差する交差点であること。また、交差点が連続するような形状であることから、大規模な交差点改良については、県道管理者の鹿児島県、交通管理者の鹿児島県公安委員会との協議も必要なことから、早急に実施するのは難しいと考えております。

この交差点につきましては、今年の8月に、有明校区公民館長から「市役所入口(慰霊塔下)の交通安全対策について」ということで、横断歩道の設置と県道への右折誘導線の設置の要望をいただいたところでありまして、このことにつきましては、警察と県に要望を上申しております。

また、現在の交差点の形状で、例えば、区画線などにより車両を安全に誘導できないかなど、 様々な方法を考えていきたいと思っております。

今年に入り、志布志市内では4件の交通死亡事故が発生しており、危機的状況となっております。市としましても、関係機関と連携して、交通事故防止や交通安全対策を積極的に進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、昭和・弓場ケ尾線の上昭和地区の道路改良についてのお尋ねでございます。お答えいた します。

議員御質問の市道昭和・弓場ケ尾線の上昭和地区は、旧志布志町において、県道志布志福山線の都市計画が決定、都市計画の名称は、幹線街路の3・4・1 関屋線と申しますが、2,740mの県道部分を整備する計画決定が行われたもので、その県道の計画決定に伴い、市道昭和・弓場ケ尾線上昭和地区も関連し、都市計画道路として計画決定を行い、都市計画道路事業認可によって整備されたものでございます。県の街路事業に関連して、市道区間の交差点の形状が変更されるため、300mの区間は県の代行事業で実施していただいたところでございます。県道の交差点から北方向へ220mの区間、JAそお鹿児島志布志支所の前まででございます。それと、ホテル批榔前の南方向へ80mの区間が整備され、現在のようになっています。この300m区間の整備を行うため、当時、町道の昭和・弓場ヶ尾線の国道220号から志布志駅上ですが、ここから上昭和地区を通ずる県道志布志福山線までの区間を、志布志都市計画道路事業の3・4・6昭和通線として、1,900mのうち300mの実施認可を受け、整備をしております。

現在、整備されております志布志中学校へ通ずる県道をまたぐ橋、大原跨(こ)道橋と言いますが、整備の前は橋ではなく、県道との平面交差でありました。当時の交差点は、坂中の交差点でありましたので、港からの大型交通量の増加が予測され、志布志中学校への通学路の危険性が高まることから、県との協議により、志布志町で橋を新設し、現在に至っております。

また、この橋のある付近の交差点から志布志支所市街地側へ向かった155m区間について、跨 (こ)道橋の新設、交差点の改良が必要となった計画に関連し、同時に施工しなければならなかったため、町が事業実施認可を行い、昭和通線の町施工区間として整備したと聞いております。

そこで、今後の見通しでございますが、現在まで整備されている区間は、人家等が少なく、短期間で事業が完了したと聞いております。県との関連事業で早急に着手しなければならない事情

から整備した区間でしたので、ほかの事業に影響がないよう今の区間まで先に整備したと聞いて おります。

今後、新市になりまして、この問題も解決しなければならないと感じております。せめて、市民の皆様が集う文化センター、図書館、志布志支所へ通ずる市道大黒・吹上線までの交差点までは歩道が必要と思い、事業認可を受け、事業再開ができればと感じておりますが、御存じのとおり、建物移転の対象となる物件が多く、事業費が相当必要となり、短期間の整備では困難と考えます。しかし、自転車通学、歩行者の学童生徒の多い路線であり、優先度は高いかと思いますので、関係機関と調整を図り、沿道の皆様の御理解をいただきながら、早急に整備が図られればと思うところでございます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今御指摘の市道でございますが、子どもたちが通学路としても使っておりますので、安全に登 下校できるようにと、するようにということはかね日頃指導もしております。

また、この市道に限らず、あちこちで毎朝交通指導員の方、あるいは保護者の方等に立しょう 指導もいただいております。本当に感謝しております。当の岩根議員さんも、有明小中学校の登 下校の子どもたちの安全のために、毎朝指導していただいていることを深く感謝申し上げます。

特に、この志布志市文化会館につきましてでございますが、議員も御案内のとおり、教育委員会主催のコンサートや講演会、それから生涯学習講座をはじめ、各種行政イベントや、あるいは市民、企業団体などを含めますと、年間約5万人以上の方々が利用される本市の文化活動の拠点施設でございます。大きなイベントになりますと、駐車場から会館まで1,000人の人々が一時に出入りされ、その移動のために市道18号の横断歩道を渡っておられます。幸いに、開館以来、今日まで交通事故の発生はございませんが、教育委員会といたしましても、危険性は十分認識しておりまして、主催事業に関しましては、予算の範囲内で警備員を配置して、利用者の安全確保に努めてきているところでございます。

議員御指摘のとおり、安全確保のために市道を横断しない形で路線の付け替えをすることにつきましては、これまでも度々課題とされてきたと聞いております。しかしながら、市道として考えますときに、車両の走行性を考慮した道路線形を優先せざるを得ないことから、駐車場敷地が分断された形で残ってしまうんではないかと。そうしますと、現在以上に駐車場スペースが少なくなることは予測されないかなと思っております。

御承知のとおり、文化会館の駐車場につきましては、催し物によりましては、現状でも不足しておりまして、市役所や保健所の駐車場も利用しているところでございます。

このようなことから、教育委員会といたしましても、別途駐車場敷地の確保ということが実現 しない限り、現状での利用者の安全確保に努めるしかないのかなと、かように考えているところ でございます。

以上でございます。

〇17番(岩根賢二君) 1点目の慰霊塔下の道路のことですが、校区公民館からも要望書が出て、

それを市としては、県の方に要望しているということでしたね。要望しているということは、改良を、どういう要望ですか。改良をしたいけどどうしたらいいですかということなんですか。それとも、どのような内容の要望書として市の方から出しておられるんですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

公民館からの要望につきましては、市役所本庁からの道路と県道の三差路に横断歩道がなく、子どもの通学時に大変危険であるので、横断歩道を設置して欲しい。そして、また2番目に、市役所から県道に出るときに停止線で停止していると、鹿児島銀行の方から来る車が市役所方向へ右折する際に近回りをして大変危険であるということで、右折誘導線の線引きをして欲しいというような要望が届いたところでございます。

これに基づきまして、警察の方に相談いたしまして、ある程度のその誘導線の設置、あるいは 歩道の設置等について協議をさせていただいたところでございますが、歩道の設置につきまして も、長い距離もある、長い距離となる歩道の設置については設置が難しいというようなこともご ざいますので、そのできる範囲内での設置につきまして、今後設置の要望を重ねまして、設置を していただくよう努めたいというふうに考えているところでございます。

O17番(岩根賢二君) ということは、改良をして何とか横断歩道をつけたいなという気持ちはあるわけですね。

〇市長(本田修一君) 道路の改良につきましては、そのような方向で考えているところでございますが、とりあえずはできる範囲ということになりますと、横断歩道の設置と、あるいはその右折の際の誘導線の設置と、そういったものが協議が整えば近いうちにできるということでございますので、このことについて警察と協議、公安委員会との協議というものをさせていただきたいということで、道路改良自体につきましては、今後また、その線の設置をした後にまた考えさせていただければというふうに思うところでございます。

〇17番(岩根賢二君) 市長、今の答えはですね、私が警察署で確認したのと順番が違うんですよ。まず、道路改良をして、そして、ここに横断歩道を設置したいんですけどどうでしょうかということをしないと、警察も公安委員会も判断はできませんよという話でした。ですから、その辺は順番が違うんじゃないですか。ですから、それを確認しているんですよ。

〇建設課長(中迫哲郎君) 議員が御指摘されるようにですね、まず、警察としては安全な渡り方ということで横断歩道というのは警察が設置するもので、そういう構造でないとなかなか新規にですね、横断歩道を設けるというのは厳しいかと思います。

ただ、今市長が答えました、答弁したとおり、改良につきましてはですね、県道との調整とかいろんなことで右左折とかありますと、大分時間が要するかとは思いますので、当面、何か今の道路自体は結構幅は広うございますので、その中で区画線をいじったりとか、そういうので対応できないかということで、今警察との協議を進めたいということでございます。

O17番(岩根賢二君) それは、まあ私が判断するわけじゃないけど、ちょっと無理だと思いますよね。道路の改良をしないと警察も公安委員会も判断のしようがないですよと、こう言われた。

まあ私が言われたんですよね。ですから、私が市長に念を押したいのは、市長がここはやっぱり 危ないから何とかせないかんなということで、まず道路を改良して、横断歩道が設置できるよう な状況に改良をして、そして、警察なり、公安委員会なりに判断してもらうと、こういうことだ と思いますよ。ですから、市長がその改善する気持ちがあるかどうかというのを聞いているんで す。改善する気持ちはあるわけですよね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

目的とするところは交通安全な交差点にするということが目的でございます。ということで、 そのような各線を設置することで交通安全な状況が実現されるということであれば、そちらの方 がよろしいんじゃないかなというようなことで課長とも、課の方ではそんな考えで警察と協議を しているということでございます。それが道路改良ということでなければ駄目ですよというよう な警察の方のお話だということだとすれば、多分、その線を入れるということでなく、そこの部 分について通行ができないような形の措置をするというような形での改良ということであるとな れば、できるのかなということを当方では考えておりましたので、そのことも警察の方にまた具 体的に相談いたしまして、そのことができれば速やかにこの交差点の改善はできるということに なりますので、まず、その方向を目指してまいりたいということでございます。

- **〇17番(岩根賢二君)** まさに求めているところは交通安全ということですから、その方向でまあ進めていただきたいと思いますが、その区画線を引くとかいうのもですよ、やはり警察と協議してそれはするんですかね。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 区画線につきましても、公安委員会、警察の方との協議が必要でございます。今、市長が答弁、まあ区画線とあわせまして、例えば、縁石を入れるとかですね、そういうのをあわせまして、この交差点の中を少しでも改良というのかですね、手を入れまして、できれば横断歩道が引けるようなですね、ことを警察の方と協議していきたいと思います。
- O17番(岩根賢二君) もちろん警察ともですけれども、県の道路管理者の方とも、そっちの方も大事だと思いますので、そちらとも協議をしていただきたいと思っております。それでいいですかね。
- **〇建設課長(中迫哲郎君)** 当然、有明志布志線は県の管理でございますので、県の方とも十分ですね、連携を取りながら進めていきたいと思います。
- **O17番(岩根賢二君)** 早急にはできないでしょうけども、その方向でお願いをしたいと思います。

2点目の市道8号線の件ですけれども、県の工事の関係であそこまで今改良がなされているという説明でございましたが、ここの道路改良については、市長の答弁では、大変優先度の高い路線であるということを言っていただきましたので、早めに計画を具体化してですね、やっていただきたいと思うんですが、事業費が非常に高くつくのではないかと、移転費等の関係でですね。そこら辺の試算というのはされているんですか。

○建設課長(中迫哲郎君) 先ほど市長が答弁いたしました、今整備している区間から文化セン

ターの前の交差点までの区間が約350mぐらいございます。その区間を建物の移転やらですね、しますと、試算といたしましては3億円を超えるようなですね、事業費になろうかと考えております。

O17番(岩根賢二君) ということは、何らかの計画を立てていかないかんということで、そういう試算もしてあるということですね。

〇建設課長(中迫哲郎君) 過疎計画の中では、この昭和通線ということで25年度から顔を出す計画ではあげてあります。その中では、年次的な計画といたしまして5,000万円ずつというふうな計画ではありますが、全体的にはもうちょっとですね、先ほどいった金額ぐらいにはなろうかと考えております。

O17番(岩根賢二君) なるべく早く実行がされるように、ひとつお願いをしたいと思います。 それと、3点目の市道18号線の件ですけれども、教育長の方でもお答えいただきましたが、文 化会館の利用者が年間5万人もあるということで、幸いにも事故は今までなかったということですが、この予算の範囲内で警備員を配置して、安全確保をしているということでございましたが、 予算は幾らぐらいなんですか。

〇生涯学習課長(米元史郎君) 予算につきましては、ただいま資料を持ち合わせていないところでございます。

年間5件以上のイベント等がございますし、1回につきまして10人程度は配置をしておりますので、それ1日だけのことでございますけれども、それが人件費、大体1万円前後ということの試算になろうかと思います。

O17番(岩根賢二君) 私はこれは文書でしか通告はしていないわけですけれども、私が考えていたのと、教育長が答えられたのと、果たして同じ考えなのかなという気がしていますが、かえって駐車場が分断されるのではないかとか、かえって狭くなるのではないかという言葉がありましたけれども、教育委員会としては、私の通告を見て、どのような改良を私が考えていると考えたんですか。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

現場を見ましてですね、今の駐車場をそのまま残して、そしてあの道路まで駐車場にするという形がとれないんじゃないかと思ったんです、私どもは。どうせあそこをまっすぐ、今の道路を駐車場と使うならば、大体真ん中、3分の1ぐらいの所をずっとこう行かないと、あれを谷の方を埋立ててどうかするということは、もう民家がありますし、床屋さんのある所いきますから、そうすると、恐らく、私どもが考えましたのは、恐らくこう車は先ほど私が申しましたように、下から上がってくるときのその車両の走行性ということを考えたときには、そんなに山側、谷側ですかね、あっちには行けないから、結果的には倉庫がある所のあの辺をちょっとばかり突っ切っていくのかなと私も考えたもんですから、そうすれば、いくら道路を駐車場にしても狭くなるよねという判断をしたわけです。

で、議員の方は、お考えになったのは、恐らく一番端の方にこう道路を下からずっと上げてい

かれるということなのかなとは思いましたが、そこはもうはっきり分かりません。私どもはそう思いましたので、お答えしたところでございます。

O17番(岩根賢二君) ということはですよ、まあ教育長が考えられたそれは可能かどうかも含めて、建設課とも協議をされたんですか。

〇教育長(坪田勝秀君) 協議と言いますか、私どもがこの御質問にお答えするときに、こういうふうに考えられるが、恐らく向こうへ通すということはばく大なその土地の購入とか何とかかかるであろう、まあこれは素人考えでありますが、そう思ったもんですから、今の駐車場の所を少し通っていくとなればかえって狭くなるんじゃないかなと、こういうふうに判断いたしましたので、そう答えているわけで、まあ建設課の方は建設課の方でお考えはあるかもしれませんが、そういうことでございます。

〇17番(岩根賢二君) 私の通告は、道路行政についてということで書いてあります。それで質問を要求する相手として教育委員長ということでしてありますので、やはりそこは建設課とも協議をする必要があったのではないかなと思いますが、どうですかね。

〇建設課長(中迫哲郎君) ただいま議員の御質問のとおり、建設課もこの駐車場のこの質問が ございましてルート的には2ルート、裏の谷を渡るルートとですね、駐車場をそのまま利用する 方法を2通り、一応検討はしております。

裏の谷をいくルートにつきましては、約350mぐらいですね、谷を埋めていくということで、この谷を埋めることによって、土地利用を図ったりですね、そういうことで試算いたしましたところ、約9億円ぐらいかかるのではなかろうかと、盛土で27万㎡とか、そういう大台になりますので、そういうちょっと大きな事業がですね、やれれば、土地利用としても駐車場のあの辺の立体の利用としては図れるかもしれませんけど、まだちょっと今スタミナ的にどうかなと。それで、一番考えられるのは、駐車場、今の駐車場をちょっと移し替えてやる方法ということも検討いたしましたが、これについては、道路の線形とかいろいろ考えますと、どうしても曲がっていきますので、そういうのはできないということになれば、先ほど教育長が答弁したとおり、真ん中を突っ切って駐車場が狭くなるというようなことで、教育委員会の方にはそういうことで協議しております。

〇17番(岩根賢二君) まあ協議をされたということでございますので、まあその点は良としまして、私が今回道路行政についてということで質問しているのは、やはり歩行者の安全ということを考えてこういう改良をしたらどうだろうかということで提案しているわけですので、駄目と言わずにですね、何かいい方策はないのかなということで、再度考えていってもらいたいと思いますが、市長と教育長の考えをもう1回お聞きして終わりたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の件につきまして、教育委員会から相談がありまして、建設課等と協議を重ねたところで ございます。現状でいけば、今ほどお話がありましたように、警備員を配置して、イベントがた くさんお客様が来られるときには、警備員を配置して対応しているというようなことで、交通事 故等については今まで発生していないということであるようでございますので、今後もそのよう な形でやらさせていただくということになろうかというふうに思ったところでございます。

ただ、駐車場というものについて、別途の所に確保できないものかというようなことについても今後検討を加えていきたいと、適地を探していければというようなふうには考えるところでございます。そのようなことができるとなれば、横断歩道を渡る方が少なくなるような駐車場の確保ということができるとなれば、今回、御提案いただきました件について、少しでも交通事故の発生の可能性の少ない措置が取られるものというふうに考えるところでございます。

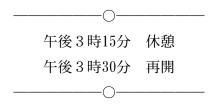
○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

確かに、文化会館の前に駐車場があるのがやっぱり一番便利なわけでございまして、また、志 布志市役所の下で、あるいはまた保健所の所でと言っても、またあそこあら上がっていかなきゃ なりませんので、特に足の不自由な方なんかは歩いていただくというのもまた大変でございます ので、できるものなら、そういう所をあそこをそのまま使えれば一番いいんですが、私どもも今 申しましたように、やはり予算的なもので、先ほど建設課長が申しますような形が広くとれれば 一番いいんでしょうけども、それができないとなれば、今現状、私どももやっておりますそうい う安全指導、そしてまた誘導員を配置して催し物などに対応すると。

それからもう一つ、数は少ないですが、あのゲートボール場がありますね、下の方に。あそこの木の下から結構まあ入るかもしれませんし、もうちょっと何か整理ができれば二、三十台のところは確保できないものかなとは考えております。これも急務の一策でしかありませんけれども、根本的な解決になりませんが、やはり何とかそういう所を見つけ出しながらですね、駐車場の確保に努め、安全指導をまた同時に進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

- O17番(岩根賢二君) 終わります。
- ○議長(上村 環君) 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、3時30分まで休憩いたします。



〇議長(上村 環君) 再開します。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

O19番(小園義行君) 日本共産党の小園義行でございます。

今、新しく民主党の政権が菅さんから野田さんに変わりまして1週間ほどですかね。その中で、 支持率は結構上がりました。そして、1週間もたたないうちに原発の関係、そういったものを担 当する大臣がまさにびっくりするような発言をされて辞任と、私たち議会の議員をさせていただ いてますけれども、言葉というのは大変重いものだという思いがしております。そういった意味 で、ぜひ志布志市のこれから先どんなまちをつくっていくのかということも含めて、いつも言っ てるように、住民の皆さんが主人公と、その立場でここにおられる執行部の皆さん、そして私たち議会の同僚議員の方々あわせて、これからの方向性をしっかりと議論していいまちづくりをしていきたいと。その一旦を私も担っていきたいという思いで通告しておきました点について、順次質問をさせていただきます。

まず、職員適正化計画についてということで通告をさせていただきました。

合併をして5年が過ぎました。この間、約5年間の間で50名近くの方がですね、お辞めになられている。これは定年退職そういったのを含めて、早期退職の方も含めましてそういうことであります。そういった中で、第2次の職員適正化計画が作られて、ここに出ておりますが、その中に、本庁の定員管理の目的ということで述べられております。今後も引き続き持続的な行財政基盤を確立するための人件費の抑制は重要な課題となっていることから、定員管理の適正化を引き続き積極的に取り組んでいくということで、財政上の問題等々を目的の一端に述べられているわけであります。このことに対して、私は、本来職員の人たちというのは、とても住民の皆さんからみても、市長からみても財産であるというふうに考えます。この人たちがいなかったら執行していく、そういったことにならないわけでありまして、大変大事なことだというふうに考えております。

そうした点から、今回、この今後5年間で約三十数名ですか、削減をしていくんだということで、財政上の問題等々が述べられております。そのことに対する考え方とあわせて、市長が考えておられる自治体の在り方と言いますかね、これは振興計画、そういったものでにぎわい、そういう協奏するまち、これはあるわけですが、平たく市長が日々思っておられる自治体の在り方と、その思いについて少し語っていただけませんか。

○市長(本田修一君) 小園議員の御質問にお答えいたします。

職員適正化計画の中で、目的に財政上の措置、そしてそのことに対して、自治体はどうあるべきかというようなお尋ねでございます。

平成23年3月に行財政改革推進委員会の答申を得、第2次職員適正化計画におきまして、本市を取り巻く状況は以前として厳しい、今後も引き続き持続的な行財政基盤を確立するための人件費の抑制は重要な課題となっていることから、定員管理の適正化を引き続き積極的に取り組んでいくために、平成23年度から平成27年度までの計画期間とする第2次志布志市定員適正化計画を策定しますと、定員管理の目的を定めております。

新たな市民ニーズへの対応が求められるなど、地方行政を取り巻く情勢は目まぐるしく変化してきており、職員の質、能力等の向上が求められているところであります。

一方で、議員御承知のとおり、合併特例措置に係る普通交付税の算定につきましては、合併算定替の特例が適用されており、約10億円の配分を受けております。この特例は、平成27年度まで継続され、28年度以降は段階的に低減し、平成32年度で廃止されます。このため、一般財源10億円の経費節減による市政運営は、喫緊の課題であり、同時に、職員人件費の削減対策は必要なものと考えるところでございます。ただ、それぞれの市町村には、様々な産業構造、特殊事情があ

り、全国の市町村一律に職員の数を位置付けられないと認識はしております。

しかしながら、類似団体を参考に職員の定員適正化計画を策定し、それに基づき定員管理をしていくことは必要であり、その中で様々な施策に取り組み、最大限の効果をあげるよう努めてまいります。

併せて、本市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画との整合性を保ちつつ、持続可能な健全、財政運営を図っていくために、志布志市中期財政計画、志布志市職員定員適正化計画を基本に職員一丸となって市政を運営してまいりたいというふうに考えるところでございます。

O19番(小園義行君) 前半の方は分かったわけですが、後段のどういったまちをつくりたいのかということについては、振興計画、それをそのままお読みになったわけですね。なぜ私がこの思いを語ってちょうだいて通告したのかというと、それはもう市長、答えられなくて分かっているわけですよ。にぎわいね、協奏するまちって。市長がどういうまちづくりをしたいのかというのをお聞きしたかったわけですよ。そうすると、担当の課長さん、そういった方々も書けないじゃないですか。市長の思いを聞きたかったわけですね。まあいいでしょう。

そこで、私は、人を減らせばよいと、そういった考えるのは少し問題だなというふうに今思うところであります。この計画で見ますと、27年まででこう人口の減というのが約1,500人ぐらい減るというような推計になってますね。この計画は、市長も3.11で宮城県含めて向こうの方に行かれたわけですが、あの震災が起きる前にこれは作られております。実際に、市長が現場に足を運んで、何を感じ、そしてどうあるべきかということを感じてきたのかなと、そういう思いもあって私は思いを語ってちょうだいということで通告をしました。まさにあの現状の中で一生懸命頑張っておられるのは、公務員の方々ですよ。もちろん、民間の方もボランティアの方も一生懸命でしょう。でも最終的なその責任を負ってやっておるのは、首長をはじめとした公務員の方々が全力をあげてそのことに取り組んでいる、その姿を見てこられたと思うんですね。そういう中で、適正化計画がそれ以前にこれは作られてますよ。見直しをする、そういった思いに立たんのかなというのがあって少し思いを述べてくださいというふうに通告したんですよ。正直に向こうに行かれて、どういうふうに市長が、あの自治体の現状を見て、我がまちと照らし合わせたときに、どうあるべきか我がまちは、そのことの思いを少し語っていただけませんか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どものまちでは、3.11の東日本大震災発生、そしてまたそれに伴う大津波による大被害、そしてまた、そのことにより福島原発が発生するというような一大危機に際しまして、すぐさま支援の体制をとったところでございます。そして、その支援の体制をとる中で、大隅半島4市5町で復興支援チームを結成いたしまして、そのチームの中で本市の担うべき役割としまして、職員を1名ないし2名ずっと岩手県の大船渡市の方に派遣してきたところでございます。その流れの中で、私も職員の激励と、そして震災地のお見舞い、そしてまた、私自身の研修ということで現地に赴いたところでございます。職員の報告、私自身は7月に入ってまいったところでございま

すが、職員の報告等をつぶさに聞いておりましたので、まさにその職員の報告のとおりの現状であったということで、極めて悲惨な状況、津波の被害を被った地域は、極端に言えば何もないまっさらな土地になっているというような状況という現場を見て、本当に大災害だったんだなというふうに感じたところでございます。

そして、そのことにつきましては、すぐさま私どものまちと同じように、全国から様々な形で 救援の手が差し伸べられていたと、救援の物資も様々な形でたくさんの物が届けられていたということでありました。しかしながら、そのことをきちんと被災された方、被災地に届ける。あるいは、その災害の復旧に向けて取り組みをするということについては、ただいま御指摘のとおり、その地の公務員が、職員が主体となって動いておられたということでございます。そこには、もちろん関連する団体、特に社会福祉協議会等もあるわけでございますが、それらの団体も積極的に参加され、復旧・復興に努めておられました。中には、それこそ首長さんも津波によって流された地域もあり、そのことについてどのような形で行政はその被災された方に対応しているのだろうというようなことも、本当に心配したところでございますが、その地域においては、それなりの体制が県あたりで組まれて、またされたというようなふうに聞きまして、本当に日夜問わず、それこそ365日、24時間というような体制で職員の方々は当初取り組んでおられたということを聞き、やはり責任感というものはすごいんだなというふうに改めて感じたところでございます。

このような災害が本市で発生するとなれば、きっと本市の職員もそのような形で不眠不休の形で取り組んでもらえるというような、そういう職員であるというふうに私自身は改めて本市の職員を見直して、そういうふうに感じたところでございます。

災害がある程度落ち着いてきたということで、8月いっぱいで大船渡市についても災害復旧の 支援チームの派遣を大船渡市から申し出がございまして、やめたところでございます。

ということで、ある程度時間がたち、通常の業務ができるような体制になったのではないかな というふうに思いますが、それにしてもいまだ大変な業務量をこなしておられるというふうには 推測するところでございます。

そしてまた、そのことについても時間がたっていけば、年数は掛かるかもしれませんが、いつかは通常の、災害の発生する以前の職務になっていただけるんじゃないかなというふうには思うところでございます。それまでに、本当に心労も、また体力もかなり費やしていかなきゃならないということでございますが、公務員としての自覚を持って、そのことについては真摯に対応されるのではないかなというふうに感じるところでございます。

O19番(小園義行君) そういう現状を踏まえてね、ここにこう出てる33人の削減が必要だと。本当に合併して、3 町が合併して面積も広くなった。住民が年間300人ぐらいずつ減っていくという状況の中で、職員も急激にどんどん減らしていいのかと、そういった現状を見たときに、この見直しをやっぱりしていくべきじゃないかという気がしてならんもんですから、正直な感想を聞きたかったんです。ここに今出てますけれども、市長がどういったまちづくりをしたいのか。そのためには、やっぱりそれを芯から担う人たちが大事ですよ。職員の人たち、本当に私は財産だ

というふうに思います。そういった立場からしたときに、この財政上の問題、この交付税がね、ここで廃止になるとかそういうのはもう当然分かっていたわけで、そういうことを含めてお金が厳しいから職員を減らしていくんだという、そういうものでは僕はないだろうというふうに思うわけですね。こういった災害を受けたときには、本当にもう1回立ち止まって、ちゃんと見直しをすべきじゃないですか。やっぱりそういう財政的な問題があるんだったら、私たち議員報酬の問題や市長の退職金、そういったものまで含めてですよ、トータルでこれちゃんと議論されてこれが出てるのかなと、僕はそういうふうに思います。

そこで、市長にお伺いしますが、これまでも何回もお聞きをしております。退職金の問題について、財政上の問題で職員を減らすということであるんであれば、私は、市長が次の任期中にこのことについては検討して、回答するというふうに答弁を過去の議会でしております。職員の削減の問題で財政上厳しいんだったら、まず自らも襟を正すと、そのことが必要でしょう。そういったことについては、どういうふうに現在お考えなのか、お聞かせをいただきたい。もちろん私たち議員報酬の引き下げ、そういったものも同僚議員の中には50%カットしてもいいではないかと、こういう議員もおられるわけで、そういったトータルで考えたときに、議論されて、こういうふうになっているのかですね。見直しをするという考えがないか、少しお願いします。

○市長(本田修一君) 職員適正化計画は、行財政改革の中で取り組むということになってますが、その適正化の人員につきましては、人口が同規模の自治体と比較してそれぐらいの人員で行政を担うべきというような前提で適正化計画の人員は作られております。それにしても、まだ若干本市のレベルとしては高い状況で設定しておりまして、そのような意味合いからすれば、適正化計画のその定員ということについては、財政計画のみではないというようなことでお考えになっていただければというふうに思います。

財政計画で、今後5年間ないしは10年間先には、ただいま申しましたように、10億円の経費削減が必要ということになるとなれば、それでは、じゃあどこを削るのということになろうかと思います。国でとっておりますように、とりあえず公共事業を削るのというようなことになるとなれば、更に私どもの地域は今住民が求めている要望に応え得る期間というものが長くなってくるということになりますので、ますますそのことについては過疎化が進んでくるということになるんではないかなというふうに思いますので、ある一定量の事業は確保しなければならないんではないかなというふうに考えます。もちろん、こちらも削り込んでいくということになると思いますが、急激にそのことを削り込んでいけるということではないというふうに考えます。

そしてまた、人件費につきまして、今後定員が改めて、定年が延長というものも考えられるということになりますので、定年延長も考えながらの人件費の総体の支出というものを考えていかなければならないということでございます。

そしてまた、私の退職金についての御質問でもございますが、前回の御質問いただいたときに、 次の任期でということを話をさせていただいたということでございますが、まだ今の段階で、そ こまで私自身がそのことについてどのような形で考えて行けばいいということについては考えて ないと。今後、そのことについての取り組みも、他の団体も十分調査させていただいて、本市に、 そしてまた私にふさわしいものを精査させて、提案させていただきたいということでございまし て、現在、他の団体でこういった形で市長の退職金等について取り組みがされているということ は全国でもあるところはあるわけでございますが、近隣ではまだこのような形でされていないと いうことでございますので、このことも更に調査をさせていただければというふうに思います。

そしてまた、職員の人件費、あるいは議員の皆様方の人件費等についても全体の行財政改革の中で考えていかなければならないということは前提であるわけでございますが、先ほども申しましたように、基本的には、類似団体等と照らし合わせながらやっていきたいということでございます。

○19番(小園義行君) 市長、この類似団体というのは、あくまでも人口が、例えば2万人なら2万人という、そのことでどうだということでしょう。そこはそれぞれ生い立ちから、形状からいろはうわけです。産業構造そういったもの、仮に、類似団体て、じゃあどこの自治体ですか。

〇総務課長(溝口 猛君) 類似団体につきましては、手持ち資料がございませんので、その点については、またあとほど答弁させていただきたいと思います。

O19番(小園義行君) 類似団体で、いわゆる人口の数だけを言ってるわけですよ。まあそういう意味からしたら、それで違うわけで、そこは少し考えを改めていただきたいなという思いがします。

じゃあそこで、市長はそういう考え方ですから、具体的にね、ちょっとこのことで聞かせてくださいね。この計画によりますと、現在の22年4月1日現在でこれしてあります。そして、27年こうなったときに、総務関係、税務関係、そして衛生関係、農林水産、全てマイナスになります。それで増えるのが民生関係、ここだけが、ここと教育委員会ですかね、ここだけがまあ増えるということになっているわけですね。こういった状況を見たときに、果たして、この5年間の間でずっとこのまんま本庁がここにおって、あっていいのかなと、そのことも含めてこれは議論がされた上で、この実際のこの推計、診断数でこう出てるというふうに理解をしていいんですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市は、合併以来、この有明の庁舎を本庁舎としまして松山、そして志布志につきましては総合支所として位置付けて、本市の市政運営を担ってきたところでございます。このことにつきましては、今回の新たな定員適正化計画の中でもこのような形で適正化計画を組むとすれば、ただいま申しましたような、本所、そしてまた支所の人員配置についても考慮をしながらこの適正化計画に沿った形での人員配置をしてまいりたいと考えております。

〇19番(小園義行君) そこで、この定員適正化目標を達成するための方策として、これ今回四つ出されておりますが、1番目に本庁と支所の機能の分担、こういったこと等がうたわれているんですね。新しく出たのが人材育成、人事評価制度の推進ということであるわけですけど、この計画でいくと、民生関係がもう倍に増えるんですね、人がね。これはなぜかと言ったら、恐らく

それは事務量の把握とかいろいろやられているんでしょう。人口の多い地域に人はやっぱり配置しなきゃいけないということがここに背景としてあるのではないかと。僕はそういったことをしたときに、その要求の多いところに人をたくさんやるということが本来あるべきもの、計画だろうと思うんですね。

そうしたときに、本庁、松山支所、志布志支所、これ5年後どうなりますか。今のまんまで、この計画でいったときに、大変な状況に僕はなると思うんですけど、本庁を志布志支所の現在のところに移して、この計画で5年後あるのかですね。このまんまだったら、志布志支所と松山総合支所はもうなくなるんですかね。どういう状況になるんですか、それは。この計画の中で。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま本市では、職員適正化計画、そしてまた、人員の削減に伴います事務量がどのような形で担うべきかということを把握するため、業務量調査をしているところでございます。その業務量調査を基にしながら、本庁、支所の職員の在り方というものを決めてまいりたいというふうに思います。

○19番(小園義行君) そのことは分かるんですよ。やっぱりこういう状況で人が減っていくところと増えていく、これを考えたときに、正直に僕は本庁をこのまんまではよくないというふうに、これを自らが証明しているんじゃないかと思うんですね、これ。民生関係、倍に増えていく。それは何でかて言ったら、そこに事務量なり、要求の多い所に人を配置しなきゃいけないということを自らが出された結果なのではないかというふうに思うものですから、今、市長に本庁の位置の見直しというのを考えないかということを含めてお聞きしたんです。これあなたが出された計画ですよ。いかがですか。もう1回。

それと、志布志支所と松山支所は、もう総合支所じゃなくて、出張所かそういうものになるんですかね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

合併の時に本庁舎をこの有明の庁舎というふうに定めたのは、その当時の人口の重心地が有明の土橋の辺りだったということも一つの決定の要因になったところでございます。そのような意味合いからすれば、本市の人口の中心地はまさしく、今でもそうかどうか分からないところでございますが、あの辺りだということになろうかというふうに思います。そういう意味合いからして、この有明の本庁舎というのは、志布志市の市民、全ての市民の方々からいったら中心地になるのではないかというふうに思うところでございます。

そして、次にお尋ねの支所の機能、規模というものについてのお尋ねでございますが、先ほどお話申し上げましたように、業務量調査等をしながら、そしてサービスの在り方というものを更に考えながら、その職員の配置については考えていきたいということであります。その際には、また議員の皆様方に御相談申し上げながらやっていくということになろうかと思いますが、基本的には、こういった様々な部署で削れるところは削っていくということが前提としてなされているということを御理解いただければというふうに思います。

O19番(小園義行君) もう少しこういう大事な計画ですよ。こういうのが出されるときは、そういう総合的に議論された上で出されないとですね、ただ数を減らせばいいんだということでは少し説明不足だし、住民の人たちからみたら、本当に分かりずらいですよ、これね。ぜひそういった意味では、ここにあなた方が出されているこの計画の中に基づいて、本当にそのこともよく考えて、松山支所、志布志総合支所、本庁をどうあった方がいいのかということを含めて検討をしていただきたいものだというふうに思います。

中心地は土江というのは、人が一人住んでても、100人住んでても、そのぽつぽつあってもですね、それを全体で見たときに、あそこがよいというその算定の方式ですからね、そこは少し違うと思います、意味がですね。まあそれはそれでいいとして、もう少しこれ考えていただきたいものだというふうに思います。検討していただきたいと思います。

次に、この職員がどんどん減る中で、一方では、嘱託職員の方々も必要な戦力として、志布志市にはたくさんの方が9月の現在で嘱託職員と臨時の方含めて311名働いておられる。これまさにもうきちんと戦力としてなっているというふうに僕は思うところであります。

そこで、市長に通告をしておきました。この待遇改善についてどうですかということで、以前、市長の頑張りで人事院勧告に基づいてですね、嘱託職員の方々の通勤手当は出していただくようになりました。で、前回のときには、忌引き、そういったものについてもまあせめてお父様、お母様、そして旦那様、奥様亡くなったときに、そういう子どもさん含めてですね、嘱託職員のそういう忌引きについてはどうだと言ったら、まあ検討させてくださいというようなことでの答弁だったんですよ、そのときはね。この待遇改善、そういったものがもう1年ちょっとたってますよ。どういうふうに議論されたのか、少しお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

平成22年4月1日から通勤費用相当分の支給と病気休暇、忌引き休暇制度を導入いたしました。まず、通勤費用相当分の支給につきましては、通勤のため自動車、その他の交通を使用することを常例としまして、職員等を対象に2キロ以上について支給しております。そしてまた、職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に必要と認められる期間を、病気休暇としております。そして、次に、職員の親族が死亡した場合等で勤務しないことが相当であると認められる期間を忌引き休暇としております。

また、平成23年4月1日からは法改正に伴いまして、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇等を 導入しております。

以上が22年度以降、嘱託職員の待遇改善を図った主なものであります。

- ○総務課長(溝口 猛君) 先ほどの類似団体の件でございますが、本市は、団体の規模はI-0ということで、県内におきましては、合併市におきましては曽於市、南九州市が同じ類似団体ということになっております。
- O19番(小園義行君) 今、市長の方からそういう状況にあると、明確にそうですね、なっているんですね、そういうふうね。そこで、そういうものを職員の人たち、嘱託職員の人たちがこの

働きやすいという状況をつくってあげるというのは、とても大事なことだと思って取り上げました。今そういう状況になっていると、これしっかり分かっておられますよね、皆さんに通知してあります。

そこで、この人勧の通知、これ一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員通知という、これ過去にも出て、よく出るわけですけど、このときに、通勤手当の問題やらその相当長期に渡って勤務する非常勤職員に対して、期末手当の支給を考えなさいと。しなさいというふうに、これ相当長期というのは半年という意味ですよ、人事院が言ってるのは。こういったことに対しての考え方は、市長、いかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

期末手当、一時金ということになろうと思いますが、これにつきましては、地方自治法第203条第3項に、議会議員に対する期末手当支給の規定はあるところでございますが、議会議員以外の非常勤職員に対する規定は定められていないことから支給ができないものと考えております。 O19番(小園義行君) それはできないんでなくて、鹿児島市、そういったところもですね、ちゃんと努力をして、形は違うかもしれないけど、特別職にはこうだということで、今議員以外にはないということです。これね、やっぱり努力してあげるべきですよ。これ法的にもきちんとここで議論すると時間長くなるからやんないけど、それだけもう正規の職員の人以外にその人たちがいないとまわらない状況になっているんでしょう、これもう、一般の職員と同じですよ。そういった意味では、そこについては、今時間がないからやりませんけども、きちんとこれ取り上げてね、今後もずっと1回まじめにやりますよ。きょうもまじめですけど、時間とってという意味ね、まじめていうのは。そういうことでやりたいと思います。これはできないてことじゃないですからね。そのことについて、今後取り上げてやっていきたいと。

そこで、次のこの嘱託職員の雇用の関係ですが、今月9月は障害者雇用の促進月間です。そして、発達障害のいわゆる理解をしていただきたいというそういうことですね。ここで、嘱託職員に対して、障害者の雇用、一般職については法定雇用率というのがちゃんとやんないといけないとこうなっているんですが、この嘱託職員の方々に対する障がいを抱えている方を雇用する、そういったことがこれまで議論されてきたことがあるんですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本市の嘱託職員の雇用方法としましては、原則として公募選考によるもので、基本的にはハローワークを介して募集を行っております。そしてまた、面接等を行い、採用しているところでございます。一般職はもとより、嘱託職員の採用につきましては、障害者を募集しないという意図は全くないというところでございます。今までの応募資格の中で、障害者雇用ということについて特別に配慮を、また特別な募集をしていたということではございません。したがいまして、障害者には負担が重過ぎるような特別な職種はないか、あるいは、このことについて関係課と協議の上、障害者が広く応募できそうな職種はないかと、あるいは、応募できるような応募資格というものについても考えていなかったということでございます。

〇19番(小園義行君) じゃあ今後そのことについても、しっかりと嘱託職員を採用される際に 障がいを抱えている方々に対しても、良として、ちゃんとこれ知らせないと分かりませんよね。 そういったことに対しては、しっかりやるというふうに理解していいですかね。

〇市長(本田修一君) ただいま答弁いたしましたように、私どもとしましては、特別に障害者を募集しないということはないということでございます。そのことについては、お知らせできるんじゃないかなというふうに思います。

○19番(小園義行君) そのことについては理解をしました。

じゃあ教育長にこの関係で少しお伺いをします。

嘱託職員、まあ教育委員会サイドもおられるわけですね、教育長。ここについては、少し私は市長部局の嘱託職員と若干違うのではないかと。例えば、図書館、そして学校の司書補の方々ですね。こういったところはそれぞれまあ5年というその期間の中で、5年したら終わりだよということでは、頑張って司書補の資格を取ろうとかですよ、そういった方々も当然頑張ってやろうというふうに思っておられる方々もいると思うんですね。そういった嘱託職員に対しての教育委員会サイドとしての考え方として、いや、もう5年だから市長部局と一緒だよというような考え方に立っておられるのか、併せてお聞きをします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

教育委員会で勤務いたします嘱託職員につきましては、御案内のとおり、平成21年4月及び平成23年4月に総務課から示された嘱託、臨時職員の勤務条件等に関する基準に沿って雇用を教育委員会でもすることといたしております。

現在、教育委員会には、107名の嘱託職員の方が勤務しておりまして、職種も学校に勤務する司書補、それから学校助手、それから給食調理員、公民館主事等多岐に渡っておりまして、それぞれ職場で頑張ってもらっておりまして、日々の教育活動に大変助かっております。今後とも教育委員会といたしましては、教育委員会独自で開催しております研修会、それから面談等を通しまして、嘱託職員の声を聞きますとともに、学校長からの意見等も参考にしながら、教育委員会として改善すべきところがあれば待遇改善ができるものかどうかを改めてまいりたい。

それから、今、議員御指摘のとおり、勤務年数につきましては、職種が御案内のとおり多岐に渡っておりますので、5年間の期限を一律に当てはめるのは妥当かどうかにつきましては、今人事担当課と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

〇19番(小園義行君) ぜひですね、そういう形で頑張って資格を取ろうとかという方々も当然おられると思います。今、教育長の方から、人事担当の方とそういう嘱託職員の教育委員会サイドの関係で図書館とかですよ、そういったところを検討させていただきたいと。そのことについては、きちんと市長部局としても大丈夫ですね。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

嘱託職員の任用につきましては、来年度までにということに5年間がなっております。という

ことで、今年度中からそのことについては検討を重ねて、新たな形の雇用の形態を目指してまいりたいということで、十分教育委員会関係の専門職についても内容を検討させていただきたいというふうに考えるところでございます。

〇19番(小園義行君) ぜひその点は検討していただいて、今、大変申し訳ないですけど、資格がない方たちがたくさんおられると。その中で頑張ろうという、そういう資格を取ろうという人たちも当然おられると思います。ぜひですね、そのことについては、教育長、市長部局もそういうことで、答弁ですので、ぜひですね、よろしくお願いをしたいと思います。

この職員適正化計画について、今やりましたけど、市長、私も子どもが4人おります。財政が厳しいからこの4番目の子をどっかやろうかとかですよ、そんなことは考えませんよ。自分が努力して、何とかしてこの子たちを大きくしなきゃいけないて、これがまあ基本的にはそういうことですよね。この行政はそうじゃないよということでは、僕はないと思います。ここにそういうものをどれだけ持っているのかということを。僕は、あの大変な東北のですよ、現状を見て来られた市長としては、当然感じておられるだろうというふうに思って、一生懸命やっていただけるというのは、本当に公務員の方々をはじめとしてですよ、24時間この方々はやらんといかんわけですから、ぜひですね、そういう立場でこの適正化計画についても、よく先ほど議論させていただいたとおりでやっていただきたいと思います。

次に、児童福祉についてお伺いをします。

今回、民間移管ということで議案が出ているわけですが、私は、この保育の目的というのは、まあ児童福祉法に規定されているとおりでありまして、公立だから、民間だからと、児童のどっちであっても、児童の健全な発育・発達を保障しなければならない。これが公的な責任を含めてですね、だろうと思います。そして、就学前の子どもたちに、今親の働きによってですね、等しく豊かな保育、教育、そういったものが保障されるというのが当然だろうというふうに僕は思います。そういった意味で、今回、この民間移管について、少し質疑でも、議案上程のときに質疑でもやりましたけれども、一番不安を与えてはいけない、あそこに通っておられる子どもたち、そしてお父様、お母様、そして地域の方々に対して、今回の提案もいろいろ問題があったのかなと、まあここまで大きくなるとどうなのかなという気がしております。

そこで、これまでの民間移管をどう評価するかという、そういう立場でですね、これまでの民間移管をした保育所、これをするときに、民間移管をするときに、私たちに民間でなければ建て替えなど、その国の補助、それが受けられない。だから民間移管をするんだと。まあ事業を進められてこられましたね。そうしないと保護者の二一ズに応えられないと。そういうことがあったわけですが、今でもそういうことで、市長、お考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

民間移管につきましては、平成18年、そしてまた19年に具体的に動きを始めたところでございまして、基本的には、そのときの考えと変わらないところでございます。

○19番(小園義行君) これ市長、そういうことであればですね、今、2011年度ですね、建て替

え、保育所の建て替え、そういったものであなた方が補助金いただけるっておっしゃってましたね。この建て替えについては、本来は国の考え方は2010年度で安心こども基金、ここは終わりになるはずだったんですよ。でも要望が多くて、1年ほど延びて、2011年、今年度でこれ終わりですよ。これ国がどういうふうにするかどうか分かりません。1年間だけ延ばしたんですよ。そうした国の方針が、仮に来年度以降なかった際に、今後出てくるこの民間移管をした、そういったところでは、民間でないと国の補助を受けられないといってあなた方は進めてきた。でもそれが国からの補助がこないとか、そういうことになったときに、仮に、このさゆり保育所が通ったとしますね。まあほかもいろいろありますよ。そういったことに対して、どういうふうに考えておられるんですか。その安心こども基金のこれが終わるという情報も御存じでしたか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私どもとしましては、保育所の民間移管につきましては、理解が得られたところを順次移管を 進めてきたところでございます。

そしてまた、移管を受けたところは、国の事業によりまして、改築等を計画され、それを申し入れられ、私どももそれについて予算を措置し、その設立が、改築がより可能になるような環境をつくってきたところでございます。

今後もそのような環境というものが私どもはあるべきではないかというふうには考えるところ でございますので、その制度につきましては、更に継続するような形での要望をしてまいりたい と考えます。

○19番(小園義行君) それはまあ国の方針が出るでしょう。恐らく、僕はこれ難しいと思います。

そこで、これまでの移管をどう評価するのかと、評価するのか。そして、民間移管を議論しないといけないという思いがあって、議案上程のときも少しやりましたね。そこで、これまで移管された保育所、これここにありますね、全て、職員体制から何から全部ありますね。これが移管されたそれぞれの保育所でこの報告どおりになっているのかということについて、状況をつかんでおられますか。つかんでなければないでいいですよ。

〇福祉課長(木屋成久君) 今、議員がおっしゃられたことについては、まだ情報はつかんでおりません。

O19番(小園義行君) 市長、いいですか。これ、これまでにずっと出てきたやつで、平成20年の10月からですね、ここが具体的になっているんですよ。そこで、21年のこれも全く城南、有明、蓬原であったときも同じものです。これね、今、福祉課長の方から、福祉課長、今、異動になったばっかりで大変申し訳ないですけど、ここにね、「毎年4月1日時点の職員名簿を市が指定する期日までに提出すること」と、これ、サの項ですよ。シで「上記アからサまでの条件は、移管後当分の間継続するものとし、その後においても、年齢構成及び経験年数のバランスを考慮した配置をし、保育の充実が図れる職員配置構成とすること」。これが資格、応募される方がちゃんと守りますよということです。これ今年も本来だと4月1日にちゃんときてないといけない。ですよ

ね。これを取ってないということであると、大変福祉課長に申し訳ないけれども、そこまで民間移管すると、責任がなくなっているわけですよ。そのことについては、これまあここ本会議ですのでね、その資料はあとで委員会等にもぜひこれ出していただきたいと思いますが、なぜそんなことを聞くかと言うと、本当にその民間移管をして、等しく子どもたちが保育の、また幼稚園だと教育ですけど、それが保障されているかて、このとおりになってですよ。そういうことを聞きたかったものですから、これがないということ自体が、もう市長、あなた方が民間移管をしたら、はい、もう私たちの責任はありませんよということになっちゃうんじゃないですかね。これ当分の間、継続するというふうになっているんですよ。そのとおり、主任保母、保育士、そういったものをそれぞれ条件が付してあります。そのとおりなっているのかどうかというのをきちんと検証しないと、賛成か反対かできないでしょう。ちゃんともちろんされていると思いますよ。でも、ここに職員名簿、市が指定する期日までに提出することと、それさえも要求していないんですか、市長。

〇議長(上村 環君) ただいま市長より、答弁準備のためしばらく時間をいただきたいとの申し入れがありましたので、ここでしばらく休憩します。

午後4時26分 休憩 午後4時27分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

O19番(小園義行君) これを私が言ってるんじゃないですからね。これ市長が提案されて、そういうふうになっているんです。そういうことで、ここに仮にそういうのがきてないというんだったら、もう本当に民間移管しちゃったら知らないよて、そういうことではいけません。そういう意味でお聞きをしている。まああとで回答出るでしょう。

じゃあ今回のこの議案で具体的に少しさせてください。これまで19年の6月からあなた方がそれぞれに何回か公募されましたね。そして、その公募の中身が、最初は志布志市の社会福祉法人格を持っているもの。幼稚園を経営しているもの。そういうことだったんですが、次に、その他の社会福祉法人、学校法人、NPO法人、医療法人、保育所経営に意欲のあるものてなってきました。

そして、次に、ここの形で保育所、医療法人等保育所運営に意欲のある者ということで、ここに注意書きがあるんですね。この注意書き、この注意書きこういうふう、今年のやつですよ、23年7月15日。「保育所運営は、平成12年3月の規制緩和により原則、市町村・社会福祉法人以外の法人、団体なども参加できるようになりました。しかしながら、施設整備や特別保育事業を実施する場合は、国及び県からの補助制度がありますが、活用するには、社会福祉法人の資格を有する必要があります。補助制度の活用を考えていらっしゃる法人、団体などについては、社会福祉法人格を取得していただくことになります。社会福祉法人格の取得に係る期間は約半年程度の期

間が必要となる見込みです」。県の認可です。これ法人や団体などについてて。これまさにですね、ここに書いてあるんです。これそういうふうにあなた方が社会福祉法人しか駄目だったものを、少しNPOとか広げてきた。そして今回は、あなたたちの理解だと、個人だというけど、僕はそう思わないが、そういうふうに広げてきた、門戸を広げてきたというそのことについては、私は冒頭言いましたように、国が示す保育指針と、我が町の保育はこうあるべきだと、そういう立場でちゃんとやってもらわんと困るという基本原則は揺るがせにしちゃいけないわけですよ。そういったものを次から次に変えて、こう広げてきたというのは、普通に、そのためにしてるのかなと思いがあるんですが、いかがですか。広げてきたことの意味を問いてます。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

応募の資格要件を広げてきたということにつきましては、国の規制緩和を受けた中での取り組みと、流れということで、私どもは取り組んできたところでございました。具体的には、その年度年度により、応募される方の状況というものを把握しながら、その要件の緩和と、枠の広げ方ということをしてきたところでございます。

O19番(小園義行君) じゃあ今年はその個人が応募するというのは分かってたんですか。

〇市長(本田修一君) 個人の応募については、公募する段階では把握、考えておりませんでした。

O19番(小園義行君) その都度広げてきたわけですよね。それは、国が示す保育指針と本市の志布志市の保育はこうあるべきだよというものを持った上でちゃんとやらないといけないわけでしょう。そのことで、今回、いろんなことが言われてるわけじゃないですか。それはね、私から見たら、今回のこのことはどうみても、この資格が実際にないというふうに、僕はまあ正直思いますね。このことで言っても、この注意書きを見てもですよ。まあそこらは少し無理があったんじゃないですかね。それはその都度広げてきたということで、それで事足りているのかもしれませんけど、僕は今回のこれは少し納得いかない。そういう思いです。これをまさしく、正しく素直に読んだら駄目でしょう、これ。僕はそう思います。それはそれであなた方がいいと言うんだからいいでしょう。あとの回答をまあ待ってやりましょう、そのことについては。

じゃあ次にですね、いきます。

この民間移管をするということで、国が考えてる幼保一元化、これについて、市長も教育長は、 幼稚園を抱えているわけですが、ここね。それについて、一切前は何も情報がありませんという ことでありましたけど、現在もそのとおりなのかですね、ちょっとお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

国では、子ども・子育で新システムの基本制度を構築して、制度導入に向け、国会での審議が 継続中であります。

従来の入所に係る手続きは、入所申込書を市役所に提出します。そして、その際、保護者が希望する保育園を第2次希望まで記入していくということでございます。申請のあった児童が保育に欠ける児童であるかを就労証明書等の添付書類で確認し、入所可否を決定します。その後、希

望される保育園が入所可能か確認し、決定するという流れでございます。そのようなことの審議が今されているということでございまして、具体的にいつからということについては、まだ示されていないところでございます。

〇福祉課長(木屋成久君) 先ほどの小園議員の職員の構成ですが、年に1回加算等の書類提出 のために職員の構成名簿は提出をしていただいております。

しかし、移管したことにより、特別に提出を求めたりするんではありませんが、毎年把握はしております。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

前回の議会のときにですね、まだ正式にいただいてないと、私申しました。今回もですね、まだインターネットで調べるか、あるいはそれしか本当に正直申しましてないんで、うちの総務課長が5月にこういう資料を引き出しておりますが、それには、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ第11回、7月27日に行われてる。まだこういう形できておりました。ですから、正直言いまして、果たしてどういうふうに結論がいくのか、まあ新聞等の報道を見ましても、一体化を断念したとか、あるいは、なかなかうまくいかないような書き方がしてあるもんですから、果たしてどういうふうに一体化といったり、一元化といったりという状況でございますので、私どもといたしましても、その様子を見守るしかないというのが正直なところでございます。

O19番(小園義行君) いつも言いますけど、こういうのはもう恐らくね、僕もすごく勉強させていただきました。公的責任をなくすということですよ、いわゆる保育所、幼稚園に対して。幼保一元化で、幼稚園協会がすごく反対して、駄目だと、僕なんかそんなことやんないよと、待機児童の解消のために幼稚園にも見させようとしたわけですね。それ駄目だと言って、幼稚園協会ががんとやって、幼稚園は希望するところだけがそういうふうになっていくと、今なってます。そういう意味で、教育長もまあそういう答弁ですけど、もっとね、これ真剣にやらないと、我が町の保育、子育て日本一のまちをつくるんでしょう、市長。そういうことがどういうふうになっていくのかということをちゃんとやらないと駄目でしょう。

私もこの前8月22日に鹿児島大学の伊藤周平先生のお話を霧島でお伺いしてきました。そして、これまでですね、少しアンテナ張ってると分かるんですけど、8月6日付けの読売新聞にね、意見広告が出てます。アピールとして。こういう公的責務をなくす保育、幼保一元化、こういったものを反対しますといってアピールがなされてますよ、伊藤先生たちをはじめとして。そういうものをちゃんとしてね、僕はやらないと、介護保険や障害者自立支援法と一緒になって、とんでもないことになっていくという心配をするものですから、今何回もこれ取り上げているんですよ。だから、この子ども・子育て新システム、これについて約先生が1時間半、2時間近く、そして質疑、応答もさせていただきました。そういう勉強をしてですね、指宿市の市議会、伊藤先生のこれ講演を聞いて、呼んでですよ、そういうのは駄目だと、全会一致陳情あげてますよ、意見書をね。本当に決議をして、そういうことも含めて、もっとアンテナ張ってですね、やらんといかんでしょう。我が町には関係ないということじゃないですよ。本当にそういうことを含めて議論

ができないじゃないですか、ほれ。何で、僕はちょっと知ってて、皆さん方が知らないのは、普通おかしいよね、それ。全く本当に知らないわけ。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど私の方でも、また教育長でも答弁いたしましたとおり、現段階としては、そのような形での状況の認識と、把握というようなことでございます。

〇19番(小園義行君) じゃあこの問題、最後です。

じゃあ子育て日本一のまちづくりを目指す市長として、この公的責任、保育に対する、まあ幼稚園教育に対するですね、その公的責任というのを民間移管をあなたはどんどん進めるわけだけど、実際にどういうふうに考えておられるか。公的責任ですよ、最後に、民間移管したらもうそれで終わりということではいかんというふうに思うんです。先ほど答弁がありましたけど、じゃあ今私が次に聞いて、それが答弁がぱんと出るかなて、恐らく出ないと思いますよ。ここに書かれているとおりの状況が果たしてそういうふうになっているのか。なっているというふうに僕は思うんですよ。そういうのはすぐに分かるような資料としてきてるんですか。そのことをあとで答弁してください。

そして、民間移管をするということがどういうことかといったら、こういう一つ一つをしっかり当局がちゃんとつかんでないといかんでしょう。保育運営協議会をしていただいておりますといって、それで逃げるわけだけど、実際にその中身として、きちんと当局が公的責任を今の段階では持っているんですよ。この新システムになったら一切そういうのがありません。公的責任いらないよといって、なってるんですから、だから今の段階だったら保育所についても公募してこなかったらちゃんと当局でやればいいんですよ。建て替えたりいろいろして、それが普通のことじゃないですか。民間の人が全部撤退しちゃったら、やらんといかんでしょう、またもう1回。話をすればそういうことですよ。

だからもう1回聞きますね。じゃあここにあるとおりのそういったものがちゃんと今報告ができるのかという一つと、民間移管をして、公的責任をどういうふうに考えるのかと。そのことについて、市長、お願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど課長が追加して発言いたしましたように、報告についてはされているということでございました。ということで、私どもが今回移管に際しまして、様々な要件というものを定めているところでございますが、このことにつきましては、きっちりこのことについての検証を、把握を努めていきながら、今後も移管先との連携を取ってまいりたいというふうに思います。

基本的には、この本市の子育ての環境というものが保護者、そしてまた子どもたちにとって良好なものでなければいけないということがございますので、そのような状況が発生するとなれば、市民の方から私どもに対しまして様々な形での御意見、要望等が寄せられるものというふうに思います。それらのものについても把握できるような環境を保っていきたいというふうに思うところでございます。

O19番(小園義行君) 恐らく、課長、それは難しいでしょう、それね。これここにちゃんと書かれてるとおりのものすぐ出ないでしょう。名簿だけだから出ないでしょう。出ますか。

○福祉課長(木屋成久君) 申し訳ありません。今、すぐは出ないです。

O19番(小園義行君) 市長、そういうことで、ここにうたってあるこのとおりですよ、ちゃんとやんないといけないですよね、これ。これ僕が言ってるんじゃないんですよ。皆さん方が出して、これでしてちょうだいと、ちゃんと行政の指導に従わんといかんわけでしょう、これ。そこが出てりゃもうすぐ分かることですよ。それで出てないということですから、いかにね、民間移管をすれば、もう自分たちの責任ないというふうに言ってる。そういうことかなというふうに思えて仕方がないですよ、これ。僕から聞かれたらすぐそんなのぱんとやらんといかんでしょう。まあ当然、その法人の方々はそのとおりやっておられるというふうに思うんですよ、僕は。そのことを含めてですね。何か市長、答弁ありますか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいま議員の方からもお話がありましたように、当然、やられている内容だというふうに思うところでございます。そしてまた、先ほどもお話がありましたように、私どもに提出していただく書類については、きちんと提出していただきながら、そしてまた、保護者の方々の御意見も聴取するというようなことも努めながら、本市の保育行政が円滑にできるような形の運営を目指してまいりたいというふうに思うところでございます。

O19番(小園義行君) じゃあ、まあ委員会もありますので、そのときまでにはそういうきちんとしたものが出るでしょう、それぞれ民間移管たくさんされてますのでね、ぜひお願いします。

じゃあこの、この問題は本当にですよ、一つ一つをこう検証しないと、これから先志布志市を 担っていく子どもたち、それを安心してですね、お父さんやお母さん方の働きの形態によって変 わるようなことではいかんと、僕は思います。等しく、保育所も幼稚園もですよ、お父さんやお 母さんの働きの形態によってサービスが受けられないとかですね、そういうことになってはいか んなというふうに思うんですね。小さいときのそれを本当に、発育、発達の保障をしていく、そ れが憲法やそこが求めているものでしょうからね。ぜひお願いをします。

次に、国保税の問題について少し質問をさせてください。ちょっと待ってくださいね。 国保税について少しお願いします。

私も議員活動させていただく中で、国民健康保険税の滞納、そしてその支払い、そういったものの相談をよく受けて、税務課長のところにもよく相談に行きます。怒られたりいろんなことあるわけですが、住民の方々からですよ、その中で大変な状況の中で収入未済が約2億8,000万円からあるという状況があります。そして、所得階層をみますと、約7割がもう大変な状況の形になってますよね。当局、よく頑張られて22年度の決算の状況を少し、議案上程そのときもいろいろありましたけど、頑張って約3.5%ぐらいの医療給付費の方で、少し頑張っているということは見えているわけですが、今回、私がいつも住民の方々から寄せられる要求というのは、国保税が高いからどうにかして、これはそれぞれ、それぞれでしょう。その中で、一生懸命頑張って納めら

れますね、国保税を。

その中で、当局がどういった形で住民の方々に対応しているのかということで、国民健康保険税、いわゆる減免ができるんだよとかですね、そういったものの通知がきちんと住民にされているのかと。そこらについてはいかがですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

納税の猶予につきましては、地方税法第15条に規定されており、納付相談等の際や分納の相談 等に合わせて制度の説明は行ってきたところであります。口てい疫発生等の折には、納税の猶予 を実施しているところであります。

今後も市民の生活実態に即した納付相談を行うと共に、市報やホームページなども活用し、徴収の猶予について更に分かりやすい方法で周知に力を入れてまいりたいと思います。

次に、減免についてですが、国民健康保険税条例の第33条で、減免について規定をしておりますとともに、減免に関する規則並びに減免に関する事務取扱要綱を定めておりますので、納付相談及び問い合わせのときには内容の説明や対応を行っているところであり、今後も市民の生活状況を勘案した対応をしてまいりたいと思います。

O19番(小園義行君) 住民の皆さんのその生活を勘案して対応していきたいという、市長おっしゃったんですが、市長、この条例では31条ですからね、33条じゃないですよ。31条に国民健康保険税の減免ということで、31条、志布志市のですよ、これ国が示している基準どおりですよ、大体ですね。そういった中で、住民のその生活の実態を勘案してうんぬんということで、今市長がおっしゃったわけですが、これ、これ減免だけですよね。実際に国税通則法、まあ63条の第1項、そして地方税法第15条の9項、こういったもので、いわゆる減免、そういったものがうたわれております。

あわせてですね、私は、一生懸命ですよ、まじめに滞納した分を納めて、元金からですね、ずっと納めますね、市長。そして、延滞税にはまた延滞とつきませんからね、それで元金を先に納めるということで、努力をずっとしてきて、涙ぐましい努力です。まあ一つの例をみせましょう。ここにね、市長、私持ってます、相談受けて、いいですか。見てくださいよ。これちゃんとこんだけすごいものを毎回毎回ちゃんと納めておられますよ、これ督促から何から全て。こういうふうにして頑張って、生活の厳しいけれども、約束したことを一生懸命頑張って本税ですね、現年度分と過年度分のそれをずっと納めてきている。そういった人に対して、少し配慮していただきたいという思いで、この延滞税について、免除、そういったものができんのかと。この条例では、減免、保険料の減免、こういったものだけにしか書いてありません。そこについて、これ市長、実際これご覧になるとですね、涙が出ますよ、ほれ。見てください、ほれ、すごいもんですよ、これ、1枚は薄いですからね。この人の相談を考えたときに、少しそこね、僕は条例をつくる、そういったものをしてやってあげるべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長(上村 環君) ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに 決定しました。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市といたしましては、本税や督促手数料、もちろん延滞金も徴収を行っているところでございます。納税の猶予や減免がされない以上は、納期内納入された方との公平・平等性を保つため、今後も延滞金は徴収してまいりたいというふうには考えるところでございますが、今、お話になられました、条例の制定については、担当の方でもただいま調査をしているということでございますので、その調査の状況を報告を受けてみたいと考えます。

○19番(小園義行君) これ市長ですね、いいですか、延滞税、これも全額まあ免除にできるて、国が示しているこの法律によればですよ、これは悪質な、お金があって納めない、そういう人は別ですからね。本当にまじめにやって、税金を納めるというそのことをきちんとやっている、こういう人たちに対してはですよ、少しその延滞税については免除してあげる。これは国がですね、ここに出してますよ。国民健康保険税ですから、根拠は地方税法ですね。地方税法第15条の9の2の1、ここにありますけれども、こういったことで厳しいときは延滞税も免除できるというふうにうたってます。だから、ぜひですね、よく考えていただいて、国の基準に照らして、それと合わせて、またここでもよく考えていただいて、こういうまじめにですよ、まじめに納めている人たちに対しては、少し条例できちんと救ってやるとか、そういったことを含めて、今の市長の答弁で、担当で条例のそういう見直し含めてやるというふうに、まあそれを見てみたいというふうことでありましたが、先ほど岩根議員との間で、検討とか、いろいろあるということですけど、実際にすぐやれということじゃないですよ。これ本当にこういう努力をしている人に対して、当局として、悪質な納税者は別ですからね。お金があって納めないという人じゃない、こういう人たちに対しては、しっかり応えてやるべきでだというふうに僕は思うんですが、もう1回答弁をお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

納税につきましては、公平・公正ということで全ての方に納税をしていただくよう義務付けられているところでございます。そのような意味合いからすれば、私どもが納税がされない方に対しましての納税滞納の徴収というのについては、特に配慮しながら、その個人の状況に配慮しながら滞納についての御相談を承りながら、徴収をするところでございます。そのことを更に深めるというような意味合いから、今、事務方の方で調査・研究をするということを私の方に報告してまいりましたので、その報告を受けながら、本市で取り組めるところをまとめまして、議会の方に御相談したいというふうに思います。

〇税務課長(小辻一海君) ただいまの市長の説明に補足して説明申し上げます。

県下市町村の税協議会あたりの会合におきましても、この延滞金におきましては、大変苦労さ

れているようでございます。その中におかれまして、県市町村の中におかれましても、三、四の市町村におきまして、条例、それから内規いろいろされているようなところがありますので、その辺りを勉強しながら、そこの御意見をお聞きしながら、こちらの本市といたしましても研修、それから勉強を重ねて協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○19番(小園義行君) よく分かりました。

これ地方税法の18条の第1項、15条の7の4項、15条の7の第5項、これ監査意見書でも出てますけど、ここで21年度も541件あるんですね、そのこととあわせてもですよ、こちらの方の本当に頑張ってやっている人に対しては、きちんと対応していただきたい。今、課長の方からもそういうふうに答弁がありました。そして、市長もそういう方向で報告を待ちたいということでしたので、ぜひですね、これ努力があって、そういう対応をしていただきたいと、そういうふうに思います。

このことについては、良としまして、次に、最後です。ちょっと待ってくださいね。 健康増進法についてお願いをします。

この健康増進法は、1条に目的、第2条に国民の責務、3条、国・地方公共団体の責務という ことで、それぞれうたってあります。

そういう中でですね、まず、お聞きしたいのは、市民への啓発、そして職員への啓発、こういったものをどういうふうに市長、啓発がされているのかですね、お願いをします。

ちょっと通告と順番逆ですけれども、ごめんなさいね。そして、併せて、この件については、 教育長も学校サイド預かっておられるわけですが、そこについてのそのいわゆる健康増進法の啓 発、どういうふうに具体的にされているのか。少しお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

市民の健康づくりとしましての受動喫煙対策でありますが、本市では、平成22年3月に制定した健康しぶし21の中で、家庭での分煙が進んでない。また、職場での分煙が把握されていないという課題から、未成年の喫煙をなくそうという目標を掲げ、平成22年度から事業に取り組んでいるところであります。

具体的には、胎児や母子を守る観点から、毎月1回実施される両親学級では、たばこが妊婦や 胎児に与える影響等を説明し、意識啓発を図り、母子手帳発行時には、妊婦と家族の喫煙状況を 確認し、分煙や禁煙をうながしているところであります。

また、事業所での分煙、禁煙等の実態調査を目的として、平成22年度は、市内の飲食店などの事業所、79か所を対象に、受動喫煙の影響等についてアンケート調査を実施しました。調査結果は、受動喫煙の意味を知っているというものが68%、何らかの受動喫煙の害を知っているという方が73%、受動喫煙に対する意識が高いことが分かりました。

しかし、受動喫煙の対策をしていないと回答した飲食店も62%にのぼり、その理由としましては、お客様の理解が得られない。経済的な余裕がない等の現状があることが分かりました。

健康増進法では、受動喫煙被害の責任を、たばこを吸う人でなく、その場所を管理する事業主

としております。受動喫煙の意味や健康への害を知っている飲食店が分煙等の対策を実施している傾向であることから、たばこや健康に対する正しい知識の普及啓発と法律の意義等について、 事業主への理解を求め、環境改善の努力をお願いしたいと思っております。

また、志布志保健所にも協力をいただき、今回の調査結果を更に分析し、市民、飲食店、事業所等への効果的な普及活動を展開したいと考えております。家庭や自治会等の集会イベント等での分煙、禁煙についても、市全体の取り組みとして、各種健康教育や行政告知放送等を利用して、受動喫煙の防止への意識啓発や、受動喫煙防止対策を推進していきたいと思います。

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があることから、生活習慣病予防対策として 喫煙者への啓発に更に努めたいと考えております。

なお、職員に対しましては、年1回の定期健康診断、人間ドック等でたばこが及ぼす害について指導しているとともに、世界禁煙デーには、喫煙は喫煙者本人の健康への影響だけでなく、喫煙者の周囲にいる方に対しても悪影響があること等を散らしにより周知しているところであります。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

受動喫煙につきましては、この第25条の頭のところに学校、体育館とこう条文に出ますので、 いかにこれが学校現場できちんとしなきゃならんということの私は重みだろうと解釈をいたして おります。

で、前も申しましたが、市内では、敷地内禁煙ということで決めておりますので、それはまだ 現在も継続中でございます。子どもたちが特におりますことから、先生方もきちんと守ってくれ てるものと信じております。

以上であります。

○19番(小園義行君) 今、いきなりですね、受動喫煙のことももちろん、25条も含めてですけども、この健康増進法は、自ら国民の責務、そして公共団体の責務、そして国や県のことも含めてですね、やっていると。そういった状況の中で、具体的にやっていかないといけないよということで、まあありまして、私も含めて不健康なことにならないように努力をしなきゃいけないということ、まあ戒めもあって質問しているんですが、いきなり健康増進法の中で、第25条について具体的にありました。ただですね、私は、今、志布志市は、これ県がつくったからそれに合わせて健康しぶし21作ってますね。これでそれぞれの国民や住民や自治体の責務等々、学校、子どもたちに歯の関係とか含めてですね、具体的こうやっている。そこで、とてもこの一体となってやらんといかんのだろうと思うんですから、この計画に基づいて健康づくり推進プロジェクトチームを立ち上げておられますね。この状況をここがきちんとこう機能していかないと、うまくいかんのじゃないかという思いがあるんですが、ここについては、いかがですか。

〇保健課長(若松光正君) 市職員で各課関係する課から職員を出していただきまして、健康推進プロジェクトというのを立ち上げてやっているところでございます。この23年度につきましては、このプロジェクトチームで会合を開いたというところには至ってないところでございます。

O19番(小園義行君) ぜひですね、これ当局が作って、これでやっていきますよと、で、うたわれているんですね。これぜひ今そこの会合を立ち上げ、まあやってないということですが、この健康増進法の第8条でね、第4項ですよ。これちゃんと健康増進のために必要な事業を行う市長村に対しては、予算の範囲内で国が補助するというのがあるんですよ。きちんとそういうことでは、大いに予算も国の予算もらってですよ、ちゃんとやっていく。そのためには、今あったような、こういう事業を立ち上げてですね、しっかりやっていくことが僕は大事だと思うんですね。それぜひやっていただきたい。お金もやるというんですから、これですね。

そこで、先ほど教育長の方から、まあ冒頭に通告してました、各施設のその状況はどうかといったら、学校の敷地内禁煙だということですね。なぜ敷地内禁煙なんですか。

〇教育長(坪田勝秀君) これは私の独断あれですが、個人的な見解ですが、おそらくこの健康 増進法に基づきまして、最も弱者である子どもたちが日常生活をする場でありますから、今回の 東北地方の放射線でありませんけれども、何とかここはきちっと食い止めて、その保護にあたら なければならないということから、学校はやはり敷地内禁煙と、非常に厳しいと言いますかね、 喫煙者にとっては厳しい措置がなされたのではないかと考えております。

O19番(小園義行君) さすがに将来を担う子どもを中心に考えた対応だというふうに、とてもこれは評価ができるところであります。学校はそういうことですね。

であれば市長、少し私も含めてですけど、公務員の皆さん、法令遵守というのがありますね。 これ法律ですからね、きちんとやんないといけない。その中で、この庁舎のことを先ほどおっしゃいましたけれども、私が通告をしたらですね、なぜか次の日から移動があったんですね、たばこを吸う所がですよ。現状として、別にそんなにすぐやらんでもいいでしょうみたいな感覚はあったけど、すぐ動いたんですよ。でも、一人で動いたんじゃないですよ。市長の支持があったかどうか分かりませんけども、本当にみんなで、学校現場はそうですよ。ここの庁舎内全館禁煙というふうにうたっているんでしょう。調査いただいたものだと全館禁煙というふうに志布志市はなっていますよ。現状が全館禁煙というふうになりますか。市長、どうですか。

〇教育長(坪田勝秀君) 今、その改善センターの禁煙所はすぐ変わったということでありますが、あれは教育委員会の所轄でございますので、こちらで答えさせていただきます。

実は、健康増進法という小園議員の質問が出ておりましたので、前6月に同じ質問いただきましたときに、できるだけきちんとやりますと。そして、やったつもりだったんですが、これはどっかまだひょっとしたらもう少し工夫するところがあるかもしれないと考えまして、私の方で有明支所の担当に指示いたしまして、何か動かせる所はないかなと言って、動かしたところでございます。しかし、あれも決して完全じゃありません。図書館が今度新しくリニューアルされるような予定もありますが、そういうことになりますと、あそこの今の場所では、あそこは入り口になるだろうと思っているんですが、変えていかなければならないということがありますと、また市長部局の担当課と一緒に場所を新しくするのか。それとも、完全に改善センターには置かないのかということも含めて検討しなければならない時期がくるだろうと、そういうふうに考えおり

ます。

それから、図書館の方もちょっと動かしました。あそこもちょっと不備でありましたので。

〇19番(小園義行君) 今、教育長の方からありましたように、図書館もですね、なぜか次の日行ってみましたら、動いてました。あれ一人でね、灰皿動くわけじゃないですよね。やっぱりその気になるかどうかですよ。

それで、これはなぜかと言うと、健康増進法が求めているものをきちんと法令遵守する私たちがまずやらんといかんわけでしょう。で、本庁のここを見ても、全館禁煙なのに、市長の隣のあそこに喫煙所というのがこうまたこれも急に貼られたんですね。なんでかなと思って、あそこ喫煙所が新しくつくられたんですよね。またどっかにね。この2階の一番端っこですか、あそこにね。だから、僕はね、ここはもう本当に本気でやろうよということがあるじゃないですか。それで、これまでこの問題をやったら全館禁煙の問題で取り上げましたね。そしたら、市長はこういう答弁、住民の皆さんのためにあそことあそこにつくりましたということでしたね。わざわざ住民の方があそこに登ってね、役所にそんな暇じゃないから、何時間もおられるということはないですよ、正直な話が。教育委員会サイドと同じように、そういったものをきちんとやったらどうですか。私は、たばこを吸われる職員の方々にも聞きました。小園さん、決まればちゃんとすっとて。これがまあ基本でしょうね。それ決めるのは、あなたですよ。

だから、これでこれインターネットでね、21年度人事行政の運営等の状況についてというのを出してますね。ここでずっと僕も見てみました。職員の勤務時間その他の勤務条件の状況という、職員の勤務時間、一般職の標準的なものということですよ。ここでね、休憩時間というのがあります。正午から午後0時15分まで及び午後5時から午後5時15分まで休憩時間、さっきのは休息時間ね。休憩時間、午後0時15分から午後1時まで、これにうたってあるんですよ。

今の現状は、この休息時間がいつでもとれるていうふうに書かんといかんじゃないですか、これ。どうですか、市長。法令遵守する。それちゃんとしてくださいて、あなたがそういうふうにしたらちゃんとなるんですよ。これ法律だから、ほら。法律をちゃんと守ろうというのが、私たち公務員は憲法でちゃんとうたわれているじゃないですか。私も含めてですよ、いかがですか。 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在のところ、庁舎内禁煙ということでございまして、そのような形で喫煙される方は臨まれているようでございます。

全館禁煙というような形、敷地内禁煙というような形ではまだまだそこまで規制をするということについては、少し厳しい状況かなというふうには思うところでございますので、私自身、このことについて度々議員から御質問を受けるときに、何となくこう喫煙される方の気持ちというのを、何というか、私自身も昔吸ってたことがあるもんですからわからんでもないなということがありまして、少し議員からすれば進みが遅いというようなことの御指摘だというふうに思うところでございますが、少しずつ少しずつその方々が認識していただけるような内容で規制を強めていきたいというふうに考えての現在の措置であるというふうに理解していただければというふ

うに思います。

〇19番(小園義行君) 数年前、合併特別委員会がありまして、いろんな所を調査に行きました。 さすがだなと思った所が何か所ありまして、入り口に一つだけ灰皿があって、全て全館禁煙でご ざいますというふうに、そこの担当の方がおっしゃるんですね。

私は、提案ですよ。市長がこれまでなぜそういう喫煙所があるのかといったら、いわゆる住民のためにというふうにおっしゃってましたね。まあそこをついでに職員もそれを利用していると言うんであれば、私は、正面玄関のですね、どっか向こうに1か所だけ、住民の人がすぐ分かりやすい所にここが喫煙所でございますというのを設けていただいて、喫煙をしていただく。そういうことをされると、住民の方、来られたときすぐ分かります。今の状況では分かりませんよ。後ろであったり、分からんですよ。正面のどっか向こうにですね、ちゃんと喫煙所を設けていただいて、そこでやっていただく。そういうことはお考えになりませんか。もうそこが1か所ていうことで。どうですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

場所については、またどこがふさわしいかが検討させていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように、次第にこのことについては、健康増進法も関係がございまして、喫煙ということについて戒めなければならないという関係になっているということについては、職員も十分認識しているんではないかなというふうに思います。

今後、徐々にこのことについては、議員が話を御提案されるような形での取り組みというもの にしていきたいというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

O19番(小園義行君) 民間企業だったらですね、もう本当に自由にそういう時間というのはほとんどないですよ。まあ私もうちの息子のことを時々例に出しますけど、朝7時半から始まって、ずっと終わるまでたばこを吸う時間なんかありません、正直言って。それだけ民間の方々頑張って仕事をして、税金を納められているんです。そういうことを考えたときに、ぜひですね、市長、市長が決断をすれば、先ほど言いましたね、職員の方も、小園さん、ちゃんとなればちゃんとすっとて、ちゃんとするかしないかは、市長にかかっているんですよ。

だからぜひですね、これ法令遵守、僕たちはちゃんと法律を守りなさいということ言われているじゃないですか。そのことを含めてですね、ぜひ私はこのことについても住民から批判を受けないようにきちんとやっていく、その姿勢を示さないといけないというふうに思います。そういった意味で、ぜひですね、健康増進法は、たばこだけじゃありませんからね、ほかのことも議論したかったけども、そういうことが中心になってしまいましたので、本当に食育を含めてですよ、ぜひこれ健康になると医療費が下がるんですよ。そういうことを含めてですね、ぜひこの法が求めているものをちゃんと理解をして、一緒に守っていかないといけないというふうに思います。そういった意味で、今、市長の答弁がありましたので、そのことをちゃんと見ていきたいというふうに思います。そういった意味で、私の質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。 明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。 本日はこれで散会します。

午後5時19分 散会

平成23年第3回志布志市議会定例会(第4号)

期 日:平成23年9月14日(水曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

福重彰史

下 平 晴 行

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

大二郎 5番 玉 垣

7番 鶴 迫 京子

了 9番 毛 野

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光博

賢 二 17番 岩 根

19番 //\ 袁 義行

弘文 21番 鬼 塚

23番 福 重 彰 史

2番 下 平 晴 行

4番 丸 Щ

6番 坂 元 修一郎

後 昇 一 8番 藤

10番 <u>V</u> 平 利 男

静幸 12番 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> Ш

耕二 14番 長 畄

16番 林 勇 作

宏 二 18番 東

環 20番 上 村

﨑 幹 男 22番 丸

24番野村公一

欠席議員氏名(0名)

 $-\bigcirc$

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 教育 長 坪 田 勝 秀 徳 満 情報管理課長 裕 幸 財務課長 野 村 不二生 市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 木屋成久

農政課長 上 原 登 畜産課長 山 田 勝 大

溝 口 敏 松山支所長 久 木佐貫 一 水道課長 也

農業委員会事務局長 堀 苑 智

金 久 三 男 学校教育課長

副市 長

総務課長 溝

武石裕二 企画政策課長

港湾商工課長 本 昌一郎 萩

清

藤

税務課長 小 辻 海 保健課長 松 若 光正

耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄

建設課長 中 迫 哲 郎

志布志支所長 Ш 文 弘 外

秀 会計管理者 中 﨑 博

教育総務課長 津 曲 兼 降

生涯学習課長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

今 井 善 文 事務局長 調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長 重 良 一 仮 事 議 係

武 田 賢一郎

修

猛

 \bigcirc -

午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と玉垣大二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(上村 環君) 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、23番、福重彰史君の一般質問を許可します。

O23番(福重彰史君) 市会議員になりまして、午前中の一般質問というのは初めてでございまして、しかもトップバッターということで大変緊張をいたしております。

昨日岩根議員の方には、通告に対しての問い合わせはなかったということでございましたけれ ども、私の方にはございましたので、それなりの答えが返ってくるのではないかなというふうに 期待をしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

まず、道路行政についてでございます。

九州新幹線の全線開業によりまして、その波及効果が大いに期待をされておりましたが、今の ところ鹿児島市を中心に指宿など薩摩半島方面はその効果が顕著に表れておりますけれども、大 隅半島側はほとんど見られていないというふうに言われております。

先般の朝日新聞の中にも掲載がされていたかというふうに思いますけれども、その大きな要因といたしまして、大隅地域が首都圏や関西で十分に認識されていないと、いわゆる知名度が不足であるということ。それから観光の目玉がないと、また交通の利便性の悪さが指摘をされておるようでございます。そのような中、5月に志布志港が穀物部門における国際バルク戦略港湾に選定をされまして、志布志港を中心とした広域的な発展が期待をされております。それらの期待や課題に応えていくためには、アクセス道路の整備が急務であることは言うまでもございません。

そこで、現在、地域高規格道路都城志布志道路並びに東九州自動車道路の整備が進められておりますが、現在までの進捗と今後の見通しについてお示しをいただきたいというふうに思います。

○市長(本田修一君) おはようございます。

それでは、福重議員の御質問にお答えいたします。

都城志布志道路でございますが、この道路は九州縦貫自動車道都城インターチェンジと志布志 港を連絡する自動車専用道路であります。現在末吉インターチェンジから有明北インターチェン ジ間、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間が供用されており、志布志市内及び 都城市内の整備区間において、用地買収と橋りょうなどの工事が進められております。

平塚インターチェンジから五十町インターチェンジについては、本年度末の供用を目指しております。県境区間は計画区間のままですが、環境影響調査が実施されております。

また、本年4月に志布志インターチェンジから志布志港間、梅北インターチェンジから諏訪山 インターチェンジ間が整備区間に指定されまして、用地測量に着手しています。

志布志港が国際バルク戦略港湾に選定され、なお一層、港と道路は一体とした整備が必要であるという認識であり、整備促進に向け御協力をお願いしたいと思います。

次に、東九州自動車道でございますが、北九州市から鹿児島市に至る高速自動車国道で、志布志から末吉財部間、清武から日南間は、新直轄方式で事業が進められております。現在、曽於弥五郎インターチェンジから末吉財部インターチェンジ間が供用しており、志布志から曽於弥五郎インターチェンジ間及び清武ジャンクションから日南間の整備区間において、用地買収と橋りようなどの工事が進められております。

日南から志布志間は、基本計画区間のままですが、一部環境アセスメントの手続きに向けた調査が実施されております。また、本年2月には、鹿屋串良インターチェンジから曽於弥五郎インターチェンジ間の供用目標が平成26年度と発表されたところであります。

志布志港が国際バルク戦略港湾に指定され、物流拠点として志布志港のポテンシャルを発揮するには、東九州自動車道の早期完成が不可欠であり、整備促進に向けて、こちらの方の御協力もお願いしたいと思います。

O23番(福重彰史君) それでは、順次一問ずつ質問をしてまいりたいというふうに思います。

今都城志布志道路、そして東九州自動車道の進捗並びに等々の答弁がございましたけれども、 その中に、今回志布志インターから志布志港区間と、そしてまた、末吉インターから梅北インター間の宮崎県側の梅北から諏訪山インターチェンジ間が整備区間に格上げをされたというようなことでございましたけれども、このことは大変大きな前進ではございますけれども、まだまだ一方、末吉インターから諏訪山インター間は依然として計画区間のままでございます。全線がまず整備区間に格上げされないことにはなかなか前に進まないわけでございますけれども、この末吉インターから諏訪山インター間の格上げに対する今後の見通しについて分かっている範囲内でお示しをいただきたいというふうに思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この路線につきましては、全線が開通されて初めて志布志港の活用、そしてまたこの南九州地域の一体化というものが図られるものであります。ということで、県境区間において依然として計画区間におかれているということについては、私どもはこの路線の整備促進の要望を重ねる度に、この区間の早期の整備区間格上げの要望を重ねてきているところでございます。

現在の段階では、先ほども申しましたように、現在の整備区間について予算が重点的に配備されまして、そちらの方の整備が着々と進んでいるということで、こちらの調査区間格上げないし

は整備区間格上げについても、現在環境調査が進められているということでございますので、以前よりはこの区間の整備区間指定の流れが明確になってきたのではないかなというような気はするところでございます。いずれにしましても、志布志港の国際バルク戦略港湾の機能が2020年までには発揮されると、港が整備されるということが明確に打ち出されておりますので、これまでには、この区間も整備がされるというような方向になるのではと期待するところでございます。

O23番(福重彰史君) 末吉インターから諏訪山インター間におきましては、現在環境調査が行われているというようなことでございますけれども、基本的には、計画区間から調査区間、そして整備区間というような手順で進んでいくわけでございますけれども、やはりそういう形で今後もなされていくんではないかなというふうには思うわけでございますが、ただ今回この一部計画区間の中におきまして、調査区間を飛び越えて整備区間になった箇所もございますので、特にそういう形の中で今後進められれば大変先が見通しが立つというふうに思うところでございます。

そこでまた、整備区間におきまして、今回二つの箇所が格上げをされましたけれども、この2区間を除きまして、先程来用地買収が行われているというようなことも言われましたが、用地買収は全て終わってないということではないかなというふうに思いますけれども、終わってないということであれば、この整備区間内、いわゆる今回格上げされた2区間を除いての整備区間、その整備区間内においての未買収地が何パーセントぐらいあるのかお聞きかせをいただきたい。あるいは全体の何パーセントを用地取得がなされたのか、どちらでもいいですのでお聞かせいただけたら。

〇建設課長(中迫哲郎君) 今質問の内容ですが、都城志布志道路の区間につきまして、現在志 布志市内では3区間を整備区間として指定されております。

先ほどありましたが、まず有明志布志道路、延長4km、平成18年3月31日に指定された区間でございますが、有明本村から志布志インターまでの区間でございます。用地の取得率が90.5%ということになっております。8月末でございます。それから、全体の事業費の進捗率は事業費ベースで42%ということでございます。

それから有明道路、有明北から有明インターまでの区間でございますが、約4km区間、平成21年3月13日に指定されましたが、ここにつきましては用地の取得率が22.8%となっております。 事業費ベースでいきますと、9%の進捗ということでございます。

志布志道路につきましては、今議員が御指摘のとおり、まだ今詳細設計を発注したということ でございます。

以上です。

[福重彰史君「課長、いわゆる2区間を除いてですよ、2区間を除いた全区間ですよ、2区間を除いたいわゆる整備区間に格上げされて、いわゆる宮崎県側も含めてですよ、そちらは分かりませんか、そこまで含めての質問です。分かってなければ、今そこになければいいですので」と呼ぶ]

○建設課長(中迫哲郎君) 全体につきましてはですね、詳細にはちょっと今すぐ数字というの

は出ないものですから後で報告いたします。

O23番(福重彰史君) 今志布志市内の用地買収についてお示しがありましたけれども、まだまだ用地買収が、特に有明北から有明インターチェンジ間は、まだまだ進んでないというような状況であるようでございます。恐らく都城、いわゆる宮崎県側の都城区間内においてもまだまだその辺りが進んでないというふうに思っておりますが、これまでの供用区間でございますけれども、供用区間におきましては、整備区間に指定をされてから開通までおよそ10年ぐらいはかかっているというふうに思っております。これらを考えると、まだ計画区間や、あるいは整備区間におきましても用地買収等々もまだまだあるようでございますので、大変先の長い話だなというふうには思うところでございます。

続きまして、東九州自動車道の方を若干お聞かせをいただきたいというふうに思います。

いわゆる曽於弥五郎インターから鹿屋串良間につきましては、26年度の供用の予定であるということでございましたけれども、これはちょっと触れられたかちょっと分かりませんけれども、 鹿屋串良から志布志間におきましては、28年度以降の供用の予定というふうになっているのでは ないかなというふうに思いますが。また、宮崎県側の日南から志布志間におきましては、市長の 答弁の中にもございましたように、依然として基本計画区間であるということでございます。その中で、この曽於弥五郎インターから志布志間の用地買収、用地取得というのはどのようになっているのかお示しをいただきたいと思います。

〇建設課長(中迫哲郎君) その前に先ほどのですね、都城志布志の進捗率でございますが、事業費ベースで約40%程度ではないかということはつかんでいるところでございます。

それから、今御質問にありました鹿屋から志布志間の進捗率でございますが、鹿屋から志布志間約19kmございます。工事の進捗率で言いますと、5%となっておりますが、用地の進捗につきましては面積ベースで66.97%で、67%でございます。金額ベースでいきますと、74.48%ですから、74%ですか、それから関係人ベースでいきますと、57.6%というような進捗でございます。

O23番(福重彰史君) この今、曽於弥五郎から志布志間の進捗についてありましたけれども、こちらといたしましても若干時間がかかるような状況でございますが、先般新聞にも若干出ておりましたけれども、この東九州自動車道、市長の方でも触れられましたが、この隣の宮崎県内におきましては開通率が34%。そして宮崎市から以南約69kmにつきましては、2012年度にわずか1.2kmが開通予定であると、残りは未定というようなことであるようでございます。

そして、この日南から志布志間41kmは基本計画止まりであるということで、この東九州自動車道、いわゆるこれも今鹿児島県内からこの志布志圏内、志布志まで事業は着々と進んでおりますけれども、この志布志市から宮崎へ向けての整備がなされないことにはなかなかこれもこの道路としての機能を十分に活用した志布志、あるいは志布志港の発展というのはあり得ないわけでございますが、非常に全くこの先が見えないというふうに感じておるところでございます。

そのような中で、先程来市長の方もございましたけれども、この新幹線の波及効果やこの国際 バルク戦略港湾に選定された志布志港を最大限に生かしていくためには、この道路の早期整備に かかっておるわけでございますけれども、この国際バルク港、2020年度の整備の完成を目指しておりますけれども、とてもじゃないけど今の状況では道路の整備は間に合わないというふうに私は思うわけでございますけれども、その点につきましてはどのようにお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

先般鹿児島、宮崎両県出身の国会議員の先生方と意見交換会を開催したところでございます。 その折にも宮崎側の国会議員の先生方が、この路線の未整備については極めて危機感を高く持っ ていらっしゃると、そしてまた特にこの日南、串間、そして志布志間につきましては、整備促進 の協議会を別途立ち上げているところでございますが、この整備促進につきましては、串間市側 の方が非常にこのことについて危機感が強く、整備区間への格上げの要望というのは、要望を重 ねられているというような状況であります。

私どもの志布志市としましても、この路線がつながらないことには意味がないということは十分承知しております。一昨年であったところですが、この区間についても、整備区間に格上げをされるかもというような流れが感じられた時期があったところでございますが、政権交代によりまた1歩か2歩か後退してしまったような状況でございます。その時には現在の国道を活用した、一部地道を活用した高速道路というものになるのではないかというような形の話も聞いたりしていたところですが、そのことでも私どもとしましては整備が進むということになれば有り難い話だということで期待していたところですが、そのこともなかったということでございます。ということで、先ほども言いましたように、この志布志港が国際バルク戦略港湾に指定したということでありますので、国の方もこのことをしっかりと認識、受け止めていただきまして整備が促進するんじゃないかなというふうに期待するところでございます。

特に、今回の東日本大震災におきまして、東北地方の震災を受けた地域の港が壊滅的な状態になったところでございます。その折に、志布志港からその地区に飼料等が3か月ほど直接送られたというようなこともございまして、まさしくバルク戦略港湾はそういった形で広域的に機能性を発揮する港ということになっておりますので、今回の震災を契機として、そのことの認識を深めていただいているんじゃないかなというふうに期待するところでございます。

O23番(福重彰史君) 都城志布志道路のところでも申し上げましたけれども、いわゆる整備区間に格上げされてから供用を開始するまでには、これまでの事例でいけば10年はかかっていると、そういう中で先ほど市長は、この志布志港の2020年度のいわゆる完成に向けて、そちらの方も進められて間に合うんではないかというようなことを言われましたけれども、とてもじゃないけれども、今のいわゆる計画路線やら、あるいは用地買収の関係等々を見た場合に、こちらの方も非常に難しいだろうと、ましてやこの東九州自動車道も非常に難しい部分があるんじゃないかなというふうに私は認識をいたしておるところでございます。

今市長の方からもいろいろございましたけれども、国はこの2012年度、この予算概算要求で一 律1割削減の方針であるというふうに言われております。

また東日本大震災、言われましたけれども、この東日本大震災に偏る恐れもあるというふうに

も言われております。一方、この大震災では、高速道路が被災地支援で住民の生命を守る防波堤の役割を果たしたというふうにも言われております。この港を生かすという観点は当然でございますけれども、命の道の観点からもですね、早期の全線整備に向けて県境を越えたですね、現在もそのような取り組みがなされておりますけれども、広域的な取り組み連携をこれまで以上にですね、密にして、そしてまた強力にその要望活動というものをですね、展開されることをですね、強く要請をいたしておきたいと思います。このことにつきましては、これで終わりたいと思います。

次に、県道柿ノ木志布志線、弓場ヶ尾地区の整備計画についてでございます。

私は、松山地域の出身でございますけれども、そういう関係で松山地域内の県道についてのいわゆる改良整備について、いろんな要望を聞いておりますけれども、しかしながら大所高所の観点からこの地区に絞りまして質問をいたしたいというふうに思います。

地域間通行の利便性の確保と地域間格差の是正が求められておるところでございます。その取り組みの一つとして、県道柿ノ木志布志線、柳橋弓場ヶ尾地区の改良が着手をされまして、一番の難所でございました柳橋からの1工区が完了をいたしたところでございます。そのことによりまして、多くの通行者や地域住民に大変喜ばれておるのが現実でございます。あと残りがございます。この残りの2工区の整備が待たれるところでございますけれども、その計画の見通しについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線は、地域関係者の御理解と御協力をいただきまして、平成22年度に柳橋から弓場ヶ尾地区までの区間、約1.4kmを完了することができたところでございます。

また、大幅な追加予算等を計上していただきました県土木にも感謝しているところでございます。

しかし、議員御質問の市道昭和・弓場ヶ尾線への接続する残り800mの区間については、沿道に 人家が連担し、地域住民の皆様からも積極的な要望もあるところでございますが、まだ事業採択 されておらず整備計画のない状況であります。そのような中、昨年11月に県庁におきまして、土 木部次長をはじめとした各課長へ市の最重点路線として強く早期事業採択を要望したところでご ざいます。今後も機会あるごとに要望し、また地元県議と協力しながら早期採択及び実施へと努 力していくする所存でございます。

O23番(福重彰史君) これ市長、残念なことですよね。当時2工区に分けて事業を進めていくんだということで、まず1工区から、そして残りの2工区800mを整備していくんだというような話であったわけでございますけれども、今の話を聞いていると事業の採択もされていないと、しかし市としては最重要路線としてお願いをしてあるんだということでございますけれども、確かに一番の難所であった所は、あれで非常に改良されて、一つの今までの悲願が達成されたと、1か所はですね。

ただ2工区内においても非常に狭あいな所がございますよね、実際車の離合が、特に大型車が

来ると離合できない箇所というのが2工区がほとんどじゃないかなと思いますけれども、場合に よっては普通車同士の離合も難しいような箇所も1か所ほどあるんではないかなというふうに思 いますが、そういう中で今申されているような状況であるということでございますが、昨年の12 月にその辺りの地区ですね、これは帖五区と言うんですかね、その辺りの帖五区の公民館、ある いはその帖五区の消防分団、あるいはひばり保育園ですか、ここの連名でいわゆる拡幅改良に関 する要望書が出されておりますよね。これ執行部の方にも、市長の方にも出されているんではな いかというふうに思いますが、これの内容を見てみますと、この県道部分ではなくて、いわゆる 市道部分についての改良をしてほしいと、いわゆる農産加工場や、いわゆる消防分団の車両用通 路であったり、あるいは園児の通園道路であるというような中で、非常に危ない状況であるとい うことで、この改良してほしいというような要望でございますけれども、これは恐らくここの人 たちというのは、私は聞いておりませんけれども、この県道部分の改良整備というのは当然行わ れるものということの前提の下で、こういう要望書が出されてあるんじゃないかなというふうに 私は理解をいたしておるところでございます。そうじゃないと、今要望書が出されているこの箇 所だけが改良されても、いわゆる完全にその辺りの危険性、いわゆる通行車両、あるいは通行者 の危険性というのは解消されないわけでございますので、恐らくこの要望を出される背景には、 この2工区間の整備がなされるということが前提での要望ではないかというふうに思うところで ございます。

そういう観点からもこの2工区の改良というものにつきましては、市内、特に県におきまして もそうでございますけれども、市におきましても道路の改良の要望というのが一番多いかと思い ます。そういう中で、市内の県道の改良箇所におきましても、最優先的に考えているということ でございますので、やはり優先第1でこの箇所の整備というものを進めていくべきではないか。 そして、その要望をしていくべきではないかなというふうに思うわけですけれども、その辺りの 市長の決意というものをお聞かせをいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

私市長に就任いたしまして、柳橋弓場ヶ尾線が未整備ということを把握いたしまして、本当に びっくりしたところでございました。

この路線というものは、本当に松山地域の方にとっては志布志に至る大事な路線ということで、 それこそうっそうと生い茂った道路がそのまま残っていたということ、そしてまたきついカーブ が残っていたということで、このことについては整備の計画は立てられてはいたが、長期間にわ たっているということで早期の整備を県に強く要望してきたところでした。結果的に1年ほど早 く整備が済まされたということは、本当に有り難いなと思ったところでございます。

そして、同時にこれがまた2工区に分かれていたというのは、私自身も少し残念だったという ふうに思ったところでございます。全体を一つの工区として事業の認可を得ていれば、今お話し ております2工区についても事業の計画が立てられていたのではないかなというふうに思うとこ ろでございますが、現在の段階では1工区、2工区ということで全然別の工区というような形で、 今後また改めて事業採択をしてもらわなければならないという状況であります。

ということで、せっかく1工区が完成いたしましたので、2工区につきましては、更にこの1 工区が完成が有用に働きますように2工区の完成については、重点的に整備促進についての要望 はしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

O23番(福重彰史君) 市長がですよ、ぜひですね、そういうことで県にですね、志布志はここを最優先に考えているんだというですね、市長のそういう熱意、意気込みが届くような要望、要請の仕方をしていただきたい。

そしてですね、いつまでかかるかちょっと見当のつかない話かも知れませんけれども、少なくともですね、あのY字路になっているですね、あそこまでぐらいは、どうにか整備ができるように力を入れていただきたい。全面的な形で整備されるのが理想であるわけでございますけれども、かなり難しい部分はあるんではないかなというふうには思うところもありますので、少なくともですね、Y字路までは急いでいただきたい。そのような私のというよりも、松山を含めたあるいはあの地域を含めた方々の本当にこれは悲願であろうと思います。その地区が出されているその要望者の期待に応えるためにもですね、ぜひそのような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それでは、もう次に入りたいと思います。

次に、防災と節電についてでございます。

3月11日に発生をいたしました東日本大震災や福島の原発事故、そしてまた9月初めの台風12号の襲来による紀伊半島を中心とした豪雨災害は、想像もつかないような大惨事を引き起こしまして、自然の猛威、恐ろしさをまざまざと見せつけられたところでございます。災害はいつどこで、どのような形で発生するか予想はできませんが、その備えは日頃から整えておくべきことであることは言うまでもございません。

そこで、万一に備えた地域住民の避難所の耐震強度を含めた施設の安全の確保は図られている のかお聞かせをいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在避難所としましては、市の地域防災計画の中で、通常の避難場所、1次開設として小中学校の体育館等の施設を中心に24の施設を定めているほか、追加の避難場所として20の避難場所を定めております。これらの避難場所の中で市施設において耐震基準を満たしている施設は29施設で、それ以外の施設についても、現在耐震診断を行っている施設や今後耐震補強工事を行う施設もあるところです。避難所の施設における地震等の場合、特に学校の体育館等の施設について、天井や照明器具等の落下の危険性があるところですが、通常の安全点検については、学校現場において学校の先生が定期的に目視により天井や外壁の状況、照明器具等の点検を実施して異常があれば所管する部署において対応しているところでございます。

以上のようなことで、現在のところ避難所の安全確保については図っているところでございます。

〇23番(福重彰史君) 今その避難所、いわゆる施設につきまして、追加も合わせて44施設あるということがございましたが、そのうち29施設は、耐震強化がなされているということでございました。

また、昨日も小野議員の質問の中で教育長、学校関係ございましたけれども、学校関係においては学校の管理者において行われているというような話でございました。また、併せて昨日の教育長の答弁では、そういうような体育館の電球の落下やら、天井の落下等々についても今調査が行われていると、あるいはそれに対する対応も考えているんだというような話でもあったようでございます。今、市長の方もそういうことがございました。44施設中29施設は、いわゆる耐震強化がなされてあるということでございますけれども、残り15施設については現在、その強化へ向けての計画、取り組みというのは具体的にどのようになっているかお聞かせをいただきたい。具体的にそれが今示せないのであれば、その計画、取り組みをお聞かせをいただきたいと。

○総務課長(溝口 猛君) 避難所の今後の耐震計画ということでございますが、学校教育施設 につきましては、昨日一般質問の中で教育委員会の方で答弁申し上げましたとおり、耐震計画に 基づく耐震の整備を進めていくということでございます。

それ以外の避難所の耐震化されてない部分でございますが、その整備につきましては、学校施 設以外の施設もございますので、内部で避難所の耐震を含めた地震等、あるいは津波等に対する 整備をどうするかということを今後協議していく予定でございます。

O23番(福重彰史君) 具体的なその耐震強化への計画と、いわゆる建物本体の計画というもの、まだまだ進んでないじゃないか、詰めがなされてないじゃないかなというふうに思います。建物本体の耐震工事というのはもう当然のことです。まず建物が倒壊したら何にもならないわけですから当然のことでございますけれども、特に私が今回一般質問の中で強調しようとしたのは、昨日の同僚議員と教育長のやり取りの中にもございました。そして、今日の市長の答弁の中にもございましたけれども、いわゆるその建物の中の部分です。いわゆる天井、壁、ガラス、そして窓ガラスとか、あるいはそういう物等、その耐震というのもしっかりできていないことには、建物が崩れなくてもそういうものの落下や破損というものが、こういうような震災の中では発生をいたしております。

そういうことで、その中のそういう耐震についてもしっかりと強化をしていくべきじゃないかということでございます。そういうことで、今総務課長の方からもその旨の答弁がございましたけれども、まだまだ恐らく調査はされていないんじゃないかなというふうに思います。調査をされているのであればその調査の経緯についてお示しをいただきたいんですけれども、調査をされていないということであれば、今後の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現状では、市の避難所施設につきましては、落下防止のそれらの措置がされているということ ではないということでございます。

学校の体育館等の施設につきましては、耐震の補強工事に併せて工事を実施してまいりたいと

いうふうに考えております。その他の施設につきましても、今後調査をさせていただきまして今 後の避難所の安全確保の整備というような形からの整備を進めてまいりたいと考えます。

O23番(福重彰史君) ぜひですね、市長、本当に建物本体は当然のことでございます。併せて中のですね、やはり強化というものも非常に大事になってまいります。やっぱりそこでですね、この災害時における窓ガラスの破損、そして飛散によるけがや事故が数多く発生をしております。この窓ガラスの破損や飛散の防止にはですね、今フィルムを貼るということが非常に有効だということが言われておりまして、もう既に自治体やあるいは病院、いろんなところでそういう取り組みも始まっております。

そういうことで、この窓ガラスにフィルムを貼って破損や飛散の防止に努めるというような考え方で、その考え方はないかお聞かせいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

現在窓ガラスにフィルムを貼っている避難所の施設はないところでございます。

東日本大震災で避難所において照明器具等の落下により負傷したということなどを考えると、何らかの対応が必要ということでございますが、そのフィルムを貼るということについては、その効果、そしてまた防犯上の問題等を調査させていただければというふうに思います。そのフィルムの効果につきましては、明るさを損ねない、そしてまた省エネ効果がある、そしてまた当然飛散防止になると、そしてまた紫外線の遮断防止にもなると、そしてまた、電磁波のシールド効果などがあるというふうにされております。ということで、そのような効果とまた費用でございますが、費用についても十分検討をさせていただきながらこのことについては、何らかの対応が必要ということは考えておりますので、併せて調査をさせていただければというふうに思います。〇23番(福重彰史君) 今市長の方からいろいろな、このフィルムを貼ることによるその効果というのもありましたけれども、まずこの避難所の安全確保と併せて災害時の司令塔と言いますか、司令室と言いますかですね、なるのがこの役所でございます。この役所の防災対策をしっかりと整備していくという、そういう観点からもですね、いわゆるフィルムと。災害というのは竜巻も含めて災害であるわけでございます。そういう中で、いわゆる窓ガラスなどの破損、飛散というものは、その指令室においてもあるいは避難所においても非常にその危険がございますので、ぜひ今申されたような方向で調査、取り組みというのを進めていただきたいと思います。

一つだけで申し上げておきますけれども、これはある病院でございますけれども、このフィルムを貼ることによりまして、3倍以上の断熱効果があったということが、この前テレビで言っておりました。私それたまたま見ておったところでございます。これはただ単にですね、災害時だけの問題ではないわけなんですよね。先ほども市長の方からもございましたけれども、いわゆる節電の関係にも併せて関連がありますので入っていきますけれども、この節電ですね、節電にも非常に有効的であるということも言われております。

本市におきましては、特にこの経費の節減あるいはまた二酸化炭素削減目標30%というような 目標を立てていらっしゃいます。これはいわゆる実施しなければならない一つの施策であろうか というふうに思います。そういう観点からもですね、このフィルムの効果というのは多方面にわ たって効果が発揮をされるわけでございます。

今回公的施設の節電はどのように行っているかということの通告もいたしておりましたけれども、これは今申し上げたようなことの趣旨での通告でございます。したがいまして、このフィルムに対する効果というものは計り知れないものもございます。そういう観点から、再度市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

フィルムの効果につきましては、多分今申しましたように様々な効果があるというふうには推 測するところでございます。

しかし、要はその施工費というか金額になろうかと思いますが、それが今お話がありましたような節電効果がいかほどとすれば、このフィルムを設置する工事費が幾らというようなことも併せて調査させていただき、そのうえでそのような安全確保のための避難所というような位置付け等も含めて、設置すべきかすべきでないかということの調査もさせていただければというふうに考えるところでございます。

O23番(福重彰史君) いろいろ施工費の問題、いろいろあるだろうとは思いますけれども、ひとつ多方面にわたっての効果が出るということはもうこれは証明されておりますので、十分に調査をされて、そしてそういう方向へ向けられた作業が進められることを強く要請をいたしておきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思います。

次に、地域情報通信基盤整備推進事業についてでございます。

ICT日本一のまちを目指して取り組まれてきました志布志市地域情報通信基盤整備推進事業の工事が完了をいたしました。そして、7月26日から始動いたしておるところでございます。市内のさまざまな情報通信格差の大幅な解消につながるものと期待をされるところでございます。中でも行政告知放送端末は市内全域ほとんどに設置をされまして、これまで戸別受信機のなかった志布志地域におきましても整備がされたところでございます。

私どもの松山地域におきましても、これまでの戸別受信機にはありませんでした再生が聴くことができたりですね、また、自治会ごとの放送ができるなど大変に喜ばれておるところでございます。

一方、これまで放送されていたもの、例えば松山地域で言えば、牛の競り市の結果が削除されたり、現在一部復活をいたしておりますけれども、屋外の時報、特に朝の時報が6時から7時に変わるなど、地域住民から大変な苦情や不満、問い合わせが私どもや、あるいは市の方にも寄せられているというふうに思っております。

私もこれまで役所にも問い合わせをしたり、これは支所の方でございますけれども、問い合わせをしたり、また今回の一般質問の通告の後でございましたけれども、先般私の校区の方でふれあいの移動室等もございました。その中でも、その旨を私申し上げましたが、そのことにつきま

して市長の方から前向きの回答をいただいたところでございます。

しかしながら、この放送の内容、時報につきましては、地域の実情やらあるいは特性というものを考慮した取り組みというのもあってもいいのではないかというふうに考えるところでございます。そういうことからして、市長の考え方というものをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の行政告知放送開始にあたりまして、放送内容や放送時間について、市民の方々のニーズを把握するため、無作為に抽出しました市民1,000人方々を対象に平成23年3月にアンケート調査を行ったところでございます。そのうち462人の回答が寄せられました。その結果を基に課長会等で協議を行い、行政告知放送内容につきましては、基準を設けて行政情報を中心とした公共性の高いものについてのみ放送を行うこととしたところでございます。

また、定刻音、定時のお知らせですが、これまで旧町ごとにそれぞれの時間で放送が行われておりましたが、一体感を図るために市内全域で同時刻に放送するということで調整を行い、その際には定刻音の時間等について、議員の皆様にも御報告申し上げ、御意見等も賜ったところでございます。

それらを受け、検討を重ねた結果、朝の定刻音につきましては、市内全域午前7時に統一させていただいたところです。

しかしながら、松山地区におきまして、朝の定刻音について全戸設置されている防災行政無線の戸別受信機による午前6時の定刻音が定着しており、その復活が強く望まれているという意見が多数寄せられました。

また、9月5日に開催いたしました泰野地区公民館のふれあい移動市長室におきましても、午前6時の定刻音の復活を強く望むという御意見もあり、松山地区につきましては、防災行政無線の屋外スピーカーに合わせて午前7時の朝の定刻音を午前6時に変更させていただきたいと考えているところでございます。

[福重彰史君「時報もですけれども、放送の内容です」と呼ぶ]

〇市長(本田修一君) 放送の内容につきましては、先ほど答弁いたしましたように、より公共 性の高い行政情報を中心として放送を行うというところにしたところでございます。

行政告知放送では、市内全域に告知放送ができるため毎日多くの市民にとって不必要と思われる情報を多数放送しますと、告知端末の音量を下げられ、市からの重要な情報につきましても確認していただけなくなる可能性があるということであります。ということで、特定の企業や団体にとって有益な情報を放送することについては、行政告知放送の趣旨からみて難しいと考えます。

そのため現在におきましては、各種団体からの放送につきましても、市役所の関係課を通じて 行政告知放送を行うこととしているところでございます。その中で特に競り市等の放送について のことでございますが、行政告知放送では市内全域に放送が行われるため、できるだけ公共性の 高いものを放送するということは先ほども述べたところでございます。 しかし、競り市の結果につきましては、松山地区では畜産業が大変盛んであり、要望が多かったため、8月競り市から試験的に放送を行ってまいりました。今後につきましては、地域住民の意見を十分に確認いたしまして定期的な放送にしてまいりたいと考えております。

O23番(福重彰史君) 市長、この放送なり放送の内容なり、あるいは時報に対する考え方、これはよく分かります。ただ一つ考えなきゃいけないのはですね、合併したからといってですね、全て統一しなければならないということじゃないと思うんですよ。合併しても地域は地域としてしっかりと存在するわけでございますので、やはりその地域、先ほども言いました地域に合った特性、事情というものはやはり生かしていかなければいけない。今回のこの事業によっては、自治会ごとにも放送ができるというような状況。また、公民館単位でもできるという。そういう考え方がいったときには、それぞれ三つの地域があるわけでございます。その三つの地域にあったですね、そういうような放送の在り方、時報の在り方というものはあってもいいんじゃないか。そしてまた、そういうものは尊重していかなければいけないんじゃないかというふうにも思うわけでございます。

今市長の方から松山地域におきましては、朝の時報については7時から6時に、そしてまた牛の競りについては、それについても放送をしていくんだと、今8月から始まりましたけれども、あくまでも試験的ということでございます。そういう試験的ということでなくて、いわゆるこれからもずっとやっていくんだというような旨の答弁ではなかったかというふうに思いますが、やはりそういうような地域地域には、地域のそういう考え方、地域住民の考え方というものが十分存在しているということを忘れてはならないというふうに思うところでございます。

今回、私がこの通告をするにあたって有明の方からも御意見が寄せられております。同僚議員からもそういう声が寄せられております。有明地域におきましても、6時に鳴っていたのが7時になったと。そして有明におきましては、朝の10時と午後の3時にも屋外で時報がなっていたと、そういうことで非常に休憩やら、あるいはお茶の時間の目安になるということで非常に助かっていたということで、これについてもやはり有明地域の特性があるんだと。そして、これまでそういうふうに慣れ親しんできたそういうような習慣の中で生活がなされてきたんだということで、それについてもひとつ考えてもらうように言ってもらえないかというような要請もあったところでございます。

それからもう一つは、それが解消されればよろしいわけでございますけれども、解消されない松山地域につきましては、7時から6時の時報ということになりましたので、それでよろしいわけでございますけれども、それの解消されない地域におきましては7時の時報というのは、ちょうど朝の7時のニュースの時間であると、そういうことでいわゆる屋内放送と重なってしまったということで、これもずらしていただけないかというような要望も数多く聞いておるところでございます。

そのようにいろいろなそのような課題もございます。今放送、始まった、事業の運用が始まったばかりでございまして、いろんな課題も出てくるかと思いますけれども、その時報やお知らせ

の在り方につきまして、今申し上げたことも含めまして更に検討の余地があるのか、お聞かせを いただきたいというふうに思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回のこのシステムによります市内全域の放送ということについては、今回初めて取り組むということで、そのことについていかような形で運営すればいいかということを事前にアンケート調査を取って総体的な考えというものを把握したところでございます。

それらに基づきまして、現在の放送がされているということでございます。その結果、様々な 御意見、要望等が新たに寄せられているということにつきましては、私どもも十分把握しており ますので、そのことに対応できるのかどうかということについては、その都度その都度処理をさ せていただきながら、より市民の方々が喜んでいただける内容にしていきたいということは考え ているところでございます。

ただ、放送でございますので聴きたくないという人もおられるわけでございますので、それらの方々の御意見というものもある程度しんしゃくしていきながら、よりサービスが保たれる内容にしていかなければならないということも御理解いただければというふうに思うところでございます。

O23番(福重彰史君) 市長ですね、市長が今のような答弁をされるとですね、私ちょっと早く終わらせようかと思ってるんですけれども、だんだんおかしくなってくるんですよ。この例えばですね、このアンケート調査、結果に基づいたやり方だということも言われましたけどもですね、この無作為に抽出したアンケート調査、アンケートですね。無作為で抽出してもですね、じゃあどの辺りの人たちがアンケートにですね、一番当たったのかということもあるわけなんですよ。

やはり、そういうことをするとですね、地域的に、例えば我々みたいなところの人口の少ない 地域なんかであればですね、作為的に抽出してもですね、そう余計上がってこないと思うんです よ。アンケート数は当たらないと思うんですよ。だから、そのようなアンケートの調査が本当に いいのかということもあるわけなんですよね。

それから、聴きたくない人がいるんだと、そういう人たちに対しても配慮をしなければいけないということでございましたけれども、市長ですね、一つ一つ言わせないでくださいよ。私が言おうとしてるのはですね、志布志市はですね、何の産業で成り立っているかということなんですよ、何の産業で成り立ってるか。第一次産業で成り立っているわけですね。それが主幹産業ではないですか。じゃあそれを人口的に割り振ったときにじゃあどうなるか、それに関係ない人が多いからってですよ、そういう人たちは聴きたくないと、そういう御意見が多かったからこれは内容的にはやはり配慮していかなきゃいけないんじゃないかと、そういうことになってくるんじゃないですか。そういうことじゃなくて、総合的に志布志というものはどういうまちであるのかということを十分考慮した中で、地域的にそういうのが必要な所もあるんだから、地域的なところを十分ですね、選択しながら限定したそういう放送を流していくんだという方法もとれるわけですから、だからそういう方法をとっていただきたい。だから、最初答弁されましたあの答弁で私

はいいんですよ。そんなことをどんどん言われるとですね、私はどんどんやっていきますよ。もう1回お聞かせいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

最初の答弁とそんなに変わらないつもりでお答えしたつもりでありますが、公共的な放送であるということで行政情報を中心とした公共性の高いものにするんだということでございます。

その中で、今お話がありましたような要望等については、その都度その都度考慮してやっていくということでございます。お話のように地域性があるものについては、特にこのシステムの優れた面、地域にのみできるというのがございますので、それらのものを活用しながらやっていきたいということでございます。

〇23番(福重彰史君) ぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、このケーブルテレビの関係でございますけれども、全ての加入契約者に対して設置がなされているかということであります。そのことについてお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

地域情報通信基盤整備事業の放送・通信サービスは、公設民営方式により、BTVケーブルテレビ株式会社が行うこととなったところでございます。

この事業は、地上デジタル難視対策も含めて整備を行ってまいりました。志布志市は、国・県やデジサポ鹿児島、NHK等の県内放送事業者と密接な連絡を取りながら、その推進を図ってきたところであります。

NHK共聴組合等の難視地区においては、アナログ放送停波までにケーブルテレビ工事の完了をさせる計画でありましたので、日々工事の進捗状況を市に報告してもらい、その内容は市から九州総合通信局にも報告を行ってまいりました。地デジ難視地区におけるケーブルテレビ工事は、予定どおり完了したところであります。

次に、一般地区での工事については、地デジ本放送開始の前後にケーブルテレビ新規申し込みが殺到したり、申し込み後の解約やプラン変更があったりと、受け付け窓口の混雑があったという報告を受けているところです。

市役所へも市民の方から工事の問い合わせが多く寄せられましたので、その都度BTVケーブルテレビに連絡を行い、併せて工事を急ぐように申し入れをしてきました。

現在、工事は一通り済んでいる状況ですが、市民から工事の問い合わせはまだあるとのことです。問い合わせを受けて調査をしてみますと、連絡の行き違いで、キャンセルとして処理したものの中に、多チャンネルは契約解除するが、基本チャンネルへは申し込みするというものが意外に多いということでございます。BTVケーブルテレビでは、このようなキャンセル扱いの契約書を申込者に再確認しているとのことでございます。

O23番(福重彰史君) 今市長の中にもございますけれども、プランの変更やら、いわゆる解約 やらいろいろあるということでございましたけれども、単刀直入でよろしいですけれども、この 契約されている全ての所にこの引き込み工事、接続工事が本当になされているかということをで

すね、単刀直入に答えていただきたいというふうに思います。

○情報管理課長(徳満裕幸君) このケーブルテレビの工事につきましては、一通りは終わったというふうにお聞きしたところでございますが、BTVケーブルテレビの方にいろいろ市の方からも確認をしたところでございます。そうしましたら、幾つかの理由等でですね、できないのがあったと、現段階でケーブルテレビ局は終わったというふうに思っているけれども、場合によっては終わってないケースもあるかもしれないという話は聞いているところでございます。

具体的にどういうような部分で、そういう行き違いがあるのかということでございますけれども、BTVケーブルテレビ局の方から報告を受けた内容では、まず行政告知放送端末の申し込みの下にチェック欄があったところでございますが、そのチェック欄で申し込みが完了したと思っておられたケースもあったということでございます。本人は申し込みしたつもりでおるけれども、BTVケーブルでは、申し込みというような手続きには至ってないということがあったということでございます。

それから、インターネットのみの手続きをされた方でございますが、本人はケーブルテレビ、インターネット両方申し込みしたつもりの方でございますけれども、インターネットの申し込みのみだった方が、ケーブルテレビの工事はこないという連絡があったと。確認してみたら、申し込みされていたのはインターネットの方の申し込みのみであったというようなこと等もあったようでございます。

それから、工事開始に伴いまして約5,000件の加入者の工事をやられたということでございますが、その際、加入者工事発注書というの作成しまして、一斉に電話で御本人に連絡を取って行かれたと、工事の日程等の確認ということのようでございますが、その際、電話をする中でなかなか連絡が取れない申込者の方、電話しても本人が申し込んだ工事のことが、ちょっとお忘れになっていらっしゃるのか、変な電話勧誘と思われたりとか、いや要りませんというようなこともあったというふうに聞いております。

現状においては、以上のような報告を受けているところでございますが、場合によっては行き 違い等で、まだ工事がないということも考えられるかと思います。

以上でございます。

O23番(福重彰史君) 私は、この加入契約者に対して全てに接続工事がなされているかというところを聞いたわけですよね。今の課長の答弁によりますと、会社の方としては一応は終わったんだと。しかし、場合によってはまだ残っているところもあるというようなことも言われましたけれども、そんなですね、ええかげんなこと言われちゃいかんですよ。終わってないんであれば、終わってない。完了してるんであれば、完了してる。どちらかしかないわけなんですよ。そういうようなですね、今の会社のそういうようないわゆる役所に対してですね、そんな回答であったらおかしいと思うんですよ。

それから、いろんな要因があるだろうと、いわゆるインターネットで申し込みをしていた人が ケーブルテレビまで申し込んでいたというふうに勘違いしていたとかですね。あるいはなかなか 連絡が取れないとかということを申し上げますけれども、私は事実に基づいてやっていってるわけですからですね、既に契約をされていながらですよ、今言われたような、そんなの理由じゃないんですよ。いわゆるしっかりとした契約を申し込んでいながら設置に来ないと、そういうことで解約しようかということの相談があったわけなんですね。そのことで連絡取って慌てて、これは8月中旬ですよ、慌てて工事に入ってきたと。そして、課長もう全て話をされた方がいいんじゃないですか。つい先ほど12日ですね、12日にも慌てて来られてますよね。それはあなたの職員に、ある人がそのことを連絡して、そしてすぐ連絡をされて、ある人と言ったらもうはっきり言いますけれども、同僚議員が、そういうところがあってあなたのところの職員に言って、その職員から連絡を取ってもらって、したら慌てて来て、そして取り付け工事が始まった。頭を下げて、断りをされながらされたと。そういうような現状なんですよ。市長、考えてみてくださいよ。これ市民チャンネルも流れてるんですよ、市民チャンネルも。

そして、この事業というのは公設民営で始まっているわけじゃないですか。もう委託をしたから市は関係ないということでも何でもないわけなんです。市が最後まで責任を取ってもらわんといかんですがね。また市としては市民チャンネルを流すということで、その業務委託もお願いしているわけですから、当然一番の被害者はそういう仮の申し込みをしていたそういう方々が一番の被害者であり、そして市も被害を受けてるわけでしょう。こういうことを言いたくありませんけれども、契約をされた、契約書というか申請書ですよね、これがしっかりと保管されているのかなと、ひょっとしたら紛失もしてるんじゃないかなと、だからどことどこが契約したのか分からないところも出てきてるんじゃないかなということもですね、考えられるわけなんですよね。

こういうのには個人情報も載っていますよ。契約をすると引き落としで、いわゆる口座番号を 書いたりとかありますよね。

それから、8月に設置に来られたそこにおいては、いわゆる最初の契約時で2か月間は無料でいいですと、そしたらもう1か月間たちましたので1か月間しか無料にはできませんと。そしてそこの方が言われた、あなた方の瑕疵(かし)で1か月遅れたんだから、そういうことがあるのかと。自分たちの都合でですよ、自分たちが忘れていてですよ、いわゆる接続しないでですよ、もう2か月のうちの1か月過ぎたから、あと1か月しか無料にはできませんよって、そんなことも平気で言っているわけなんですよ。本当に公共性の高い放送であり事業じゃないですか、そういうふうな情報というの入ってこないんですかね、市長。ちょっとお聞かせをいただきたい。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の情報通信基盤整備事業につきましては、公設民営方式で行うということでBTV会社と 契約をしているところでございます。

事業を進める中で、営業を進める中で様々な苦情が私どものところにも寄せられてきております。そのことにつきましては、その都度その都度担当の方で会社の方に指導をいたしまして改善をさせているところでございます。

その流れの中で、私自身もこのことについて会社側に深く認識をしてもらわなければいけない

ということで、会社の役員の方に来ていただきまして、本事業については公設民営方式で資産については志布志のものであると、その資産の運営を任せているということであるので公的責任を持って仕事にあたってほしいということを強く申し述べたところでございます。端的に言えば、BTV会社は今まで自前でケーブルを敷設して、そして営業をされながら事業展開を図ってこられたところでございますので、いわゆる純粋の民間会社的な形のものであったということでございます。

今回は私どもの地域と、それから小林の方の地域と合わせて初めて公設民営という形で取り組まれておられますので、そのことについての認識が浅いんではないかというふうに私自身も感じたところでございます。ということで、今後ともそのような観点で会社側には厳しい形での指導というものを重ねていきながら純粋に公設民営方式が機能性が発揮できるような、市民が喜んでいただけるような施設づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

O23番(福重彰史君) 市長、全くそのとおりですよ、したがって今回のこのケーブルテレビですけれども、このケーブルの引き込みに当たって全申請者、いわゆる契約者の所に引き込みの接続が間違いなく完了したかということもですね、やはり市も確認をすべきではなかったのかなというふうに思うわけですよね。全て向こうに任せている、任すということではなくですね。

それからもう一つはですね、これはちょっとそういうこととは違うんですけれども、高齢者の中にですね、チャンネルのリモコンですよ、このリモコン操作が非常に難しいと、もう1チャンネルしか観てないと、もうどういうふうに操作すればいいのか分からないというですね、そういうような苦情がきております。

これは、松山のある郵便局にもですね、そこでもその話で持ち切りだったそうです。来られて、 もうせんなよかったと。

本当に、今市長からありましたようにですね、本当に市民から喜ばれるような、やはりそういう放送にするためにはですね、本当にもうちょっと操作が簡単な方法というのはなかったものかと。今の若い、ハイテクに操作が簡単にできるようなそういう人たちにしてみればですね、そんな難しいことではないだろうと思うんですよ。

ところが高齢者にとってみると非常に難しいらしいです。その辺りについてですね、何かそういう話はきてないのか。そしてまた、これらについてそういう簡単な操作の方法というものについてですね、改善ができないのか。会社の方にそういうような要請をする考えはないかお聞かせをいただきたいと思います。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

実はお恥ずかしい話ですが、私自身もなかなかリモコンを使いきれてない状況でございまして、 これは大変な代物だなというふうには思っているところでございます。

当初からなるべく簡単なですね、リモコンをというようなことを要望したところでございますが、設計がそのような形でありまして、簡便化したリモコンということになるともっと別な形で導入を図っていかなきゃならないというふうには思うところでございます。

今回のシステムにつきましては、日本一だというのは全世帯、光が戸別まで設置されているという地域は、日本で今回のシステムを導入した我が市だけだということでございます。ということでございますので、せっかくいただいた宝物をですね、有効に生かすためには、地域に多くおられる高齢者の方々が喜んでいただける内容にならなきゃならないということについては、私は常々考えているところでございます。

今後、新たなソフト事業を導入したいというふうに考えておりますので、その際には特にまた そういう意味で、使い勝手の良い簡便なものにしてまいりたいということを考えておりますので、 このことにつきましては、会社側とも十分協議をさせていただきたいと思います。

O23番(福重彰史君) 市長もそうであったということでございますが、本当に高齢者の方々にとりましては難しいと、本当に契約しなきゃよかったと、もうせんならよかったという声が非常にあります。今市長ありましたとおり、ぜひ今後ですね、協議を重ねながら簡単な操作方法のできるですね、そういうリモコン等の導入についてできれば早急に対応していけるような体制をつくっていただきたいというふうに思います。

恐らくこれですね、これからもいろんな苦情はあると思います。何かというとですね、840円のサービス料金ですよ、840円と3,670何円ですかね、二通りあったわけですよね。その中で840円はもう終わったということで、三千幾らのしかもうありませんということで契約をされた方います。私もいろんな苦情を聞いて、ここの役所の方にもその旨を伝えた。その度に、市長がありましたとおり、会社側を呼んで、そして改善をさせていったということですけれども、私が知らない人の中にも恐らくそういうことで契約されている方もいらっしゃると思います。特に田舎の人は人がいいですから粘り強く交渉をされればですよ、自分の生活のことは棚に上げてですよ、契約された高齢者、年金生活者ですよ。老齢年金生活者そういう方々もいるんじゃないかと思うんですよ。その人たちにとっては、月2万円弱ですよね、ぐらいの年金でですよ、毎月三千幾らの料金を払っていかなきゃいけないわけなんですよ。そうすると、自ら自分の首を絞めていく、そのような事業にもなっていく人もいるわけなんですよね。恐らく、だから今から毎月毎月そういうふうにしてお金を払うことによって実感をしていく人も出てくると思います。

あるいは、無料の関係です。何月間は無料にしますと言いながら恐らくそれも先ほど申し上げたように、その当時に言われたのと恐らく違う人も出てくるだろうと思う。あるいはいろんな苦情はまだまだ今から出てくると思います。やはり、そういうような苦情についてはですね、役所の方もですね、やはり市民に代わってですね、しっかりと会社の方にもその旨を伝えたり、あるいは改善をさせたりというような、そういうような姿勢で臨んでいかないと、もう委託したから向こうの会社の方に連絡してくださいと。8月の私の所に来られたその方のところは、まさにそのとおりだったんですよ。会社の方に連絡してくださいと、そんな対応ではいけないですよ。市が推進して行っている事業ですから、やはり市民のいろいろなこの件に関するいろんな苦情については、市も一緒になってその解決へ向けてですね、対応をしていくんだという姿勢がないといけないと思います。そのことについてお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。今回のこの地域情報通信基盤整備推進事業によりまして、 光ケーブル事業が完了しまして、そして私どもはその完了でもってさまざまなサービスを提供し ようとすることであります。

そのサービスの提供につきましては、運営をBTVに任せたということだけでありまして、このネット自体は志布志市の財産でございます。多分今日また福重議員と私がこういったやり取りをしているということは、まさしく市民チャンネルを通じて流されておりますので、市民の方もそういうことなんだということを理解される。そしてまた、会社側も多分この光景を見ておられるというふうに思います。

ということで、私どもとしましては、この市の財産を市民サービス向上のために最大に使っていくんだということは、これからも公設民営方式で経営を委ねているだけなんですよということ。そして公共的な立場で事業の運営をしていただきたいということは更に強く申し述べてまいりたいと考えております。

O23番(福重彰史君) 市長、この老若男女全ての加入者からですね、からやはり喜ばれるですね、このケーブルテレビでなければならない。まさに市長の申されるとおりと思うんです。この委託を受けたBTV会社、この会社も公設民営はもちろんでございますけれども、市民あっての事業であるんだと、そして市民チャンネルを始めて公の市民チャンネルをはじめ公の責務を担っているというですね、自覚を更に強めていただきたい。

そして、市民に信頼される市民にやさしい事業を展開されるよう強く要請をいたしまして、私 の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(上村 環君) 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

〇2番(下平晴行君) 通告に基づいて質問いたします。

はじめに、地下水保全条例の制定についてお伺いします。

市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって享受できるよう、水質、水量の両面から地下水の保全を図ることにより、飲料水、その他市民生活に必要な水を確保するため、また硝酸性窒素等の削減対策など地下水保全条例の制定はできないかお伺いします。

○市長(本田修一君) 下平議員の御質問にお答えいたします。

本市の水資源は、市民共通の貴重な財産であり、市民福祉の増進に沿うように利用されるべき 資源であるとの観点から、市民、事業者、そして行政が協働してその保全に努めなければならな いと考えております。

また、全ての飲料水を地下水に頼っている本市にとって、地下水保全の取り組みは大変重要な問題であると認識しております。

現在、地下水保全のために畜産、お茶ほか農産物の各農家が、それぞれの対策を講じていると

ころでございます。

例えば、畜産に関しては家畜排せつ物処理法の確実な履行、お茶など農産物栽培においては栽培管理の徹底、生活排水対策としては浄化槽の設置及び農業集落排水事業の推進などを行っております。

また、地下水保全は河川水質の浄化にも密接な関係があります。平成21年から市内を流れる前川については21年度、田原川については22年度、安楽川については23年度及び菱田川については23年度、それぞれ河川ごとの河川浄化対策協議会を設置していただき、その流域で暮らしている方々、事業を行っている方々、そして関係行政機関が集まって経済と環境の持続可能な発展を目指すために協議を行っていただいているところでございます。

さらに今年の2月には、水質保全シンポジウムも開催し、水質保全に係る意識の啓発を図った ところでございます。さらには普現堂の湧水群が平成の名水百選に選ばれており、地下水保全に 対する市民の関心も年々高まってきているところであります。

県内にもいくつかの自治体が地下水保全に関する条例を制定していますが、これらを参考にしながら地下水保全条例の制定に向けて前向きに研究を重ねてまいりたいと考えております。

〇2番(下平晴行君) 私どもNPOオアシス水環境研究会ではですね、市長、約100か所のボウリング水を調査しております。具体的に申しますと、pH、電気伝導度、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、リン酸、カルシウム、マグネシウム、CODですね、化学的酸素要求量、塩素イオン、大腸菌、一般細菌とこういう調査をしているわけであります。

市長が前向きに、この条例には取り組むということであります。企業誘致の養まん場については、大変有り難いわけでありますが、その他事業者もそうですが、実際取り放題と採取し放題というような形であるわけですね。北海道の二セコ町の地下水保全条例では、この採取の許可を設定しているわけです。いわゆる揚水機が吐き出し口の断面積が8 cm²を超えるものについては採取の許可が必要であると。許可基準、許可申請、そして関係住民への説明会の開催などを明記しております。また、罰則規定も設定して違反した者には、50万円以下の罰金という形で設定をしております。

いわゆるこの条例をつくることによって、市長も申されましたが、硝酸性窒素の削減対策と申しますか、そういうものも含めて立ち入り調査、あるいは違反者の氏名等の公表という条例に盛り込めばそういうこともできるということになるわけであります。

それと先週ですか、菱田川の源流調査をしたわけでありますが、源流が500mぐらい下りてきているわけですね、下がってきています。安楽川が大体200mぐらい。ひとつはおそらく森林伐採されている影響も多分にあろうかというふうに思うわけありますが、できれば市長、この森林伐採の観点から、そういうものも条例の中に入れられないか検討してみてください。

よくインターネットを引き出しますと、そういうものは今のところどこもないみたいであります。ですが志布志市としては、そういうものも含めて、例えば漁業者がなぜ山に木を植えるのか、 これと一緒です。山、川、海といわゆるプランクトンの関係で山に木を植えます。条例をつくる ことによって、その伐採制限、いわゆる伐採制限というのはできないでしょうけれども、例えば一度に1haとか、2ha伐採するんじゃなくて、500、5 反歩ですね、あるいは6 反歩というような制限をこれは分かりません。ちょっと調べてまた調査してください。そういうものも盛り込んで、水の確保できないかですね、そこ辺も含めてお願いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

条例につきましては、現在制定されている先進地の条例を勉強させていただければというふうに思います。その中で本地区で制定できる内容というものについてはまた精査させていただければというふうに思うところでございますが、基本的には、やはり水資源は今後枯渇するのかどうかという問題が大きな問題ではないかなというふうに思います。そういうことで、私自身もブランド推進の中に水資源の確保という面から、また漁業振興という面から森林を育成しようというような方向性も出しているところでございます。それらのことが、どのような形でできるかということについては、まだまとまりがされてないところでございますが、いずれにしろ皆伐というようなことは避けた形でいきたいと。そして、伐採された所は速やかに、また植林がされるような助成措置等を設けた林業振興というものもあり得るべきかなというふうには思っているところでございます。

そのような方向性が盛り込めるのかどうかということも併せて研究をさせていただければというふうに思います。

○2番(下平晴行君) 分かりました。

制定するということでありましたので、市長、それは考え方として、今年度中なのかあるいは24年度なのか、そこら辺ちょっとお願いいたします。

〇市長(本田修一君) いつこの条例についてまとめることができるかということについても、まだつかめてない状況でございまして、今から様々な方面からの検討をさせていただければというふうに思います。

また、ある程度方向性がまとまりましたら皆様方にも相談しながら、このことについては取り 組んでまいりたいというふうに思いますので、時期についてはまた今しばらくお待ちいただけれ ばというふうに思います。

〇2番(下平晴行君) これは環境基本条例との関連もございますので、ぜひそのことも含めてお願いしたいというふうに思います。

次にいきます。

開発公社が販売した分譲地の陥没対策についてであります。

分譲地が陥没したために住宅が傾いたり、外壁等にひびが入ったりして、住民に大変な不安と 迷惑を掛けております。これまでの経緯では、関係者が市役所まで行って市長に現状を説明し、 早急に何とかしてほしいとお願いをしたところであります。その間何の連絡もないために再度関 係者と市長にお願いして、やっと空き地の所をユンボで10m掘削したところでありますが、そう いう結果、タイヤ、ロードミラーの基礎のコンクリート、ビニール等々いろんなものが出てきま した。

開発公社は、分譲地の実態を知った上で販売しているわけですが、その責任いわゆる瑕疵(か し)担保責任はどうなのか。

それから、現在ボーリングをして調査中であるわけでありますが、今後どのような対策をしていくのか併せてお伺いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

まず、土地開発公社は市とは別の団体ございますので、土地開発公社の理事長としての立場でなく、土地開発公社を指導・監督する市長としての答弁ということでお考えください。

議員御指摘の団地は、旧志布志町による地域の過疎化対策モデル団地として、平成7年に土地開発公社で土地を取得し、平成9年に道路等を含む総事業費の約3割を旧町で負担し、現状を盛り土でなく切り土として造成整備を行ってまいりました。また、整備した翌年度より販売を開始しております。

地権者より住宅テラスの浮き及び陥没、基礎部のひび割れ等が見られるということで申し出があり、期間を要しましたが、造成区域内の全ての建物の現況調査と一部区画の地盤調査等を公社で実施しました。

調査の結果、盛り土部における異物の混入が一部見受けられ、ボーリング調査等による地盤状況などの結果により、今後において建築物及び構造物に対する何らかの異変を生じる可能性も否定できないところであります。

また、当団地において変化の見られる区域が大きく分けて2か所ございました。当初、申し出のあった区画につきましては、調査の結果、建物の高さレベルの差異はほぼ見受けられませんでしたので、現状で様子を見てまいりたいと考えております。

また、別の区画につきましては、部分的な建物の傾きが確認されたところですが、土地開発公 社で施工した所の境界ブロックにおいて傾きが見られ、現状のままでは危険な状態のためブロッ ク等による積み直しを考えているところでございます。

公社としましては、ただいま瑕疵(かし)担保のお話もございましたので、瑕疵(かし)担保 による損害賠償請求に基づくものになるのかということになるわけでございますが、現状で一部 異物混入が認められた。それが建物が傾いたこととの因果関係ということについては、別問題で 法的に立証されない限り、補償費としての支出執行は困難と考えるところでございます。

そのために公社としましては、補償ではなく、補修程度で対応できる範囲で対処したいという ことでございます。現在のところそのような状況でございます。

〇2番(下平晴行君) 補償じゃなくて補修ということであるわけですが、実際、その因果関係ということをおっしゃいましたけれども、この瑕疵(かし)担保責任という消滅時効ですよね。これも含めて今市長が開発公社の理事長という立場で答弁してもらったわけでありますが、これは市長、いわゆる消滅時効の起算点というので、これは民法の166条の1項に「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」ということで、これは判例、損害賠償請求事件という

ことでは判例も出ているわけです。それをいつの時点ということになるかと思いますが、ここではですね、「損害及び加害者を知りたるとき」であると。これは4月でしたこのことが分かったのは、市長は因果関係っておっしゃいましたけれども、これは明らかに私はあのブロック塀の倒れ方、それからその隣接する家の約3cm、いわゆるへこんでいるわけですね、傾いているわけです家自体が。ベタ基礎であったということであるわけでありますが、そこ辺がこれは問われてくると思うんですよね。そこはどうお考えですか。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

瑕疵(かし)担保責任というのは10年ということであるわけでございますが、そのことにつきまして最高裁の判例にもございますので、このことを参考にさせていただければというふうに思います。

しかしながら、道義的な責任ということがございますので、現況調査及び地盤調査を実施した ところで、その現況調査に基づいて補修というような対応でさせていただければというふうに思 うところでございます。

○2番(下平晴行君) そうなりますと、実際家が傾いている、因果関係とおっしゃいますけど、当事者はそう言われるでしょう。当局ではそういう形の考え方であろうというふうに思うわけですけれども、実際そういうブロックと家の、逆に言うとですよ、因果関係、ブロックがあれだけ15cmぐらい基礎自体が落ちているわけですよね。そして、その隣接する家が家自体が3cm傾いていると。私はこの因果関係は逆に言うと関係があると思いますよ。やはり買った人は、分譲地を買った人は、やはり民間より公が販売している分譲地、いわゆるこの責任なんですよ。ここの土地だったら安心して家族みんなで暮らせると、だから買って家を建てた。これはそうなりますと市長、民法の1条の2項に信義則違反、これはあまりそういうのを言っていいかどうか分かりませんけど、3項では権利の濫用と、こういうのも出てくるわけですよね。これも判例がありますよ。長くなりますので読みませんけど、こういうことを考えたときに公、やはり開発公社といえども公ですから、そこをやはりしっかりとした考え方で対応していただかないとやはりそれなりの責任というのは、これは私は免れないんじゃないかというふうに思うわけですよ。今言った信義則違反、ここ辺はどうお考えですか。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。

- ○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 〇市長(本田修一君) お答えいたします。

民法第1条第2項で、「権利の行使及び義務」の履行は、信義に従い誠実に行わなければならないと規定があるところでございますが、この規定につきましては、既存の個々の条文の規定だけ

では解決できない問題が生じた場合や、既存の法理による解決が妥当なものではなく類推適用などによっても不十分というような場合に、人の行動準則となるものとして用いられる補助的な規定と位置付けられております。 瑕疵 (かし) 担保責任については、民法において個々に条文の規定が設けられていますので、これらの条文が適用されることとなります。

なお、売買契約によって、物件の引き渡しから最低2年以上の期間を定め、瑕疵(かし)担保 責任を負うという特約があればそれが適用されるということでございます。この特約がなければ 民法の瑕疵(かし)担保責任の原則が適用されるということになります。

ということで、瑕疵(かし)担保による損害賠償を請求権に消滅時効の規定の適用がないとするとなれば、買い主が瑕疵(かし)に気付かない限り、買い主の権利が永久に存続することになると、これは売り主に過大な負担を課するものであって適当と言えない。したがって、瑕疵(かし)担保による損害賠償請求権には消滅時効の規定によって適用があり、この消滅時効は買い主が売買の目的物の引き渡しを受けたときから進行すると解するのが相当であるというふうに考えるところでございます。

〇2番(下平晴行君) だから市長、さっきいわゆる消滅時効の起算点ということを申し上げたわけですよね。先ほど市長は補修はすると、いわゆる補修をするということは、そういう因果関係いわゆるタイヤ、コンクリート、そういうもろもろの物が入っていたと、実際入っていたと。そのブロック塀についてはちゃんと修理をしてある。その家についてですよ、いわゆる3 mm傾いているということで、市長も実際その家に上がってドアの開閉等もして、そういう状況を知っておられるわけですよね。だからそういうことで補修を認めているわけですから、そういう部分ではその家が今後5年、10年たった場合に、今3 mmだけど5 mm、10mmになるかもしれないわけですよね。ですから、そのことについて、市長、もう1回お願いいたします。

〇市長(本田修一君) ただいま審議、そしてまた瑕疵(かし)担保についてお話したところでございますが、そのような状況ではございますが、現況を見たときに何とかしてあげたいというようなことがあったところでございます。

今後またその状況等を把握しながら、私どもは先ほど申しましたように補修というような範囲 内で対応をさせていただければというふうに考えるところでございます。

〇2番(下平晴行君) 市長、その補修はよく分かるんですよ。その他のあと2か所あるんですけれども、特に先ほど言いました3mm現状は傾いていると、そこは今後調査して対応していくという考え、こっちはとっていいですか。

〇市長(本田修一君) 補修ということございますので、ある程度の公費というものが前提になるんではなかろうかなというふうに考えるところでございます。そのことで、その範囲内であれば対応はできるというようなふうに考えているところでございます。

〇2番(下平晴行君) そのボーリングを調査したわけですね、その結果をちょっとお願いします。

〇建設課長(中迫哲郎君) ボーリングを4か所ほど行っております。ボーリングの結果は、地

表から3mから5mの区間が盛り土になっていたということが判明いたしました。その下に地山があるということで通常黒ボク土、畑の層があって下にシラスの層が出てきたという結果でございます。結果を見ますと、我々が通常考えるよりはかなり地盤が悪いなというような結果ではございました。

〇2番(下平晴行君) 市長、そういう今の結果があったわけですよね。地盤がよくないと課長も認めているわけですが、やはりこれはこのままおいておくとですよ、先ほど言いましたように、そういうタイヤ、その他いろんなものが入っているわけですね。当然そういうものが入っていると、いわゆる隙間があるわけです。空間があるわけですから、そこが当然地盤が固まって下がっていくと。これはもう一般常識と言いますか、考え方ではもうすぐ分かるわけですけれども。課長、もう1回そのボーリングの3mか5mというのは、恐らく6、7、8m、10mぐらいしたと思うんですよね。その中でボーリングで、ただ地盤が緩いんじゃなくて、そういう異物、そういうものがなかったのかですね、お願いします。

〇建設課長(中迫哲郎君) 盛り土の区間の中にですね、多少礫(れき)とかそういう異物というかですね、出たところでございますが、これが空洞があるとか、そういうのは確認はされておりません。そのままの状態での先ほど申しました地盤が悪いというのは、空洞があるとかそういうのじゃなくて、通常の均一の中での地盤の悪さというふうに捉えているところでございます。

〇2番(下平晴行君) そういう異物等も実際あったということであるわけですが、市長も御存じのとおり、ブロックのところ周辺ですね、あそこは極端に下がっているわけですから、恐らくそういうものが、そこをボーリングもしているわけですけれども、そういうものがあるというのは事実であるわけでありますので、そこを私先ほど言いましたように、やはり瑕疵(かし)担保責任、そこら辺の起算点、いつをもってこれは10年時効というのがあるわけでありますが、そこをもう1回、市長、お願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

本件の土地売買契約書によりますと、平成10年2月16日でございますが、瑕疵(かし)担保につきまして、13条で、「乙は、この土地の引き渡しを受けたのち、売買物件に面積の不足その他かくれた瑕疵(かし)のあることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求をすることができないものとする」というふうにあるところでございます。

先ほども申しましたように、瑕疵(かし)担保責任の請求権の消滅時効の消滅時効がないとすれば、売り主の責任というのは永遠に存続するということであります。そのようなことで消滅時効というものはあるということでございまして、今回のこの件につきましても売買がなされたときからしても10年が経過しているということからして、瑕疵(かし)担保の責任というものについては、私どもの方としてはないということの判断をするところでございます。しかしながら、先程来言いますように現況を鑑みたときに、補修というような形でのできる範囲内での対応はさせていただきたいということの考えでございます。

〇2番(下平晴行君) 市長、よく分かっているんです。その消滅時効の効力と言いますかね、

そこはよく分かっているんです。

ですから、いわゆるこういう判例が起算点の判例等も言っているわけですけれども、その契約の中に、そういうのをうたってあると、これは買い主にちゃんとそこら辺は説明してこうなったのかですね、そこはどうなんですか。

〇市長(本田修一君) 当然契約書でございますので、双方でこのことにつきましては記名また 押印ということでされておりますので、十分内容については認識されていると思います。

〇2番(下平晴行君) 市長、その補修という、どの程度の補修なのかですね、そのブロックについてはよく分かるんです。そこはちゃんとL型か何か分かりませんけど、そういうものについて、ちゃんとやると、ちゃんと補修をしていくということはよく分かっているんですけれども、その家が傾いているそこの場所、そこの補修はどのように考えているわけですか。

〇市長(本田修一君) 先程来損害賠償的なものについては、瑕疵(かし)担保責任が及ばないということでできないと、しかし現況を見たときに補修的なものについては対応をしたいというふうにも述べているところでございます。そのことについては、今後、また詳しく調査をさせていただいた上で、売り主、買い主双方で協議をさせていただければというふうに思います。

〇2番(下平晴行君) はい、分かりました。調査をして、これから調査していくということで 実態をつかめてお互いに協議していくということですね。

それでもう1か所の、あそこは1mmぐらいということで傾いていると、地盤がちょっと下がっていてひびが入っていると、あそこの箇所についてはどうなんですか。2か所あるんですけどお願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

地盤の傾きにつきましては、犬走りの部分になるわけでございます。このことにつきましては、 少し状況を見守りさせていただければと、できうる範囲の先ほども言いましたできうる範囲の補 修というものは、できるとすれば取り組んでまいりたいというふうに思います。

〇2番(下平晴行君) そこを見守るというか、同様に対応していくということで理解していいわけですね。ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に質問いたします。

支所の業務の在り方についてであります。

市民の要求を早急に解決するため、建設課と産業振興室を産業建設課に統合して対応できないかと、当初は志布志と松山については、昨日のお話にもありました。総合支所の取り扱いをしてきたわけですよね。その産業振興室になった時点で、いわゆる支所扱いになっているわけです。本庁の課長の決裁が必要になってくるわけですから、当然時間がかかるわけです。要は、室長に課長の権限を与えるか、もしくは与えないとすれば産業振興室と建設課を統合して産業建設課にいわゆる課長が、課長権限を持たせると、そういうことでできないかということであります。お願いします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

支所の建設課におきましては、部制廃止の際、総合支所方式を基本とした中で現場を重視した 組織の在り方から、支所建設課の存続を条件としまして、本庁建設課と都市計画課、管理課の統 合を行い本庁・支所の3課とした経緯がございます。

また、産業振興室については、本庁方式を基本に試行的に室体制を導入して、本庁農政課、畜産課、耕地林務水産課と連携して業務を遂行し、現在まで至っているところであります。

御質問の建設課と産業振興室の統合についてですが、このことについては内部でも議論をしてまいりましたが、支所において建設部門と産業振興部門を統合するとなれば課長職の業務が多岐にわたり、本庁課長との業務の重複により効率的ではないとの意見集約により、平成23年4月1日実施の組織機構再編計画の中では、建設部門の業務の集約をして、新たに都市政策課を設置して支所の建設課を建設室にするという案を平成22年12月議会に提案させていただいたところでありますが、特に志布志支所の課の統合につきましては、課長職の減による市民サービスへの影響など、市民への配慮と職員の業務量調査を実施した上で組織再編に取り組むべきであるという御指摘を受けたところでございます。

このことを踏まえ、本年10月より業務量調査に伴う日報を1年間通して嘱託、臨時職員を含めて全職員で作成してまいろうとしているところでございます。

今後、この業務の調査の結果を活用した本庁と支所の業務分担の見直しや業務改善を図りながら限られた職員の中で、社会経済情勢の変化に対応できる組織機構見直し計画を策定して、御提案してまいりますので、御質問がありました建設課と産業振興室の統合についても、その組織機構見直し計画策定の中で協議させていただければというふうに思います。

〇2番(下平晴行君) ぜひ市長、そのようにしてください。これは私なぜそういうことを申すかと申しますと、やはり先ほど言いましたように時間がかかるわけですよ、いわゆる軽易なものもいったん本所に来て、ここに来てまた帰ってくると。だから言っているんですよ。そういう面ではそういう機構見直しで再編していくということであればあるということですので、ぜひですね、そこ辺のいわゆる市民のニーズにあった対応をできれば早急に対応していってもらいたいと思います。

次に、携帯電話の難聴地区についてであります。

地域情報通信基盤整備事業が導入されて、全市的に通信情報の格差がなくなったことは大変有り難いというふうに思っております。携帯電話の難聴地区の対策として四浦地区も対象に入っていたと、解消されるというふうに思っていたところでありますが、岩郡、宮ノ前、昆砂ヶ野3地区の携帯電話が使えない状況になっているということであります。この地区の皆さんは大変不便をされているようでありますので、このことが解消できないかということでお尋ねいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

携帯電話につきましては、国民生活に欠かせない通信手段となっておりますが、市内には携帯電話の利用できない不感地帯がまだ存在しているところでございます。平成20年度から22年度にかけて、地域活性化公共投資臨時交付金や国・県の補助金を活用しまして不感地帯の解消を図っ

てきたところであります。

さらに通信事業者の自主整備等も行われており、市内の不感地帯は年々減少して集落単位での 整備はほぼ完了したところでございます。

しかしながら、携帯電話の電波の性質上、山間部で使えない世帯があるようでございます。現在四浦地区で、議員御指摘の所で、世帯でまだ不感地域ということでございます。地域間の情報通信格差を解消するために、引き続き国・県に補助事業の要望と通信事業者に対しまして、事業参画の要望を行ってまいりたいと思います。

〇2番(下平晴行君) 市長、要望を行っていくという、これはできるかできないかという部分 でどうなんですか。

○市長(本田修一君) 四浦地区につきましては、山間部のため、エリアシュミレーションの結果、1基の携帯電話基地ではカバーできないということでありまして、エリアを二つの地区に分割してそれぞれに基地局が整備されたところでございます。このことでもって全ての世帯がカバーできるということでもなかったということでございまして、今後地区エリアの整備でなく、携帯電話は使えない家屋をピンポイントで解消することになるのではないかなということでございます。大きな鉄塔を建設するのではなく、極めて限られた範囲で利用できる仕組みということでありまして、この地区ではレピータ装置やフェルトセム方式が検討されていくというふうに考えるところでございます。

〇2番(下平晴行君) 市長、よくそれは分かるんですけれども、あそこがなぜいわゆる電波が届かない箇所がある。特に昆砂ヶ野についてはですね、アンテナのいわゆる高台の用地確保ができなかったと、そのために郵便局近くのあそこは低いですよね。あそこに今建っているんですよ。ですからそこら辺が、その位置が用地が取得できなかったらもうちょっと何でずらすことができなかったのかなと、建ててからのことなんですけど、やはりこれは行政の指導の一つのいわゆる欠陥と申しますか、そこら辺じゃないのかなという気がしてならないんですよね。そうなって、これは事実こういうことで、恐らくその地区についてはそれが原因だというふうに思っております

市長が今おっしゃったそういうもので設置をするということになった場合にその負担ですよ、 個人負担、いわゆる自己負担はどうなんですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) まず、候補地のことにつきまして、若干説明させていただきますが、携帯電話の基地局につきましては、四浦地区につきまして、まず提口と後谷2か所設置をしたところでございますが、まずこの提口につきましては、ほかに適当な場所がなかったところでございます。これにつきましては、どのような場所が携帯基地局に適するかということでございますが、まずその基地局を建てる所に道路があるか。それから商用電源等が通っているかというようなことが大前提だということでNTTドコモの方からはお聞きしているところでございます。

そして、今エリアが取れれば取れるほどいいんでしょうけれども、ちょうどこの提口の前の方

にこちら町の方から道路がありまして、かなり蛇行していますが、その上の方にも山手があった ところでございますけれども、道路は新たに整備しなければならないということで、この提口に ついては現状しか用地の場所がなかったところでございます。

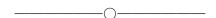
それから、後谷につきましては、本来この後谷は消防車庫がありますが、その近くを予定して おりましたけれども、用地交渉の結果、うまく用地交渉が進まなかったということで、今の後谷 公民館の所になったところでございます。

それから、補助事業につきましては、市が整備するということで、現在の補助事業については、 国・県、市町村、それから参画する通信事業者が負担して整備をするということになっておりま す。

- **〇2番(下平晴行君)** この3地区についてはそういう形で対応していくと、自己負担はないということで理解してよろしいわけですね。この宮ノ前と昆砂ヶ野についてはそういうことでしょうけれども、岩郡についてもこの3地区については、そういう同じとり方でいいんですか。
- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** 現在この不感地帯の不感解消につきましては、国の来年度事業につきまして県の方から不感地域解消要望の調査がきているところでございます。ですので、この要望書は現在この地区の分をですね、申請をして要望をしていきたいというふうに思っております。
- **〇2番(下平晴行君)** そうしますと、その要望をしていわゆる24年度に、課長、実施ということになるんですか。
- **〇情報管理課長(徳満裕幸君)** 現在県の方からまいっております要望調書では、24年度、来年度ということでございます。
- **〇2番(下平晴行君)** その申請書に怠ることがないようにぜひお願いして、やはり地域、先ほど言いましたように、いわゆる情報通信の格差をなくすという基本的な考え方でやはり対応していただきたいというように思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長(上村 環君) 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。



〇議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から29日までは、休会とします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時28分 散会

平成23年第3回志布志市議会定例会(第5号)

期 日:平成23年9月30日(金曜日)午前10時00分

場 所:志布志市議会議事堂

議事日程

£	争口性		
	日程第1	会議録署名詞	議員の指名
	日程第2	議案第51号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
	日程第3	議案第52号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
	日程第4	議案第58号	財産の無償譲渡について
	日程第5	議案第59号	財産の無償貸付けについて
	日程第6	議案第53号	志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制
			定について
	日程第7	議案第55号	志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について
	日程第8	議案第54号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
			る条例の制定について
	日程第9	議案第57号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	日程第10	議案第60号	損害賠償の額を定め、和解することについて
	日程第11	議案第61号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)
	日程第12	議案第62号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	日程第13	議案第63号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	日程第14	議案第64号	平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	日程第15	議案第65号	平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)
	日程第16	議案第66号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
	日程第17	陳情第6号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書
	日程第18	陳情第7号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書
	日程第19	発議第8号	TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する意見書の提出につ
			いて
	日程第20	報告第3号	平成22年度志布志市健全化判断比率について
	日程第21	報告第4号	平成22年度志布志市資金不足比率について
	日程第22	認定第1号	平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第23	認定第2号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第24	認定第3号	平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第25	認定第4号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
			_

日程第26 認定第5号 平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第6号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

7

日程第28 認定第7号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第29 認定第8号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第9号 平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第31 議案第67号 平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について

日程第32 閉会中の継続審査申し出について (産業建設常任委員長)

日程第33 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名(24名)

1番 平 野 栄 作 3番 西江園 明

大二郎 5番 玉 垣

7番 鶴 迫 京子

了 9番 毛 野

11番 本 田 孝 志

13番 小 野 広 嗣

15番 金 子 光博

賢 二 17番 岩 根

//\

弘 文 21番 鬼 塚

袁

史 23番 福 重 彰

2番 下 平 晴 行

4番 丸 Ш

6番 坂 修一郎 元

後 昇 一 8番 藤

10番 立 平 利 男

静幸 12番 立 Ш

耕二 14番 長 出

16番 林 勇 作

宏 二 18番 東 20番 環 上 村

幹男 22番 丸 﨑

24番 野 村公

-0-

欠席議員氏名(0名)

19番

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

義行

市 長 本 田 修 教 育 長 坪 \blacksquare 勝 秀

情報管理課長 徳 満 裕 幸 財務課長 野村 不二生

市民環境課長 竹之内 宏 史

福祉課長 木屋成久 農政課長 上原 登

畜産課長 大 山 田 勝

水道課長 木佐貫 也

溝 口

敏 久

堀 苑 智 農業委員会事務局長 之

学校教育課長 金 久 三 男 副 市 長 総務課長

溝

清

猛

修

藤

企画政策課長 武 石 裕

昌一郎 港湾商工課長 萩 本

税務課長 小 辻 海

保健課長 若 松 光 正

耕地林務水産課長 手 佐喜雄 井

哲 建設課長 中 迫 郎

文 志布志支所長 外 Щ 弘

会計管理者 中 﨑 秀 博

教育総務課長 津 曲 兼 降

生涯学習課長 米 史 郎 元

議会事務局職員出席者

松山支所長

事務局長 今 井 善 文 調査管理係長 坂 元 正 知 次長兼議事係長 仮 重 良 一 事 武

田

賢一郎

係

(259)

議

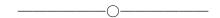
午前10時00分 開議

○議長(上村 環君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上村 環君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、西江園明君と玉垣大二郎君を指名いたします。



日程第2 議案第51号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第2、議案第51号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました議案第51号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うもので、主な内容は、 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が 年間1,500頭を超える部分の所得を免税対象から除外する見直しを行い、適用期限を平成27年度ま で延長することとなり、また、高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税 の減額措置について、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とし、新築期限 を平成25年3月31日まで延長することとなったため、所要の改正を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正に伴い、本市で影響を受ける対象者はいるのかとただしたところ、本市における肉用牛の飼育頭数は、最大でも1戸、700頭で、その6割の出荷であるため、現在、対象者はいない。また、優良賃貸住宅についても、現在、対象となる住宅はないとの答弁でありました。

高齢者向け優良賃貸住宅の内容についてただしたところ、バリアフリーなど施設が改良された 高齢者が住みやすい住宅であり、県知事の承認を受けて、申請者に対して補助を行うものである との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号、志布志市 税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきもの と決定いたしました。 以上で報告を終わります。

- ○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第3 議案第52号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上村 環君) 日程第3、議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第52号、志布志市保育 所条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結 果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から副市長、福祉課長ほか担当職員の出席 を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案上程時と同様、さゆり保育所を志布志市保育所条例第2条から削除し、平成24年4月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、まず、8月8日の保護者会主催による意見交換会で1個人1法人に 絞った理由についてただしたところ、7月29日の5事業者のプレゼンを受け、保護者から再度、 話を聞きたいとのことで、8月10日に選考委員会があるので、その前に実施していただきたいと 保護者にはお願いした。日時については市で調整したが、保護者会がどこを呼んだか、どこを選 考したか一切知らない。福祉課職員も選考委員もその会には出席していないとの答弁でありまし た。 次に、8月8日の保護者会で、ほぼ決まったように思うが選考委員長として、どう思うかとただしたところ、8月4日の選考委員会で、8月10日の選考委員会で決定することは決めていた。4日の選考委員会では保護者は入っていないので、保護者会の意見をどれだけ尊重するかの話もあった。

そして、保護者会の意見は、ひとつの意見として伺い、保護者会の意見とは違うこともあると いうことの合意は取ったとの答弁でありました。

次に、今回の資格要件の注意書きに、最終的には社会福祉法人が適格者とあるが、最終的に個人に決まった理由は何かとただしたところ、委員会の中でも、最初から個人を進めるということはなかった。経験があった方がいいのでないかなど議論を交わし、最終的に法人、個人のいいところ、そうでないところを整理したが、決め手もなく、最終的に保護者代表の委員に、「当初提案された方に変わりはないですか」と確認したところ、保護者の意見は変わらないとのことでした。最終的に保護者会の意向を踏まえた結果を委員全体が良とし、総意として決定したのが実情であるとの答弁でありました。

次に、議会が、今までの民間移管を担当してきた責任者を受託者として決め、財産の譲渡、貸し付けもすることに、一般の市民は理解しないと思う。これについてどう考えるのかとただしたところ、退職者が、今まで担当してきたからと駄目とは、職業の選択の意味からも排除することはできないと思うとの答弁でありました。

次に、ある選考委員の方から、選考委員会が決めたことを議会が反対しているようだが、何の ための選考委員会なのか、今後委員等の依頼があっても辞退するとの声もある。選考委員長とし て、取りまとめの経緯を強く言うべきではないかとただしたところ、取りまとめには苦労したが、 個人を選考したことは、総意であり正しいと思っているとの答弁でありました。

次に、保護者に対して、どういった立場で民間移管が説明されてきたのかとただしたところ、 これまでの経緯を踏まえ、22年度から城南保育園が移管されているので、状況をさゆり保育所の 保護者にも見ていただき、23年4月に民間移管の説明をしたとの答弁でありました。

次に、選考委員会は4日が7名、10日が保護者代表の2名が加わり9名であるが、委員への委嘱状は、いつ交付したのかとただしたところ、4日に7名に交付し、保護者は名前も聞いていなかったので、2名について10日に交付したとの答弁でありました。

次に、財産の無償譲渡、貸し付けの議案は、当初仮称の社会福祉法人で提案があった。これは、 選考委員会が個人で議論されたということはおかしいのでないかとただしたところ、法人が確定 した時点で変更の議決をしていただくという意味で、仮の法人と個人の二通りの提出方法がある。 当初、仮称で提案したが、選考委員会での議論が個人か法人か分かりにくいので個人名に判断し たとの答弁でありました。

次に、■■氏が24年度から民間移管という段取りをして退職したということはないのかとただしたところ、そのようなことは一切ない、公告してから初めて知ったとの答弁でありました。

次に、選考委員会での最終決定の方法についてただしたところ、起立とか挙手とか、そのよう

なものでない。委員全員の総意として決めた。委員の中から、推挙の声があり、他の委員も賛同 した形であったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、資料が当日の朝配布されたり、不親切であり、判断もできない。

次に、民間移管の目的に、今回再度整理しながらうんぬんとありながら、質疑に対しても明確な答弁も返ってこない。

また、選考委員会として、保護者代表の希望を最優先するということで移管先が決定されているが、選考委員会が持つ性格からどうか。

また、実績がない人が決定された理由をただしたところ、その方にとっては地元の保育所である。そういったことが最終決定の理由であるとある。保護者の代表は重い責任を負わされるような選考委員会の決定の仕方である。志布志の保育はどうあるべきかをそれぞれの委員が出して、保護者の意見が最終意見になるようでは、住民の理解は得られないと思う。

最後に、民間移管に決定された人が、辞退の申し出を首長にしているが、果たして保育の経営 に熱意があるとは思えない。

以上のような点から反対である。

次に、賛成討論が2件ありました。

まず、関係者と会って話もしたが、最初に言われた言葉が、今回は大丈夫ですかという過去の 経緯による行政不信の言葉であった。

松山町には三つの保育所があるが、同じグループによる経営では、どこも同じになるので、親として選択肢も欲しいとの声もある。

選考委員会でも保護者の意向はひとつの意見として参考にされ協議されており、決して保護者の意向が最優先されたものではなく、委員会の総意として決定されており、結果は尊重すべきである。

次に、公募の形は、21年度と同様であり、保護者も7月29日のプレゼンを聞き、個人でもよいと結論を出された。そして10日の選考委員会で決定された。保護者の根底にあるものは、自分たちの子どもを誰に預けるかにある。今回、保護者の意向を参考にされた選考委員会の決定は重く受け止めるべきと思う。

以上のような点から賛成である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- ○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

O13番(小野広嗣君) 私は、ただいま文教厚生委員長より御報告のありました議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行ってまいりたいと思っております。

今回、議会に上程された議案は、市政をチェックするという基本的な役割を持つ議会として、また議会人として、とても看過できないものでありました。議案上程の際の私の質疑中に、事件の訂正ということで議案の差し替えを行うなど、当初より当局の姿勢は瑕疵(かし)のあるものでありました。7月に臨時議会が開かれたにも関わらず、議会に民間移管スケジュールの経過報告も全く行われておりません。9月定例会においていきなり選考委員会の結果として、受託予定者を上げてくるなどということは、議会軽視もはなはだしく、遺憾の極みであります。市長には透明性の高い市政運営が求められますが、今回の議案上程までの当局の動きには、その透明性の上からも首をかしげざるを得ない点が多々ございました。

本年4月の当局の説明では、12月定例会に議案上程となるスケジュールが示されていたにも関わらず、それを9月定例会に前倒しし、その結果、当局も、また保護者の会の皆さんからも窮屈なスケジュールであると、そういう表現がなされるような運びとなっており、極めて不自然であります。そのことに関する疑義については、議案上程の際の質疑で述べておりますので、ここで繰り返しはしませんが、当局の答弁は私の納得するものではありませんでした。私には、どうしても今回の受託予定者である個人に配慮しての結果ではなかったかと思わざるを得ません。本年3月まで福祉課長であり、22年度の民間移管に関する方向付け等に関わってきた人が、在職期間を3年残して突如として退職し、その後、受託希望者として手を挙げられ、選考委員会で受託予定者として決定を見たことに、私は驚きを禁じ得ませんでした。市民の皆さんや職員の皆さんも、皆一様に驚かれております。職員の中には、こういったことが簡単にまかり通るようであれば、私でも手を挙げられるんですね、という方も何人もおられました。ましてや、市長と受託予定者とはふたいとこということでもあります。更に、その受託予定者は、思うところがあられたものと推察をいたしますけれども、議案が議会に配付された後に、市長に辞退の申し出をされたことも今議会で明らかになったところであります。それを市長はあえて引きとめておられます。

今回の議案は、あくまでも市民の財産の無償貸し付け、無償譲渡に関わるものであります。多くの市民が注視している議案でもあります。保護者の会の皆さん方の思いを無下に否定するものではありませんけれども、事は松山の尾野見地区だけの問題ではありません。議会人としては、保護者会の皆さんの思いを重く受け止めながらも、筋を通して大所高所から判断をしなくてはなりません。

さて、私は、今回、文教厚生委員会に提出された受託予定者が提出された保育方針案、これを 見て更に驚いたところであります。そこにはこう書かれております。「今年度改めて民間移管を進 めていくことは、市役所福祉課にいる一人として分かっていたし、前回のこともあり、自分とし て移管を進める立場でなく、受ける立場になれないものかなという思いもあった」と、こう書か れております。そうであれば、22年度時点でそういう思いがあったことは否めない事実であり、そういう立場で現職の福祉課長として、民間移管の流れにも関わっていたということであり、これはゆるがせにできないことであります。一歩譲って、少なくともそういう志があるのであれば、福祉に関するNPO法人などを事前に立ち上げられて、しっかりとした活動実態をつくり上げての応募であったならば、一定の理解を得られていたのではないかとさえ思っております。少なくともこれまでも社会福祉法人格を持たないところへの民間移管はなされておりますが、いずれも旧志布志町時代も22年の実績、30年の活動実績があり、市になってから移管した傾聴福祉会もNPO法人としての活動はもとより、過去においても10年間の保育実績がございます。なぜ、今回全く活動実態のない個人が選ばれたのか、選考委員長の議案上程の際の最たる理由は、熱意ということでありました。それで議会に説明責任を果たしているとすれば、全くもって乱暴な話であり、議会軽視の何ものでもありません。そのことにより、議会が納得するに足る選考理由が明らかになったとは、私には思えません。ただでさえ民間事業においては、事業者による質の格差が大きいことを認識し、事業者の選定は誠にもって慎重に行うべきであり、公正な選定基準等を設け、選定基準の骨子や選定方法を公開し、なるべく多くの方々が納得できる選定になるように配慮することが必要であります。

また、選定の結果、現在の公立保育園以上の水準の保育を行うだけの資質を有する事業者の応募がないと判断をされた場合には、利用者や住民の利益を優先して、民営化を延期する必要さえあったのではないかと私は思います。選考委員会としては、そのような判断に立つ余地も残しておくべきではなかったのかとさえ思うところであります。

私は、今回の当局の姿勢が明るみになるにつれ、同僚議員がいつも述べられている児童福祉法でうたう公的責任の放棄という命題について、つくづく考えされられました。私は、これまで保育所の民営化という政策は必要であるという立場をとってきておりますが、今回の件を通じて、その進め方については、もう一度考え直さなければならない部分も多くあると考えております。その是非は、各地域の状況に応じて、それぞれに論じられるべきだと思います。どこの地域にあっても、子どもや親のライフラインとしての保育園には、保障しなければならない条件があると思います。民営化がブームのように行われるのではなく、その地域の親子の状況をしっかり見据え、行政の役割との適正な分担の下に検討される必要があると考えます。

今回、短兵急に事を進めてきた当局の在り方は、まさしく公的責任の放棄であります。私は、 今こそ議会としてのチェック機能を発揮し、議会の明確な意思表示として、議案第52号について は、否決するべきであると思います。

議員各位の御賛同をお願いして、反対討論を終わります。

- ○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。
- O11番(本田孝志君) 私は、賛成の立場で討論をいたします。

今回の申請者と市長は親戚関係にあり、したがいまして、私も当然、親戚関係にありますので、 討論はいかがなものかと迷いました。しかし、議員として、今までも是は是、非は非として臨ん できました。今回の件でも、本会議での議論、委員会での議論を聞いたりしました。松山町に行って話も聞いてきました。その結果、関係者の皆さんが一番最初に言われる言葉が、「今回は大丈夫なんですか」という、過去の経緯による行政不信の言葉でした。また、松山町には3保育所があるが、同じグループによる経営では、どこも同じになると思われるので、親として選択肢が欲しいとおっしゃっていらっしゃいました。この結果が、保護者の意向として反映されたと思いました。また、選考委員会では、保護者の意向は意見として参考にして協議されており、決して保護者の意向を最優先されたものでもなく、委員会総意の結論として決定されており、この結果を尊重すべきであると考えます。

議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。

○19番(小園義行君) 私は、今回の議案第52号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、基本的に反対の立場で討論いたします。

この民間移管については、これまでも私は行政の保育に関する公的責任の在り方などを含めて 反対をしてまいりました。今回の議案についても、委員会の審議を通じて感じたことがあります。 その点を述べて討論にしたいと思います。

まず、保育所は毎年入所されるお父さん、お母さん、いわゆる保護者の方々が、児童が変わります。そうした方に対しては、民間移管、なぜ民間移管が必要なのか、その意義や必要性がしっかりと説明されてしかるべきであります。今回、私たちにいただきました資料は、ほんの3ページほどのものであります。その中には、これまでの経過と当局が考える、そういったものが少し述べてあるだけで、私たちが質疑をしましても、明確な答弁、そういったものは私は返ってきたというふうには理解ができないところでありました。まさに、民間移管ありきで今回のこの保育所移管が進められてきたというのが正直な感想であります。

二つ目に、今回、個人について移管先が決定しております。大きな町では市民の感情、住民の皆さん方の感情というのは、そんなにないかも知れませんが、この志布志市、本市みたいな、大変失礼ですけれども、小さな町では、住民の皆さんの感情というのは大変大事であります。

今回、それまで役所に勤めておられた方が手を挙げられた。そのことは、旧志布志町で私もこの民間移管の時やりましたけれども、役所の方が手を挙げると、そういうことはありませんでした。役所に子どもを入れる、当人はちゃんと試験を受けて入っているにも関わらず、お父さま、お母さまが役所の職員の子どもさんであった場合なんかには、大変な声が巻き起こったものであります。

今回、役所を唐突にお辞めになって、そして、今回手を挙げられた。このことはこの志布志市においては、住民の皆さん方の理解が得られるというふうには私は思えません。また、その移管先を個人としたことについて、次の58号、59号についても関連をして、大変問題だろうというふうに私は思うところであります。

3番目に、説明資料で、移管先の個人の経歴等が説明がされておりますが、これは行政として

の経験でありまして、当局が民間移管について必要性を述べておられますが、民間活力の導入、こういったものはまさに当局が求めているものとは逆行する、7年何か月の経験は行政の職員としての経験でありまして、民間人としては全く私は保育所の経営やそういうものを経験をされているというふうには理解がいかないところであります。当局が求めている民間活力の導入、そういったものを言うのであれば、しっかりと先ほども討論がありましたが、準備をして、それなりのものをやってからやるというのが、住民の皆さん方が求める民間としての認知が理解が進むというふうに私は思います。そういった立場からしても、今回のこの個人先にしたということについては、住民の理解は十分に得られないというふうに思います。

四つ目に、移管先を個人としていることで、これは本市の条例があります。志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例、この中で、行政財産を個人に無償で貸し付ける、無償で譲渡をする、そういったものは一切条例で定めておりません。よって、地方自治法の規定によって、議会の議決を求めるとありますが、普通財産の物品の関係だけでここに私人というのが出てきます。行政財産を個人に譲渡したり、貸し付けるという条例は、ここには全く見当たりません。そうした問題からも、私は問題であります。この無償貸し付けの期間は、平成24年4月1日から平成34年3月31日まで、行政財産を個人に無償で貸し付ける、譲渡する、そういったことは条例にないことであります。そうしたことも私は提案の仕方として順序が大変問題があるというふうに思います。本来なら、条例を諮って、その結果、可決をされたら、その準備をして、再度議会に提案ということが当たり前ではないでしょうか。私は、この財産に関するこの条例についても、このことから見ても今回の提案の仕方は問題があると思います。

最後に、今、国が示しております保育新システム、この導入が来年、再来年から計画されておりますが、こうした新しいシステムについての説明等も、いわゆる保護者の方々に十分に説明がされて、今回のこの移管の方法がとられたらまだよかったろうにというふうに思います。そういったものが全くこれまでの質疑の中でもそういったものは私たちのところに情報がない、その一点張りであります。これではその法律が施行になった段階で大変戸惑うのは保護者の方々であります。

私は、旧松山町が学校の複式化を防ぐ、そういったことを含めて長い住宅政策などを通じて、 尾野見地区、泰野地区、そして新橋地区の、そういった政策を議論して、旧松山町がやってこられました、そのことを合併をもって急速に進めている今回のこの民間移管は、そうした当時から熱い思いをもって取り組んでこられた行政の方々、また議会関係の方々、保護者の方々に対しても、もう少しそうした思いをちゃんと踏まえた上で、私は提案があってしかるべきだったろうというふうに思いますが、そうした議論が十分にされての提案というふうには思えません。

私は、将来を担う児童、子どもたちを、日本一の志縁のまちづくり、そういう立場で本田市長が取り組んでおられる、そんな中にあって、こうした民間移管、これについて公的な責任の後退、そういったことになるようなものではいけないというふうに思います。一番不安に思っておられるのは子どもたちであり、あの保育所に通わせておられる保護者の方々、その地域の方々であり

ます。そうした方々に対して、しっかりと疑義の挟めないような形で提案があってしかるべきであったろうというふうに思います。私は、そうした公的責任、その在り方についても、しっかり当局が握って離さないという立場での提案というふうには、今回のこの議案について思えません。以上、5点ほど述べましたけれども、この議案に対して反対という立場での討論でございます。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いをして、討論としたいと思います。

- ○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。
- **〇6番(坂元修一郎君)** 今回上程されました52号の案件につきまして、委員長報告は可決であります。賛成の立場で討論をいたします。

市内の公立保育所がほとんど民間されていく中で、さゆり保育所につきましては、当初から民間移管には反対ではないとの保護者の意見が多い中で、これまで受け手がなく、今回は応募があったと思いきや、保護者が心配されていた民間移管作業におきまして、当局の明確さに欠けた説明により、スムーズさに欠けたことは、保護者の方々の真意を察すると非常に残念であります。

しかし、今回のさゆり保育所の民間移管は、まず、子どもへの利益が最大限に優先されている かということが議題の視点になるべきではないかというふうに思います。児童に一番近い保護者 と地域の声を考慮して議論すべきであろうと考えます。

賛成の理由であります。今回の事業者の選定については、保護者をはじめ、選考委員会は慎重な審議の上に、子どものことを最優先に考えてくれる移管と理解した上で、保育士の先生方も交え、十分な検討がなされているということであります。

早期退職し、天下りではないかとの指摘につきましては、事業者も公立保育園を引き継ぐ以上、中途半端な考えでは応募できるはずもなく、また応募しても認定される保障もなく、保育園経営のための早期退職とは考えにくいということであります。決して世間一般に言われる天下りではなく、資産をなげうって、児童定数が45名という、市内でも少ない保育園の経営は、大変厳しいものであろうというふうに考えます。大事な子どもを預かるという重責に耐え得る責任感とやる気がなければできないものと思われます。

保育園経営の経験がないという指摘がございました。誰しも、初めというものは初心者であります。今回の移管先の決定は、元福祉課長であったことも大きく評価されてのことであります。 ゆえに、公的機関や専門機関との連携等や技術の習得も早く、民間の発想も取り入れた新しい経営も可能になるというふうに考えます。

民間移管されますと、公立よりも質の格差、この広がりが心配されるわけでございますが、今回、さゆり保育所が移管される議案に対し、これだけ議論されるということは、地域住民も関心が高く、質の向上につながっていくのではないかというふうに思います。

民間移管は、児童に不安や動揺を与えることなく進めなくてはならず、保護者の意見を集約すると、これ以上審議が継続した場合には、もう後がなく、今回のチャンスを逃すと、今後、移管は望めないのではないかということも考えられます。当然、ただいま反対討論にありましたように、法律や条例をもって審議する議会でありますけれども、地域が判断されたことに温かい気持

ちをもって委ねるということも必要ではないか、そのような思いから賛成し、討論にいたします。

- ○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。
- O17番(岩根賢二君) 反対の立場で討論をいたします。

議案第52号は、民間移管までのスケジュールが議決した後、6か月しかないというのは、既存の事業者でさえ最低それだけの期間が必要だという中で、これから法人格を取ろうという個人の場合、もっと長期の準備期間が必要だと考えます。そのことから、この時期の民間移管の提案の仕方そのものに、私は反対であります。

2点目に、松山地区では、さゆり保育所とみどり保育所を、将来的には統合または同一の事業者が本園と分園という形で運営していこうという議論がされたと聞いております。その観点からしますと、今回の提案にはそのような将来的なビジョンが見えていないのではないかということであります。

3点目として、選考委員会で保護者の代表者の方も加わって選定がされたわけですが、その後、議案上程の質疑・付託のときに明らかになったことでありますが、どのような理由があったか分かりませんけれども、移管先予定者が、取り下げをしようと市長に相談をされた。そして、市長の説得によって思いとどまったということが分かりました。このことから心配されるのは、何か困難なことが起きたとき、危機的な状況に陥ったときに、果たしてこの方で大丈夫なのだろうかと、そういう懸念もあります。保育所には、子どもの命を預けます。保護者は、子どもの命を預けるわけです。それも、その保護者の方自体は4、5年と、長くて5年ぐらいでしょうけれども、保育園自体はずっと何十年も持続していくわけですから、そのような方に子どもを預けて大丈夫なのかなという懸念が湧いてきたところであります。

このようなことを考えたときに、この松山の保育所の運営については、もう一度原点に返って、 再度議論をしてもいいのではないかということで、今回のこの52号の提案に対しましては、私は 反対という立場の討論といたします。

- ○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。
- ○2番(下平晴行君) 原案に賛成の立場で討論いたします。

保育所の民間移管は、市の厳しい財政状況の中、これからの子どもを安心して生み育てるまちづくりをより一層進めるため、多様なサービスの提供を効率的に行うことが可能な民間活力を導入し、保育ニーズの対応を図るものであります。

今回のさゆり保育所の民間移管について、質疑や一般質問もありました。私は、執行部の聞き 取りや保護者の皆さんからの話を聞いて、保護者の皆さんが地域の保育所として、公募された方々 のプレゼンなど真剣に取り組みをされていました。

前回の移管の議会での否決は、保護者の皆さんの移管の取り組みがないからとの理由でありま した。今回のこのことを否定しますと、議会の在り方が問われることになります。

また、保育所移管の資格要件について、個人についての議論がありましたが、募集の注1に、「保育所運営は、平成12年3月の規制緩和により」とありますように、平成12年3月31日に児童

家庭局保育課から、保育所の設置認可に関わる規制緩和に関する意見等についての質問で、「個人や任意団体は除外し、法人格を持つ者に限定すべきである」に対して、厚生労働省の考え方では、

「認可保育所において、個人が設置主体であっても長期間安定的に経営している例もあり、法人格を有しない者を除外しません」と個人も認めております。このように、幅広く運営ができるように、保育ニーズの対応を図っております。

先ほどもありましたように、今回受ける■■氏については、児童福祉事業を熟知しており、委員長の方でも熱意があるというような答弁がありました。そのことを重視して、今回の委員会の可決に賛成し、原案に賛成するものであります。

皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。
- **O24番(野村公一君)** それぞれの皆さんから反対の理由は明らかにされましたので、多くを言う必要もないのでしょうが、私が感じたことを2、3点お話をしてみたいというふうに思います。

今回の議案に、なぜ私は反対であるかと言いますと、議案の提案の時点から、本会議あるいは 委員会等の議論の中で、一番大事な議論が聞かれなかったということであります。

それは何かと言いますと、移管作業をする中で最も大事なことは、志布志市の保育行政をどなたに携えればいいのかということであります。ただ、移管先に放り投げればいいというものではないと、志布志市の保育はこうあるべきだというのをしっかり行政が持っておって、そのことを果たし得る相手方にしっかりとバトンタッチをするのが、私はこの移管の狙いだろうと。残念ながら、志布志市の保育はこうあるべきだという答弁は一回も聞かれずじまいで今日を迎えております。

そういうものを考えますと、今、大変この不景気で沈んだこの時代の中で、私ども市民一人一人、爪の先に火を灯すような生活をしておるわけです。そんな中で、市の財産を譲渡していくと、そういう大事な、私ども市民の財産を人に譲渡するんです。そういう作業をするのに、相手方の経験も必要ない、実績も必要ない、情熱だけで選定をしたという在り方、このことは私はどうだろうと思います。私たちが過去、民間移管をしてきた保育所は、全てそれぞれ保育園を経営をしてきたという実績があります。その実績を見た上で移管をしてきました。ところが、今回は所管の課長さんであったと、しかも個人であると、そのことに私たち市民の税金を譲渡するんですよ。それが私は行政のすべきことじゃないんじゃないだろうかというふうに非常に残念でなりません。私たちのその税金をうまく使えてもらえるのだろうかと、そういう団体あるいは法人の経験のない方に譲渡をしていく、そのことを非常に不安をいたしておる一人でございます。

それから、次は今回のこの移管作業のプロセス、流れを見てみまして、とてもではない、一市 民の代表である議員としましては賛同をしかねるという結論を出したところでございます。

どうぞ御賛同方をお願いを申し上げます。

- ○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。
- ○4番(丸山 一君) 賛成の立場で討論をいたします。

今回のさゆり保育所の民間移管に関しては、7月11日の保護者会説明会において、24年には民間移管の方向で進めてほしいとの回答があり、それを受けた市の公募に対して、四つの法人と1人の個人が応募されました。この公募のスタイルは、21年度と同様であります。7月29日にプレゼンテーションが開かれ、大多数の保護者の人たちが個人でもオッケーであると結論を出され、8月4日の第1回、8月10日の第2回選考会と経過をして、移管先は個人に決定をしております。保護者の人たちは、根底にあるものは、自分たちの子どもを誰に預けるかにあります。これは、19年11月の臨時会において選考委員会が決定したことを全面否決したことでも、我々議会は明確な姿勢を示しております。保護者の意向を無視した選考委員会の決定を否決したわけであります。

志布志市発足前の3か町合併協議会では、松山町は三つの保育所があり、それを一つにして維持・継続をしていきたいというふうにあったように思われます。しかし、昨年、城南保育所が民間移管をされましたら、保護者の人たちの根底にあるのは、三つの保育所を1法人で運営すると選択肢がなくなってしまうというふうに変化したと思われます。これは当然だと思われます。

そして、今回、保護者の意向をくんだ選考委員会の決定を重く受け止め、賛成といたします。 御賛同方、よろしくお願いをいたします。

○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(上村 環君) 起立多数であります。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告の とおり、可決されました。

-()--

日程第4 議案第58号 財産の無償譲渡について

日程第5 議案第59号 財産の無償貸付けについて

○議長(上村 環君) 日程第4、議案第58号及び日程第5、議案第59号の2件を、会議規則第 37条の規定により一括議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第58号、財産の無償譲渡について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。 執行部の説明によりますと、付議案件の説明資料により、建物の評価額の算出根拠説明と国県 補助金の返納額については、処分制限期間を経過年数が上回っていることから発生しない。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧尾野見児童館と旧娯楽センターを保育所として使用しているが、 移管についてただしたところ、旧松山町時代に処理すべきであったが、移管されていなかったので、平成19年に保育所施設として移管したとの答弁でありました。

次に、浄化槽は2基設置したとのことだが、移管を考えた場合、問題はなかったのかとただしたところ、現在の形だと問題はないが、建て替えとなると問題があると思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、議案第52号と同じであるが、個人に対しての譲渡である。4月に法人格を取得するとしても現在は個人である。

また、保育指針に、民間移管が今年度あることは分かっていたとある。これを市民がどのよう に判断するか。以上のような点から反対である。

次に、賛成討論として、平成21年度の移管と同様のことで、問題はないと思う。以上のような 点から賛成である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第58号、財産の無償譲渡については、起立多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号、財産の無償貸付けについて、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、同様 9 月20日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明は、議案上程時と同様で、早速、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、敷地の形状の要望はなかったかとただしたところ、建物は、一部補修したいとの答弁でありました。

職員駐車場についてただしたところ、現在団地の隣接地と敷地内に9台分はあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

まず、反対討論として、平成21年度はNPO法人で可決されたものである。ほかは議案第52号と同じ理由である。以上のような点から反対である。

次に、賛成討論として、議案第58号と同様で、平成21年度と同様である。以上のような点から 賛成である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第59号、財産の無償貸付けについては、賛成多数を もって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

O19番(小園義行君) 議案第58号及び59号について討論をします。

今回のさゆり保育所の財産を無償譲渡、そして無償貸し付けということで、まさに個人の方に10年間貸し付ける、そして譲渡するというものであります。本市の志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例、これを何回読み返してみても、行政財産を個人に譲渡したり、貸し付けるということはどこにも書いてありません。普通財産の物品の項に初めて私人というものが出てきます。そうした条例から見ても、今回のこの一括提案がありましたこれについては、提案の仕方としてもですね、非常に問題のある提案の在り方だというふうに私は思います。そうした意味で、条例にないものを私たちがここで良とする、これは自治法で議決事件としてありますけれども、行政財産を個人に無償で譲渡する、貸し付ける、これについては、私はいかがなものかという立場であります。こういうことが起こりますと、その他のものでもそういうことが良とされる懸念があります。そういった意味で、今回のこの58号、59号については、反対という立場であります。

○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。

O11番(本田孝志君) 賛成の立場で討論をいたします。

これですね、平成21年度の城南保育所と蓬原保育所の時もございましたが、同じ条件、ケースだと思っております。その時も21年の9月議会で議決されて、4月で法人格を取得されて、22年の4月から営業されているということでございます。そしてまた、ここに保育所移管の内容及び条件ということで、(1)、建物及び土地等ということで、建物及び附属施設については、無償で譲渡する。備品については、無償で譲渡する。土地については、10年間無償で貸与する。10年経過後については、市と協議を行う。工、電話加入権については、無償で譲渡する。オ、建物及び土地は、児童福祉施設以外の用途に供しないことということで、募集の時の条件として、募集期間の平成23年7月15日から23年の7月25日締め切りで、募集の要項の中にも則っておりますので、これに則って、私は先ほど来年の4月から法人になるということでございますので、予定でございますので、私はこれにのっとれば、のっとっていけばですね、先ほど議決になりましたものですから、あとは家と土地は譲渡と貸し付けをするのが妥当だということで、賛成討論といたします。

議員の皆さん方の、どうか御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで討論を終わります。

これから議案第58号と議案第59号の2件を一括して採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号及び議案第59号の2件に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(上村 環君) 起立多数であります。したがって、議案第58号及び議案第59号の2件は、 所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第6 議案第53号 志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

—()—

〇議長(上村 環君) 日程第6、議案第53号、志布志市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第53号、志布志市災害 弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における 審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、上位法の改正による条例改正である。

内容は、東日本大震災に鑑み、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を広げるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、権利者全員が死亡した場合はどのようになるのかとただしたところ、 兄弟姉妹まで広げたが、誰ももらえないこともあり得るとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第53号、志布志市 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原 案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第7 議案第55号 志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について

○議長(上村 環君) 日程第7、議案第55号、志布志市スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第55号、志布志市スポーツ推進審議会条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、国によりスポーツ立国戦略が策定され、更に今までのスポーツ振興法を改正し、スポーツ基本法が公布された。これを受け、現在の志布志市スポーツ振興審議会に替えて志布志市スポーツ推進審議会を設置するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、諮問の基準とは何かとただしたところ、団体への補助金などにも意見を述べることができるようになったとの答弁でありました。

次に、国の予算措置についてただしたところ、国がおおむね10年間を見据えてスポーツ立国の 実現を目指しているので、これまで以上の補助金は見込めるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第55号、志布志市 スポーツ推進審議会条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第8 議案第54号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(上村 環君) 日程第8、議案第54号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第54号、志布志市非常 勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委 員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、国のスポーツ基本法の制定及び議案第55号の市スポーツ推進審議 会条例の制定に伴い、文言の整理を行うものである。

内容は、従来の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改正し、「スポーツ振興審議会委員」 を「スポーツ推進審議会委員」に改正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、審議会は、年に何回開催されるのかとただしたところ、3月議会で 条例は設置したが、まだ開催はしていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第54号、志布志市 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致 をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第9 議案第57号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

〇議長(上村 環君) 日程第9、議案第57号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました議案第57号、上田之浦辺地に係る 公共的施設の総合整備計画の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果につ いて報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、計画路線である市道志布志黒葛線において、民地の山林伐採等が行われて斜面があらわになり、危険な場所等が発生したため、安全性を確保するために改良舗装して整備する道路を延長しようとするものである。

計画期間は、「平成24年度」までを「平成25年度」までとして6年間に、事業費を「8,000万円」から「1億1,233万4,000円」に、辺地対象事業債を「8,000万円」から「1億1,200万円」に変更しようとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、辺地対象事業債を活用した理由をただしたところ、過疎地域指定の中の辺地であるが、辺地債は原則、充当率が100%であり、80%を元利償還に充当できるため、有利な起債で行いたいということで活用したとの答弁でありました。

今回整備する区間の上には畜産団地があるが、路面の傷みや安全性を考慮して、集落内は車両 の幅、重量、スピードに若干の規制をすべきではないかとただしたところ、今回舗装整備するこ とにより、飼料運搬車も集落内を通ることが極力なくなり、安心・安全に利用しやすいように整備されると思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、上田之浦 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決 定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第10 議案第60号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長(上村 環君) 日程第10、議案第60号、損害賠償の額を定め、和解することについてを 議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第60号、損害賠償の額を定め、和解することについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、構造上の欠陥があり、管理者への説明もしていなかった。駐車禁止でもないため、100%の過失割合となった。当初、車両の修理や慰謝料の要望が大きく、損害賠償は時価で算定されることを理解してもらうのに時間がかかった。また、慰謝料については物損事故の場合には含まれないことなど時間を要した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委託するときに説明はしなかったのかとただしたところ、説明はしていなかった。今後点検するよう指示したいとの答弁でありました。

管理を請けている方にも問題あるのでないか。監督の立場として、どう考えるのかとただしたところ、施設の管理を含め全面的に委託している。運営上の管理に重点が置かれてきたと考えるので、今後日常的な施設の管理も視野に入れたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第60号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員 長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第11 議案第61号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号)

〇議長(上村 環君) 日程第11、議案第61号、平成23年度志布志市一般会計補正予算(第5号) を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました議案第61号、平成23年度志布志市 一般会計補正予算(第5号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を 求め、審査を行いました。 それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、総務費、一般管理費の報償費の増額は、裁判所への弁論準備手続きに伴う4回分の謝金である。

消防費、非常備消防費の増額は、防災会議の今後開催予定分の委員報酬、津波対策委員会の謝金、需用費は、津波避難訓練に伴うマニュアル・ハンドブック作成経費等である。

負担金補助及び交付金は、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者251人に対する公務 災害補償に伴う共済基金の財源不足により、平成23年度に限り、団員1人当たりの負担金が1,900 円から2万4,000円に引き上げられたことに伴う増額補正であるが、増額負担分については特別交 付税で措置される。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、津波対策は、志布志湾沿岸の自治体で広域の取り組みが必要であり、 海抜表示板の共通化、また曽於地区は県下の医療圏で医師配置などの指標がほとんど最下位であ る点や防災上の医療の視点から、鹿屋市との広域化も捉えるなど、実情に合わせて行うべきでは ないかとただしたところ、海抜表示板の共通化は進んでいて、大崎町とすり合わせをしており、 串間市にもお願いをしている。また、医師対応についての踏み込んだ協議はしていないが、医師 の問題や施設等も含めて今後具体的に検討していくとの答弁でありました。

防災対策は多岐にわたるが、個々との連携のためには危機管理対策室の設置が重要であると思うが、庁内での協議状況についてただしたところ、6月議会後に市長、副市長を交えて協議した。 取り急ぎ津波対策として、消防防災係を増員し、嘱託職員も雇用して進めているが、総合的な指揮命令系統となる専門部署の設置については、協議中であるとの答弁でありました。

防災の観点からの庁舎位置の問題と高台への避難経路についてただしたところ、津波を考えた時、本庁は海が見える位置かと思うが、データ保管の面では、本庁の位置は海から遠い所が安心かと思う。東日本大震災の津波で最も高い所では40mということを考えると、支所の位置は標高が10mと低いので対応できない。本庁の位置は災害だけでなく、業務量など総合的な検討が必要で、将来的問題であると考える。

また、避難経路の指定については、市が正式に行うものは県道などの大きな道路になる予定であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い減額、 地方交付税は、普通交税の交付額の決定に伴い増額するものである。

市債は、1億340万円減額し、総額を23億2,460万円とするものである。

歳出の主なものは、積立金は、財政調整基金に6,020万3,000円を計上し、積み立て後の基金残高は平成23年度末で、21億6,690万9,000円となる見込みである。

また、地方債については、年度末の現在高見込み額が244億6,072万2,000円となる見込みである。 概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方債は毎年増えている中で改善が見られないが、財務課として、 削減の取り組みについての内部での議論はとただしたところ、合併算定による交付税が今後減っ ていく中で、その対応として、財政調整基金を増やすことを考えているが、交付税がなければ難 しく、事業推進には地方債の有効活用を考えている。

地方債は減らしていくのが大前提であるが、財源の少ない中では起債の在り方を今後市長と検 討していき、また有効活用については大きな課題であるとの答弁でありました。

自主財源の確保が難しくなっているが、行政の予算執行の在り方に民間ベースの経営の考え方を取り入れるなどの議論を踏まえた財政の在り方についてただしたところ、民間ベースの考え方を取り入れることは大切であると考える。執行目的達成後の予算残額は、3月末を待たずに補正を行い、新たな自主財源になるということを職員にも周知し、市長とも協議していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、寄附金、特定寄附金は、ふるさと志基金寄附金である。

雑入のコミュニティ助成事業補助金は、自治総合センターのコミュニティ助成事業で自治振興費に充当し、志布志ちりめん太鼓の太鼓購入費に補助するものである。

歳出の主なものは、企画費の委託料は、FM志布志へ番組取材及び制作から放送までを委託するものである。工事請負費は、森山住宅団地排水施設整備事業の排水路工事分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コミュニティ放送活用事業は、FM志布志を聞いている人数の把握をしてから予算付けするのが適当ではないかとただしたところ、FM志布志の放送は、告知端末でも聞くことができ、また災害時の協定により緊急割り込み放送ができるシステムもあることから、聞いてもらえる体制を構築していきたいという考えで計上した。人数把握の調査は行っていないが、把握できるようにアンケート等も検討していきたいとの答弁でありました。

ふるさと納税の使途をこれまでの3か年分取りまとめて分かりやすく示すべきではないかとただしたところ、使途は多種あるが、効果があるものはハード的なものとなる。各課にも話をし、財務課も含め有効利用を考えていく。また、ホームページでも随時お知らせしているが、一覧にして示したいとの答弁でありました。

森山住宅団地排水施設整備事業について、なぜ、分譲地造成時点で同時に排水工事を行うことによる経費削減を考えた造成ができなかったのか。今後の造成工事の在り方についてただしたところ、当初、21年度に造成工事をしているが、予想外に雨水が多く、勾配が緩やかすぎた。今後、市の単独事業を含めて工事等については関係各課、当初設計の段階で念を入れて事業を実施して

いきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、総務費県補助金の地域振興推進事業600万円と、 繰入金の蓬の郷振興基金繰入金100万円は、いずれも蓬の郷親水公園改修事業に充当するものであ る。

雑入のプレミアム商品券売上金2億円と、口蹄(てい)疫対策地域活性化事業助成金1,000万円は、いずれもプレミアム商品券発行事業に充当するものである。

歳出の主なものは、商工業振興費の委託料は、安楽大迫工業団地の地盤支持力・土壌分析調査 委託分と、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して行う商店街グルメ普及・拡大事業 分である。負担金補助及び交付金のうち、商工業振興対策事業分は、埼玉県で開催される第3回 全国ご当地どんぶり選手権本選予選会に、市商工会の商工業経済活力支援事業として背白ちりめ ん三昧丼の出場に要する経費の一部助成である。

観光費のうち、まちあるき観光拠点事業分として、県の魅力ある観光地づくり事業の対象外となる用地取得と、進入路の補強及び段差解消工事を市で実施するための事業費を1,820万円計上している。負担金補助及び交付金は、スポーツ合宿等誘致事業で、サッカーフェスティバルの参加校の増加などに伴い、増額補正するものである。

港湾振興費の負担金補助及び交付金の増額は、(仮称) 志布志港国際バルク戦略港湾整備促進協議会への負担金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷の指定管理者は公園と民宿も管理しているが、これを分けて管理すべきであると思う。内部では議論がされているのかとただしたところ、早い段階で、公園は専門の方に、指定管理者には施設を中心にという形で管理していく対応を進められるように、内部でも検討していきたいとの答弁でありました。

安楽大迫工業団地に係る今回の補正については、当初予算で計上すべきではなかったのかとただしたところ、当初予算で計上すべきであったと反省している。震災後、企業立地の件で安楽大迫工業団地の地盤条件等の問い合わせがある。今まで具体的調査を行っていないので、調査を行い、正しいデータを把握し相手方に伝え、有利な形で企業誘致ができるように今回補正をお願いしたとの答弁でありました。

工業団地の分譲に係る土壌汚染対策法の適用についてただしたところ、土壌汚染対策法は平成15年の施行であり、安楽大迫工業団地の造成時は施行されていないことから、今回予定している調査は行われていなかったと思われる。今回の調査に法的義務はないが、自主的調査を行い、問い合わせに対してしっかりとした情報を提供して、有利に企業誘致を進めていくために補正をお願いしたとの答弁でありました。

まちあるき観光拠点事業で整備する駐車場の管理についてただしたところ、基本的には観光客

優先であるが、一般の利用についても今後協議を行い、また夜間の無断駐車や関係ない車両がいつも停まっていないように調整していきたい。管理体制は直営か委託かを含め、観光客がいつ来ても対応できるよう、管理する方にも市にも負担とならないように調整していくとの答弁でありました。

港湾整備のためのチームを作る前提には各産業、企業が足並みをそろえることが大切であり、 それをまとめるには、地元の声を入れた国際バルク港湾都市、志布志市としての30~50年後の青 写真を早い機会に作成して、県に提案すべきであると思うが、この点についてどう考えるかとた だしたところ、バルクとコンテナを中心に、港のみならず、関連企業の立地による雇用の増加や、 若者定住を含めた青写真の作成に早期に取り組み、今後、港湾都市、志布志市として伸びていけ る取り組みをしていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は歳出のみで、主なものは、議場内及び録音室への議会中継用モニター設置に係る経費であり、修繕料は、モニター設置に伴う配線修繕分を、備品購入費は、議場内及び録音室へ設置するモニター購入分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で全ての課を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、平成23 年度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分に つきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 〇議長(上村 環君) 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。
- **○文教厚生常任委員長(西江園 明君)** ただいま議題となっております議案第61号、平成23年 度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分 の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入はなく、歳出の主なものは、下水道管理特別会計の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰出金の減額の理由についてただしたところ、繰越金が確定したことにより、一般会計との調整であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、教育総務課及び学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、歳出で報告いたします工事に充当するために 施設整備事業基金繰入金と、スクールカウンセラー配置事業による派遣回数が増えたことによる 県委託金を計上した。

歳出の主なものは、香月小学校に車いす用に、いす式階段昇降機の設置とトイレ改修に要する 経費と、教育指導費の消耗品費は、小学校社会科等の教師用指導書の後期分を、学校管理費でス クールカウンセラーの謝金を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回設置する理由についてただしたところ、保護者の意向で今後も 香月小学校に通学させたいとのことで計画したとの答弁でありました。

中学校はどうするのかとただしたところ、現在4年生であるので、5年生になったら保護者の 意見を聞いてみたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、議案第60号に関係しますが、有明総合体育館で発生しました車両の損害補償に対する事故保険金を計上している。

それと、全国生涯学習市町村協議会研修会補助金を計上した。

歳出の主なものは、全国市民大学フォーラムの開催の経費を、これは事例発表やパネラーへの 謝金である。また、賠償金に車両代、代車経費分を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、全国に市民大学はどのくらいあるのかとただしたところ、20数箇所 の自治体であるとの答弁でありました。

フォーラムの内容についてただしたところ、全国生涯学習フォーラムが大震災により中止となったことから、代案として、生涯学習の中で市民大学の活動がトップクラスである志布志市でフォーラムの開催の依頼があったことにより、急きょ計画したとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金は、次世代育成支援対策交付金を 減額し、子ども手当特別措置法による制度改正に伴うシステム開発補助金を増額する。

また、財産収入として、天神地域ふれあいセンターで実施している障害児通園事業の利用が高く、狭くなったことにより、隣接地を愛泉福祉会に売却するものである。

歳出の主なものは、保育所費で、一時保育事業における補助基準である看護職員の配置ができなかったことにより減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財産の売り払いが計上されているが、福祉課所管かとただしたところ、旧宝寿園の土地で、既に半分は処分され利用されており、今回は残っている分を処分すると

の答弁でありました。

一時保育事業を減額しているが、影響についてただしたところ、制度が、雇用の場所の提供が 趣旨であるので、保育士の確保が難しい事情もある。保育士が一定人数いないだけで、影響はな いとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、保健課分は、翌21日に前日と同様、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、再開いたしました。

では、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、特別会計繰入金は、昨年度分の各特別会計の 事務費精算分及び介護給付費繰入金の精算分を、また、昨年度の後期高齢者医療療養給付費の確 定に伴う広域連合負担金の精算分を計上した。

歳出の主なものは、社会福祉総務費は、出産一時金の引き上げが4月から実施されたことに伴い、国の激減緩和措置により一般会計からの繰出金を減額するものである。

また、予防費は、インフルエンザ対策として、19歳から64歳までの人も追加し、助成するものである。なお、1 人当たり2,000円で接種率30%を見込んで、5,500人分を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入で後期高齢者の返還金についてただしたところ、医療費の12分の1と広域連合の共通経費を市が負担しているが、広域連合の概算による支出のため精算が生じるとの答弁でありました。

インフルエンザの今までの接種率についてただしたところ、65歳以上は70%、18歳までは60%であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、平成23 年度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管 分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 〇議長(上村 環君) 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。
- **○産業建設常任委員長(毛野 了君**) ただいま議題となっています議案第61号、平成23年度志 布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の 概要と結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から関係課長、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

まず、畜産課分について報告を申し上げます。

補足説明として、畜産業費の報酬142万2,000円は、肥育経営支援及び牛肉ブランド化に伴う嘱託職員雇用に伴う報酬である。

本市では、生産から肥育、食肉加工までの体制が整っていることから、市内産牛肉のブランド 化を図りながら、肥育経営の支援を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の中につきましては、志布志産牛肉ブランド化について、名称は考えていないか。曽於のさくら牛に負けないような、魅力やインパクトのある名称を付け、生産農家、肥育農家の方々に頑張ってもらいたいとただしたところ、名称については、農家と協議をしながら、できれば公募する形で、市内に限らず県内など広くから募る方法もあるとの意見が出ているが、現在のところ決定はしていないとの答弁でありました。

また、ブランド推進室と一体となった取り組みはどうなっているのかとただしたところ、既に ブランド推進協議会が立ち上がっているので、畜産課としては、ブランド推進協議会に提案する までの生産過程や基準などを話し合い、そういったものをブランド推進協議会に諮ってもらう。 ブランド推進協議会では、少しでも付加価値が付くような取り引きができ、農家の所得向上につ ながるようなブランドとして推進していくとの答弁でありました。

次に、ブランド化を図る肥育経営の支援を行う対象農家は何件かとただしたところ、9月の時点で志布志市肥育牛ブランド協議会を立ち上げたところであり、この会への参加農家は志布志が6件、松山が6件の計12件であるとの答弁でした。

また、志布志産牛肉のブランド化は、何年くらいの規模でみているのか。目標年数があるかと ただしたところ、ブランド化に向けたネーミングと、それに伴う飼い方を5年かけて作り上げた いと見込んでいたが、農家との協議の中で、もう少し短くできないかという話もあったところで あるとの答弁でした。

次に、志布志市のブランド化に向け、曽於のブランド化とは兼ね合いはどうなるのかとただしたところ、県においては、鹿児島黒牛・黒豚・黒さつまといった県と経済連を中心にブランド化を展開をしている。そういった中で独自でという形となるため、きっこうしない、相反することのないようにしたい。一部では一緒のところもあるが、その中で、生産履歴を明らかにするなど独自の、枝分かれした形でできないかと考えている。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、農政課分について報告を申し上げます。

園芸振興費の施設園芸先進的加温技術導入促進事業の補助金636万4,000円は、施設園芸用重油暖房機によるCO₂の排出量を低減するために、ヒートポンプを導入し、地球温暖化防止に努められる農業者を支援するものである。

また、キャベツ、ブロッコリーの生産拡大による野菜苗移植機や、いちごの高設栽培施設の導入希望の生産者増加に対応するため、農業生産対策事業補助金を924万4,000円増額するものであるとの説明でありました。

次に質疑に入り、主な質疑といたしまして、ヒートポンプの導入については、CO₂低減、地球温暖化の抑制のため義務付けられているのかとただしたところ、ヒートポンプの導入は義務付け

ではないが、国はマイナス25%を国際的に表明している。また、県及び本市はマイナス30%を目標としている。そういった形で、CO₂削減のためヒートポンプを導入する農家に対し支援するものであるとの答弁でありました。

また、農業生産対策事業の野菜苗移植機等の導入には924万円という大きな予算が付いているが、 ブロッコリー農家は増加しているのかとただしたところ、ブロッコリー農家は現在7.5ヘクタール まで拡大をしているとの答弁でありました。

次に、今回、移植機や輸送コンテナなど計上してあるが、流通体系でみれば収穫機などが一番 事業費としては大きくつく。こういったものを3点セットとした事業というのは今後考えられな いかとただしたところ、移植機の補助は一昨年までなく、昨年から市の補助対象機器となり、広 がりを見せている。農業体系の変化に合わせ、補助対象の機材、設備も毎年見直しをしているた め、農家との協議もつけば、対象としていきたいと考える。

概略、以上のような質疑、答弁がなされました。

次に、耕地林務水産課分について報告を申し上げます。

農地整備費の委託料130万円は、農業・農村活性化推進施設等整備事業の草野地区の登記用図面作成の委託料である。工事請負費508万5,000円は、広域農道舗装修繕と松山の星ケ崎地区床版橋架替工事の工事請負費578万5,000円と草野地区の積み上げ結果による減額70万円である。

林道整備費の原材料費249万3,000円は、企業誘致に係る鶏舎立地計画の中で、林道の長期的維持管理の観点からも、コンクリート舗装までを養鶏業者に実施してもらい、市から原材料として生コンを支給するものである。

以上、説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業用施設災害復旧事業は、単独か補助が出ているが、今回申請で 実施できないところはなかったかとただしたところ、今回の災害復旧については、現時点では申 請分は全て実施するとの答弁でありました。

また、農道改修事業の578万5,000円は、どのような予算配分であるのかとただしたところ、広域農道舗装修繕分400万円、松山の星ヶ崎地区床版橋架け替えが178万5,000円であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をしました。

次に、建設課分について報告を申し上げます。

土木費、建設課関係では672万5,000円の追加補正であり、土木費、歳出が17億4,951万3,000円 となる。

道路新設改良費、委託料では、市道香月線の予備設計業務委託として、臨港道路の計画において旧国鉄大隅線跡の香月線を延伸するための測量・設計委託料200万円を計上している。

また、都市計画総務費では、危険廃屋解体撤去事業で30件分、900万円を執行してきたが、既定 予算を超える申請がなされており、不足分の300万円を追加補正した。

公園費、修繕料50万円は、鉄道記念公園ディーゼルカーの塗装補修などである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、危険廃屋解体撤去事業について、大きな家でも小さな家でも補助額は一律30万円ということかとただしたところ、本事業については、面積は関係なく、解体撤去費用の3分の1を補助し、その上限額を30万円という形で補助している。

また、都市計画費、公園費の修繕料はディーゼルカーの修繕料であるが、以前にも修理をした ことがあり、今後も毎年修繕が発生するのかとただしたところ、今回特に南側の側面が相当傷ん でおり、塗装費用として30万円計上したとのことでありました。

以上、質疑、答弁が終わりました。

次に、農業委員会分について報告を申し上げます。

農業委員会費の賃金48万6,000円の増額については、農家台帳システム導入に伴う、データ入力作業賃金6か月分であるとの説明でありました。

質疑に入り、臨時職員賃金について、農家台帳システムのデータ入力の対象となる数は、農家 戸数か筆数かとただしたところ、入力の対象は、農家台帳に記載されている農家数全部であり、 異動分の入力や修正を行うとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終わりました。

以上で全ての課を終え、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号、平成23 年度志布志市一般会計補正予算(第5号)のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管 分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩いたします。

午後 0 時02分 休憩 午後 1 時10分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各

所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第12 議案第62号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第12、議案第62号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第62号、平成23年度志 布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生常任委員会における審査経 過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫補助金は、出産育児一時金の激変緩和措置で1件1万円の70件分を計上。

ほかは前年度分の確定によるものである。

また、繰越金を確定により増額し、合計3億336万5,000円とする。

歳出の主なものは、償還金は、前年度の療養給付費等負担金の額の確定及び出産育児一時金の額の確定に伴い、交付済み国庫補助金との差額を返還するものである。

予備費に調整のため5,969万1,000円を増額する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越金が3億円も出ている。市民の努力の結果と思うが、どのように分析しているかとただしたところ、22年度は給付費で1人当たり0.8%減で、療養給付費で3.5%減である。負担額の大きい疾病が減り、ソフト事業の効果も出たのではと分析しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号、平成23年 度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、全会一致をもって原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

O議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第13 議案第63号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第13、議案第63号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第63号、平成23年度志 布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生常任委員会における審査 経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、前年度繰越金及び事務費の確定に伴うものである。

歳出の主なものは、事務費精算返納分として一般会計へ繰り出すものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予備費が4,000円しかないがとただしたところ、広域連合の関係から 影響はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成23年 度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、全会一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第14 議案第64号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)

〇議長(上村 環君) 日程第14、議案第64号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第64号、平成23年度志 布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生常任委員会における審査経過の 概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、 審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い増額する。

歳出の主なものは、一般管理費は、介護従事者処遇改善特例交付金利子の基金積み立てである。 償還金は、交付済み国庫負担金等の差額を返還するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、来年度改正だが、見込みについてただしたところ、現在、高齢者の ニーズ調査の回収に努めているところである。本年度、給付費が伸びており、今後の給付の推移 次第では何らかの財源措置が必要と考えるとの答弁でありました。

居宅介護の利用件数についてただしたところ、昨年度は、1万2,561件の利用があったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号、平成23年 度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第15 議案第65号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第15、議案第65号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予 算(第1号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました議案第65号、平成23年度志 布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生常任委員会における審査経過 の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、昨年度の繰越額の確定に伴い、繰越額を増額 し、一般会計からの繰入金を減額するものである。

歳出の主なものは、繰越金を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計から毎年繰り入れているが、努力すべきではないかとただしたところ、加入率も目標の70%を達成したが、今後も努力するとの答弁でありました。

加入率70%が採算ベースといわれていたがとただしたところ、当初計画の70%は、人件費を除いた分をクリアできることである。下水道事業に70億の借り入れがあり、平準化債での40年償還を行っており、その間の維持も出てくる。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号、平成23年

度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第16 議案第66号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第16、議案第66号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

〇総務常任委員長(鶴迫京子君) ただいま議題となりました議案第66号、平成23年度志布志市 国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果 について報告いたします。

当委員会は、9月20日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は歳入のみで、前年度繰越金の確定に伴い、一般会計 繰入金を52万4,000円減額し、前年度繰越金を同額増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎の指定管理者が変更して半年が過ぎたが、経営状況についてただしたところ、4、5月は指定管理者変更の周知不足や震災の影響もあったが、7月は前年度を $15\sim16\%$ 上回った。8月は前年度より若干減ったが、4、5月よりは改善している。9月以降は予約が少ない状況であり、PRをして顧客確保に努めていくとの答弁でありました。

入浴客が減少している点について、温泉入浴券の対象者変更の影響とも聞くが、この情報が市には入っているのか、現状を把握して市長とも協議すべきではないかとただしたところ、入浴客の減少傾向は、国保関係の温泉入浴券の対象者変更の影響とも聞くが、蓬の郷との料金の違いなども影響しているのではないかと考えている。現状は市長にも逐次報告していて、把握されていると思う。

また、ダグリの温泉は関西方面では評価が高いことから、市としても、更にPRをしていかなければならないと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号、平成23年 度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管 委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第17 陳情第6号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉参加反対に関する陳情書 日程第18 陳情第7号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉参加反対に関する陳情書

〇議長(上村 環君) 日程第17、陳情第6号、TPP交渉参加反対に関する陳情書、及び日程第18、陳情第7号、TPP交渉参加反対に関する陳情書は、同趣旨の陳情でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(毛野 了君) ただいま議題となりました陳情第6号及び陳情第7号、 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情書について、産業建設常任委員会におけ る審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日、委員7名出席の下、執行部から農政課長、畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

陳情に対する執行部の意見を求めましたところ、昨年、突如として、当時の菅総理大臣から交渉参加の検討をするという所信表明が出されて以来、本市においても、昨年の12月議会において、 市議会からもTPP参加について慎重な対応をお願いするという主旨の意見書を提出いただいたところである。

この陳情が出てきた背景には、震災により農産物の価値にもう一度目を向けようという農産物を主導する農協からの陳情であり、農政に関わる者として、この陳情のとおり意見書を出していただければと考えているとの答弁であります。

以上のような意見を受け、質疑に入りました。

質疑として、産業界ではこれらを進めてもらいたいという声もある。特に自動車業界、経団連など推進の立場にあるようだが、その点を理解した上での反対なのかとただしたところ、確かにTPPに参加しないことでのマイナス評価もある。しかし、本市は農業が大きな産業であり、飼料コンビナート、畜産の処理加工施設など大きな施設もあり、その影響を考えると、他の地域にない多大な影響を受けることが明らかである。

そういった意味では、この農業地帯の産業が崩壊するという危険をはらんでおり、地域が壊滅的なダメージを受けることだけは避けなければならず、このような補償なり手当などが何も示されない中で、TPP参加というのはありえないことではないかと思っているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、陳情第6号及び陳情第7号、TPP (環太平洋連携協定) 交渉参加反対に関する 陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第6号及び陳情第7号の2件を一括採決します。

お諮りします。陳情第6号及び陳情第7号の2件に対する所管委員長の報告は、採択でありま

す。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号及び陳情第7号の2件は、 所管委員長の報告のとおり、採択されました。

〇議長(上村 環君) 日程第19、発議第8号については、会議規則第39条第2項の規定により、 委員会への付託を省略します。

日程第19 発議第8号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉参加反対に関する意見書の提出について

〇議長(上村 環君) 日程第19、発議第8号、TPP交渉参加反対に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長(毛野 了君) ただいま議題となりました発議第8号、TPP(環太平 洋連携協定)交渉参加反対に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど、陳情第6号及び第7号、TPP(環太平洋連携協定)交渉参加反対に関する陳情につきましては、産業建設常任委員会に付託となっていましたが、審査の結果、委員会において採択すべきものと決定をいたしました。それを受け、産業建設常任委員会として、意見書提出の議案を提出するものであります。

提出の理由といたしましては、例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、食糧供給を海外に依存し、国土を荒廃させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、東日本大震災における被災農家の将来に向けた営農意欲をくじき、復興の足かせにしかならないばかりでなく、地域経済・社会、ひいては国民生活全体に悪影響を及ぼすものであり、TPP参加検討を直ちに中止されるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長西岡武夫、内閣総理大臣 野田佳彦、外務大臣 玄葉光一郎、農林水産大臣 鹿野道彦、経済産業大臣 枝野幸男、国家戦略担当大臣 古川元久、 内閣官房長官 藤村修でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(上村 環君) お諮りします。

ただいま議決されました発議第8号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

日程第20 報告第3号 平成22年度志布志市健全化判断比率について

○議長(上村 環君) 日程第20、報告第3号、平成22年度志布志市健全化判断比率についてを 議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長(本田修一君) 報告の内容を説明申し上げます。

報告第3号、平成22年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度志布志市健 全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率は9.8%、将来負担比率は84.3%で、いずれも本市の早期健全化基準を下回っており、おおむね健全な比率となっております。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇財務課長(野村不二生君) 報告第3号、平成22年度志布志市健全化判断比率について、補足して説明申し上げます。

配付しております説明資料と監査委員の志布志市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の1ページから5ページも併せてご覧ください。

まず、実質赤字比率についてでございますが、一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。これまで使われておりました実質収支比率と同じ内容で、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことでございまして、赤字ではありま

せんので実質赤字比率はないということになり、比率は横線で表示することとなっております。 早期健全化基準は13.08%でございます。

次に、連結実質赤字比率についてでございますが、一般会計、特別会計、公営企業会計、全ての会計を対象とした連結の赤字額から黒字額を差し引いた額、すなわち連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。一般会計、特別会計、公営企業会計の連結の赤字額はありませんでしたので、連結実質赤字比率はないということになり、比率は横線で表示しております。

早期健全化基準は18.08%でございます。

次に、実質公債費比率についてでございますが、地方公共団体が負担しなければならない借金の標準財政規模に占める割合を3か年の平均値で示したもので、9.8%でございます。昨年度より0.5ポイント改善しております。これは、普通交付税及び臨時財政対策債が増額になったことが改善された主な改善要因でございます。

早期健全化基準は25%でございます。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございまして、84.3%でございます。昨年度より15.2ポイント改善しております。これは、地方債残高は増加したものの、債務負担行為に基づく支出予定額や公営企業債等繰入見込額等が減額となったため、将来負担額が2,699万円の減となったことに加え、財政調整基金、減債基金、施設整備基金を積み立てたことにより、充当可能財源等が9億4万3,000円の増となったことが主な改善要因でございます。

早期健全化基準は350%でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成22年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第21 報告第4号 平成22年度志布志市資金不足比率について

○議長(上村 環君) 日程第21、報告第4号、平成22年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長(本田修一君) 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、平成22年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事

業特別会計及び国民宿舎特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでした。 詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長(野村不二生君) 報告第4号、平成22年度志布志市資金不足比率について、補足して説明申し上げます。

説明資料及び監査委員の審査意見書の6ページから8ページも併せてご覧ください。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるか、その割合を示すものでございます。資金の不足額は、一般会計の実質赤字に相当するものとして企業会計ごとに算定しました額のことであり、連結実質赤字比率に算入する資金の不足額と同額ということになります。

また、事業の規模は、料金収入などの主たる営業活動から生ずる収益等に相当する額のことでございます。

したがいまして、平成22年度決算に基づく資金不足比率についてでございますが、水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計は、いずれも赤字ではありませんので資金不足比率はないということになり、比率は横線で表示することとなります。

なお、経営健全化基準は20%でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(上村 環君) ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成22年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。

日程第22 認定第1号 平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(上村 環君) 日程第22、認定第1号、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成22年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、事務事業評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額213億3,563万2,590円、歳出総額207億2,758万5,796円、差し引き残額6億804万6,794円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,209万6,197円を差し引いた実質収支額は

4億4,595万597円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額50億7,366万9,000円、構成比23.8%、 平成21年度と比較しますと4億1,584万6,000円の減額となっておりますが、繰越金が定額給付金 給付事業の関係で平成21年度より4億7,736万9,000円減額となったこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額162億6,196万4,000円、構成比76.2%、平成21年度と比較しますと15億8,273万4,000円の増額となっておりますが、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設及び景気低迷による基準財政収入額の減に伴う地方交付税の増額、国の経済対策事業に係る国庫支出金の増額等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、91億7,995万4,000円、構成比44.3%、平成21年度と比較しますと3億8,927万円の増額となっておりますが、人件費が職員定員適正化計画による職員数の削減、議員定数の減等による減額となったものの、扶助費が保育所運営費の増、子ども手当の創設等により増額となったこと等によるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は、45億4,298万9,000円、構成比21.9%、平成21年度と比較しますと10億8,124万円の増額となっておりますが、地域情報通信基盤整備推進事業の繰り越し事業分があったことによるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は、70億464万3,000円、構成比33.8%、平成21年度と比較しますと4億6,276万円の減額となっておりますが、積立金が増額となったものの、平成21年度に国営かんがい排水事業負担金があったことにより、補助費等が減額になったことなよるものであります。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は82.1%で、平成21年度と比較しますと、5.3ポイント改善しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努め、税収等は減額となったものの、地方交付税及び臨時財政対策債の増額に伴いまして改善したものであります。

公債費比率は9.4%で、平成21年度と比較しますと、0.3ポイント改善しております。これは、 地方交付税の増額、有利な起債の活用を図っていること等に伴いまして改善したものであります。

また、平成22年度末地方債残高につきましては、242億1,152万1,000円で、平成21年度と比較しますと、臨時財政対策債等の借入額の増に伴いまして3億7,776万6,000円、1.6%の増額となっております。市民1人当たりで換算しますと、71万4,000円の残高となります。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いい たします。

本市の主な決算財政指標を見たときに、財政状況はおおむね健全であると考えております。しかしながら、依然として経済状勢が厳しい状況にある中、地方を取り巻く財政環境は今後も困難な状況が続くものと予測しております。したがいまして、今後も引き続き自主財源の確保に努め

るとともに、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランに基づき、より一層財政改革を 進め、持続可能な行政基盤の確立を図り、行政評価による真に必要な事業の選択及び重点化によ り、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、発言通告書が提出されておりますので、質疑を許可します。 まず、24番、野村公一君。

O24番(野村公一君) 発言通告をさせていただきました。したがいまして、質問に入りたいと思いますが、今回22年度の決算207億2,700万円、決算書をいただいたわけですが、6月議会の中で議論がありました22年度の繰越明許費事業、4点ですが、3点ですか、一つは、男女共同参画及びDV防止に関する調査135万8,000円、それから、市道等維持整備事業に9,000万円、市単独道路維持事業が5,000万円、それから、農村改善センター事業が3,160万円、これらの事業がこの決算書の中でどういう報告がなされているかお伺いをいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

まずはじめに、男女共同参画及びDV防止に関する調査の135万8,000円についてでございます。 平成22年12月に内閣府地域活性化推進室から地域活性化交付金の案内があり、その中にDV対 策の実施計画を策定する地方自治体も含まれておりました。

本市は男女共同参画社会の実現を目指して、「男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」を平成19年度に策定し、事業に取り組んでおりますが、このプランが平成24年度で終了するため、プランの見直しが必要となります。また、平成20年1月の配偶者からの暴力防止法の改正により、市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとしたため、男女共同参画プランの改定と同時にDV対策の基本計画を策定することといたしました。この計画の策定に伴い、市民の皆さまの御意見をいただくとともに、男女共同参画についての意識がどのように変化しているのか、また、DVの実態を把握するためにアンケート調査を実施し、現在、集計や分析を行っているところでございます。本来ならば本年度の事業ですので、平成23年度当初予算に計上すべき性質のものでしたが、市の予算への負担削減を考え、内閣府の交付金を活用させていただいたところでございます。

次に、市道等維持整備事業9,000万円、そしてまた、市単独道路維持事業5,000万円についての お尋ねでございます。

市道等維持整備事業9,000万円につきましては、国からのきめ細かな交付金事業のうち、建設課では事業の交付制度要綱の中、緊急経済対策として、地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等の分野から、市道や生活関連道路の整備を9,000万円で行っているものです。

事業の進捗といたしましては、9月末時点で、当初予定していた箇所、14か所中13か所、金額ベースで77.6%となっております。残りの箇所につきましては、10月、11月にそれぞれ発注を行い、平成24年の2月までの完成を予定しております。

次に、市単独道路維持事業ですが、この5,000万円につきましては、総合経済対策として、普通 交付税の割り増しがなされたことにより増額分の一部を市道整備に充てたものでございます。

事業の進捗といたしましては、9月末時点で、当初予定していた箇所、10か所中7か所、59%になります。残りの箇所につきましては、10月、11月にそれぞれ発注を行い、平成24年の2月までの完成を予定しております。

次に、農村改善センター事業3,160万円についてでございます。

農村環境改善センターにつきましては、有明地区における生涯学習、文化事業、健康診断などの会場として利用されているほか、各種団体等による行事や会議など、様々な形で多くの方々に御利用いただいている施設であります。

御質問の平成22年度繰越明許費事業としての今回の工事概要は、図書室の移設、会議室改修、空調工事、屋根防水工事などを計画いたしております。繰り越し明許でございますので、本来ならば早期の執行を行うべきと認識しておりますが、本施設は先ほど申しましたとおり、有明地区の生涯学習や文化事業等の中心的な施設でございます関係で、年度前半の4月から11月につきましては、様々な団体の総会等の会合、各種の生涯学習講座や健康診断など、特に会議室の利用が集中している期間でございます。したがいまして、本工事につきましては、利用される皆さまに極力影響の少ない11月から2月までを工事実施期間として設定し、現在は、設計作業を行っているところでございます。改修中は御迷惑をお掛けしますが、市民の皆さまにより一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう施設を整備し、運営管理してまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

O24番(野村公一君) 市長、当初予算で事業の内容は、当初じゃない、6月議会で説明をいただいたのでね、事業の内容は分かっています。この決算の中にどういう報告がされているかというのを聞いているんです。私どもが、この決算書を成果を検討をしていく中で、どういうその決算をしていけばいいのか、それをお伺いしているんですよ。だから、どういう報告がなされているかを教えてください。

○財務課長(野村不二生君) お答えいたします。

決算書の中におきましては、それぞれの該当する事業のページのところで右側の方に翌年度繰越額という欄がございますが、その中に繰越明許費の欄がございます。そこに3月に可決をしていただきました繰越額の額を表示することとしておりまして、そのように表示をしているところでございます。

ただいま御指摘のありました点につきましては、この事業を23年度に実施をいたしまして、23年度の他の事業と一緒に来年、主要成果等の説明の中でですね、一緒に報告をさせていただいて、 来年度審査をしていただくことになるというふうに思っております。

〇24番(野村公一君) そうすると、今言いましたこの3点の繰り越し事業については、今回の 決算には入ってないという判断でよろしいんですね。

〇財務課長(野村不二生君) 決算書の中では繰り越した額ということの表示をさせていただい

ているだけで、事業内容につきましては来年度ということになります。

- **〇24番(野村公一君**) だから、決算額の中にこの事業費が入っているかということ。
- **○財務課長(野村不二生君)** 説明が足らなくて申し訳ございませんが、決算額の中には入っております。その中で繰越明許費をした分がいくらということで表示をしているところでございます。
- 〇議長(上村 環君) 特に許可します。
- **〇24番(野村公一君)** この200億円の決算額の中に、この四つの事業のお金が入っておる、そういうことですよね。財務課長、聞いて。そういうことでしょう。決算額の中にこのお金は入っているわけでしょう。そうすると、決算をする際に議会は、その成果をどう判断をして決算を認めていくわけですよ。ところが、事業が終わってなければ、何を決算をするかと私は聞いてるんですよ。何を決算をしてほしいんですか。それを教えてください。

〇財務課長(野村不二生君) 先ほど説明が悪かったですが、支出済額、決算額の中には、その額については入ってないところでございます。予算額の中に入っておりまして、その予算を繰り越し明許をして、その決算の額については来年度の中で出てくるということになります。

説明が不足しておりますが、支出済額の中には今回の繰り越し明許をした分の決算は入っていないということでございます。予算を繰り越したということで、来年度の決算額の中に入ってまいります。

ただいま申し上げましたとおり、決算額の中には入っておりませんで、繰り越しをいたしましたので、来年度の決算額の中に入ってくることになります。

〇議長(上村 環君) しばらく休憩いたします。

午後2時08分 休憩 午後2時14分 再開

○議長(上村 環君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、岩根賢二君。

O17番(岩根賢二君) 決算審査にあたりまして、3点ほど質疑をしたいと思います。

まず、監査委員の審査意見書によりますと、自主財源比率が、平成20年度には30.7%あったものが、21年度には27.2%となり、22年度には23.8%と低下傾向にあるようであります。このことは、地方交付税や国・県の支出金が増加しているということに加えて、自主財源の主たる財源である市税の額が減少していることによるものであろうと考えております。その市税の不能欠損額が前年度に比べて増加をしております。10ページにあるこの表には件数等は明示はされていませんけれども、その件数は何件あったのか、また、そしてそれらの個々の件について、なぜ不能欠損になったのか、その理由をちゃんと把握して具体的な対策を検討しているのかお尋ねをいたします。

2点目として、市税の徴収対策については成果説明書の3ページから5ページにかけて記載されていますので、いろいろいろんな角度から徴収しようという努力の姿勢は見えておりますが、この中に常習滞納者という表現があります。この常習滞納者というのは何年ぐらい滞納している人を言うのか、また、払えないのではなくて払わない人がどれぐらいあるのか、そしてその払わない滞納者に対する対策は十分であるのかお尋ねをいたします。

3点目として、歳出のうち補助金の在り方についてお尋ねをいたします。

補助金は産業振興や特定の事業の奨励のため、必要性に応じて支出されるものや、諸団体の運営補助の目的で支出されるもの等があるわけですが、公的なお金の支出ですので、補助の効果が上がっているかどうかを検討する必要があろうかと思います。

そこで補助金について、次の3点についてお尋ねいたします。

- 一つ目が、補助を受けている団体の運営が補助金のみに頼っているところはないのか。
- 2点目、従来の惰性に流れてしまって、不必要なところへ補助しているケースはないのか。
- 3点目として、補助金を支出した後、その結果や成果を書面により確実に把握しているのか、 補助金について、この3点をお伺いいたします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

自主財源比率が減少している中で、不能欠損の額が増加しているということについてのお尋ね でございます。お答えいたします。

長引く不況により自主財源が減少し、税の歳入確保が年々困難な状況となっている中、議員御指摘のとおり、平成21年度から22年度にかけて不能欠損額は増加しておりますが、件数としては減少している状況でございます。増加につきましては、公売、競売による不動産の換価や、倒産、法律相談等により債務整理などして滞納処分をする財産がない方や、滞納処分をすることにより生活を窮迫させる恐れがある方と判断された大口の滞納者が多かったことが原因と考えられるところでございます。

税務課では、滞納整理指導官の外部指導や滞納整理に係る研修に参加をさせた担当職員が、面接による納付相談や内部調査、財産調査により個々の案件ごとに資力や生活状況を見極め、分納計画による納税や滞納処分の執行による換価で市税に充当を行っておりますが、不能欠損や執行停止につきましては、法で定める範囲内で処理を行っているところでございます。

なお、それぞれの細かいことについての把握を十分しているかということにつきましては、今申しましたように、それぞれのケースについて把握をしながら取り組みをしているところでございます。ちなみに不能欠損額で申しますと、平成20年度が1,189万3,000円、平成21年度が1,135万8,000円でございましたが、平成22年度は1,940万4,000円でございました。

次に、市税について、常習滞納者の対策でございますが、本市といたしましては、健全的な市 政運営のため、安定的な税収の確保は重要であると認識しております。

市税滞納者につきましては、個別事情や生活実態の把握のため面接相談を行い、分納計画を立て納税を進めておりますが、お約束どおりに納税されない方や納税相談にも来られない方には、

滞納者の預貯金、給与、不動産等を調査いたしまして、差し押さえや捜索などの滞納処分を実施 しております。

また、平成22年度から鹿児島県及び大隅地域振興局管内の市町村と、個人住民税に係る相互併任に関する協定を結び、連携を取りながら滞納整理業務を行っているところでございます。

次に、補助金についてのお尋ねでございます。

補助金のみで運営している団体はないかということでございますが、運営費補助金の中では会 費収入と自主財源を全く持たない団体は、現在の時点ではないというところであります。

補助金の見直しにつきましては、市の集中改革プランに基づき平成20年10月に補助制度に係る指針を策定するとともに、平成22年度には行財政改革推進委員の意見を参考としながら、補助金の見直しの基本的な考えを取りまとめたところでございます。これを基に、昨年の10月15日から11月8日までの間、補助金等の見直しに伴うヒアリングを総務課、企画政策課、財務課、合同で実施したところでございます。成果としましては、市の単独補助金について、平成23年度当初予算で前年度比3,104万3,000円の削減額となっております。

ということで、ただいま2番目の御質問の不必要なところに支出してないかということについては、ヒアリングを実施しながら見直しを含めて調査をしたというところでございます。

そしてまた、結果を把握しているかということにつきましても、ただいま申しました行財政改革推進委員の意見をもとに補助金の見直しをしているところでございますので、十分その成果については、決算書等を参考にさせていただきながら、結果を把握しているところでございます。 〇税務課長(小辻一海君) 数字的になことにつきまして、私の方から補足してお答え申し上げ

平成22年度の不能欠損処分の件数でございますが、一般市税におきましては、全体で513件、件数では昨年より53件減となっております。国保税につきましては、全体で435件、件数では昨年より106件減となっております。

それから、先ほど常習滞納者ということでございますが、この方々におきまして何年という期間は設けておりません。毎年毎年、理由もなく納期内に納入されない方々がいらっしゃいますので、そういう方々を常習滞納者というような形で御理解しているところでございます。

以上でございます。

ます。

〇17番(岩根賢二君) 不能欠損の件数等も減少しているということでございますが、例えばですね、議会の方がこの不能欠損の内容と理由に関する調書みたいなものを提出をしなさいということがあれば、それは提出が可能でしょうか、そのことを1点。

それと、この常習滞納者の何年というのは特に決まってないということでございますが、今この常習滞納者といわれる人の中で、最長何年ぐらい滞納されているのか、時効がありますので5年、5年とかいう形でずっと延びていくんだろうと思いますが、最長でもう何年ぐらい納税をしていないという方があるのか。

それと、この常習滞納者と呼ばれる方は何名ぐらいいるのかということについては答えがなか

ったので、その点、再確認をいたします。

それと、補助金のことですが、書面により確実に把握をしているということでございましたが、 それは間違いないですか。いろんな諸団体あるいは特に農業関係とかは補助金が出ておりますが、 そのことについてちゃんと決算報告みたいなもの、あるいは成果について報告があっているとい うのは間違いないか再確認いたします。

○税務課長(小辻一海君) 議員お尋ねの常習滞納者という、何年ということでございますけど、 このことにつきましては、こちらでは何年というのではなくて、先ほど言われました時効という のがありますので、なるべく時効にならないようにお願いして分納をさせていただいております ので、期間というのがちょっとここで、一番長い人が何年というのはちょっとここで把握してな いところでございます。ともかく長い人は、すごく長い人がいらっしゃるということでございま す。

それと、何人という人数の方も、今ここで把握しておりませんので、後でまた資料を提出した いと思いますのでよろしくお願いします。

それと、先ほど申されました不能欠損処分の資料でございますけど、このことにつきましては、 決算委員会の前にお渡ししたいと思います。よろしくお願いします。名前は出せません。名前で はなくて、資料ということを、人数と、それから金額ということでよろしくお願いしたいと思い ます。

○財務課長(野村不二生君) 補助金の関係でございますけれども、昨年度ヒアリングを実施した際には、所管の課の課長等出席していただきまして、それぞれの団体の決算書等を確認しながらヒアリングを実施したところでございます。

O17番(岩根賢二君) この不能欠損の調べについては提出も可能だということでございます。 もちろん氏名等を要求するつもりは全然ありませんので御心配なく。

それと、この常習滞納者が常習という呼び方をするのには何年ぐらいかということについては、何年ということはないということでございましたが、5年経てば時効だということで、また5年目に毎年毎年時効を続けていけば、永遠に払わなくていいということになりますよね。ですから、課長が今お答えになった、すごく長い人もおられるということでしたが、その辺がちょっと問題だなあと思います。

それと、何人ぐらいというのも、これは把握しておいてしかるべき数字でございますので、またお知らせを願いたいと思います。

市長にお伺いしますが、この常習滞納者について、市長自ら催促に行くというようなことは考えられないか、その点だけお聞きします。

〇市長(本田修一君) お答えいたします。

常習の滞納者というような表現が適正かどうかというようなことも担当の方で申し述べておりました。私どもは滞納があった場合はすぐさま現年処理をするということが基本原則となっておりますので、それに合わせて滞納整理をしていくわけでございますが、それが重なってきたとき

に不能欠損にするかどうかというのは判断するというところでございます。その際、財産等があれば当然差し押さえしながら充当していくということは、基本的に現在とられているということでございますので、市民の方々は、市の方針はそういったものだということについて、十分認識が深まってきているんじゃないかなというふうに思っております。

ということで、私自身にそのような方々にお話に行くかどうかということにつきましては、まだ今の段階では担当の方から行ってほしいというようなことがございませんので、今までは行ったことがございませんが、私が行ってそのような効果があるということが担当の方が判断するとなれば、当然相談があるというふうに思いますので、そのときは対応してまいりたいと考えます。

○税務課長(小辻一海君) 誠に申し訳ございません。私の方でちょっと答弁不足で申し訳ございません。常習滞納者ということで、今つかんでいるところで484名ということになっております。 それから、先ほど申されましたように5年が最高ということで、それ以降になれば差し押さえで時効を中断して、またそのままずっといくというふうな形でとっているところでございます。 以上でございます。

- ○議長(上村 環君) 特に許可します。
- **〇17番(岩根賢二君)** 最初確認すればよかったんですけれども、払えない、市長の最初の答弁ではですね、払えない人の事情の説明はありましたけれども、払わない人、払える財力があるのに払わない人というのは、この484人のうちどれぐらいいるものですか。
- **〇税務課長(小辻一海君)** ちょっと常習滞納者ということだけつかんで、その中の苦しくて払えない人と払わない人ということですが、その払わないということに関しましては、ちょっとまだ把握しておりませんので、また後で資料を提出したいと思います。
- ○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第1号については、9人の委員で構成する平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、平野栄作君、下平晴行君、西江園明君、玉垣大二郎君、坂元修一郎君、藤後昇一君、毛野了君、立平利男君、福重彰史君の9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成22 年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成22年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

午後 2 時 35分 休憩 午後 2 時 49分 再開

〇議長(上村 環君) 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に坂元修一郎君、副委員長に玉垣大二郎君がそれぞれ互選されました。

日程第23 認定第2号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第3号 平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第4号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第26 認定第5号 平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第6号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第7号 平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第29 認定第8号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第9号 平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

〇議長(上村 環君) 日程第23、認定第2号から日程第30、認定第9号まで、以上8件を会議 規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233 条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額47億8,599万2,762円、歳出総額44億8,262万7,150円、実質収支額は3億336万5,612円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成23年 3 月31日現在で、1 億675万1,742円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が8億4,267万7,131円、構成比17.6%、国庫支出金が13億6,843万1,725円、構成比28.6%、前期高齢者交付金が8億4,279万6,669円、構成比17.6%、共同事業交付費が5億2,528万5,379円、構成比11.0%となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は、現年課税分で93.0%となっており、徴収額が7億9,538万<math>3,147円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が28億4,404万1,415円、構成比63.5%、後期高齢者支援金等が4億8,538万565円、構成比10.8%、共同事業拠出金が7億388万7,015円、構成比15.7%となっております。

平成22年度につきましては、国民健康保険基金残高が少ない中、見込まれる財源不足を補うため、一般会計から法定外繰入金を5,000万円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。結果的には、インフルエンザ等の流行もなく、被保険者1人当たりの医療費の伸び率が対前年度比0.8%減と、予想を下回ったため、国民健康保険基金を1億4万4,482円積み立てた上で、実質単年度収支は2,775万2,546円の黒字となっております。

被保険者の高齢化へのシフト及びそれに伴う疾病構造の変化、医療技術の進歩等により、高齢者医療を中心に被保険者1人当たりの医療費は、平成19年度まで5%以上の伸び率となっておりましたが、平成20年度が0.9%、平成21年度が3.0%、平成22年度がマイナス0.8%と低い伸び率となっております。しかしながら、昨今の経済情勢の悪化による市民所得の落ち込みにより、国民健康保険税の収入が伸びない等、引き続き非常に厳しい財政運営となっております。収納率向上等財源の確保、平成20年度から保険者に義務化された特定健康審査の受診率の向上及び特定保健指導の利用率の向上に取り組みながら、更に被保険者のための健康増進のための事業を積極的に展開し、医療費適正化及び国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明を申 し上げます。

本案は、平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成22年度の剰余金106万4,816円につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴う精算処理として、一般会計に繰り出しております。したがいまして、決算額は、歳入歳出総額それぞれ133万3,309円となり、差し引き残額はゼロ円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、国庫支出金が43万7,423円、構成比32.8%、繰入金が34万2,000円、構成比25.7%、諸収入が31万5,912円、構成比23.6%となっております。

歳出の主なものは、総務費が16万8,531円、構成比12.6%、諸支出金が115万2,942円、構成比

86.5%となっております。

平成22年度における本市の老人保健特別会計事業につきましては、平成20年3月診療分までの 過誤調整等に係るものであります。

次に、認定第4号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 3 億2,838万8,067円、歳出総額 3 億2,588万4,935円、実質収支額は250万3,132円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億7,864万1,016円、構成比54.4%、繰入金が1億4,501万9,691円、構成比44.2%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億1,848万8,447円、構成比97.7%、保健事業費が451万4,216円、構成比1.4%となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、その運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合とともに、被保険者への制度周知に努め、また資格等の手続き、被保険者証の発行等、日々の業務のほか、健康保持増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。今後も高齢化が進むことに伴い、老人医療費が増加することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第5号、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申 し上げます。

本案は、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額34億3,961万1,255円、歳出総額は33億2,053万9,818円、実質収支額は1億1,907万1,437円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が4億4,710万6,536円、構成比13.0%、国庫支出金が9億3,562万7,138円、構成比27.2%、支払基金交付金が9億9,624万3,037円、構成比29.0%、県支出金が5億391万476円、構成比14.7%、繰入金が4億3,213万9,486円、構成比12.6%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が32億2,973万9,937円、構成比97.3%、諸支出金が3,757万8,072円、構成比1.1%、地域支援事業費が4,489万1,944円、構成比1.4%となっております。

今後も、市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防を含めた高齢者福祉、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を 申し上げます。 本案は、平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億666万6,587円、歳出総額3億94万1,886円、実質収支額は572万4,701円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び及び手数料6,152万1,400円、構成比20.1%、一般会計繰入金が1億4,230万7,000円、構成比46.4%、市債が9,410万円、構成比30.7%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内 4 地区の浄化センターの維持管理費等に要する経費等、総務費が6, 628万295円、構成比22.0%、公債費が2 億3, 466万1, 591円、構成比78.0%となっております。

今後も、加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第7号、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233 条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額284万5,158円、歳出総額253万1,512円で、実質収支額は31万3,646円となり、 全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が258万7,000円、構成比90.9%、繰越金及び預金利子が25万8,158円、構成比9.1%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.7%となっております。

次に、認定第8号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申 し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,026万5,324円、歳出総額1億944万1,121円、実質収支額は82万4,203円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が6,500万円、構成比58.9%、一般会計繰入金が4,410万9,000円、構成比40.0%となっております。

歳出の主なものは、管理費が670万7,447円、構成比6.1%、公債費が1億273万3,674円、構成比93.9%となっております。

次に、認定第9号、平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上 げます。

本案は、平成22年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4

項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億6,154万9,564円、総費用が5億190万319円となり、5,964万9,245円の純利益となりました。

総収益の主なのは、営業収益が5億5,334万7,489円、構成比98.5%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億5,498万9,483円、構成比90.7%、営業外費用が4,678万336円、構成比9.3%となっております。

建設事業の成果としましては、森山大迫配水管布設工事、新橋地区導水管布設工事、新橋第3 水源地取水施設工事、東原中地区配水管布設替工事、伊崎田地区配水管布設替工事、吉村地区配 水管布設替工事、上小西地区配水管布設替工事等を実施しました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽 化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで御説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明資料を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。 〇議長(上村 環君) お諮りします。

ただいま議題となっています認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、9人の委員で構成する平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、9人の委員で構成する平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、丸山一君、鶴迫京子君、本田孝志君、立山静幸君、長岡耕二君、金子光博君、小園義行君、鬼塚弘文君、野村公一君の9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 9 人を平成22 年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

午後3時11分 休憩午後3時21分 再開

〇議長(上村 環君) 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に立山静幸君、副委員長に鶴迫京子君がそれぞれ互選されました。

日程第31 議案第67号 平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について

〇議長(上村 環君) 日程第31、議案第67号、平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、平成22年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市水道事業剰余金について、建設改良積立金として積み立てるため、 地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであ ります。

それでは、平成22年度志布志市水道事業会計決算書の8ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金5,964万9,245円のうち、減債積立金として積み立てる298万3,245円を 差し引いた5,666万6,000円を建設改良積立金として積み立てるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(上村 環君) お諮りします。

ただいま議題となっています議案第67号については、先ほど設置されました平成22年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号については、平成22年度 志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中 も継続して審査することに決定しました。

日程第32 閉会中の継続審査申し出について

〇議長(上村 環君) 日程第32、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第33 閉会中の継続調査申し出について

○議長(上村 環君) 日程第33、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、 議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〇議長(上村 環君) 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成23年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

午後3時26分 閉会